令和2年度

包括外部監査結果報告書

介護保険事業を含む高齢者福祉事業に関する 財務事務の執行について

柏市包括外部監査人

公認会計士·税理士 須賀豊彦

目次

| 第 | 1 | 包括外部監査の概要 | 1 |
|---|----|------------------------------------|---|
| 1 | 外部 | 部監査の種類 | 1 |
| 2 | 選 | 定した特定の事件(監査テーマ) | 1 |
| 3 | 監 | 査テーマの選定理由 | 1 |
| 4 | 外部 | 部監査の対象部署 | 2 |
| 5 | 外部 | 部監査の対象期間 | 3 |
| 6 | 外部 | 部監査の実施期間 | 3 |
| 7 | 外部 | 部監査の方法 | 3 |
| 8 | 包扣 | 括外部監査人及び補助者 | 4 |
| 9 | 利智 | 書関係 | 4 |
| 第 | 2 | 監査対象の概要 | 6 |
| 1 | 少- | 子髙齢化社会の現状 | 6 |
| 2 | 介記 | 護保険制度の変遷(2000 年施行から現在に至るまで) | 2 |
| 3 | 柏ī | 市における高齢化の現状及び柏市の対応1 | 3 |
| 4 | 監 | 査対象である公の施設指定管理者・財政援助団体2 | 8 |
| 5 | 柏ī | 市独自の高齢者福祉に係る施策〜柏プロジェクト2 | 9 |
| 6 | 柏ī | 市における高齢者福祉に関する事務事業の所管部署3 | 4 |
| 7 | 監 | 査の対象とした事務事業3 | 9 |
| 第 | 3 | 監査の結果 | 0 |

| (| 高 | 高齢者支援課の所管に係る事務事業) | 50 |
|---|----------|---------------------------------|----|
| 1 | ŧ | 柏市の介護保険制度 | 50 |
| 2 | 1 | 介護保険資格管理業務(No.1) | 58 |
| 3 | 1 | 介護保険料決定事務 | 59 |
| 4 | <u> </u> | 要介護・要支援認定の申請事務(No.2,3) | 60 |
| 5 | 1 | 介護保険窓口業務等に係る業務委託(No.4) | 69 |
| 6 | 1 | 介護保険料の賦課徴収(No.5) | 71 |
| 7 | 1 | 介護保険料の滞納管理 | 74 |
| 8 | 1 | 介護保険料の減免 | 75 |
| 9 | 1 | 介護保険料の過誤納付金の還付(No.5) | 75 |
| 1 | 0 |) 介護保険制度等の啓発パンフレット作成事業(No.6) | 76 |
| 1 | 1 | 柏市高齢者いきいきプラン21策定及び推進事業(No.7) | 78 |
| 1 | 2 | 2 介護保険システムによる管理(No.8) | 79 |
| 1 | 3 | 3 介護保険給付(No.9,10) | 79 |
| 1 | 4 | . 介護給付適正化(No.11) | 81 |
| 1 | 5 | 5 高額介護サービス等の保険給付費支払事業(No.12,13) | 84 |
| 1 | 6 | 6 高額医療合算介護サービス等支払い事業(No.14,15) | 85 |
| 1 | 7 | ' 特定施設入所者介護サービス等支払事業(No.16) | 85 |
| 1 | 8 | 3 介護保険居宅サービス利用者への負担軽減事業(No.17) | 86 |
| 1 | 9 |) 老人福祉センター管理運営等業務(No.18) | 87 |
| 2 | 0 |) 豊四季台老人いこいの家(No.19) | 88 |
| 2 | 1 | 老人福祉センター送迎事業(No.20) | 89 |

| 2 2 | ? ゲートボール場管理運営業務(No.21) | 91 |
|-----------|--|-----|
| 2 3 事業 | 3 特別養護老人ホーム(広域型及び地域密着型)・認知症高齢者グループホーム等 ミ(No.22) | |
| 2 4 | . 介護老人福祉施設設置資金助成事業(No.23) | 95 |
| 2 5 | 5 軽費老人ホームサービス提供費補助(No.24) | 96 |
| 2 6 | 5 デイサービスセンター管理事業(No.25) | 97 |
| 2 7 | ′ 老人いきがい対策事業(No.26) | 98 |
| 2 8 | 3 敬老祝金事業(No.27) | 105 |
| 2 9 |) 介護人材の確保・育成事業(No.28) | 106 |
| 3 0 |) 高齢者在宅福祉サービス事業(No.29) | 110 |
| (均 | 地域包括支援課の所管に係る事務事業) | 120 |
| 3 1 | 柏市介護予防評価分析事業(No.30) | 120 |
| 3 2 | 2 介護予防センター管理運営委託事業(No.31) | 120 |
| 3 3 | 3 高齢者の総合相談支援事業(No.32) | 122 |
| 3 4 | ! 総合保健医療福祉施設管理事業(No.33) | 125 |
| 3 5 | 5 成年後見制度の活用促進事業(No.34) | 126 |
| 3 6 | 5 市民後見推進事業(No.35) | 129 |
| 3 7 | ' 高齢者緊急一時保護事業(No.36) | 130 |
| 3 8 | 8 権利擁護啓発活動事業(No.37) | 132 |
| 3 9 | 9 老人ホーム入所措置事務(No.38) | 133 |
| 4 0 |) 地域包括支援センター業務委託(No.39) 高齢者の総合相談事業 | 136 |
| 4 1 | 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業(No.40) | 141 |

| 4 2 | 生活支援体制整備事業(No.41)1 | 42 |
|------------------|------------------------------------|------------------|
| 4 3 | 介護予防講座・教室(介護予防普及啓発事業)(No.42)1 | 44 |
| 4 4 | 認知症早期発見・早期対応事業(No.43)1 | 45 |
| 4 5 | 介護予防・生活支援サービス事業(No.44)1 | 46 |
| 4 6 | たすけあいサービス 事業費補 助金(No.45)1 | 48 |
| 4 7 | 介護予防ケアマネジメント事業(No.46)1 | 50 |
| 48 | 介護支援サポーター事業(地域介護予防活動支援事業)(No.47)1 | .52 |
| 4 9 | 介護予防サービス一次予防事業(ロコモフィットかしわ)(No.48)1 | 53 |
| 5 0 | 通いの場・ふれあいサロン・コミュニティカフェ事業(No.49)1 | 54 |
| 5 1 | 認知症の人と家族への支援(No.50)1 | 56 |
| (福 | i祉政策課の所管に係る事務事業)15 | 57 |
| 5 2 | 豊四季台地域高齢社会総合研究会の運営(No.51)1 | 57 |
| 5 3 | 柏市健康福祉審議会運営事業(No.52)1 | .59 |
| 5 4 | セカンドライフ支援事業(No.53)1 | 60 |
| (社 | :会福祉課の所管に係る事務事業)16 | 62 |
| 5 5 | 民生・児童委員の活動支援・研修事業(No.54)1 | 62 |
| | | |
| 56 | 防災福祉K-Net事業 (No.55)1 | 66 |
| | 防災福祉K-Net事業(No.55) | |
| 5 7 | | .67 |
| 5 7 (址 | 柏市社会福祉協議会(柏市社協)支援事業(No.56)1 | .67 69 |

| | (法人指導課の所管に係る事務事業) | (|
|------------------|------------------------|---|
| 178 | 6 0 社会福祉法人設立等の許可事業 | 6 |
| 出事務事業174 | 6 1 介護保険事業所の指定・許可・各種届 | 6 |
| .59)178 | 6 2 社会福祉法人等の指導・監査事業(No | 6 |
| 委託事業及び補助金事業)190 | (柏市社会福祉協議会が実施している | (|
| 196 | 〈社会福祉事業> | < |
| 196 | 3 3 法人運営事業 | 6 |
| 進事業)199 | (地域福祉推進事業―地域福祉活動推 | (|
| 強化事業)19 9 | 3 4 地域いきいきセンター(地域活動拠点 | 6 |
| 200 | 3 5 地区社会福祉協議会の支援 | 6 |
| 201 | 6 6 生活支援体制整備事業 | 6 |
| 費補助金交付202 | 67 たすけあいサービス及び通いの場事業 | 6 |
| ·業)205 | (地域福祉推進事業一健康予防支援事 | (|
| 208 | 38 サポーターに関する事務 | 6 |
| 206 | 69 受入施設に関する事務 | 6 |
| l用援助事業)207 | (地域福祉推進事業―福祉サービス利 | (|
| 207 | 7 0 相談業務 | 7 |
| 208 | 7 1 訪問調査業務 | 7 |
| 208 | 7 2 支援業務 | 7 |
| 209 | 7 3 生活支援員研修会の実施 | 7 |
| 一受託運営事業)210 | (施設管理運営事業―介護予防センタ | (|

| 7 4 | 施設管理(いきいきプラザ) | 211 |
|-----|---------------------------|-------|
| 7 5 | 施設管理(ほのぼのプラザ) | 211 |
| 7 6 | 介護予防講座の開催 | 212 |
| 7 7 | パソコンルーム事業 | 212 |
| 78 | フレイル予防出前講座 | 213 |
| 7 9 | 市民サポーター支援 | 213 |
| <公 | 益事業> | . 214 |
| (在 | 宅福祉サービス事業―さわやかサービス事業) | . 216 |
| 8 0 | 在宅福祉サービス | 217 |
| 8 1 | 移動サービス | 218 |
| 8 2 | 福祉有償運送運転者講習会 | 220 |
| (在 | 宅福祉サービス事業―地域包括支援センター受託運営) | . 221 |
| 8 3 | 介護予防・生活支援サービス事業 | 223 |
| 8 4 | 一般介護予防事業 | 223 |
| 8 5 | 総合相談支援事業 | 224 |
| 8 6 | 権利擁護事業 | 225 |
| 8 7 | 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 | 225 |
| 8 8 | 生活支援体制整備事業 | 225 |
| 8 9 | 認知症総合支援事業 | 226 |
| 9 0 | 地域ケア会議推進事業 | 226 |
| 9 1 | 認知症高齢者見守り事業 | 227 |

| 9 2 | 認知症サポーター等養成事業 | 227 |
|-----|---------------|-----|
| | | |
| 第4 | 小括 | 232 |

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法(以下「自治法」という。)第 252 条の 37、柏市外部監査契約に基づく 監査条例第 2 条の規定に基づく令和 2 年度包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査テーマ)

介護保険事業を含む高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について

3 監査テーマの選定理由

私は、以下の理由に基づいて令和2年度の監査テーマとして「介護保険事業を含む 高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について」を選定した。

市は、平成28年度より5年間の第五次総合計画・前期基本計画を策定し、3つの 重点目標として①教育と子育て等福祉の充実、②高齢者福祉の充実、③魅力あるまち づくりを掲げ、計画的で戦略的な推進のための構想と基本的な事務事業を示してい る。令和2年度はその前期計画の満期にあたり、各施策及び事務事業の進捗状況につ いて評価を行い、次の後期基本計画の策定へと繋げる時期に来ている。

介護保険制度は、制度発足以来令和2年4月で20年目を迎えている。高齢者の介護と医療についての制度設計は一定の高齢者福祉のレベルを達成しているが、反面、制度が複雑になり関連する事業も多岐にわたり様々な関連機関が係る等により一般の市民からは中々十分な認知と理解が得られていないという側面もある。

市は令和2年4月現在で、65歳以上の高齢者数は110,162人、総人口426,128人に対して高齢化率は25.85%と高い水準になっており、今後も毎年高齢者数も高齢化率も増加すると予測されている。高齢者福祉事業に関する負担(歳出)は、平成30年度において、介護保険事業特別会計が約257億円で、一般会計における民生費・社会福祉費からも多額の支出があり、今後も、2025年までにこれらの支出は毎年大幅に増加していくと予想されている。

市も、「2025年問題」(団塊の世代が75歳になり後期高齢者が急増することで社会保障費の急激な負担増が予測される)に向けて、高齢者の健康予防や介護・医療の連携等も含めた、福祉政策の深化・多種類化の整備による財政の維持や事業の継続が重要な課題となっている。

国の施策としては、近年の社会福祉法・介護保険法等の改正により、

- ① (従来以上に)地域包括ケア・サービス等の総合事業と、介護サービス・介護 予防サービス(給付)との事業の充実化
- ② 要支援者や要介護者の認定者の増加や重度化の予防の強化
- ③ 介護費用等の適切な経費削減

が図られているところである。高齢者福祉行政として、高齢者の住まい、医療、介護、介護予防、認知症対策、生きがいづくり、まちづくり(道路等)等の幅広い分野が関連性を持ち、かつ、市内の地域性の違いや住民ニーズの変化に的確に対応すると共に、住民への施策の説明・窓口対応(地域包括支援センター等)等広報活動も含めた適切な組織体制の整備と対応が求められており、これまで以上に多方面の関係者や住民の協力による「共生社会」の構築が必要とされている。

以上より、市にとって、高齢者福祉事業は、下記①から④の観点において重要である。

① 施策の重要性

市民の生活に重要な影響のある3つの重点目標の1つであること 第五次総合計画・前期基本計画の満期年度としての節目であること

② 今後の財政に対する多大な影響

千葉県の都市部である市が、今後の少子高齢化社会の急速な進捗により、多額 の歳出の増加で、今後の財政に重要な影響を与えること

③ 法整備等の進化化・充実

厚生労働省や千葉県も含めて法的な面での整備・強化・進化が近年に図られている中で対応状況を確認することは大きな意義があること

④ 金額の重要性

特別会計・一般会計における支出額が多額で、市の歳入歳出に占める比率も高く、今後の財政に大きな影響を与えるものであること

これらを考慮して、「介護保険事業を含む高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について」を令和2年度の包括外部監査対象事件として選定した。

4 外部監査の対象部署

(1) 柏市

高齢者福祉事業に関する事務の執行を担当する保健福祉部における以下の部 署

- ・福祉政策課 ※
- ・社会福祉課 ※
- 高齢者支援課
- 地域包括支援課
- 地域医療推進課
- 法人指導課

※社会福祉課は、令和2年4月1日をもって組織改編により福祉政策課に統合されている。

(2) 柏市の資金援助団体

高齢者・母子・障害者等につき柏市と協力して福祉事業を実施している以下 の組織

• 社会福祉法人柏市社会福祉協議会

5 外部監査の対象期間

令和元年度(平成31年度)(自:平成31年4月1日 至:令和2年3月31日) ただし、必要があると判断した場合には、平成30年度以前に遡り、また、一部は 令和2年度についても対象とした。

6 外部監査の実施期間

自:令和2年7月20日 至:令和3年3月31日

7 外部監査の方法

(1) 監査要点

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について、

ア. 合規制、イ.経済性、効率性及び有効性の視点に着目する。

ア. 合規制

関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかどうか検討するため、事務の流れについて説明を受け、関連文書の閲覧を行う。また、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

イ. 経済性、効率性及び有効性

経済的、効果的かつ効率的に事務が行われているかどうか検討するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

(2) 主な監査手続

ア 高齢者保健福祉事業等に関する管理状況等について、関連部署の責任者及び担 当者に対するヒアリングを実施する。

- イ 高齢者保健福祉事業等に関する条例・規則・規程・調達における稟議・契約 書・検収書類等の資料・文書・証拠資料・統計資料等の検討を実施する。
- ウ 高齢者保健福祉事業等に関する施設の視察を実施し、必要に応じて出納管理や 個別財産の所在確認・管理状況等を確認する。
- エ サンプル・チェックについては、事業ごとに該当する資料や取引の全体を確認 した上で、原則としてその中から項目や金額の重要性を考慮してサンプリング抽 出を実施する。

8 包括外部監査人及び補助者

須賀 豊彦 (公認会計士・税理士)

青山 伸一 (公認会計士)

加藤 聡 (公認会計士・税理士)

鈴木 信一 (公認会計士・税理士)

浅野 亮太郎 (公認会計士・税理士)

棟田 大介 (公認会計士・税理士)

中野 寛也 (税理士)

小林 義和 (弁護士·税理士)

9 利害関係

包括外部監査人は、監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 に規定されている利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書の中の数値:

報告書の中の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。そのため、端数処理の関係上、合計とその内訳が必ずしも一致しない場合がある。 指摘(監査の結果)と意見:

外部監査を通じて発見した指摘すべき事項(監査の結果)、又は、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は次のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえ た結果、改善することが望まれる事項」

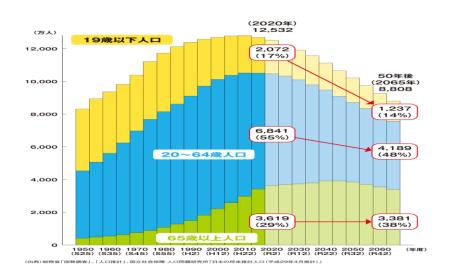
第2 監査対象の概要

1 少子高齢化社会の現状

(1) 日本の少子高齢化

我が国は、人口に占める高齢者の割合が増加する「高齢化」と、出生率の低下により若年者人口が減少する「少子化」が同時に進行する少子高齢化社会となっている。

2065年までに、65歳以上人口は、ほぼ横ばいで推移する一方で、20歳~64歳人口は、大幅に減少し、高齢化率は10%程度上昇することが見込まれている。



<参考>平成30年までの介護保険の対象者、利用者の増加 厚生労働省 老健局「公的介護保険制度の現状と今後の役割」平成30年度より

① 65歳以上の被保険者の増加

| | 平成12年4月末 | | 平成30年4月末 | |
|----------|----------|---------------|----------|------|
| 第1号被保険者数 | 2,165 万人 | \Rightarrow | 3,492 万人 | 1.6倍 |

② 要介護 (要支援) 認定者の増加

| | 平成12年4月末 | | 平成30年4月末 | |
|------|----------|---------------|----------|------|
| 認定者数 | 218 万人 | \Rightarrow | 644 万人 | 3.0倍 |

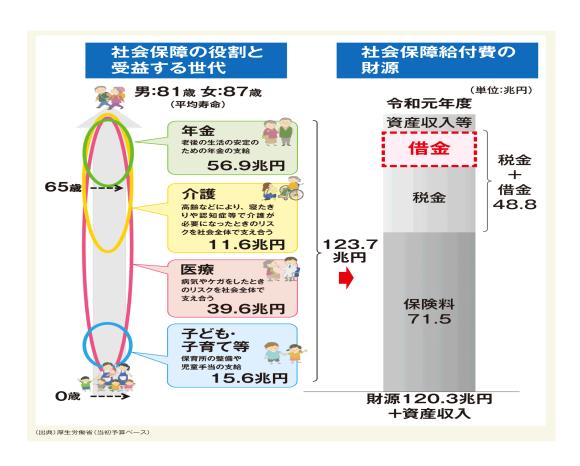
③ サービス利用者の増加

| | 平成12年4月末 | | 平成30年4月末 | |
|---------------|----------|---------------|----------|------|
| 在宅サービス利用者数 | 97 万人 | \Rightarrow | 366 万人 | 3.8倍 |
| 施設サービス利用者数 | 52 万人 | \Rightarrow | 93 万人 | 1.8倍 |
| 地域密着型サービス利用者数 | _ | | 84 万人 | |
| 計 | 149 万人 | \Rightarrow | 474 万人 | 3.2倍 |

(2) 増大する社会保障費

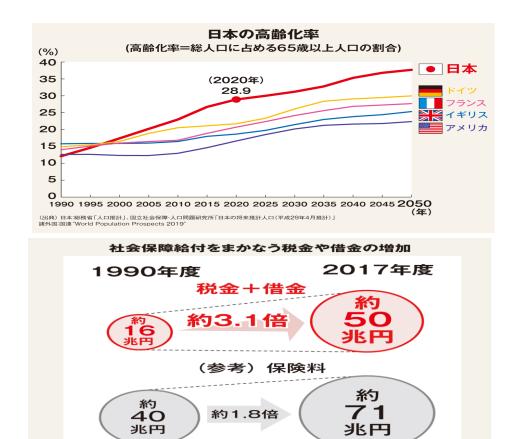
社会保障は、年金、医療、介護、子ども・子育て等の分野に分けられ、国の一般会計歳出の約3分の1を占める我が国最大の支出項目となっている。

社会保障制度の基本は保険料による支え合いであるが、保険料のみでは負担が現役世代に集中してしまうため、税金や借金も充てている。このうちの多くは借金に頼っており、私たちの子や孫の世代に負担を先送りしている状況である。



(3) 社会保障費は増加する理由

日本は、他国に類をみない速度で高齢化が進んでいる。高齢化に伴い社会保障の費用は増え続け、税金や借金に頼る分も増えている。

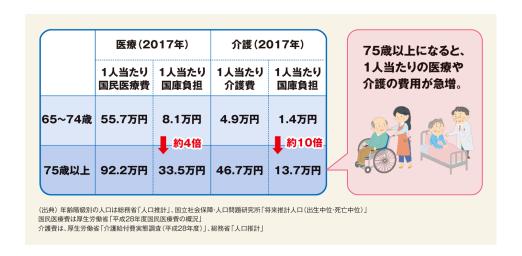


(4) 社会保障費の今後の見込み

(出典)国立社会保障·人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計

今後、高齢化はさらに進展し、いわゆる「団塊の世代」が 2022 年には後期高齢者である 75 歳以上となりはじめ、2025 年には最も増加すると予測されている。75 歳以上になると、1 人あたりの医療や介護の費用は急増することから持続可能な社会保障制度を作ることが急務となっている。





(5) 日本の高齢者福祉制度の概要

(老人福祉法)

老人福祉法が制定される以前の日本の高齢者福祉施策は、<u>生活保護法</u>に基づく養老施設への収容保護が中心であったが、高齢者の増加、高齢者の就労機会の減少等、高齢者を取り巻く環境が変化したことを受けて、1963年(昭和38年)、高齢者の心身の健康の保持や生活の安定を目的として<u>老人福祉法</u>が制定された。1970年代半ばまでは施設の整備に重点が置かれていたが、以降、在宅福祉への認識が高まり、在宅福祉施策の充実が図られるようになった。

1990年(平成2年)には、老人福祉法の一部が改正され、福祉サービスは住民に身近な市区町村において実施することを基本とする体制が整備された。

(介護保険法)

また、1990年代に入り、急速に高齢化が進展するとともに、認知症の高齢者が増加する一方、核家族化により、家族の介護機能が低下し、高齢者の介護が社会的な問題となってきたことから、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして、1997年(平成9年)、介護保険法が制定され、2000年(平成12年)4月から施行されました。

現在は、下図のように高齢者を取り巻く問題に対して多方面からの施策が実施されている。

高齢者を支える制度

介護

介護保険法

加齢に伴って生ずる疾病等により要 介護状態となった者等が尊厳を保持し、 その有する能力に応じ自立した日常 生活を営むことができるよう、国民の 共同連帯の理念に基づき、必要な保健 医療サービス及び福祉サービスに係る 給付を行うことを目的とする法律。 利用者の選択により、保健・医療・福祉 にわたるさまざまなサービスを総合的 に利用できる仕組み。

虐待

高齢者虐待の防止、高齢者の養護 者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)

65歳以上の高齢者の虐待防止、養護者 (高齢者を世話する家族等)に対する 支援等を促進することにより、高齢者 の尊厳を保持し、その権利利益を擁護 することを目的とした法律。

福祉用具

福祉用具の研究開発及び普及の 促進に関する法律

介護ペッドや車いす、移動用リフトなど の福祉用具の研究開発・普及を促進する ことを目的とした法律。心身の機能が 低下し日常生活を営むのに支障のある 高齢者や心身障害者の自立の促進及び これらの者の介護を行う者の負担の 軽減を図る。

福祉

老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかに するとともに、老人に対し、その心身の 健康の保持及び生活の安定のために 必要な措置を講じ、老人の福祉を図る ことを目的とする法律。



医療

高齢者の医療の確保に関する法律

2006 (平成18) 年の「健康保険法等の一部を改正する法律」により、老人保健法を改称し、高齢期における適切な医療の確保について定めた法律。

雇用

高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(高年齢者雇用安定法)

継続雇用制度等による高年齢者の安定 した雇用の確保の促進、高年齢者等の 再就職の促進、定年退職者等の高年齢 退職者に対する就業の機会の確保等の 措置を総合的に講じ、高年齢者等の職業 安定その他福祉の増進を図るとともに、 経済及び社会の発展に寄与することを 目的とする法律。

住まい

高齢者の居住の安定確保に関する 法律(高齢者住まい法)

国による居住の安定の確保に関する 基本的な方針及び都道府県による 高齢者居住安定確保計画の策定につい て定め、高齢者が安心して生活できる 居住環境を実現しようとするもの。 2011 (平成23) 年4月に一部改正 され。高齢者円滑入居賃貸住宅、高 齢者向け優良賃貸住宅等を一本化し、 高齢者の生活を支援するサービスを 提供する「サービス付き高齢者向け 住宅」の登録制度が創設された。

移動

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律(バリアフリー法)

高齢者や障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性、 安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資する ことを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法と ハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物(学校、 病院、劇場、ホテル、老人ホーム等)、建築物特定施設 (出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の 通路等)などについて、高齢者や障害者等が移動等を 円滑に行えるようにするための基準が定められている。

年金

厚生年金保険法

厚生年金保険、厚生年金基金及び企業年金連合会について定めた 法律。労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者 及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的と している。

国民年金法

国民年金制度を定める法律。国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的としている。1986(昭和61)年4月から実施された制度改正によって、国民年金制度は、すべての国民に共通する基礎年金を支給する制度に位置づけられた。

【参考】介護保険制度の創設前の老人福祉・老人医療政策の経緯

| 年 代 | 高齢化率 | 主 な 政 策 |
|----------|-------|----------------------------|
| 1960 年代 | 5.7% | 1962(昭和 37)年訪問介護(ホームヘルプサービ |
| 老人福祉政策の始 | | ス)事業の創設 |
| まり | | 1963(昭和 38)年老人福祉法制定 |
| | | ◇特別養護老人ホーム創設、訪問介護法制化 |
| 1970 年代 | 7.1% | 1973(昭和 48)年老人医療費無料化 |
| 老人医療費の増大 | | 1978(昭和 53)年短期入所生活介護(ショートス |
| | | テイ)事業の創設 |
| | | 1979(昭和 54)年日帰り介護(デイサービス)事 |
| | | 業の創設 |
| 1980 年代 | 9.1% | 1982(昭和 57)年老人保健法の制定 |
| 社会的入院や寝た | | ◇老人医療費の一定額負担の導入等 |
| きり老人の社会的 | | 1987(昭和62)年老人保健法改正(老人保健施設 |
| 問題化 | | の創設) |
| | | 1989(平成元)年消費税の創設(3%) |
| | | ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十か年戦 |
| | | 略)の策定 |
| | | ◇施設緊急整備と在宅福祉の推進 |
| 1990 年代 | 12.0% | 1990(平成 2)年福祉 8 法改正 |
| ゴールドプランの | | ◇福祉サービスの市町村への一元化、老人保健 |
| 推進 | | 福祉計画 |
| 介護保険制度の導 | | 1992(平成 4)年老人保健法改正(老人訪問看護制 |
| 入準備 | | 度創設) |
| | | 1994(平成6)年厚生省に高齢者介護対策本部を設 |
| | | 置(介護保険制度の検討) |
| | | 新ゴールドプラン策定 (整備目標を上方修正) |
| | | 1996(平成8)年介護保険制度創設に関する連立与 |
| | | 党3党(自社さ)政策合意 |
| | | 1997(平成 9)年消費税の引上げ(3%→5%) |
| | | 介護保険法成立 |
| 2000 年代 | 17.3% | 2000(平成 12)年介護保険法施行 |
| 介護保険制度の実 | | 介護保険制度の創設前の老人福祉・老人医療政 |
| 施 | | 策の経緯 |

(出典:厚生労働省老健局 日本の介護保険制度について(2016年11月))

2 介護保険制度の変遷 (2000 年施行から現在に至るまで)

介護保険制度が施行された 2000 年(平成 12 年) から現在までの主要な改正点は、 以下のとおりである。

平成17年改正(平成18年4月施行)

- ① 介護予防の重視(要支援者への給付を介護予防給付に。介護予防ケアマネジメントは<u>地域包括支援センター</u>が実施。介護予防事業、包括的支援事業等の地域支援事業の実施)
- ② 施設給付の見直し(食費・居住費を保険給付の対象外に。所得の低い 方への補足給付)(平成17年10月)
- ③ <u>地域密着サービス</u>の創設、介護サービス情報の公表、負担能力をきめ 細かく反映した第1号保険料の設定

平成20年改正(平成21年5月施行)

① 介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備。休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の義務化

平成23年改正(平成24年4月施行)

- ① <u>地域包括ケア</u>の推進。24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや 複合型サービスの創設。<u>介護予防・日常生活支援総合事業</u>の創設。介 護療養病床の廃止期限の猶予(公布日)
- ② 介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護
- ③ 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和。地域密着型サービスの公募・選考による指定を可能に。 各都道府県の財政安定化基金の取り崩し

平成26年改正(平成27年4月施行)

- ① <u>地域包括ケアシステム</u>の構築に向けた地域支援事業の充実(在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等)
- ② 全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化
- ③ 低所得の第一号被保険者の保険料の軽減割合を拡大
- ④ 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ(2割。平成27年 8月)

平成29年改正(平成30年4月施行)

- ① 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ② 「日常的な医学管理」、「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護医療院の創設
- ③ 介護保険と障害福祉制度に新たな共生型サービスを位置づけ
- ④ 特に所得の高い層の利用者負担割合の見直し(2割→3割)、介護納付金への総報酬割の導入

上記の改正の中で特筆すべきは、平成 26 年介護保険法改正において、『地域包括 ケアシステム』を構築するように定められたことである。

<u>地域包括ケアシステム</u>は、在宅医療・介護連携の推進等の地域支援事業の充実とあわせ、予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業(介護保険財源で市町村が取組み事業)に移行し、多様化を図ったことである。

平成29年5月26日には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年6月2日公布)が成立し、以下の制度強化が図られた。

- (1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法) 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組み の制度化
 - ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策 定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 - ・ 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
 - ・ 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)
- (2) 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

3 柏市における高齢化の現状及び柏市の対応

(1) 柏市の現状と将来予測(2025年(令和7年)に向けて)

柏市は、明治 29 年の常磐線開通、大正時代の北総鉄道(現:東武線 アーバンライン)開通により柏駅は乗換駅となり、以後同駅を中心に市街地が形成された。

1960年(昭和35年)代以降、東京のベッドタウンとして人口が急増し平成元年度には人口30万人を超え、平成22年度には人口40万人を超えた。増加原因の一部には、平成17年3月28日に千葉県東葛飾郡沼南町との合併があった。現在(令和2

年4月1日)の人口は43万人を超える。今後も2025年(令和7年)までは人口は増加を続け、以後は穏やかに減少していくと予測されている。

柏市における、過去の総人口及び65歳以上の高齢者人口も含む3区分の人口の推移は、下記のとおりである。

【年齢(3区分)、住民基本台帳人口構成割合の推移(単位:人、%)】

| 年 度 | 人口総数 | 年少人口 | | 生産年齢人口 | | 高齢者人口 | |
|---------|---------|-------------|-------|--------------|-------|---------|-------|
| | | $0 \sim 14$ | 構成比 | $15 \sim 64$ | 構成比 | 65 歳~ | 構成比 |
| | | 歳 | 率 (%) | 歳 | 率 (%) | | 率 (%) |
| 昭和 40 年 | 109,237 | 29,824 | 27.3 | 75,470 | 69.1 | 3,943 | 3.6 |
| 昭和 50 年 | 203,065 | 58,564 | 28.8 | 136,053 | 67.0 | 8,320 | 4.1 |
| 昭和 60 年 | 273,128 | 65,626 | 24.0 | 191,330 | 70.1 | 16,061 | 5.9 |
| 平成2年 | 305,058 | 58,198 | 19.1 | 225,146 | 73.8 | 21,663 | 7.1 |
| 平成 7年 | 317,750 | 49,776 | 15.7 | 238,272 | 75.0 | 29,538 | 9.3 |
| 平成 12 年 | 327,851 | 45,986 | 14.0 | 241,148 | 73.6 | 40,686 | 12.4 |
| 平成 17 年 | 380,963 | 51,186 | 13.5 | 266,831 | 70.1 | 62,383 | 16.4 |
| 平成 27 年 | 408,787 | 53,989 | 13.2 | 255,954 | 62.6 | 98,844 | 24.2 |
| 平成 28 年 | 412,127 | 54,204 | 13.2 | 255,748 | 62.1 | 102,175 | 24.8 |
| 平成 29 年 | 415,657 | 54,338 | 13.1 | 256,352 | 61.7 | 104,967 | 25.3 |
| 平成 30 年 | 419,155 | 54,661 | 13.0 | 257,095 | 61.3 | 107,399 | 25.6 |
| 令和元年 | 423,903 | 54,827 | 12.9 | 259,835 | 61.3 | 109,241 | 25.8 |

(2019 年版柏市統計書に基づき監査人作成。人口は、各年 10 月 1 日時点。 各年度における上記の 3 区分の人口数の合計が「人口総数」と一致しない のは統計上で不詳な者が存在しているためである。)

上記の表のとおり、人口総数が年々増加する中で、65歳以上の高齢者人口は人数・構成比率とも増加の一途をたどり、高齢化が着実に進行している。 また、本市における令和元年度の年齢別・男女別の構成は、以下のとおりである。

【令和元年10月1日現在、男女別住民基本台帳人口】

(単位:人、%)

| | | 男性(人) | 女性 (人) | 合計(人) | 構成比率 |
|---|--------|---------|---------|---------|------|
| | | | | | (%) |
| 総 | 人口 | 209,926 | 213,977 | 423,903 | 100 |
| | | (49.5%) | (50.5%) | | |
| | 0~14 歳 | 27,998 | 26,829 | 54,827 | 12.9 |

| 15 | 5∼64 歳 | 132,972 | 126,863 | 259,835 | 61.3 |
|----|---------|---------|---------|---------|------|
| 65 | 6歳以上 | 48,956 | 60,285 | 109,241 | 25.8 |
| | 65~74 歳 | 26,184 | 29,606 | 55,790 | 13.2 |
| | 75 歳以上 | 22,772 | 30,679 | 53,451 | 12.6 |

(2019年版柏市統計書に基づき監査人作成。)

【千葉県及び柏市の近隣市町村の高齢化率等比較】

(単位:人、%)

| | | 高齢者人口 | | | | |
|------|-------------|---------------------|---------------|------------|----------|-----------------|
| 市町村名 | 総人口 (人) | (65 歳以 上) (人) | 65 歳~ 74 歳 | 75~84 歳 | 85 歳以上 | 高齢化 率 (%) |
| 千葉県 | 6, 308, 561 | 1, 688, 646 | 859, 351 | 605, 568 | 223, 727 | 26.8 |
| 千葉市 | 970, 455 | 250, 284 | 124, 417 | 94, 692 | 31, 175 | 25.8 |
| 市川市 | 488, 714 | 102, 995 | 52, 850 | 36, 834 | 13, 311 | 21. 1 |
| 船橋市 | 640, 012 | 152, 661 | 74, 421 | 58, 612 | 19, 628 | 23. 9 |
| 松戸市 | 496, 961 | 126, 497 | 62, 505 | 47, 830 | 16, 162 | 25. 5 |
| 野田市 | 154, 404 | 46, 425 | 25, 154 | 15, 874 | 5, 397 | 30. 1 |
| 柏市 | 421, 057 | 108, 304 | 56, 112 | 38, 760 | 13, 432 | 25. 7 |
| 流山市 | 191, 792 | 45, 411 | 23, 051 | 16, 513 | 5, 847 | 23. 7 |
| 我孫子市 | 132, 167 | 39, 677 | 19, 421 | 15, 195 | 5, 061 | 30.0 |
| 鎌ケ谷市 | 109, 950 | 30, 739 | 15, 780 | 11, 703 | 3, 256 | 28.0 |
| 浦安市 | 170, 254 | 29, 227 | 16, 602 | 9, 584 | 3, 041 | 17. 2 |

(平成31年4月1日現在、千葉県ホームページより監査人作成。)

柏市は、千葉県内の近隣市と比較して高齢化率はほぼ中間の数値であり、地域の特性により数値に差異はあるが、高齢化率は千葉県全体より 1.10%低くなっている。

(2) 日常生活圏別の高齢者人口及び高齢化率

柏市は日常生活圏 (小生活圏域) が 20 地区により構成される。最近の各生活圏の 人口、年齢別割合等は下表のとおりである。

(令和元年10月1日現在)

| | | 生 | 活 圏 | 域 | | 全人口(人) | 65 歳以 | 高齢化率 |
|---|---|---|-----|---|---|--------|-------|------|
| 大 | 中 | | | 小 | | | 上 (人) | (%) |
| | | | No. | 町 | 名 | | | |

| 北 | 北部 1 | 02 | 田中(柏の葉を含 | 50,944 | 10,021 | 19.7 |
|---------|------|----|----------|---------|---------|------|
| 部 | | | む) | | · | |
| | | 01 | 西原 | 17,635 | 5,465 | 31.0 |
| | 北部 2 | 03 | 富勢 | 24,033 | 7,276 | 30.3 |
| | | 04 | 松葉 | 11,311 | 4,330 | 38.3 |
| | | 05 | 高田・松ヶ崎 | 20,410 | 4,687 | 23.0 |
| 中 | 中央1 | 07 | 豊四季台 | 31,167 | 8,207 | 26.3 |
| 央 | | 08 | 新富 | 23,650 | 5,018 | 21.2 |
| | | 09 | 旭町 | 12,326 | 2,275 | 18.5 |
| | 中央2 | 06 | 柏中央 | 27,633 | 5,975 | 21.6 |
| | | 10 | 新田原 | 14,460 | 3,584 | 24.8 |
| | | 11 | 富里 | 19,157 | 3,874 | 20.2 |
| | | 12 | 永楽台 | 12,432 | 3,472 | 27.9 |
| 南 | 南部1 | 13 | 増尾 | 24,138 | 7,286 | 30.2 |
| 部 | | 15 | 南部 | 26,856 | 7,916 | 29.5 |
| | | 16 | 藤心 | 14,622 | 4,418 | 30.2 |
| | 南部 2 | 14 | 光ケ丘 | 31,352 | 8,458 | 27.0 |
| | | 17 | 酒井根 | 9,178 | 2,758 | 30.1 |
| | 沼南 | 18 | 手賀 | 3,589 | 1,324 | 36.9 |
| | | 19 | 風早北部 | 26,152 | 7,450 | 28.5 |
| | | 20 | 風早南部 | 22,858 | 5,461 | 23.9 |
| <u></u> | 計 | | 合計 | 423,903 | 109,255 | 25.8 |

(柏市 HP 日常生活圏域データ (65 歳以上))

高齢者人口では、田中地区が 10,021 人で最も多く、以下、光ケ丘地区 (8,458 人)、豊四季台地区 (8,207 人)、南部地区 (7,916 人) と続き、手賀地区 (1,324 人) が最小となっている。高齢化率では松葉地区が 38.3%と最も高く、以下、手賀地区 (36.9%)、西原地区 (31.0%)、富勢地区 (30.3%) と続き、旭町地区 (18.5%) が最低となっている。

(3) 柏市の高齢者世帯数及び高齢者独居世帯数の推移

柏市の年齢階層別(3区分)の傾向は、年少人口($0\sim14$ 歳)、生産年齢人口($15\sim64$ 歳)は減少傾向で推移する一方、老年人口(65歳以上)は増加傾向で推移し、2025年(令和7年)には27.0%、2050年(令和32年)には33.1%に達すると予測されている。

平成25年度以降、令和元年度までの毎年度の高齢者独居世帯と高齢者のみの世

帯の推移は、下表のとおりである。高齢者人口の増加に伴って、高齢者世帯数、とりわけ高齢者のみ世帯数(高齢夫婦世帯数)、高齢者独居世帯数が、世帯数及び全世帯数比率ともに、継続的に増加している。

【柏市 HP 日常生活圏域データ】

(高齢者世帯数・構成比)

| 年 度 | 全世帯 | 高齢者独居 | 高齢者のみ | 高齢者のみ |
|----------|---------|--------|--------|--------|
| | | 世帯 | 世帯 | 世帯/全世 |
| | | | | 帯 |
| 平成 25 年度 | 172,425 | 18,415 | 36,367 | 21.1 % |
| 平成 26 年度 | 175,111 | 19,839 | 39,059 | 22.3 % |
| 平成 27 年度 | 178,267 | 20,968 | 41,368 | 23.2 % |
| 平成 28 年度 | 181,478 | 22,126 | 43,469 | 24.0 % |
| 平成 29 年度 | 184,959 | 23,303 | 45,499 | 24.6 % |
| 平成 30 年度 | 188,292 | 24,510 | 47,394 | 25.2 % |
| 令和元年度 | 192,635 | 25,552 | 48,971 | 25.4 % |

(4) 要介護等認定者数、介護サービス利用の現状

① 全国の状況

介護保険制度は、制度が施行された平成 12 年 4 月から 20 年を経過した。厚生 労働省が取り纏めたこの間の利用者数等の増加の情況は、以下のとおりである。サービス利用者は約 3.2 倍に増加し、現在では高齢者介護に不可欠な制度となっている。

【全国の介護保険制度の利用者人数比較】

| | | 平成 12 年 4 | 平成30年4月 | 増加倍数 |
|----------|-----------|-----------|----------|-------|
| | | 月末 | 末 | |
| 第1号被保険者数 | | 2,165 万人 | 3,492 万人 | 1.6 倍 |
| 要介護等認 | 定者数 | 218 万人 | 644 万人 | 3.0 倍 |
| サービス | 在宅サービス | 97 万人 | 366 万人 | 3.8 倍 |
| 利用者数 | 施設サービス | 52 万人 | 93 万人 | 1.8 倍 |
| | 地域密着型サービス | _ | 84 万人 | _ |
| | 計 | 149 万人 | 474 万人 | 3.2 倍 |

② 本市の第1号被保険者数、要介護等認定者数、介護サービス利用者数

本市の平成30年度及び令和元年度における第1号被保険者数、要介護等認定者数、

保険給付費、介護サービス利用者数は以下のとおりである(各年度10月1日現在)。

【第1号被保険者数、要介護等認定者数】

| | 内 容 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|-------------|-----------|-----------|
| 総人口 | 1 | 419,155 人 | 423,903 人 |
| 第1号 | 分被保険者数 | 106,999 人 | 108,788 人 |
| | 65~74 歳 | 56,713 人 | 55,723 人 |
| | 75~85 歳 | 37,585 人 | 39,454 人 |
| | 85 歳以上 | 12,701 人 | 13,611 人 |
| 要介護 | · 莫認定者数 | 16,799 人 | 17,557 人 |
| | 要支援 1 | 2,575 人 | 2,861 人 |
| | 要支援 2 | 1,991 人 | 2,152 人 |
| | 要介護 1 | 3,894 人 | 4,022 人 |
| | 要介護 2 | 2,758 人 | 2,844 人 |
| | 要介護 3 | 2,235 人 | 2,254 人 |
| | 要介護 4 | 1,864 人 | 1,923 人 |
| | 要介護 5 | 1,482 人 | 1,501 人 |
| 第2号 | 分被保険者数 | 422 人 | 404 人 |
| 要介護 | [認定率(1 号被保) | 15.7% | 16.1% |

【保険給付費】

(単位:千円)

| 給 付 内 容 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------------|------------|------------|
| 保険給付費 (総合計) | 23,180,514 | 24,550,005 |
| 総給付費 | 21,970,174 | 23,148,985 |
| 施設サービス | 7,493,550 | 7,837,121 |
| 居住系サービス | 2,637,331 | 2,814,592 |
| 在宅サービス | 11,839,293 | 12,497,272 |
| 地域支援事業費 | 1,324,156 | 1,411,544 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 842,392 | 893,186 |
| 包括的支援事業費(社会保障充実分) | 454,496 | 497,926 |
| 在宅医療・介護連携推進事業費 | 26,120 | 28,729 |
| 認知症総合支援事業費 | 11,666 | 11,461 |
| 生活支援体制整備事業費 | 27,718 | 34,681 |
| 地域包括支援センター運営事業費 | 388,992 | 423,055 |

| 任意事業費 | 27,268 | 20,432 |
|-----------------|--------|--------|
| 第1号被保険者1人あたり給付費 | 17.1 | 17.7 |

【介護サービス利用者数】

(単位:人)

| | | (単位・八) |
|----------------------|---------|---------|
| サービス種類 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 施設サービス | 28,671 | 29,445 |
| 介護老人福祉施設 | 16,265 | 16,384 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 1,873 | 1,941 |
| 介護老人保健施設 | 10,217 | 10,671 |
| 介護医療院 | 25 | 216 |
| 介護療養型医療施設 | 291 | 233 |
| 居住系サービス | 12,994 | 13,920 |
| 特定施設入居者生活介護 | 8,221 | 9,118 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 4,773 | 4,802 |
| 在宅サービス | 335,306 | 353,622 |
| 訪問介護 | 33,521 | 34,289 |
| 訪問入浴介護 | 2,217 | 2,149 |
| 訪問看護 | 17,187 | 19,186 |
| 訪問リハビリテーション | 4,060 | 3,988 |
| 居宅療養管理指導 | 33,405 | 36,419 |
| 通所介護 | 34,451 | 36,205 |
| 地域密着型通所介護 | 16,382 | 16,582 |
| 通所リハビリテーション | 13,672 | 14,345 |
| 短期入所生活介護 | 9,017 | 9,211 |
| 短期入所療養介護 (老健) | 935 | 872 |
| 短期入所療養介護 (病院等) | 0 | 0 |
| 福祉用具貸与 | 64,876 | 69,995 |
| 特定福祉用具販売 | 1,367 | 1,371 |
| 住宅改修 | 1,242 | 1,410 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1,154 | 1,048 |
| 夜間対応型訪問介護 | 313 | 227 |
| 認知症対応型通所介護 | 642 | 746 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 1,501 | 1,445 |

| 看護小規模多機能型居宅介護 | 160 | 235 |
|---------------|--------|---------|
| 介護予防支援・居宅介護支援 | 99,204 | 103,899 |

(5) 高齢者保健福祉関係歳出決算の推移と現状

① 高齢者保健福祉関係歳出決算の推移、一般会計歳出決算に占める割合

令和元年度は平成 25 年度と比較して、一般会計に占める民生費歳出金額の割合は約 36.5%から約 42.3%に増加し、また、社会福祉費歳出金額も一般計歳入額合計金額の 約 16.4%から約 19.1%へ増加している。

【年度別一般会計 歳入・民生費・社会福祉費(民生費の内訳)比較】

(単位:百万円)

| 項目 | 平成 20 年度 | 平成 25 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 一般会計 | | | | | |
| 歳入計 A | 102,953 | 114,895 | 129,572 | 128,603 | 133,330 |
| 民生費 B | 28,550 | 41,967 | 51,641 | 53,128 | 56,382 |
| (B/A) | 27.73% | 36.53% | 39.86% | 41.31% | 42.29% |
| 社会福祉費 C | 14,576 | 18,806 | 22,858 | 23,837 | 25,519 |
| (C/A) | 14.16% | 16.37% | 17.64% | 18.54% | 19.14% |
| (C/B) | 51.05% | 44.81% | 44.26% | 44.87% | 45.26% |
| 特別会計 | | | | | |
| 介護保険制度 | 13,466 | 18,640 | 24,669 | 25,713 | 27,057 |
| 特別会計 | | | | | |

② 介護保険特別会計

介護保険法第3条第2項の規定に基づき、市町村は介護保険に係る収入及び支出について、特別会計を設ける事とされており、柏市においても介護保険事業特別会計(以後、「介護特会」という。)が設置されている。介護特会の令和元年度までの3年間の決算の収支は、概ね以下のとおりである。

【介護保険制度特別会計 3年間収支比較】

(歳入) (単位:千円)

| 予算科目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 介護保険料 | 6,016,876 | 6,997,451 | 6,977,572 |
| 国庫支出金 | 4,811,234 | 4,939,230 | 5,573,972 |
| 支払基金交付金 | 6,373,829 | 6,528,308 | 6,852,306 |
| 千葉県支出金 | 3,396,306 | 3,597,504 | 3,809,277 |

| 柏市繰入金 | 3,566,438 | 3,761,437 | 4,117,118 |
|--------|------------|------------|------------|
| 前年度繰越金 | 777,324 | 302,640 | 430,516 |
| その他 | 30,401 | 17,696 | 23,596 |
| 合 計 | 24,972,410 | 26,114,270 | 27,783,359 |

(歳出) (単位:千円)

| 予 算 科 目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------|------------|------------|------------|
| 総務費 | 579,454 | 627,892 | 659,281 |
| 保険給付費 | 22,107,693 | 23,180,513 | 24,550,005 |
| 地域支援事業費 | 1,204,810 | 1,324,157 | 1,411,544 |
| 基金積立金 | 314,192 | 423,788 | 271,036 |
| その他 | 463,619 | 157,402 | 165.328 |
| 合 計 | 24,669,769 | 25,713,753 | 27,057,195 |

また、介護特会に係わる令和元年度における歳出のうち、総務費及び地域支援業費の主な内訳は以下のとおりである。

【総務費の主な内訳】

(単位:千円)

| 予算科目 | 金額 | 主 な 内 容 | | |
|----------|---------|--------------------|--|--|
| 総務管理費 | 396,534 | 一般職の人件費、窓口業務委託料、IT | | |
| | | 関係委託料等 | | |
| 徴収費 | 39,041 | 通信運搬費(賦課決定通知、督促状等の | | |
| | | 郵送料等)、収納業務委託料等 | | |
| 介護認定審査会費 | 222,042 | 主治医意見書作成手数料、認定調査業務 | | |
| | | 委託費、調査員報酬等 | | |
| 趣旨普及費 | 1,420 | 市民向け手引きの印刷製本費等 | | |
| 運営協議会費 | 241 | 地域包括支援センター運営協議会関係 | | |
| | | 費 | | |

【地域支援事業費の主な内訳】

(単位:千円)

| 予算科目 | 金 額 | 主 な 内 容 |
|----------|---------|--------------------|
| 第1号事業支給費 | 724,310 | 介護予防等サービス事業費(指定事業者 |
| | | への利用料等) |

| 介護予防ケアマネ | 88,941 | 地域包括支援センターのケアマネジメ |
|------------|---------|--------------------|
| ジメント事業費 | | ント費 |
| 一般介護予防事業 | 69,982 | フレイルチェックを軸とした講座の実 |
| 費 | | 施と住民主体のフレイル予防活動の取 |
| | | 組みへの支援 |
| 包括的支援事業費 | 420,821 | 地域包括支援センター業務委託料等 |
| 権利擁護事業 | 804 | 高齢者保護 |
| 認知症対策推進事 | 14,363 | 後見人報酬助成金等 |
| 業 | | |
| 在宅医療 • 介護連 | 28,729 | カシワニネット、在宅医療・介護多職種 |
| 携推進事業 | | 連携 |
| 生活体制整備事業 | 34,680 | 地域の支えあいの充実と体制整備(地域 |
| 費 | | 支えあい推進員育成等、地域支えあい推 |
| | | 進協議会) |
| 認知症総合支援事 | 11,461 | 認知症初期集中支援事業、認知症カフェ |
| 業 | | 支援費 |
| 家族介護支援事業 | 6,068 | 家族介護用品支給事業(助成金)等 |
| 費 | | |

(6) 将来推計

第7期柏市高齢者いきいきプラン21によれば、柏市の将来の人口の推移は概ね 以下のように予測されている。

① 人口の長期推移

本市では人口減少が進む全国的な傾向とは異なり、2025年までは人口が増加し、419,060人に達すると推計され、その後は減少傾向に転じると予測されている。

年齢階層別(3区分)の傾向は年少人口($0\sim14$ 歳)、生産年齢($15\sim64$ 歳)は減少傾向で推移する一方、老年人口(65歳以上)は増加傾向で推移し、2025年には27.0%、2050年には33.1%に達すると予測される。

【柏市の年齢層別 (3区分) 人口の見込み】

(単位:人、%)

| 年 度 | 人口総数 | 年少人口 | | 生産年齢 | 人口 | 高齢者人 | . П |
|-------|---------|-------------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | $0 \sim 14$ | 構成比 | 15~64 歳 | 構成比 | 65 歳~ | 構成比 |
| | | 歳 | 率 (%) | | 率 (%) | | 率 (%) |
| 2025年 | 419,060 | 51,032 | 12.2 | 254,929 | 60.8 | 113,100 | 27.0 |

| 2030年 | 417,583 | 48,018 | 11.5 | 254,241 | 60.9 | 115,324 | 27.6 |
|--------|---------|--------|------|---------|------|---------|------|
| 2035年 | 412,262 | 45,740 | 11.1 | 248,230 | 60.2 | 118.291 | 28.7 |
| 2040年 | 405,238 | 44,716 | 11.0 | 235,728 | 58.2 | 124,794 | 30.8 |
| 2045 年 | 398,784 | 44,113 | 11.1 | 226,077 | 56.7 | 128,594 | 32.2 |
| 2050年 | 393,975 | 43,510 | 11.0 | 219,927 | 55.8 | 130,538 | 33.1 |

(第7期柏市高齢者いきいきプラン21より)

② 高齢者数の見込み

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年 (令和7年) には高齢者率が 26.6%まで上昇すると推計されるが、75 歳以上の高齢者の比率は 16.0%となる。2021 年以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っている。

【柏市の高齢者年齢層別人口の推移と見込み】

(単位:人、%)

| 年 度 | 65 歳以上高齢者 | | 75 歳以上高齢者 | | |
|--------|-----------|---------|-----------|---------|--|
| | 人口 (人) | 構成比率(%) | 人口 (人) | 構成比率(%) | |
| 2019年 | 108,039 | 26.1 | 52,805 | 12.7 | |
| 2020年 | 109,333 | 26.3 | 54,451 | 13.1 | |
| 2021年 | 110,345 | 26.4 | 55,662 | 13.3 | |
| 2022年 | 110,918 | 26.5 | 59,051 | 14.1 | |
| 2023年 | 111,423 | 26.5 | 62,311 | 14.8 | |
| 2024年 | 112,072 | 26.6 | 65,319 | 15.5 | |
| 2025 年 | 112,383 | 26.6 | 67,535 | 16.0 | |

(第7期柏市高齢者いきいきプラン21より)

③ 要介護認定者数の見込み

要介護認定者数は 2019 年には 18,746 人だが、2025 年には 26,095 人と 4割程度 の増加が見込まれる。65 歳以上の第 1 号被保険者のうち要介護認定者の割合(認定率)は、2019 年には 17.0%だが、2025 年には 22.9%に達すると予測される。

【要介護認定者の見込み】

(単位:人、%)

| | 要介護認定者数(人) | 認定率 (%) |
|-------|------------|---------|
| 2019年 | 18,746 | 17.0 |
| 2020年 | 20,239 | 18.2 |

| 2025 年 | 26,095 | 22.9 |
|--------|--------|------|
|--------|--------|------|

④ 認知症高齢者数の推移と見込み

本市の 2017 年における認知症有病者数は 11,811 人(11.3%)、MC I 有病者数(正常でも認知症でもない中間状態の人)は 7,650 人(7.3%)である。2025 年には認知症有病者数は 19,434 人(17.3%)、MC I 有病者数は 10,033 人(8.9%)に達すると予測される。

【認知症高齢者・MCI有病者 推移と見込み】

(単位:人、%)

| | 認知症有病者数 | | MC I 有病者数 | | |
|-------|---------|--------|-----------|--------|--|
| | 人数(人) | 比率 (%) | 人数(人) | 比率 (%) | |
| 2017年 | 11,811 | 11.3 | 7,650 | 7.3 | |
| 2020年 | 14,793 | 13.6 | 8,412 | 7.7 | |
| 2025年 | 19,434 | 17.3 | 10,033 | 8.9 | |

⑤ ひとり暮らし高齢者の推移と見込み

本市のひとり暮らし高齢者は、2015年には16,875世帯でしたが、2020年には19,083世帯と予測され、その後も増え続けることが予測される。高齢者人口に占めるひとり暮らし高齢者割合は全国平均と近い割合で推移し、2025年には、本市が18.1%、全国平均が19.2%となっている。

【ひとり暮らし世帯 推移と見込み】

(単位:世帯数、%)

| | 柏市ひとり暮 | 全国平均ひとり | |
|-------|--------|---------|--------|
| | | 暮らし世帯 | |
| | 世帯数 | 比率 (%) | 比率 (%) |
| 2015年 | 16,875 | 16.9 | 17.7 |
| 2020年 | 19,083 | 17.4 | 18.4 |
| 2025年 | 20,509 | 18.1 | 19.2 |
| 2030年 | 21,532 | 18.7 | 19.8 |

(7) 要支援・要介護認定者数の大幅な増加等

① 認定者数の推移

柏市における要支援・要介護認定者数の推移は下図のとおりである。柏市では、要支援・要介護認定者数及び認定率が徐々に増加しており、今後もそれぞれ

増加してくると推測されている。

【過去5年間の介護認定者数・認定率の推移】

(単位:人、%)

| | | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 |
|---|-----------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 核 | 皮保険者数 | 98, 618 | 101, 879 | 104, 649 | 106, 189 | 107, 760 |
| 青 | - 高齢化率 | 24. 1 | 24. 7 | 25. 2 | 25. 7 | 26. 0 |
| 計 | 忍定者数 | 14, 385 | 15, 013 | 16, 075 | 17, 301 | 18, 746 |
| | 要支援1 | 1, 991 | 2,074 | 2, 495 | 2, 921 | 3, 379 |
| | 要支援 2 | 1,581 | 1, 593 | 1,778 | 1, 954 | 2, 152 |
| | 要介護 1 | 3, 354 | 3, 543 | 3, 658 | 3, 826 | 4, 027 |
| | 要介護 2 | 2, 695 | 2, 715 | 2, 707 | 2, 817 | 2, 954 |
| | 要介護 3 | 1,885 | 2,002 | 2, 141 | 2, 282 | 2, 470 |
| | 要介護 4 | 1,572 | 1,698 | 1,838 | 1, 958 | 2, 116 |
| | 要介護 5 | 1, 307 | 1, 388 | 1, 458 | 1, 543 | 1, 648 |
| 計 | 忍定率 | 14. 6 | 14. 7 | 15. 4 | 16. 1 | 17. 2 |
| | 第1号被保険者 | 14. 2 | 14. 4 | 15. 0 | 15. 9 | 17. 0 |
| | 前期高齢者 | 3. 6 | 3. 7 | 3.8 | 4. 1 | 4. 5 |
| | 後期高齢者 | 28. 7 | 28. 1 | 28. 4 | 29. 3 | 30. 3 |
| | 第2号被保険者 | 0.3 | 0. 3 | 0.3 | 0. 3 | 0. 3 |

(第7期柏市高齢者いきいきプラン21より)

(8) 柏市の施策(高齢者福祉計画) ~令和元年度における本市の施策の概要

① 計画策定の目的・法令上の位置づけ・関連計画

厚生労働省は、高齢者社会の急速な進行を受け、団塊の世代がすべて 75 歳以上になる 2025 年に向け、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制(地域包括ケアシステム)を構築し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるために、同システムの構築を推進している。

本市ではこれまで、東京大学高齢社会総合研究機構、UR都市機構との3者連携により「いつまでも元気で活躍できるまち」と「いつまでも自宅で安心した生活が送れるまち」を目指した長寿社会のまちづくりを先駆的に進めている。それらの取り組みで培った知見をもとに、医療・介護・生活支援等を担う多様な主体が、連携を図りながら地域住民の生活を支えると共に、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、自分らしく暮らすことができる『地域共生社会』の実現を目指している。

本市の「柏市第7期高齢者いきいきプラン21」は、この様な地域包括ケアの実現

を目指し、その取り組みを本格化させるための計画として、介護保険制度を含む高齢 者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指すものとして策定されている。

なお、本計画は、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」(第 20 条の 8 第 1 項・第 7 項)、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」(第 117 条第 1 項・第 6 項)を合わせて一体的に策定するものである。

また、本計画は、本市の総合計画である「柏市第五次総合計画(平成 28 年度~令和 7 年度)」(平成 26 年度策定)における高齢者保健福祉分野の部門計画として位置づけられるものである。関連する計画としては第 4 期柏市地域健康福祉計画(社会福祉法第 107 条 市町村地域福祉計画)、柏市健康増進計画等がある。

② 計画期間

本計画は、令和7年度(2025年度)を見据えながら、具体的には平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とする。

保険給付に要する費用動向、保健福祉政策の進捗状況その他の状況を踏まえ、令和 2年度中に本計画を見直し、次期の「柏市第8期高齢者いきいきプラン21」を策定 する。

③ 政策目標と施策体系

本計画は、「すべての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち 柏」のまちづくりを基本目標として、

「いきいきとその人らしく暮らせるまちづくり」 「地域で高齢者を支える体制づくり」 「安心して暮らせる超高齢社会のまちづくり」

の3つの政策目標をかかげ、それぞれ目標実現のために必要な重点施策を下表のよう に体系化している。

【柏市第7期高齢者いきいきプラン21~計画の全体像】

| 政策目標 | 重点施策 | | 主な取り組み | |
|--------------|-------------|----|--------------------|--|
| | | No | 内容 | |
| 1. いきいきとその人ら | (1)フレイル予防の推 | 1 | フレイル予防プロジェクト2025の推 | |
| しく暮らせるまちづくり | 進 | | 進 | |
| | | 2 | フレイルチェックを通じたフレイル予防 | |
| | | | の推進 | |

| | | ı | T |
|--------------|-------------|---------------------------------|--|
| | | 3 | 地域ぐるみのフレイル予防活動の支援 |
| | | 4 | 健康相談・健康診査等を通じた健康づく |
| | | | りの推進 |
| | (2)高齢者の居場所づ | 1 | 通いの場・ふれあいサロン活動の支援 |
| | < b | 2 | 老人福祉センター等の管理運営 |
| | (3)多様な社会参加の | 1 | 高齢者就労の拡充 |
| | 促進 | 2 | 地域でのボランティア活動の推進 |
| 2. 地域で高齢者を支え | (1)地域での支えあい | 1 | 生活支援サービスの提供体制の構築 |
| る体制づくり | 活動の推進と相談体 | 2 | コミュニティカフェ事業への支援 |
| | 制の充実 | 3 | 地域での相談体制の整備 |
| | | 4 | 地域での見守り活動の充実 |
| | (2)在宅医療・介護の | 1 | 地域医療拠点(柏地域医療連携センター) |
| | 連携の推進 | | の運営 |
| | | 2 | 在宅医療・介護多職種連携の推進 |
| | | 3 | 地域住民への普及啓発 |
| | (3)地域包括支援セン | 1 | 総合相談支援機能の充実 |
| | ターの機能強化 | 2 | 地域ケア会議の推進 |
| | | 3 | 地域包括支援センターの増設 |
| | | 4 | 地域包括支援センターの活動評価 |
| | (4)認知症施策の推進 | 1 | 認知症の正しい知識と理解の普及・啓発 |
| | | 2 | 認知症の人と家族への支援 |
| | | 3 | 地域における認知症の人への見守り |
| | | 4 | 認知症の早期発見・早期対応と相談支援 |
| | | | 体制の充実 |
| | (5)権利擁護の充実 | 1 | 高齢者虐待防止の相談支援 |
| | | 2 | 成年後見制度の普及啓発 |
| | | 3 | 振り込め詐欺や消費者トラブルの未然防 |
| | | | 止 |
| 3. 安心して暮らせる超 | (1)介護サービスの基 | 1 | 在宅サービスの整備 |
| 高齢社会のまちづくり | 盤の整備 | 2 | 居住系サービスの整備 |
| | | 3 | 施設サービスの整備 |
| | | | |
| | | (4) | 仕毛福祉サービスの美施 |
| | | 4)5) | 在宅福祉サービスの実施 介護人材の確保 |
| | (2)介護保険制度の持 | | 在宅福祉サービスの実施 介護人材の確保 介護保険事業の適正な運営 |

| | 3 | 介護関係団体への支援 |
|-------------|---|----------------|
| (3)庁内横断的な推進 | 1 | 超高齢社会のまちづくりの推進 |
| 体制の整備 | 2 | 都市・交通政策部門との連携 |

4 監査対象である公の施設指定管理者・財政援助団体

(1) 社会福祉法人柏市社会福祉協議会

社会福祉法人柏市社会福祉協議会(以下、「柏市社協」という。)は、本市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に係る活動の活発化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和31年7月に任意団体として発足し、昭和47年2月に社会福祉法人として認可を受けている。柏市社協は、社会福祉事業の企画及び実施、社会福祉を目的とする事業の調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等の事業を行っているほか、公の施設である「柏寿荘」「南部老人福祉センターかたくりの里」「沼南老人福祉センターいこい荘」「介護予防センターほのぼのプラザますお」の管理運営等を行っている。

柏市社協の運営は、以下の表に記載のとおり、柏市より毎年度に法人運営委託等の委託事業と、介護サポーター支援事業等の補助金の各収入を受領して行われており、そのほかに共同募金等の寄付金収入や施設利用料等の収益事業の資金が事業に充当されている。

【柏市から柏市社協への給付実績 令和元年度】

(単位:千円)

| 分 類 | 契約等の形態 | 柏市の所管部署 | 令和元年度の決算収 |
|-------------|--------|---------|----------------|
| | | | 入金額 |
| A. 社会福祉事業 | | | |
| a. 法人運営事業 | | | |
| 法人運営事業 | 補助金 | 社会福祉課 | 100,640 |
| | | | |
| b. 地域福祉推進事業 | | | |
| 地域福祉活動 | 補助金 | 社会福祉課 | 119,567113,029 |
| たすけあいサービス事業 | 補助金 | 地域包括支援課 | 4,773 |
| 通いの場事業 | 補助金 | 地域包括支援課 | 5,009 |
| 地域福祉活動(小計) | | | 122,811 |
| 生活支援体制整備事業 | 委託契約 | 地域包括支援課 | 34,662 |

| 健康予防支援事業(介護支 | 委託契約 | 地域包括支援課 | 7,714 |
|---------------|------|---------|---------|
| 援サポーター) | | | |
| 福利サービス利用援助事業 | 補助金 | 社会福祉課 | 17,658 |
| (地域福祉推進事業 計) | | | 182,847 |
| c. 施設管理運営事業 | | | |
| 介護予防センター管理運営 | 委託契約 | 地域包括支援課 | 43,883 |
| (社会福祉事業 合計) | | | 327,370 |
| | | | |
| B. 公益事業 | | | |
| a. 施設管理運営事業 | | | |
| 社会福祉センター施設経 | 補助金 | 社会福祉課 | 9,963 |
| 営事業 (沼南) | | | |
| b. 在宅福祉サービス事業 | | | |
| さわやかサービス事業 | 補助金 | 社会福祉課 | 37,458 |
| 成年後見事業 | 補助金 | 地域包括支援課 | 12,311 |
| 市民後見人推進事業 | 委託契約 | 地域包括支援課 | 5,690 |
| 地域包括支援センター | 委託契約 | 地域包括支援課 | 49,226 |
| (沼南) | | | |
| (在宅福祉事業 計) | | | 104,686 |
| (公益事業 合計) | | | 114,651 |
| | | | |
| 合 計 | | | 442,023 |

本市は、令和元年度において、柏市社協に対し、総額 442,023 千円の委託金・負担金・補助金を交付している。

なお、柏市社協は民生委員・児童委員の活動支援事業における民生委員・児童委 員協議会の事務局業務を運営している。

当監査人は、柏市外部監査契約に基づく監査条例(平成19年12月26日条例第38号)第2条1号及び5号に基づき、柏市社協の財務事務を監査した。

5 柏市独自の高齢者福祉に係る施策~柏プロジェクト

(1) 柏プロジェクト事業の背景と、主な経過

柏プロジェクトは、柏市が独自に策定し高齢者福祉施策の中心的存在でもある在 宅医療・介護多職種連携事業であり、柏市の高齢者福祉政策上で最も重要なものの1 つである。

柏市は、今後予想される高齢化の波に対して超高齢・長寿社会に対応した「新たなまちづくり」を進める為に、東京大学高齢社会総合研究機構、UR 都市機構、柏市の三者で、産学官一体で取り組むべく、2009年(平成21年)6月に「柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会」を発足し、2010年(平成22年)5月には三者による連携に関する協定を締結した。

最初の5年間(第1フェーズ)は在宅医療の体制整備とルール構築が進められ、2015年(平成27年)からの第2フェーズではその他の項目も展開されてきた。

(2) 在宅医療・介護連携に取り組んだ背景ときっかけ

市の医療機関の現状を「平成 21 年地域保健医療基礎統計」を使って全国平均と対比してみると、人口 10 万人当たりの一般病院病床数は、全国の 1,057.9 床に対して、市は 814.4 床、一般病院病床利用率は全国 79.9%に対して市は 85.0%であり、病床の需給は逼迫した状況が続き、このままの状況で高齢者が増加すると、近い将来、病床が高齢者で埋め尽くされてしまうことが懸念された。

その様な中で、既存の医療政策の延長として病床を増加することは難しく、地域 の資源の中で患者を診ていく視点(=在宅医療)がこれまで以上に必要になると予測 された。

また、「市民のニーズ」の視点からは、2008年(平成20年)に厚生労働省が調査した「終末期医療に関する調査」によると、終末期の療養場所に関する希望について、必要になれば医療機関等を利用したいと回答した者の割合を合わせると、60%以上の国民が「基本的には自宅で療養したい」と回答していた。これは柏市民に対するアンケートでも同様の結果で、高齢となり医療や介護が必要となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活したいという思いは市民の切実な願いである。しかし、現状の終末期医療はそうした希望に応えられず、自宅で亡くなる人は全死亡者の中で1割程度という状況だった。

そこで柏市は、高齢化の進展に伴う医療提供側と市民側双方の問題を解決するには、在宅医療を推進することが急務と考え、柏市医師会と柏市が課題を共有した上で、多職種連携の推進等、5つの取組みを進めることになった。

<5つの取組み>

- 在宅医療に対する負担を軽減するバックアップシステムの構築 ⇒主治医・副主治医制の構築、病院のバックアップ体制の整備
- 2) 在宅医療を行う医師等の増加及び多職種連携の推進 ⇒在宅医療研修、顔の見える関係会議
- 3) 情報共有システムの構築

⇒クラウドを使い、関係職種同士がリアルタイムに患者の情報を共有

- 4) 市民への啓発、相談・支援
 - ⇒出前講座、在宅医療情報誌「わがや」発行
- 5) 上記を実現する中核拠点(地域医療拠点)の設置
 - ⇒H26年4月に柏地域医療連携センターを開設

以後、医師会・歯科医師会・薬剤師会の3会、病院関係者、看護師、ケアマネジャー、栄養士。リハビリ職、地域包括支援センター、介護事業者等、多職種での分科会、ワーキンググループ(WG)、評価グループの共同作業でさまざまな会議等を通じて議論を重ねて体制づくりを実施した。

(3) 具体的に在宅医療を推進するための諸体制

① 主治医・副主治医制

かかりつけ医がグループを形成して、お互いにバックアップすることにより、1つの診療所が数多くの患者を支えるだけでなく、多くの診療所が少しずつ支えることで多くの患者を支えるシステムである。

② 急性増悪時等における病院のバックアップ体制の確保

ア. 在宅側に関するもの

増悪時には原則として、在宅の主治医(副主治医)又は、訪問看護師が訪問する。

訪問した結果、入院が必要な場合には在宅の主治医(副主治医)から病院の救 急担当に対して、必要な診療情報や患者・家族の意向を情報提供する。

イ. 病院側に関するもの

患者の状態や意向に沿った適切な医療を提供するため、可能な限り退院元の 病院が受け入れる。

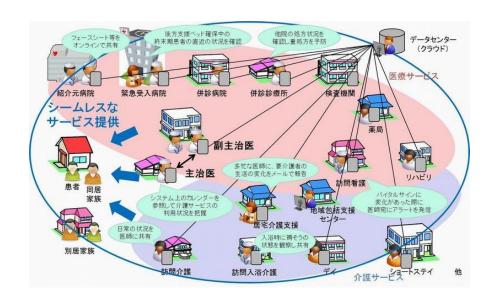
夜間で救急受入が困難な場合は、受入れ可能な病院が一時的に受け入れ、患者の意向を考慮し、可能な場合は、後日退院元の病院に転院する。

ウ. 情報共有システム(カシワニネット)を活用する

柏市では、市民へ質の高いサービス提供を目指して、情報共有システムである「カシワニネット」を活用して医療職・介護職の多職種の連携を推進している。 ※利用のメリット

・情報を一斉に伝えることができる

- ・時間と場所にとらわれない
- ・画像・動画で視覚的に患者の状態を把握できる



エ. 口腔ケアの推進

- 1) 食べる事への支援 お口のケアは生涯にわたる QOL の維持・向上には欠かせない。
- 2) 摂食・嚥下障害の原因 摂食・嚥下障害は、脳卒中や認知症、歯科疾患、薬剤等、幅広い原因で発生 する。
- 3) 摂食・嚥下リハビリテーションの地域でのチームアプローチ 地域の病院等が全身管理等をチームで支援する。
- 4) 訪問による歯科診療・口腔ケア
 - *誤嚥性肺炎の予防
 - *おいしい食事
 - *やすらかな呼吸と会話
 - *回復期患者への早期支援により、食べる「口」を守る
 - *栄養改善
 - *口腔の管理(義歯のフォロー、むし歯・歯周病・粘膜炎等の管理)
- 5) 「お口のチェックシート」の活用目的

歯科専門職以外の多職種が、簡便に口腔内の課題に気づき、歯科専門職につなぐことにより、早期に口腔機能の改善や誤嚥性肺炎の予防への対応が可能になる。

③ 総合特別区域法に基づく特例措置

柏市では、総合特別区域法に基づく総合特別区域計画の認定を受けたことにより、介護保険法の訪問リハビリテーション、歯科衛生士等居宅療養管理指導について、特例措置による事業を実施することが可能となっている。

ア. (介護予防) 訪問リハビリテーション

柏市内の指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院、診療所、介護老人保健施設でなくとも、病院、診療所、介護老人保健施設と密接な連携をとり、指定(介護予防)訪問リハビリテーションを適切に行うと市長が認めるものについて、指定訪問リハビリテーションを行うことを可能とする。

イ. 歯科衛生士等(介護予防)居宅療養管理指導

柏市内の指定(介護予防)居宅療養管理指導事業所から離れた場所であっても、 指定(介護予防)居宅療養管理指導事業所の歯科医師と密接な連携を確保をとり、 指定(介護予防)居宅療養管理指導を適切に行うと市長が認めるものについて、 当該場所から歯科衛生士等が指定(介護予防)居宅療養管理指導を行うことを可 能とする。

④ 多職種連携のルール

退院時等の在宅移行時、在宅療養中の多職種連携における様々なルールづくりを行っている。

ア. 在宅移行時の多職種連携ルール

保険情報や感染症等検査データ、本人や家族の希望等、医療処置、看護指導、 薬剤等、退院日や緊急時の連絡先、等について多職種間で共有すること等を定 めている。

イ. 在宅療養中の多職種連携ルール

病態とその対応方法、家族の介護力、各サービスの利用状況、診療・治療の状況、口腔ケアの状況、薬剤の管理状況、リハビリの状況、栄養状態、等について、 多職種間で共有すること等を定めている。

⑤ 在宅医療に関する研修

かかりつけ医の在宅医療参入の動機づけと、多職種連携のチームビルディング を促進するために「在宅医療研修」を実施している。

<総合型研修>

- ・年1回程度、1コース2日間
- ・内容:在宅医療導入、多職種の役割・資源把握、多職種連携ワークショップ <在宅医療実地研修>

- ・総合型研修を受講した医師等を対象に実施
- ・在宅医療を行う診療所、訪問看護ステーション、介護支援事業所等で半日の 動向研修

⑥ 市民啓発

市民に、在宅医療・介護について知ってもらうとともに、「自分が取り組むこと」 「地域ができること」について考え、実践できるよう、意見交換や情報提供を行っ ている。

【具体的な取組み】

- ・在宅医療情報誌「わがや」の発行
- ・ 出前講座の実施

⑦ 意思決定支援のための取組み

高齢化の進展に伴う救急需要の増大から、救急医療現場より、人生の最終段階に おける本人の意思確認の必要性について問題提起があり、平成27年度から検討を 開始した。

医療・介護連携の枠組みを中心に消防局・行政も協働した体制を作り、医療・介護専門職や介護経験のある市民で構成する意思決定支援検討ワーキンググループを平成30年に設置した。

・支援者のためのガイドライン 意思決定支援検討ワーキンググループにて、それぞれの立場・経験からのディスカッションを重ねて作成した『支援者のためのガイドライン』が令和元年 9月に完成した。

6 柏市における高齢者福祉に関する事務事業の所管部署

柏市では、保健福祉部の各課が介護保険及び高齢者福祉に関する事務事業を所管 している。各課の組織、人員及び担当は下図のとおりである。

(令和元年4月1日現在)

保健福祉部・・・部長1名、理事1名、次長1名の下に、高齢者福祉行政に係る部署 (担当課)は、以下の7課で構成されている。

(1) 高齢者支援課

〇人員

課長1名

副参事1名、統括リーダー2名、副主幹5名、主査6名、主任3名、主事10

名、主事補5名、技術員1名

○事務事業

★計画調整

- ① 介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定及び進行管理に関する事
- ② 介護保険制度の運営及び普及に関する事
- ③ 介護保険の予算、決算及び経理等に関する事
- ④ 介護保険事業財政調整基金に関する事
- ⑤ 介護保険運営協議会に関する事
- ⑥ 高齢者施策及び介護保険制度に係る調査研究に関する事

★いきがい・施設

- (7) 老人福祉施設等の整備及び助成等に関する事
- ⑧ 高齢者のいきがいづくりに関する事
- ⑨ 老人福祉センターに関する事
- ⑩ 老人いこいの家に関する事
- ⑪ 敬老事業に関する事
- ② 高齢者団体に関する事
- ③ 借上バス補助制度に関する事
- ⑭ 軽費老人ホーム運営補助事業に関する事

★介護サービス

- 15 高齢者の生活支援に関する事
- (16) 介護保険の保険給付等に関する事
- ① 介護サービス提供の計画の適正化に関する事
- 18 介護報酬請求の適正化に関する事

★資格保険料

- ⑨ 介護保険の資格及び保険料に係る審査請求等に関する事
- ② 介護保険被保険者の資格の管理に関する事
- ② 介護保険料の賦課及び徴収に関する事

★認定審査

- ② 要介護認定及び要支援認定に関する事
- ② 柏市介護認定審査会に関する事
- ② 介護保険の要介護認定及び要支援認定に係る審査請求等に関する事
- ② 要介護認定の適正化に関する事

(2) 地域包括支援課

〇人員

課長1名

専門監1名、統括リーダー1名、副主幹6名、主査1名、主任4名、主事7名、主事補3名

○事務分掌

★地域ケア推進

- ① 生活支援及び介護予防事業に関する事
- ② 認知症施策に関する事
- ③ 介護予防センター (ほのぼのプラザますお及びいきいきプラザ) に関する事
- ④ 地域包括支援センターに関する事

★権利擁護·管理

- ⑤ 高齢者の権利擁護事業に関する事
- ⑥ 高齢者に係る措置等に関する事
- ⑦ 柏市老人ホーム入所判定審査会に関する事
- ⑧ 柏市総合保健医療福祉施設の管理に関する事

(3) 福祉政策課

○人員

課長1名

副参事1名、主任1名、主事1名

外に、派遣職員(主事。厚生労働省)が1名

○事務分掌

- ① 豊四季台地域高齢社会総合研究会(在宅医療に関するものを除く)に 関する事
- ② 健康・福祉・医療施策に係る他の部署との総合調整等に関する事
- ③ 柏市健康福祉審議会に関する事
- ④ 保健福祉部、保健所及びこども部内の組織、定員、予算及び人材育成 に係る調整に関する事
- ⑤ 部内の事業調整及び庶務に関する事

(4) 社会福祉課

○人員

課長1名

統括リーダー3名、主査2名、主事2名、主事補1名

外に、派遣職員(副参事。柏市社協)が1名

- ○事務分掌
- ★地域福祉

- ① 健康・福祉・医療に係る施策に関する事(他の部署の所管に属するものを除く)
- ② 地域健康福祉計画の策定及び推進に関する事
- ③ 社会福祉法人柏市社会福祉協議会との連絡調整に関する事
- ④ 民生(児童)委員及び民生委員推薦会に関する事
- ⑤ 所管業務に係る出先機関との連絡調整に関する事
- ⑥ 臨時福祉給付金に関する事

★衛生援護

- ⑦ 墓地等の経営の許可等に関する事
- ⑧ 災害弔慰金及び災害援護資金等の支給及び貸付けに関する事
- ⑨ 日本赤十字社に関する事
- ⑩ 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護並びに元軍人軍族等に関する事
- ① 更生保護団体に関する事
- ② 被爆者の援護及び被爆者健康管理見舞金に関する事
- 13 地域福祉センターに関する事

(5) 地域医療推進課

○人員

課長1名

専門監1名、統括リーダー1名、主査1名、主任3名、主事3名

- ○事務分掌
 - ① 豊四季台地域高齢社会総合研究会(在宅医療に関するものに限る)に 関する事
 - ② 地域医療に関する事
 - ③ 救急医療に関する事
 - ④ 柏地域医療連携センターに関する事

(6) 法人指導課

〇人員

課長1名

副参事1名、副主幹1名、主查3名、主事5名、主事補2名

○事務分掌

★総務

① 介護保険事業者等に係る苦情及び事故報告に関する事

★法人

② 社会福祉法人の設立に係る許可並びに認可、届出及び証明事務に関する事

- ③ 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査等の計画策定に関する事
- ④ 社会福祉法人に対する指導監査等の実施に関する事
- ⑤ 有料老人ホームの届出、立入検査等に関する事

★介護事業者

- ⑥ 老人福祉施設等の認可、届出、指導監査等に関する事
- ⑦ 介護サービス事業者等の指定、許可及び届出に関する事
- ⑧ 介護サービス事業者等の指導監査等に関する事
- ⑨ 介護サービス事業者の業務管理体制に係る届出、立入検査等に関する事

(7) 医療公社管理課

○人員

課長1名

主查1名、主任1名、主事1名

○事務分掌

- ① 病院事業及び介護老人保健施設事業に関する事
- ② 市立柏病院及び介護老人保健施設の施設管理に関する事
- ③ 市立柏病院に係る計画策定及び整備に関する事
- ④ 公益財団法人柏市医療公社との連絡調整に関する事

7 監査の対象とした事務事業

監査テーマである介護保険事業を含む高齢者福祉事業については、柏市の保健福祉 部における施策及び事務事業を選定している。ただし、保健福祉部の以下の所管課及び 事務事業については過去の柏市包括外部監査の対象として選定され監査を実施されて いるので、今年度の監査対象からは除外している。

| 包括外部監査対象外 | 医療公社管理課 |
|-----------|---------|
| | |

同様の理由により、過年度の包括外部監査で指定管理業務等の監査対象であった以下の事務事業についても、今年度の監査対象からは除外している。

| 高齢者支援課 | 老人福祉センターの管理・運営に |
|--------|-----------------|
| | 関する事務事業 |

なお、柏市の高齢者福祉施策や事務事業の説明の中で、上記の所管課ないしは事務事業についての記述が出てくる場合があるが、監査意見書の内容理解のために必要なものであり、直接的には監査を実施していないので留意されたい。

以下に、監査の対象とした事務事業につき担当課ごとに記載する。なお、決算額の 単位は「千円」で1千円未満は切り捨てとなっている。

(1) 高齢者支援課に係る事務事業

以下の表において、「一般」とは一般会計、「特会」とは介護保険制度特別会計を 指す。

| No. | 事業名 | 事業内容 | 対象者 | 令和元年度 | 会 | 決算 | 決算科目コード | | |
|-----|--------|-----------|-----|---------|---|----|---------|---|---|
| | | | | 決算額 | 計 | 款 | 項 | 目 | 節 |
| 1 | 介護保険資格 | 介護保険資格の管 | _ | 3,385 | 特 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| | 管理事業 | 理、保険証の発行等 | | | 会 | | | | |
| 2 | 介護認定調査 | 認定調査員の労務 | _ | 172,379 | 特 | 1 | 3 | 2 | 1 |
| | 事業 | 管理、認定調査実施 | | | 会 | | | | |
| | | の管理 | | | | | | | |
| 3 | 介護認定審査 | 介護認定審査会委 | _ | 49,663 | 特 | 1 | 3 | 1 | 1 |
| | 会運営事業 | 員の報酬管理棟、認 | | | 会 | | | | |
| | | 定審査会事務局業 | | | | | | | |
| | | 務 | | | | | | | |

| | | | 1 | 1 | | | | | |
|----|--------|------------|------|------------|---|---|---|---|-----|
| 4 | 介護保険業務 | 介護保険の窓口等 | 被保険者 | 142,924 | 特 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | 等に係る業務 | 業務の委託 | となる手 | | 会 | | | | |
| | 委託 | | 続者 | | | | | | |
| 5 | 介護保険賦課 | 介護保険料の賦課 | _ | 39,041 | 特 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| | 徴収事業 | 徴収 | | | 会 | | | | |
| 6 | 介護保険制度 | 介護保険制度の啓 | _ | 2,155 | | | | | |
| | 普及啓発事業 | 発パンフレット | | | | | | | |
| | <以下は内訳 | | | 1,440 | _ | 3 | 1 | 6 | 10 |
| | > | | | | 般 | | | | (3) |
| | | | | 1,420 | 特 | 1 | 4 | 1 | 1 |
| | | | | | 会 | | | | |
| 7 | 介護保険事業 | 第 8 期高齢者いき | _ | 6,619 | _ | 3 | 1 | 1 | 67 |
| | 計画推進事業 | いきプラン21策 | | | 般 | | | | |
| | | 定 | | | | | | | |
| 8 | 介護保険事務 | 介護保険事務シス | _ | 29,375 | 特 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| | システム管理 | テムの管理運営 | | | 会 | | | | |
| | 事業 | | | | | | | | |
| 9 | 介護サービス | 介護サービス等の | 国保連合 | 22,637,301 | 特 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 等の保険給付 | 保険給付費の支払 | 会 | | 会 | | | | |
| | 費支払事業 | | | | | | | | |
| 10 | 介護予防サー | 介護予防サービス | 国保連合 | 510,888 | 特 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| | ビス等の保険 | 等の保険給付費の | 会 | | 会 | | | | |
| | 給付費支払事 | 支払 | | | | | | | |
| | 業 | | | | | | | | |
| 11 | 介護給付適正 | 介護事業適正化 | _ | 18,890 | 特 | 1 | 1 | 1 | 5 |
| | 化事業 | | | | 会 | | | | |
| 12 | 高額介護サー | 高額介護サービス | 該当する | 654,615 | 特 | 2 | 1 | 3 | 1 |
| | ビス等支払事 | の支払 (返金) | 被保険者 | | 会 | | | | |
| | 業 | | | | | | | | |
| 13 | 高額介護予防 | 介護予防等の第 1 | 高額介護 | 1,210 | 特 | 4 | 3 | 1 | 5 |
| | サービス費相 | 号被保険者へのサ | サービス | | 会 | | | | 0 |
| | 当事業 | ービス給付費のう | 費負担者 | | | | | | _ |
| | | ち高額費の支給事 | | | | | | | 部 |
| | | 業 | | | | | | | |
| 14 | 高額医療合算 | 高額の医療費及び | 該当する | 101,684 | 特 | 2 | 1 | 4 | 1 |
| | 介護サービス | 介護費の支払(返 | 被保険者 | | 会 | | | | |

| | 等の支払事業 | 金) | | | | | | | |
|----|--------|-------------------------------|---|---------|----|---|---|---|-----|
| 15 | 高額医療合算 | 介護予防等の第 1 | 高額医療 | 1,452 | 特 | 4 | 3 | 1 | 5 |
| | 介護予防サー | 号被保険者へのサ | 合算サー | , | 会 | | | | 0) |
| | ビス費相当事 | ービス給付費の内 | ビス費負 | | | | | | _ |
| | 業 | 高額医療合算費の | 担者 | | | | | | 部 |
| | | 支給事業 | | | | | | | |
| 16 | 特定入所者介 | 特定施設入所者へ | 該当被保 | 623,485 | 特 | 2 | 1 | 6 | 1 |
| | 護サービス等 | の介護サービスの | 険者 | | 会 | | | | |
| | の支払事業 | 支払 (返金) | | | | | | | |
| 17 | 介護保険利用 | 居宅介護サービス | 低所得被 | 3,265 | _ | 3 | 1 | 1 | 31 |
| | 者負担額軽減 | の自己負担額の一 | 保険者等 | | 般 | | | | |
| | 事業 | 部助成 | | | | | | | |
| 18 | 老人福祉セン | 4 か所の老人福祉 | 施設利用 | 148,207 | _ | 3 | 1 | 7 | 3 |
| | ター管理運営 | センターの管理運 | の高齢者 | | 般 | | | | |
| | 事業 | 営(内「中央老人福 | | | | | | | |
| | | 祉センター」は平成 | | | | | | | |
| | | 31 年4月1日から | | | | | | | |
| | | 休館) | | | | | | | |
| 19 | 豊四季台老人 | 豊四季台老人憩い | 施設利用 | 1,097 | | 3 | 1 | 7 | 12 |
| | いこいの家管 | の家の管理運営 | の高齢者 | | 般 | | | | |
| | 理運営事業 | | | | | | | | |
| 20 | 老人福祉セン | 老人福祉センター | 施設利用 | 5,131 | _ | 3 | 1 | 7 | 14 |
| | ター送迎事業 | の送迎バスの委託 | の高齢者 | | 般 | | | | |
| | | 管理 | | | | | | | |
| 21 | ゲートボール | ゲートボール場の | 施設利用 | 2,667 | _ | 3 | 1 | 7 | 16 |
| | 場管理運営事 | 管理運営 | の高齢者 | | 般 | | | | |
| | 業 | | | | | | | | |
| 22 | 特別介護老人 | 特別介護老人ホー | | 0 | | | | | |
| | ホーム、特別 | ム、特別養護老人ホ | | | | | | | |
| | 養護老人ホー | ーム、認知症高齢者 | | | | | | | |
| | ム、認知症高 | グループホーム等 | | | | | | | |
| | 齢者グループ | の整備事業 | | | | | | | |
| | ホーム等の整 | | | | | | | | |
| 60 | 備事業 | У/ го А п [- 15 А | =+ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 0.000 | | | | _ | 6.3 |
| 23 | 介護老人福祉 | 資金助成金 | 該当する | 8,399 | ÷л | 3 | 1 | 7 | 32 |
| | 施設設置資金 | | 社会福祉 | | 般 | | | | |

| | 助成事業 | | 法人 | | | | | | |
|----|----------|-----------|--------|---------|---|---|---|---|-----|
| 24 | 軽費老人ホー | 軽費老人ホームの | 軽費老人 | 110,151 | _ | 3 | 1 | 7 | 33 |
| | ム等運営費補 | 運営補助金、職員設 | ホーム、養 | | 般 | | | | |
| | 助事業 | 置補助金 | 護老人ホ | | | | | | |
| | | | ーム | | | | | | |
| 25 | デイサービス | デイサービスセン | 施設利用 | 11,273 | _ | 3 | 1 | 6 | 4 |
| | センター管理 | ターの管理 | 者 | | 般 | | | | |
| | 事業 | | | | | | | | |
| 26 | 老人いきがい | 借上バス補助、シル | 60 歳以上 | 31,055 | _ | 3 | 1 | 6 | 6 |
| | 対策事業 | バー委託、老人クラ | の高齢者 | | 般 | | | | |
| | | ブ支援 | | | | | | | |
| | <以下は内訳 | | | | | | | | |
| | > | | | | | | | | |
| | <1>借上バス補 | | 同上 | 19,279 | | | | | |
| | 助 | | | | | | | | |
| | <2>シルバー | | 同上 | 196 | | | | | |
| | 委託 | | | | | | | | |
| | <3>老人クラ | | 同上 | 11,578 | | | | | |
| | ブ支援 | | | | | | | | |
| 27 | 敬老祝金事業 | 敬老祝金等 | 100歳及び | 2,651 | _ | 3 | 1 | 6 | 8 |
| | | | 88 歳の高 | | 般 | | | | |
| | | | 齢者 | | | | | | |
| 28 | 福祉人材確保 | 福祉人材確保、研修 | 社会福祉 | 4,468 | _ | 3 | 1 | 6 | 34 |
| | 対策事業 | | 法人等の | | 般 | | | | |
| | | | 職員等 | | | | | | |
| 29 | 在宅高齢者援 | 柏市独自の支援事 | 65 歳以上 | 82,392 | _ | 3 | 1 | 6 | 10 |
| | 護事業 | 業(介護用品給付ほ | の該当高 | | 般 | | | | (1) |
| | | かり | 齢者 | | | | | | |
| | <以下は内訳 | | | | | | | | |
| | > | | | | | | | | |
| | <1>寝具乾燥 | | 同上 | 3,015 | | | | | |
| | 消毒委託 | | | | | | | | |
| | <2>寝具丸洗 | | 同上 | 290 | | | | | |
| | い委託 | | | | | | | | |
| | <3>緊急通報 | | 同上 | 16,840 | | | | | |
| | 装置業務委託 | | | | | | | | |

| <4>住宅改修 | 同上 | 4,809 | | |
|--------------|----|--------|--|--|
| 等調査委任 | | | | |
| <5>介護用品 | 同上 | 42,936 | | |
| (おむつ) 給 | | | | |
| 付事業委託 | | | | |
| <6>シルハ゛ーハウシ゛ | 同上 | 6,485 | | |
| ング、生活援助 | | | | |
| 事業委託 | | | | |
| <7>送迎費助 | 同上 | 240 | | |
| 成金 | | | | |
| <8>理髮費助 | 同上 | 40 | | |
| 成金 | | | | |
| <9>福祉サー | 同上 | 226 | | |
| ビス利用援助 | | | | |
| 事業費利用料 | | | | |
| 助成金 | | | | |
| <10>生活支援 | 同上 | 155 | | |
| 短期宿泊助成 | | | | |
| 金 | | | | |
| <11>配食サー | 同上 | 240 | | |
| ビス費助成金 | | | | |

(2) 地域包括支援課に係る事務事業

| No. | 事業名 | 事業内容 | 対象者 | 令和元年度 | 会 | 決算 | 決算科目コード | | |
|-----|---------|----------|--------|--------|---|----|---------|---|----|
| | | | | 決算額 | 計 | 款 | 項 | 目 | 節 |
| 30 | 柏市介護予防評 | 介護予防事業の評 | _ | 5,524 | _ | 3 | 1 | 1 | 63 |
| | 価分析事業 | 価指標策定 | | | 般 | | | | |
| 31 | 介護予防センタ | | _ | 19,632 | _ | 3 | 1 | 7 | 26 |
| | 一運営支援事業 | | | | 般 | | | | |
| | <以下は内訳> | | | | | | | | |
| | いきいきプラザ | いきいきプラザ管 | 60 歳以上 | 3,427 | | | | | |
| | 管理運営委託事 | 理運営委託 | の高齢者 | | | | | | |
| | 業 | | | | | | | | |
| | GHP更新工事 | _ | _ | 15,840 | | | | | |

| | 等 | | | | | | | | |
|----|---------|------------|--------|---------|---|---|---|---|-----|
| | 介護予防センタ | ほのぼのプラザ管 | 60 歳以上 | 40,455 | 特 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| | 一運営支援事業 | 理運営委託 | の高齢者 | | 会 | | | | (1) |
| 32 | 高齢者の総合相 | 高齢者の総合相談 | 65 歳以上 | 27,527 | _ | 3 | 1 | 6 | 10 |
| | 談支援事業 | 支援 | の高齢者 | | 般 | | | | (2) |
| 33 | 総合保健医療福 | ウェルネス柏の管 | _ | 102,486 | _ | 3 | 1 | 1 | 91 |
| | 祉施設管理事業 | 理運営 | | | 般 | | | | |
| 34 | 成年後見制度の | 成年後見人等報酬 | _ | 12,727 | 特 | 4 | 2 | 5 | 4 |
| | 活用促進事業 | 費助成 | | | 会 | | | | (4) |
| 34 | 11 | 成年後見事業補助 | _ | 12,311 | _ | 3 | 1 | 1 | 45 |
| | | 金(柏市社協) | | | 般 | | | | |
| 35 | 市民後見制度の | 市民後見人推進事 | _ | 5,690 | _ | 3 | 1 | 1 | 45 |
| | 普及推進事業 | 業委託 | | | 般 | | | | |
| 36 | 高齢者緊急一時 | 虐待及び認知症等 | 65 歳以上 | 4,748 | _ | 3 | 1 | 6 | 47 |
| | 保護事業 | の高齢者擁護 | の緊急一 | | 般 | | | | |
| | | | 時保護が | | | | | | |
| | | | 必要な高 | | | | | | |
| | | | 齢者 | | | | | | |
| 37 | 権利擁護啓発活 | 権利擁護 | 65 歳以上 | 804 | 特 | 4 | 2 | 3 | 1 |
| | 動事業 | | の権利擁 | | 会 | | | | |
| | | | 護が必要 | | | | | | |
| | | | な高齢者 | | | | | | |
| 38 | 老人ホーム入所 | 養護老人ホーム及 | 65 歳以上 | 49,388 | _ | 3 | 1 | 6 | 12 |
| | 措置事業 | び特別養護老人ホ | で特別な | | 般 | | | | |
| | | ームへの入所措置 | 理由によ | | | | | | |
| | | | り居宅生 | | | | | | |
| | | | 活が困難 | | | | | | |
| | | | な高齢者 | | | | | | |
| 39 | 総合相談窓口運 | _ | _ | 420,821 | 特 | 4 | 2 | 2 | 1 |
| | 営事業 | | | | 会 | | | | |
| | <以下は内訳> | | | | | | | | |
| | 地域包括支援セ | 11 ヶ所の地域包括 | 運営法人 | 412,690 | | | | | |
| | ンター業務委託 | 支援センターの管 | は柏市社 | | | | | | |
| | | 理運営 | 協他 7 法 | | | | | | |
| | | | 人 | | | | | | |
| | | ◎内、柏市社協 | _ | 49,226 | | | | | |

| 40 | 包括的・継続的ケ | 介護支援専門員へ | 介護支援 | 1,428 | 特 | 4 | 2 | 4 | 1 |
|--------|----------|-----------|---------|---------|---|---|---|---|-----|
| | アマネジメント | の支援、地域ケア | 専門員等 | | 会 | | | | |
| | 支援事業 | 会議の推進 | | | | | | | |
| 41 | 生活支援体制整 | たすけあいサービ | 地域住民 | 34,680 | 特 | 4 | 2 | 7 | 1 |
| | 備事業 | スや通いの場等住 | | | 会 | | | | |
| | | 民主体の多様な生 | | | | | | | |
| | | 活支援サービスの | | | | | | | |
| | | 開設・運営の支援 | | | | | | | |
| | | ◎内、柏市社協 | | 34,662 | | | | | |
| 42 | 介護予防講座·教 | _ | _ | 1,956 | 特 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| | 室(介護予防普及 | | | | 会 | | | | (1) |
| | 啓発事業) | | | | | | | | |
| 43 | 認知症総合支援 | 認知症初期集中事 | _ | 11,461 | 特 | 4 | 2 | 8 | 1, |
| | 事業 | 業、認知症カフェ | | | 会 | | | | 2 |
| | | 支援 | | | | | | | |
| | <以下は内訳> | | | | | | | | |
| | | 認知症初期集中事 | _ | 10,715 | 特 | 4 | 2 | 8 | 1 |
| | | 業 | | | 会 | | | | |
| | | 認知症カフェ | _ | 745 | 特 | 4 | 2 | 8 | 2 |
| | | | | | 会 | | | | |
| 44 | 介護予防·生活支 | _ | _ | 729,112 | 特 | 4 | 3 | 1 | 5 |
| ~ | 援サービス | | | | 会 | | | | (1) |
| 45 | | | | | | | | | |
| | <以下は内訳> | | | | | | | | |
| 44 | 介護予防·生活支 | 介護予防等の第 1 | 介護認定 | 724,310 | | | | | |
| | 援サービス 第 | 号被保険者へのサ | 者、事業対 | | | | | | |
| | 1号事業支給 | ービス給付費 | 象者 | | | | | | |
| 45 | たすけあいサー | 支援者への補助金 | _ | 4,773 | | | | | |
| | ビス事業費補助 | の支給 | | | | | | | |
| | 金 | | | | | | | | |
| 46 | 介護予防ケアマ | 要支援者・事業対 | 事業者 | 88,941 | 特 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| | ネジメント事業 | 象者へのケアプラ | | | 会 | | | | |
| | | ン作成委託事業、 | | | | | | | |
| | | 作成サポート | | | | | | | |
| 47 | 一般介護予防事 | フレイルチェック | 概ね 65 歳 | 68,546 | 特 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| \sim | 業 | を軸とした講座の | 以上の高 | | 会 | | | | |

| 49 | | 実施と住民主体の | 齢者 | | | | | | |
|----|----------|-----------|------|-------|---|---|---|---|-----|
| | | フレイル予防活動 | | | | | | | |
| | | の取組みへの支援 | | | | | | | |
| | <以下は内訳> | | | | | | | | |
| 47 | 介護支援サポー | 介護支援サポータ | _ | 7,714 | | | | | |
| | ター事業 | 一業務委託 | | | | | | | |
| 47 | 介護支援サポー | 介護支援サポータ | 介護支援 | 3,328 | | | | | |
| | ター事業 | 一補助金 | サポータ | | | | | | |
| | | | _ | | | | | | |
| 48 | ロコモフィット | 骨・関節・筋肉等の | _ | 8,968 | | | | | |
| | かしわ業務委託 | 運動器の衰えを予 | | | | | | | |
| | | 防するための体操 | | | | | | | |
| | | 教室 | | | | | | | |
| 49 | 通いの場・ふれあ | 通いの場への補助 | _ | 5,009 | | | | | |
| | いサロン・コミュ | 金の支給 | | | | | | | |
| | ニティカフェ事 | | | | | | | | |
| | 業費補助金 | | | | | | | | |
| | IJ | 認知症カフェ補助 | _ | 622 | 特 | 4 | 2 | 8 | 2 |
| | | 金 | | | 会 | | | | |
| 50 | 認知症の人と家 | 補助金 | 認知症の | 2,646 | 特 | 4 | 2 | 5 | 4 |
| | 族への支援事業 | | 人と家族 | | 会 | | | | (1) |

(3) 福祉政策課に係る事務事業

| No. | 事 業 名 | 事業内容 | 対象者 | 令和元年度決 | | 決算科目コード | | * | |
|-----|---------|---------|------|--------|---|---------|---|---|-----|
| | | | | 算額 | | 款 | 項 | 目 | 節 |
| 51 | 豊四季台地域高 | 総合研究所で | _ | 243 | 特 | 4 | 2 | 6 | 1 |
| | 齢社会総合研究 | まとめた構想 | | | 会 | | | | (2) |
| | 会の運営事業 | に基づき各分 | | | | | | | |
| | | 野の事業実施 | | | | | | | |
| 52 | 柏市健康福祉審 | 福祉審議会の | _ | 1,142 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 |
| | 議会運営事業 | 主催 | | | 般 | | | | |
| 53 | セカンドライフ | 高齢者の就労・ | 地域での | 5,320 | _ | 3 | 1 | 6 | 61 |
| | 支援事業 | 社会参加の促 | 就労・社 | | 般 | | | | |
| | | 進 | 会参加に | | | | | | |

| | 関心のあ | | | |
|--|------|--|--|--|
| | る高齢者 | | | |

(4) 社会福祉課に係る事務事業

令和 2 年 4 月 1 日付の組織改編により、社会福祉課は福祉政策課に統合されている。

(単位:千円)

| No. | 事 業 名 | 事業内容 | 対象者 | 令和元年度決算 | 会 | 決算 | \$科目 | コート | • |
|-----|---------|---------|--------|---------|---|----|------|-----|----|
| | | | | 額 | 計 | 款 | 項 | 目 | 節 |
| 54 | 民生・児童委員 | 民生・児童委員 | 民生・児 | 63,684 | _ | 3 | 1 | 1 | 6 |
| | の活動支援・研 | の選任、活動支 | 童委員 | | 般 | | | | |
| | 修事業 | 援、研修 | | | | | | | |
| 55 | 防災福祉K-N | 災害時の安否 | 要介護 | 2,773 | _ | 3 | 1 | 1 | 73 |
| | e t事業 | 確認等の実施 | 者や障害者等 | | 般 | | | | |
| | | 体制の構築事 | の要支 | | | | | | |
| | | 業 | 援者 | | | | | | |
| 56 | 柏市社会福祉協 | 柏市社会福祉 | _ | 285,289 | _ | 3 | 1 | 1 | 28 |
| | 議会支援事業 | 協議会の管理 | | | 般 | | | | |
| | | 運営費等補助 | | | | | | | |
| | | 金等支給 | | | | | | | |

(5) 地域医療推進課に係る事務事業

| No. | 事業名 | 事業内容 | 対象者 | 令和元年度決算 | 会 | 決算 | \$科目 |]コート | ٠ |
|-----|---------|--------|-----|---------|---|----|------|------|--------|
| | | | | 額 | 計 | 款 | 項 | 目 | 節 |
| 57 | 在宅医療・介護 | 公的介護施 | _ | 9,658 | _ | 3 | 1 | 1 | 82 |
| | 連携推進事業 | 設等開設準 | | | 般 | | | | |
| | | 備等補助金、 | | | | | | | |
| | | 連携システ | | | | | | | |
| | | A | | | | | | | |
| 58 | 在宅医療·介護 | 医療・介護多 | _ | 28,485 | 特 | 4 | 2 | 6 | 1 |
| | 連携推進事業 | 職種連携 | | | 会 | | | | \sim |
| | | | | | | | | | 27 |

(6) 法人指導課に係る事務事業

(単位:千円)

| No. | 事業名 | 事業内容 | 対象者 | 令和元年度決算 | 会計 | 決算 | \$科目 | コート | ٠ |
|-----|--------|--------|--------|---------|----|----|------|-----|-----|
| | | | | 額 | | 款 | 項 | 目 | 節 |
| 59 | 社会福祉法人 | 社会福祉法 | 社会福祉法 | 3,166 | _ | 3 | 1 | 1 | 40 |
| | 等法人指導監 | 人等の許認 | 人、有料老人 | | 般 | | | | (5) |
| | 查事業 | 可・指定・指 | ホーム等 | | | | | | |
| | | 導監督 | | | | | | | |
| 59 | 老人福祉施設 | 老人福祉施 | 老人福祉施 | 1,597 | _ | 3 | 1 | 7 | 34 |
| | 等の指導監督 | 設等の指導 | 設等 | | 般 | | | | |
| | 事業 | 監督 | | | | | | | |

(7) 柏市社会福祉協議会に係る事務事業

なお、柏市社会福祉協議会の監査対象とした事務事業については、本報告書の 194ページ、195ページ、「(2)監査範囲、①監査範囲」に記載され、又、本監 査報告書のそれ以降の各事務事業において監査の結果(指摘)及び意見が記述され ている。

| 事業名 | 事業内容 | 令和元年度決算額 |
|-----------|----------|----------|
| | | |
| 法人運営事業(柏市 | 法人全体の運営、 | 100,640 |
| 補助金) | 企画広報、啓発活 | |
| | 動 | |
| 地域福祉活動推進 | _ | 122,811 |
| 事業(柏市補助金) | | |
| <以下は内訳> | | |
| 地域福祉活動推進 | _ | 113,029 |
| 事業 | | |
| たすけあいサービ | たすけあいサービ | 4,773 |
| ス事業 | ス | |
| 通いの場事業(柏市 | 通いの場補助金事 | 5,009 |
| 補助金) | 業 | |
| 地域福祉活動推進 | 生活支援体制整備 | 34,662 |
| 事業(柏市委託金) | | |
| 健康予防支援事業 | 介護支援サポータ | 7,714 |

| (柏市委託金) | _ | |
|------------|----------|---------|
| | | |
| 福祉サービス利用 | 利用手続き援助、 | 17,658 |
| 援助事業(柏市補助 | 財産管理、財団保 | |
| 金) | 全サービス | |
| 介護予防センター | いきいきプラザ、 | 43,883 |
| 受託運営事業(柏市 | ほのぼのプラザま | |
| 委託金) | すお | |
| | <以下は内訳> | |
| | 介護予防センター | 40,455 |
| | 管理運営委託 | |
| | いきいきプラザ管 | 3,427 |
| | 理運営委託 | |
| 社会福祉センター | 沼南社会福祉セン | 9,963 |
| 施設経営事業(柏市 | ター | |
| 補助金) | | |
| さわやかサービス | 会員制の有償在宅 | 37,458 |
| 事業 (柏市補助金) | 福祉サービス、移 | |
| | 動サービス | |
| 成年後見事業(柏市 | 相談事業、後見人 | 12,311 |
| 補助金) | 報酬 | |
| 成年後見事業(柏市 | 柏市市民後見推進 | 5,690 |
| 委託金) | | |
| 地域包括支援セン | 沼南地域包括支援 | 49,226 |
| ター受託運営(柏市 | センター | |
| 委託金) | | |
| | | 442,022 |

第3 監査の結果

「第2 監査対象の概要、7監査の対象とした事務事業」について、事務事業ごとの事業の概要と監査結果等を主管課ごとに記述している。

監査の結果(指摘)及び意見の全体の件数は以下のとおりである。

| 監 査 対 象 | 指摘 | 意見 | 合 計 |
|-----------------|----|-----|-------|
| 柏市の担当部署 | 3件 | 53件 | 56件 |
| 社会福祉法人柏市社会福祉協議会 | 6件 | 10件 | 16件 |
| 合 計 | 9件 | 63件 | 7 2 件 |

<参考>「第3 監査の結果」の各表題の後ろに、「No.○○」と()書きで数字が 記入してあるが、「第2 監査対象の概要、7監査の対象とした事務事業」 に記載されている、監査対象の『事務事業の番号(No.)』をそれぞれ記載 したものである。

本監査報告書を見る際に、各事務事業の記述がどこにあるかを参照できるように記載している関連番号であり、参考にされたい。

(高齢者支援課の所管に係る事務事業)

1 柏市の介護保険制度

(1) 事業の概要

① 介護保険制度の目的と仕組み

介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる様に、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、平成12年4月に創設された社会保険制度である(介護保険法第1条)。

② 介護保険の法令及び制度

介護保険制度は介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律のいわゆる「介護保険関連三法」のもと、介護保険法施行令等の下位規範が定められている。柏市においては、柏市介護保険条例、柏市介護保険事業の施行に関する規則をはじめとして、個別の各事業・事務についての要綱・要領等が定められている。

③ 保険者・被保険者・介護サービス事業者

ア. 保険者

柏市が介護保険制度の保険者となる(介護保険法第3条第1項)。柏市は保険者として、介護保険料を徴収し、要介護等の認定を行い、介護サービスの確保・整備を行っている。

イ. 被保険者

被保険者には、第1号被保険者と第2号被保険者があり、その内容は以下の とおりである。

a 第1号被保険者

柏市内に住所を有する 65 歳以上の者が第1号被保険者となる(介護保険法第9条第1項)。第1号被保険者は、原因を問わず要介護・要支援認定を受けた時に、介護保険サービスが利用可能になる。

b 第2号被保険者

柏市内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者が第2号被保険者となる(介護保険法第9条第2項)。第2号被保険者は、加齢が原因とされる病気(特定疾患)により、日常生活に要介護・要支援認定を受けた時に、介護保険サービスが利用可能になる。

ウ. 介護サービス事業者

介護サービス事業者とは、都道府県・市町村の指定を受けた社会福祉法人、医療機関、民間企業、NPO法人等の事業者である。これらの事業者は、介護サービス利用者に対して、在宅や施設での介護サービスの提供、ケアプラン(介護サービス利用者の介護の方向性を決める計画書)の作成のサービスを提供する。介護サービス事業者の指定は6年ごとの更新制となっている。

エ. 介護保険のサービス

介護保険で利用できるサービスには、要介護1以上の者を対象とする「介護 給付」と、要支援の者を対象とする「予防給付」がある。

介護給付は、主に、在宅でサービスを受けるものと、施設に入所してサービスを受けるものがある。また、予防給付のうち、訪問介護や通所介護については、現在は、保険給付ではなく、介護保険特別会計上の事業である地域支援事業に移管されている。

また、介護給付と予防給付の双方について、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することを目的とする地域密着型サービスがあり、これについては、原則として市町村の住民のみを対象としてサービスが提供される。これらのサービスの具体的な内容は以下のとおりである(介護保険法第8条、第8条の2等)。

| 介 | 施設サービス | [介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム] |
|---|---------------|--------------------------------------|
| 護 | | 入浴、排せつ、食事等の介護等、機能訓練、健康管理及び療 |
| 給 | | 養上のサービスを行うもの。 |
| 付 | | [介護老人保健施設] |
| | | 看護。医学的管理の下における介護及び機能訓練等を行う。 |
| | | [介護医療院] |
| | | 長期にわたり療養が必要である者に対し、療養上の管理、看 |
| | | 護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な |
| | | 医療並びに日常生活上のサービスを行うもの。 |
| | | [介護療養型医療施設] |
| | | 病院、診療所の病床のうち、長期にわたり療養を必要とする |
| | | 患者を入院させる。 |
| | 居宅介護サービ | (訪問サービス) |
| | A | [訪問介護] |
| | | 介護を受けるものの居宅において訪問介護員等により行わ |
| | | れる入浴、排せつ、食事等の介護等 |
| | | [訪問入浴介護] |
| | | 居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護 |
| | | [訪問看護] |
| | | 居宅における、看護師等による療養上のサービス又は、必要 |
| | | な診療の補助 |
| | | 「訪問リハビリテーション] |
| | | ************************************ |
| | | 立を助けるために行われる理学療法、作業療法等 |
| | | [居宅療養管理指導] |
| | | 医師等による療養上の管理指導 |
| | | (通所サービス) |
| | | [通所介護] |
| | | 老人デイサービスセンター等に通所して行う入浴、排せつ、 |
| | | 食事等の介護等及び機能訓練 |
| | | [通所リハビリテーション] |
| | | 施設に通所して行う、心身の機能の維持回復を図り、日常生 |
| | | 活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法等 |
| | | (短期入所サービス) |
| | | [短期入所生活介護] |

施設に短期入所して行う入浴、排せつ、食事等の介護及び機

能訓練

[短期入所療養介護]

施設に短期入所して行う、看護、医学的管理の下における介 護及び機能訓練等

[特定施設入居者生活介護]

有料老人ホーム、ケアハウス等厚生労働省令で定める施設 (特定施設)に入居し、介護等・機能訓練・療養上の世話を受 ける

[福祉用具貸与]

[特定福祉用具購入]

[住宅改修]

地域密着サービ

[定期巡回·随時対応型訪問介護看護]

定期的な巡回訪問により、又は、随時通報を受け、その者の 居宅において訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食 事等の介護等で、①療養上の世話又は、診療上の補助を合わ せて行うもの、又は、②訪問介護を行う事業所と連携して行 うもの

[夜間対応型訪問介護]

夜間において、定期的な巡回訪問により、又は、随時通報を 受け、その者の居宅において訪問介護員等により行われる入 浴、排せつ、食事等の介護等

[地域密着型通所介護]

デイサービスセンター等(通所介護より少ない定員)に通所 にて行う入浴、排せつ、食事等の介護等及び機能訓練

[認知症対応型通所介護]

認知症の者について、デイサービスセンター等に通所にて 行う入浴、排せつ、食事等の介護等及び機能訓練

[小規模多機能型居宅介護]

その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づいて、居宅、通所、短期入所により行う介護 等及び機能訓練

[認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)]

認知症の者に対して、共同生活施設で行う入浴、排せつ、食事等の介護等及び機能訓練

[地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護]

定員 29 名以下の小規模な介護老人福祉施設で、入居者に対

| | | し、計画に基づき行う、入浴、排せつ、食事等の介護等及び機 能訓練等の療養上のサービスを行う |
|-------|---|--|
| 居宅介護支 | 援 | [居宅介護支援] 介護サービスの情報提供、介護サービス計画 (ケアプラン) の 作成等、要介護者の暮らしを支援するケアマネジメントを行 う |

| 予 | 介護予防サービ | (訪問サービス) |
|---|---------|------------------------------|
| 防 | ス | [介護予防訪問入浴] |
| 給 | | 介護予防(介護を要し、又は、日常生活を営むのに支障があ |
| 付 | | る状態の軽減又は、悪化の防止)を目的として、居宅を訪問 |
| | | し、浴槽を提供して行われる入浴の介護 |
| | | [介護予防訪問介護] |
| | | 居宅における、介護予防を目的とする看護師等による療養 |
| | | 上のサービス又は、必要な診療の補助 |
| | | [介護予防訪問リハビリテーション] |
| | | 居宅において、介護予防のために行われる理学療法、作業療 |
| | | 法等 |
| | | [介護予防居宅療養管理指導] |
| | | 介護予防のための、医師等による療養上の管理指導 |
| | | (通所サービス) |
| | | [介護予防通所リハビリテーション] |
| | | 施設に通所して、介護予防のために行われる理学療法、作業 |
| | | 療法等 |
| | | (短期入所サービス) |
| | | [介護予防短期入所生活介護] |
| | | 施設に短期間入所して行う、介護予防のための入浴、排せ |
| | | つ、食事等の介護等及び機能訓練 |
| | | [短期入所療養介護] |
| | | 施設に短期間入所して行う、介護予防のための看護、医学的 |
| | | 管理の下における介護及び機能訓練等 |
| | | [介護予防特定施設入居者生活介護] |
| | | 介護予防を目的として、有料老人ホーム等の特定施設の入 |
| | | 居者に対して行う、入浴、排せつ、食事等の介護等及び機能訓 |
| | | 練、療養上の世話 |
| | | [介護予防福祉用具貸与] |
| | | [介護予防特定福祉用具購入] |
| | | [介護予防住宅改修] |
| | 地域密着型介護 | [介護予防認知症対応型通所介護] |
| | 予防サービス | 介護予防を目的として、認知症の利用者をデイサービスセ |
| | | ンターに通わせて行う、入浴、排せつ、食事等の介護等及び機 |
| | | 能訓練 |
| | | [介護予防小規模多機能型居宅介護] |

| | 利用者の心身の状況・環境等に合わせ、居宅、通所、短期入 |
|--------|------------------------------|
| | 所により、家庭的な環境と地域住民との交流の下で行う、入 |
| | 浴、排せつ、食事等の介護等及び機能訓練 |
| 居宅介護支援 | [介護予防支援] |
| | 介護予防サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、環 |
| | 境、本人・家族の希望等に応じて、介護予防サービス計画(介 |
| | 護予防ケアプラン)を作成する等、要支援者の暮らしを支援 |
| | する介護予防ケアマネジメントを行う |

オ.介護サービスの利用手順(概要)

介護(介護予防)サービスを利用するには、被保険者が、介護が必要な状態であることについて、市町村による要介護度の認定を受ける必要がある。

要介護認定(要支援認定を含む。)は、介護の手間を時間に換算する仕組みであり、被保険者の申請を受けて、市が申請者について要介護認定を行う。認定結果を基に「要介護1~5」と認定された者について、被保険者の依頼した居宅介護支援事業者の介護支援専門員(ケアマネジャー)が介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、これに基づき保険、医療、福祉の総合的なサービスを利用する事ができる(施設に入所する者については、施設内で施設サービス計画を作成し、サービスを得利用する。)。一方、「要支援1~2」の者及び「非該当」で地域支援事業として行われる介護予防・生活支援サービスの対象となる者は、地域包括支援センターにおいて介護予防サービス計画の作成を受け、保険給付としての介護予防サービス(要支援者のみ)又は、地域支援事業としての介護予防・生活支援サービスを受ける。

④ 財源等

ア. 財源の枠組み

介護保険の財源は、公費 5割 (国 25%、都道府県と市町村が各 12.5%)、保 険料 5割 (平成 30 年度から令和 2 年度の第 7 期計画期間において、第 1 号被保 険者の保険料が 23%、第 2 号被保険者の保険料が 27%を負担)とされている。

イ. 介護保険料

柏市に居住する 40 歳以上の者は、被保険者として介護保険料を納める義務がある。保険料は、年齢や市民税の課税状況、所得等により異なり、第1号被保険者の保険料は以下のとおりである。介護保険の財源は、平成 30 年度から令和 2 年度の期間において、第1号被保険者の保険料が 23%を負担することとされていることを踏まえ、第1号被保険者(65歳以上の者)の保険料は、介護保険に関する費用、第1号被保険者の収入分布状況、当該保険料以外の財源等に関する

予測を踏まえ、おおむね3年を通じ財政の均衡を維持ができるように、政令に定める基準に従って条例により定めることとされている(介護保険法第129条)。第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の保険料は、本人の加入する医療保険者が徴収し、社会保険診療報酬支払基金がプールし、所定の基準により同基金から柏市に支払われるところ、その金額は各医療保険者の基準により決められる。

柏市における平成30年度から令和2年度における保険料の年額は、以下のとおりである。なお、令和元年度以降、消費税増税に伴い、第1段階から第3段階について公費を財源とする保険料の減額が行われたため、平成30年度と保険料及び割合が異なるところ、平成30年度分を上段、令和元年度分を中段、令和2年度分を下段としている(減額措置は、平成27年度から段階的に実施し、令和2年度で完結)。

【第7期介護保険料段階】

| 所得段階 | 対 象 者 | 負担割 | 年 額 | 月額 |
|-------|---------------------|-------|--------|-------|
| | | 合 | | |
| 第1段階 | 生活保護者等 | 0.40 | 26,880 | 2,240 |
| | 年金+所得80万円以下 | 0.325 | 21,840 | 1,820 |
| | (世帯非課税) | 0.25 | 16,800 | 1,400 |
| 第2段階 | 年金+所得80万円超120万円 | 0.60 | 40,320 | 3,360 |
| | 以下(世帯非課税) | 0.475 | 31,920 | 2,660 |
| | | 0.35 | 23,520 | 1,960 |
| 第3段階 | 年金+所得120万円以上(世帯 | 0.70 | 47,040 | 3,920 |
| | 非課税) | 0.675 | 45,360 | 3,780 |
| | | 0.65 | 43,680 | 3,640 |
| 第4段階 | 年金+所得80万円以下 | 0.80 | 53,760 | 4,480 |
| | (世帯課税) | | | |
| 第5段階 | 年金+所得80万円超 | 1.00 | 67,200 | 5,600 |
| (基準額) | (世帯課税) | | | |
| 第6段階 | 所得 100 万円未満 | 1.05 | 70,560 | 5,880 |
| | (本人課税) | | | |
| 第7段階 | 所得 100 万円超 150 万円未満 | 1.10 | 73,920 | 6,160 |
| | (本人課税) | | | |
| 第8段階 | 所得 150 万円超 200 万円未満 | 1.20 | 80,640 | 6,720 |
| | (本人課税) | | | |

| 第9段階 | 所得 200 万円超 300 万円未満 | 1.30 | 87,360 | 7,280 |
|---------|------------------------|------|---------|--------|
| | (本人課税) | | | |
| 第 10 段階 | 所得 300 万円超 400 万円未満 | 1.45 | 97,440 | 8,120 |
| | (本人課税) | | | |
| 第 11 段階 | 所得 400 万円超 500 万円未満 | 1.55 | 104,160 | 8,680 |
| | (本人課税) | | | |
| 第 12 段階 | 所得 500 万円超 600 万円未満 | 1.75 | 117,600 | 9,800 |
| | (本人課税) | | | |
| 第 13 段階 | 所得 600 万円超 700 万円未満 | 1.85 | 124,320 | 10,360 |
| | (本人課税) | | | |
| 第 14 段階 | 所得 700 万円超 800 万円未満 | 1.95 | 131,040 | 10,920 |
| | (本人課税) | | | |
| 第 15 段階 | 所得 800 万円超 900 万円未満 | 2.10 | 141,120 | 11,760 |
| | (本人課税) | | | |
| 第 16 段階 | 所得 900 万円超 1,000 万円未 | 2.25 | 151,200 | 12,600 |
| | 満(本人課税) | | | |
| 第 17 段階 | 所得 1,000 万円超 1,500 万円未 | 2.40 | 161,280 | 13,440 |
| | 満(本人課税) | | | |
| 第 18 段階 | 所得 1,500 万円以上 | 2.55 | 171,360 | 14,280 |
| | (本人課税) | | | |

2 介護保険資格管理業務 (No.1)

(1) 事業の概要

介護保険資格管理業務は、高齢者支援課が行っている介護保険の被保険者証発行 事務である。

被保険者証は、第1号被保険者には、65歳に達する前月に申請無しで送付する。 第2号被保険者には申請に基づき交付している。被保険者証は有効期限の記載はない。

紛失や破損・汚損、住所変更等で再交付を希望する場合は窓口、電話又は、郵送で申請する。

○資格管理に要する軽費

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------|------------|------------|------------|
| 事業費 | 4,471 千円 | 3,833 千円 | 3,385 千円 |
| (内、印刷費) | (2,527 千円) | (2,577 千円) | (2,480 千円) |

3 介護保険料決定事務

(1) 事業の概要

第1号被保険者の保険料は、介護保険事業計画(柏市高齢者いきいきプラン21)に基づき、介護サービス給付費や要介護認定者数の見込み等をもとに3年ごとに見直しをしている。平成30年度から令和2年度の保険料は、特別養護老人ホームの施設整備や介護保険サービスの充実を図るうえで必要な費用を賄うため、65歳以上の方の保険料基準額を58.800円から67.200円に引き上げている。

厚生労働省の「地域包括ケア見える化システム」により、本市の介護保険事業を全国平均及び千葉県平均と比較して分析すると、本市の被保険者1人当たりの必要保険料月額は平成29年3月では4,962円で、全国平均よりは低いものの千葉県平均を上回っている。

令和元年度の保険料は平成30年度から令和2年度の期間で既に柏市で定められた ものによっており、新たな算定事務は実施されていない。(次回は令和3年度から令和5年度分につき令和2年度に新たな保険料を算定中である)

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

監査の対象とすべき保険料の新規の設定はなく、事務事業の手続きに関しては特に指摘すべき事項及び意見はなかった。ただ、介護保険特別会計上で歳入・歳出の差額が多く発生しており介護保険事業財政調整基金の令和元年度に係る新規積立額及び期末残高が多額に計上されており、次期の保険料について何らかの調整等を考慮する必要があると思われる。

【意見1】 新規保険料の算定時、介護保険事業財政調整基金の残高金額も十分に考慮すべき点について

令和元年度の介護保険事業財政調整基金は、繰入額及び期末残高がそれぞれ 271,036 千円、2,731,662 千円と多額になっている。平成 30 年度から令和 2 年度までに特別養護老人ホームの整備等を考慮し、予想と実際の歳入・歳出の差額の発生がその大きな原因となっていると思われる。

あくまでも保険料の決定は策定時の「予測」に基づくものであり差異が出るのは止むを得ないが、平成30年度及び令和元年度は2期黒字であり介護保険財政調整基金の残高を積み増す結果となっている。

そこで、柏市の第8期の介護保険料の策定の際には、介護保険事業財政調整基金の 計上必要額を考慮しつつ、適切に保険料を算定することが望まれる。

4 要介護・要支援認定の申請事務 (No. 2, 3)

(1) 事業の概要

① 要介護認定手続の概要

介護(介護予防)サービスを利用するには、被保険者が、介護サービスの要介護度(どの程度、介護のサービスを必要とするか)について市町村の認定を受ける必要ある。

この要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ)は、介護の手間を時間に換算する 仕組みであり、一次判定及び二次判定の結果に基づき、市町村が申請者について要介 護認定を行うとされている。

申請できるのは、65歳以上のすべての人と、16種類の病気に該当する40歳から64歳の人である。

② 申請の仕方

申請には、申請書を介護保険被保険者証とともに、柏市役所の高齢者支援課、沼南 支所、地域包括支援センターに提出する。

③ 認定調査

申請書が受理された後、調査員が自宅や施設に訪問し、介護を受ける人の体や心の状態を本人や家族から聞き取りをする。

④ 介護認定

国のコンピュータ・システムで判定する一次判定手続きと、専門家による介護認定 審査会による二次判定手続きを経て、介護を受ける人の介護度が決定され本人に通知される。

(一次判定手続)

認定調査における基本調査 74 項目の結果から、厚生労働省作成の認定ソフト 2018 により、要介護認定等基準時間・中間評価項目の得点を算定し、更に審査の基準となる要介護度(一次判定)をはじき出す手続

(二次判定手続)

保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定 結果及び、主治医意見書等に基づき審査判定を行う手続

⑤ 認定調査について

ア. 事務概要

介護の手間を把握するため、身体機能・起居動作・生活機能・認知機能・精神行動障

害・社会生活への適応について調査を行い、認定調査と言われる。

新規の要介護認定に係る認定調査は、保険者の職員が直接調査する事を原則とする (介護保険法第27条2項、第32条2項)。また、更新及び区分変更申請に係る認定 調査は、「市町村職員」が実施するのに加えて、「指定居宅介護支援事業者、地域密着 型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施 設又は、介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるもの」で都道府県及び指定都市 が行う研修を修了した者(以下、「認定調査員」という。)に委託する事ができる(介 護保険法第28条、第29条、第30条)。

(単位:千円)

| 認定調査費 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------------|----------|----------|---------|
| 予算額 | 183,886 | 186,070 | 195,785 |
| 実績額 | 157,974 | 168,534 | 172,379 |
| ・主な内訳 | | | |
| 賃金 *1 | 51,951 | 53,173 | 52,750 |
| 通信運搬費 | 6,580 | 7,623 | 7,869 |
| 手数料 *2 | 63,034 | 67,765 | 70,118 |
| 要介護認定調査委託費 *3 | 23,404 | 26,244 | 27,407 |
| その他 | 13,004 | 13,727 | 14,232 |

<主な内容の説明>

- *1 賃金は非常勤の職員(臨時職員)への支給総額である。一部の職員は社会保険制度に加入している。なお、地方公務員法の改正に伴い、非常勤の職員の任用形態については、令和2年4月をもって臨時職員から会計年度任用職員に変更となっている。
- *2 手数料は、主治医の主治医意見書に対する報酬である。

<主治医意見書>

介護認定を受け様とする者の介護等の必要性に関し、主治医の有する 情報を、介護認定の判断基礎に取り込むために、主治医の意見書を取得して いる。

柏市では、認定申請受付日の翌開庁日に、柏市から主治医に意見書の提出 を依頼し、主治医から市へ主治医意見書が提出される。意見書を作成した主 治医には、柏市から主治医意見書作成手数料が支払われる。

| 種 | 類 | 単価(消費税等別) |
|----|-----|-----------|
| 在宅 | 新 規 | 5,000 円 |
| | 更新 | 4,000 円 |
| 施設 | 新規 | 4,000 円 |

| - #r | 2 222 5 |
|------|---------|
| ・ | 3,000 円 |
| , | , , , |

*3 要介護認定調査委託費は居宅介護事業者の一部と要介護認定調査委託契約を 締結し、要介護認定の訪問調査を実施し市は実績に応じて委託料を支給する。

| 種 別 | 1件あたり単価(消費税別) |
|------|---------------|
| 訪問調査 | 4,000 円 |
| 施設入所 | 2,000 円 |

イ. 認定者数

平成29年度より令和元年度の3年間における認定者数は以下のとおりであ る。

(単位:人、%)

| | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 |
|------------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 417,218 | 419,155 | 423,903 |
| 第1号被保険者数 | 105,799 | 106,999 | 108,788 |
| 高齢化率 | 25.4 | 25.5 | 25.7 |
| 要介護認定者数 | 16,547 | 16,799 | 17,961 |
| 要支援1 | 2,526 | 2,575 | 2,861 |
| 要支援2 | 1,872 | 1,991 | 2,152 |
| 要介護1 | 3,667 | 3,894 | 4,022 |
| 要介護 2 | 2,657 | 2,758 | 2,844 |
| 要介護3 | 2,195 | 2,235 | 2,254 |
| 要介護4 | 1,805 | 1,864 | 1,923 |
| 要介護 5 | 1,430 | 1,482 | 1,501 |
| 第2号被保険者数 | 395 | 422 | 404 |
| 要介護認定率(1号被 | 14.9 | 15.3 | 15.8 |
| 保) | | | |

【全国及び近隣市との指標比較】 ※厚生労働省HP 平成30年

| 地域指標 | 全国平均 | 柏市 | 松戸市 | 市川市 | 船橋市 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口密度 (人/㎢) | 3,788 | 3,608 | 7,872 | 8,381 | 7,274 |
| 高齢化率 | 27.0 | 25.7 | 25.4 | 21.0 | 23.8 |
| 後期高齢化率 | 13.5 | 12.2 | 12.7 | 10.1 | 12.1 |
| 男平均寿命 | 80.9 | 81.7 | 81.3 | 81.9 | 81.3 |
| 女平均寿命 | 87.0 | 87.6 | 87.2 | 87.5 | 87.2 |
| 要介護認定率 | 17.9 | 15.3 | 16.2 | 16.7 | 17.6 |
| 1人当たり介護単位数 | 26,470 | 21,331 | 23,861 | 23,707 | 23,085 |

| 高齢者独居世帯の比率 11.4 12.9 11.8 10.0 10.0 |
|-------------------------------------|
|-------------------------------------|

ウ. 認定調査従事者の教育訓練の状況

要介護認定の平準化・迅速化のため、認定調査従事者は、国が作成した「認定調査員テキスト」に基づき調査を行う。そのほかに、柏市では、認定調査従事者に対しての研修を行っている。

• 柏市職員

市直営の調査員には、千葉県主催の認定調査員新規及び現任研修を受講させる機会を確保している。

•委託事業者

委託事業者の認定調査員向けに、柏市が主催する以下の研修を実施している。

【認定調查員研修】

| 内 容 | 平成 29 年度 | 平成 30 年 | 令和元年度 |
|-------------------|----------|---------|-------|
| | | 度 | |
| 来庁による面談(委託事業者対象) | 5回 | 6回(5事 | 6 回 |
| | | 業所) | |
| 新規調査員研修 (委託事業者対象) | 3回 | 3回 | 2回 |
| 調査員フォローアップ研修(委託事業 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 者対象) | | | |

エ. 認定調査の適正確保のための運用上の工夫

要介護認定が適正かつ迅速に行われるためには、申請者の状況を把握するための認定調査が適正に行われることが極めて重要である。この点、柏市では認定調査の適正確保のために、次のような取組みがなされている。

a 委託調査の制限

認定調査は、保険者の職員が直接調査する事を原則とする(介護保険法第27条第2項)が、柏市では、認定調査の一部を委託している。委託による調査が一概に不適正に繋がるというものではないが、職員による調査の方が調査の質の均質化が期待でき、また、委託調査に従事する者は介護サービスを提供する事業者側であり、モラルハザードに繋がる危険性も潜む。そこで、柏市では、法令上委託が制限されない場合でも、委託調査につき次のような制限を設けている。

・当該被保険者について、介護サービスを現に行っている事業者が認定に関与すれ ば利益相反となるので、当該被保険者に介護サービスを行っている事業者への 委託はしない。 ・更新申請の際の認定調査の委託は、連続して3回を最大とし、4回目には委託を せず、必ず職員による調査を行う事としている。

b 職員による認定調査内容の確認

認定手続きの過程で、職員が調査票の全件チェックを実施している。コンピュータ判定の処理は委託事業者に事務処理を行ってもらっているが、調査票と入力情報のチェックを職員がチェックすることとしている。こうした確認の過程で、記載内容の不適正、不整合の疑いがあれば再調査を求めることを通じて認定調査の適正確保を図っている。

才. 判定手続

a 一次判定と二次判定

介護認定の過程は、コンピュータソフトによる一次判定と、柏市の附属機関として設置された柏市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)による二次判定の二段階の判定手続によっている。

要介護認定では、申請者の状態像を数量化し、「介護の手間」の総量である要介護認定等基準時間を推計し、推計時間を利用する事で要介護度を決定するという方式が採用されている。こういった介護の手間の総量の見積もりについて、複数の介護に関わる専門職の合議によって、異なる事例間で同一の結論を得ることは、きわめて困難である。このため、要介護認定においては、申請者の「状態像」に関わる情報を、基本調査で把握し、これを介護の手間の総量=要介護認定等基準時間に置き換える作業が、国が開発した一次判定ソフトにより行われている。

そして、一次判定は、申請者の必要な介護量を統計的な手法を用いて推定するという仕組みをとっているため、こうした統計的な推定になじまない、申請者固有事情を認定調査において記録された特記事項や主治医意見書の記載内容を踏まえ、一次判定の結果を確定し、又は、必要に応じて一次判定の変更を行う手続が必要となり、これが認定審査会による二次判定である。

柏市における具体的事務の進め方としても、担当職員が、認定調査の内容と主治 医意見書の内容の整合性等を検証して、齟齬がある場合は、認定調査員に内容の確 認をする等をしたうえで認定調査の結果を確認した後、一次判定ソフトに入力す ることによって、一次判定結果を得る。そして、認定審査会に介護認定の審査及び 判定を求め、認定審査会は、審査及び判定の結果を市町村に通知するものとされる。 市町村は、通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定をす ることとされる(介護保険法第27条)

カ. 事務の実施状況

a 介護認定審査会の運営

柏市では、数多くの認定事務を処理するため、認定審査会には委員5名により構成される合議体が置かれ、合議体における審査及び判定結果をもって認定審査会の議決とすることとされている(柏市介護保険条例、柏市介護保険条例等施行規則)。

認定審査会の活動概要は以下のとおりである。

【介護認定審査会費の推移】

| | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|----------|----------|--------|
| 当初予算額 | | 57,196 | 56,868 | 56,628 |
| 決算額 | | 51,649 | 49,183 | 49,663 |
| | 審査委員報酬 | 50,139 | 47,898 | 48,222 |
| | 報償費 | 516 | 428 | 502 |
| | 食糧費 | 188 | 179 | 189 |
| | 通信運搬費 | 805 | 675 | 749 |

(単位:千円)

【介護認定審査会の構成・活動等】

| 認定審査会委員数 | 114人 | 令和2年3月31日現 |
|-----------------|--------|------------------|
| | | 在 |
| 認定審査会合議体数 | 17 合議体 | 平成 31 年 4 月 1 日~ |
| 認定審査を行う合議体の開催数 | 359 回 | 令和2年3月31日 |
| 審査会1回あたりの平均審査件数 | 31 回 | |

【委員の構成(令和元年7月1日現在)】

| | 人数 |
|------------------|------|
| 柏市医師会 | 25 人 |
| 柏歯科医師会 | 21 人 |
| 柏市老人福祉施設連絡協議会 | 21 人 |
| 柏市薬剤師会 | 20 人 |
| 千葉県看護師会 | 17人 |
| 柏市介護支援専門員協議会 | 5 人 |
| 柏市在宅リハビリテーション連絡会 | 3 人 |
| 千葉県柔道整復師会 | 2 人 |
| 合 計 | 114人 |

b 認定審査会における判定の簡素化

厚生労働省は、平成 29 年 12 月 20 日付事務連絡において、全国の保険者に対し、第 1 号被保険者による要介護等更新申請のうち、認定調査等の内容が長期にわたり状態が変化していない状態安定者については、一次判定結果を審査判定結果とみなす事につき認定審査会の包括同意を得る等の方法により、認定審査会における審査の「簡素化」を可能とする旨通知した。

柏市においても、平成30年4月1日以降の更新申請から厚生労働省の示す基準 と同一の基準の下審査会の審査の簡素化を行っている。

c 合議体間の判断の均質化の取組み

柏市では、認定審査会の審査及び判定を、合議体に分けて行っていることから、 合議体間での運営方法について共有認識を持つため、5つの部会の代表者の出席 を得て、運営委員会を年1~2回開催している。委員会ごとに委員長は医師、副委 員長は歯科医師で構成されている。委員会では、合議体ごとの一次判定の変更率や 認定有効期間の延長率を集計し、委員会でその統計資料をもって議論材料とする ほか、各合議体に年1回、自分の属する合議体のデータと他の合議体におけるデ ータの統計数値を示し、他の合議体との判断の均質化に向けた工夫がなされてい る。

キ. 認定結果の通知

a 認定結果通知

市町村は、認定審査会から通知された審査及び判定の結果に基づき、要介護認定をすることとされ、要介護認定をし、又は要介護者に該当しないと認めた時は、その結果を当該認定に係る被保険者に通知することとされる(介護保険法第27条第7項、第9項)。

介護認定申請に対する処分は、申請日から原則として 30 日以内にしなければならないとされ、例外として、当該申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等、特別な理由がある場合には、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する時間及びその理由を通知し、これを延期することができるとされている(介護保険法第 27 条第 11 項)。

b 介護結果通知までに要する期間の長期化について

〇 現状

介護に要する期間の長期化は全国的な課題となっており、柏市においても、令和元年度実績で、審査判定件数 14,713 件のうち、原則とされる 30 日を超えた審査判定件数が 9,810 件に上っている。厚生労働省による平成 30 年度介護認定

適正化事業業務分析データ(平成30年度上半期)によれば、申請から認定までの期間は、全国平均36.9日に対して、柏市は34.69日を要している。これにより、法の原則である30日を超過している状況は柏市だけではないものの、まだ改善すべき点がある。

令和元年度 介護保険認定日数(令和2年3月末現在)

| (単位 | | <i>(</i>) + | %) |
|----------|-----|-------------------------|-------|
| (== 11/ | - 1 | 1 1 1 . | -/O / |

| | 30 日以内 | | | 31 日以上 | | | | |
|-----------|----------------|------|------|-----------|--------|--------|----------------|------|
| | 4,903件 (33.3%) | | | 9, | ,810 件 | (66.7% | ₆) | |
| 申請種別 | 件数(種別内 | | 全体に | に対す 件数(種) | | 別内割 | 全体に | こ対す |
| | 割合) る割合 | | | 合) | | る割合 | ì | |
| 新規 | 1,207 | 30.0 | 8.2 | 33.3 | 2,819 | 70.0 | 19.2 | 66.7 |
| 更新 | 3,058 | 37.6 | 20.8 | | 5,071 | 62.4 | 34.5 | |
| 区変 (支援含む) | 638 | 24.9 | 4.3 | | 1,920 | 75.1 | 13.0 | |

令和元年度 認定日数 31 日以上の件数

(単位:件)

| | 31 日~35 | 36 日~40 | 41日~45 | 46 日~50 | 51日~ |
|-----------|---------|---------|--------|---------|------|
| | 日 | 日 | 日 | 日 | |
| 新規 | 972 | 666 | 659 | 264 | 258 |
| 更新 | 1,972 | 1,411 | 970 | 358 | 360 |
| 区変 (支援含む) | 619 | 553 | 389 | 203 | 156 |
| 計 | 3,563 | 2,630 | 2,018 | 825 | 774 |

令和元年度 認定平均日数(令和2年3月末現在)

| | 意見書入手まで | 調査票入手まで | 認定まで |
|-----------|---------|---------|---------|
| | (平均日数) | (平均日数) | (平均日数) |
| | 15.05 日 | 20.53 日 | 34.69 日 |
| 新規 | 15.56 日 | 20.52 日 | 36.02 日 |
| 更新 | 14.79 日 | 20.27 日 | 33.47 日 |
| 区変 (支援含む) | 15.05 日 | 21.36 日 | 36.50 日 |

○ サービス利用の予定がない認定申請(お守り申請)について

柏市では、千葉県内の他自治体と比較して、要支援・要介護認定率はやや低くなっているが、近年その認定率は上昇傾向にある。また、認定者に占める軽度認定割合が高いと共に、認定を受けていながら介護保険サービスを利用していない認定者の割合が高いという特徴もある。被保険者には、認定手続のための自己負担がないこともあって、具体的に介護サービス利用予定がなくてもお守りのような趣旨

で認定を取得しておくという実態もあるとのことである(このことを、俗称であるが、「お守り申請」と表現される。)。

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見2】 要介護認定調査員の給与システムの改善の必要性について

調査員の給与は、柏市臨時職員就業規則に従って適切に計算されていると認め られる。出勤簿は手書き、エクセルで1か月分を時間集計している等、管理効率も 給与計算効率も大変に低いと認められる。

今後、これらの給与システムを改め、より効率的で業務の完全につながるような制度を構築すべきである。適切な I Tシステムの構築と活用が望まれ、高齢者支援課の担当者の業務改善につながる。

【意見3】 介護認定日数の短縮について

介護保険認定日数について、厚生労働省による平成30年度要介護認定適正化事業業務分析データ(平成30年度上半期)によれば、申請から認定までの期間は、全国平均36.9日に対して、柏市は34.7日を要している。これにより、法の原則である30日を超過している状況は柏市だけではないものの遵守できていない。

介護認定日数は、介護を必要とする人が実際の介護サービスを受けられるまでに要する期間の相当日数を要するものであり今後とも厚生労働省の基準の30日に少しでも近づける努力をする必要がある。そのためには、主治医意見書の入手の迅速化への方策も必要であり、また、認定調査員研修や介護認定審査会委員研修を通じて、要介護(要支援)認定の平準化・迅速化を充実させることが更に望まれる。

方策の中には、認定調査員の年間を通じての適切な要員確保も含まれる。調査業務の委託先でもある居宅介護支援事業所等も含め適切な調査員確保に努めるとともに認定調査能力件数の増加を図る必要がある。

【意見4】 今後の認定調査について

今後の介護認定申請件数の増加が見込まれる中、近い将来において、IT を活用した認定調査の効率化や介護認定調査員の追加募集の際の人材難に対応する必要が生じることが推測される。こうした状況に対応するためにも、市直営の訪問調査よりも費用が増加する可能性があるものの、新規・区分変更申請を含めた指定市町村事務受託法人へ調査業務の委託を検討することが望まれる。そのため、現在、柏市内には指定市町村事務受託法人はないものの、今後の県による指定市町村事務受託法人の指定状況を注視する必要がある。

5 介護保険窓口業務等に係る業務委託 (No. 4)

高齢者支援課は、平成29年度途中より介護保険業務及び在宅高齢者福祉サービス業務委託を実施し現在に至っている。当該業務委託は、従来より高齢者支援課で行ってきた下記の業務を、内部事務を一括して外部化したものであり、これにより人件費の削減を実現している。

(1) 事務事業の概要

① 目的

柏市第二次行政経営方針に基づき、歳出抑制に向けた民間委託の推進の取組み として、個人情報の保護、安定的な事業運営及び市民サービスの向上に十分留意した上で、包括的に民間事業者に本事業を委託する。

② 取引開始までの主な経緯

概ね以下のような経緯で契約まで締結し平成30年1月より業務を開始した。

| 平成 28 年 8 月 | (伺書) 介護保険業務及び在宅高齢者福祉サービス業務委 | | | |
|--------------|------------------------------------|--|--|--|
| | 託に係る契約について | | | |
| | 公募型プロポーザル方式 | | | |
| | 予算措置 総額 213,694 千円 | | | |
| 平成 29 年 10 月 | (選定委員会) | | | |
| | 公募型プロポーザル方式: | | | |
| | 選定者:株式会社日本ビジネスデータープロセシングセン | | | |
| | ター(以後、「日本ビジネス」と呼ぶ) | | | |
| 平成 29 年 12 月 | 介護保険業務等に係る業務委託及び労働者派遣 | | | |
| | 日本ビジネス、第1回見積合わせ、209,439千円 | | | |
| | 作業内訳: | | | |
| | 平成 29 年度 派遣契約 8,865 千円 | | | |
| | 平成 30 年度 | | | |
| | (平成 30 年 4 月~12 月) 派遣契約 28,719 千円 | | | |
| | 以下、本業務(委託契約に切り替え) | | | |
| | 平成 31 年 1 月 ~ 3 月 34,371 千円 | | | |
| | 平成 31 年度 137,484 千円 | | | |
| | 概算計算書: | | | |
| | 平成 30 年 1 月~平成 30 年 12 月 準備業務 (派遣) | | | |
| | 37,584 千円 | | | |
| | 平成 31 年 1 月~平成 31 年 3 月 本業務 (委託) | | | |

| | 34,371 千円 | | | |
|--------------|-----------------------------|--|--|--|
| | 平成 31 年度 本業務(委託) | | | |
| | 171,855 千円 | | | |
| | ★準備業務 | | | |
| | ・実際の窓口等の介護保険業務等を開始 | | | |
| | ・業務の円滑な遂行のため現行業務の分析、改善案の提案、 | | | |
| | マニュアル作成 | | | |
| 平成 29 年 12 月 | 柏市と日本ビジネスが契約書を締結 | | | |
| | 業務料 226,194 千円 (消費税込み) | | | |

③ 日本ビジネスの実際の業務(成果)

- ア. 該当する年度(平成元年度まで)で、高齢者支援課の職員の業務効率が改善しなかった。日本ビジネスの習熟度や業務改善の遅れで、柏市側の再チェック等、業務が減らない面があった。これは、当初は「派遣契約」だったので派遣元のパワー不足等も影響していたと思われる。
- イ.介護保険の窓口業務でも在宅高齢者福祉サービスでも窓口対応の混乱等があった。日本ビジネス内部のコミュニケーション不足や、同社と柏市職員とのコミュニケーション不足(概ね会社側の報告不足等)が多かった。業務分析やマニュアル作りにより、内部統制の機能を高めなければならなかった。

④ 業務改善

上記③のア.及びイ.の問題等につき、柏市と日本ビジネスが改善策を策定して、全委託業務についてのマニュアルを作成し、業務の報・連・相をしっかり統制し、スムーズな窓口業務等を実施できるようになった。

○介護保険窓口業務等に係わる軽費

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------|----------|-------------|--------------|
| 事業費 | _ | 62,242 千円 | 142,924 千円 |
| (内、窓口等業務委託) | (-) | (35,264 千円) | (142,364 千円) |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

内部業務の外部化のために公募プロポーザル方式等でコスト低減等、より適切な運営を図ろうとした点は理解できるが、その方法や内容について今後の同様な事業の見直し機会における柏市の対応力を高めるために、以下のような意見を出す。

【意見5】 人的管理運営業務の外部化について検討すべきこと

コンピュータ業務の入れ替え等でもよく起こる事ではあるが、組織内の業務について、意外と旧態依然で慣習的に実務を実施している場合も多く、組織側で自己の業務分析や、業務フローの見直し等、不能率や不効率、規則違反等重大な見直しが必要な場合が多い。

対する事業会社(この場合は、日本ビジネス)側でも、特定の業務やシステム等について、他の組織での導入実績がある、このくらいは相手(この場合は柏市)がやってくれるだろう、等と安易に考えてプレゼンテーションして、契約してしまう場合がある。

これはお互いに、スムーズに新規業務等が立ち上がらなかったり、問題が発生して円滑に業務が推進できなかったりすることになる。

この様な問題を防ぐためには、今後は柏市の業務部署で業務の見直しや 改善策の模索をして、その後に取引相手とのコミュニケーションをしっかり と取って、より詳細な仕様書や設計書、概算計算書等を詰めてから契約をする ことが望まれる。

6 介護保険料の賦課徴収(No.5)

(1) 事業の概要

① 介護保険料の賦課

前記のとおり、第1号被保険者の介護保険料は(賦課決定をした後)、主に、本人及び世帯の市民税課税の有無と、本人の所得金額により算定される。柏市では、世帯の構成員については住民基本台帳の情報により把握し、本人及び世帯員の市民税課税の有無と本人の所得を市民税に関する情報を毎月システムに取り込んで把握し、システムにより所得段階区分を判定し、介護保険料を算定している。そして、賦課の基礎となる市民税の課税の有無等が確定するのは毎年6月下旬であり、市民税の所得内容を基に介護保険料を決定する。なお、特別徴収における4月から6月分の介護保険料については、前年度の情報を基礎に暫定的な額を算定して賦課を行う。そして、毎年6月下旬に、当該年度の情報に基づく所得段階区分を判定し、7月以降の介護保険料(暫定的な賦課額との差額を調整した額)を賦課する。

② 介護保険料の徴収

賦課決定をした後、各被保険者の納入通知書、決定通知書を郵送する。そして、 特別徴収(年金から天引き)の対象者及び普通徴収の対象者で口座振替を申請している者については、通知書のみを送付するが、普通徴収の対象者で口座振替を申請 していない者については、納付書を同時に郵送する。なお、介護保険料の徴収方法 は年齢により違っており、各年代の徴収方法は以下のとおりである。

③ 第2号被保険者

第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の保険料の納付方法は、加入している医療保険の保険料と合わせて徴収される(国民健康保険においては国民健康保険料として徴収される)ものであり、医療保険の各保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付し、法令の規定により算定した額が、交付金として同基金から市に納付される(介護保険法第125条、第126条、第150条)。

④ 第1号被保険者

第1号被保険者(65歳以上の者)の保険料の納付方法は、年金からの源泉による特別徴収とそれ以外の普通徴収の2種類である(介護保険法第131条)。

特別徴収は、介護保険者に支給している年金から保険料を徴収させ、かつ、その 徴収すべき保険料を保険者である柏市に納入させる方法であり、被保険者は、保険 料を控除された後の年金を受け取ることになる。特別徴収の対象者は、年間 18万 円以上の老齢・障害・遺族・退職年金を受給している者であり(介護保険法第 134 条、第 135 条、同法施行令第 40 条、第 41 条)、大半の被保険者は特別徴収によ り保険料を納付することになる。普通徴収は、その他の者及び年度の途中で第 1 号 被保険者になった者等が対象となる。

普通徴収による保険料の徴収方法は、納付書払いや口座振替払い等の複数の徴収方法の中から、各自治体がそれぞれの方針に基づいて選択している。柏市においては、被保険者が、納付書払い、口座振替のいずれかを選択することになる。

⑤ 介護保険の賦課徴収状況

【第1号被保険者保険料 令和元年度】

(単位:千円、%)

| 項目 | 金額等 |
|---------------|-----------|
| 予算現額 | 6,938,018 |
| 調定額(A) | 7,132,438 |
| 収入済額 (C) | 6,977,572 |
| 還付済額 | △61,239 |
| 不納欠損額 | 39,362 |
| 収入未済額 | 115,503 |
| 還付未済額 | △4,815 |
| 収納率 (C) / (A) | 97.83% |

【介護保険料収入未済額 令和元年度】

| 年 度 | 期別(件) | 保険料(千円) |
|----------|-------|---------|
| 平成 23 年度 | 1 | 17 |
| 平成 24 年度 | 2 | 60 |
| 平成 25 年度 | 3 | 143 |
| 平成 26 年度 | 6 | 210 |
| 平成 27 年度 | 34 | 859 |
| 平成 28 年度 | 110 | 2,568 |
| 平成 29 年度 | 1,042 | 10,733 |
| 平成 30 年度 | 1,314 | 49,064 |
| 令和元年度 | 1,709 | 56,659 |
| 合 計 | 4,221 | 120,319 |

⑥ 介護保険料の賦課徴収に関する歳出

【賦課徴収に要する経費】

(単位:千円)

| | 項目 | 金額 | 摘 要 |
|---|------------|--------|---------------|
| 子 | ·算現額 | 40,347 | |
| 支 | 出済額 | 39,041 | |
| | 消耗品費 | 68 | |
| | 印刷製本費 | 1,340 | 封筒、納付書 |
| | 通信運搬費 | 11,172 | 賦課決定通知書、納付書等の |
| | | | 郵送料 |
| | 手数料 | 583 | 口座振替手数料、クレジット |
| | | | 収納手数料 |
| | 口座振替委託 | 134 | 口座振替伝送処理 |
| | コンビニ収納代行委託 | 1,926 | コンビニ収納処理 |
| | 電算処理業務委託 | 22,112 | 介護台帳作成,管理等 |
| | 公金収納サービス業務 | 17 | 収納に係るデータ作成 |
| | 委託 | | |
| | 賃借料 | 1,684 | |

上記のうち、通信運搬費及び電算業務処理委託の大部分は、株式会社DSKに対する賦課決定通知書の作成、印刷並びに封筒準備等に関わる委託料である。

○介護保険制度の賦課徴収に要する経費

(単位:千円)

| | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 事業費 | 37,567 | 37,800 | 39,041 |
| (内、通信運搬費) | (10,347) | (10,684) | (11,172) |
| (内、電算処理業務委託料、 | (21,851) | (21,649) | (22,112) |
| 介護台帳作成、管理等) | | | |
| (内、口座振替委託料) | (145) | (141) | (134) |
| (内、コンビニ収納代行委託 | (1,737) | (1,679) | (1,926) |
| 料、収納に係わるデータ作成) | | | |
| (内、公金収納サービス業務 | (-) | (14) | (17) |
| 委託料) | | | |

7 介護保険料の滞納管理

(1) 事業の概要

① 滞納管理に関する制度等

介護保険料は、納期限ないし督促等による時効中断(令和2年4月1日に施行される新民法における「更新」)から2年で時効となる(介護保険法第200条)。 柏市においては、納期限を経過しても保険料が納付されない場合、①納期限後20日以内に督促状を送付し、②また、過去2年分の滞納者に対して、催告書を年に2回(令和元年度は、2回)送付している。このほか、③現年度分(過年度分には滞納を生じていないが、当該年度の4月から12月までに滞納が生じている者)の滞納者に対し、1月下旬までに取りまとめを行い、2月の債権滞納整理特別強化月間に催告書や時効予告書を送付している。そして、柏市において、時効により消滅したと判断される債権については、不納欠損の処理がされる。

② 保険料の滞納に伴う措置

介護保険料の滞納が継続する場合、以下のように保険給付の制限等がある。

・1年以上の滞納

サービス費等の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が 支払われる。

・1年6カ月以上の滞納

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部又は全部を一時的に 差し止め、滞納保険料に充当する。

・2年以上の滞納

サービス利用時の利用者負担率が引き上げられ、また、高額介護サービス費が受けられなくなる。

8 介護保険料の減免

(1) 事業の概要

市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又は、その徴収を猶予する事ができるとされている(介護保険法第 142 条)。

柏市においては、①被保険者又は、その属する世帯の生計を主として維持する者 (以下「生計維持者」という。)が、災害により、住宅、家財又は、その他の財産に ついて著しい損害を受けた場合、②生計維持者の死亡、重大な障害、又は、長期入院 により、その者の収入が著しく減少した場合、③生計維持者の収入が、事業又は、業 務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合、④生計維 持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類す る理由により著しく減少した場合、⑤その他、生活保護法に規定する要保護者と同等 の状態にあって、生活保護を受けていない場合に、介護保険料を減免し、又は6か月 以内の期間で徴収を猶予することができるとされている(柏市介護保険条例第9条 第1項、第10条第1項、柏市介護保険条例等施行規則第18条)。

【令和元年度介護保険料減免決定内訳】

(単位:人、千円)

| | 人数 | 減 免 額 |
|-------|----|-------|
| 生活困窮者 | 45 | 535 |
| 東日本震災 | 6 | 254 |
| 火災 | 2 | 151 |
| 収監 | 3 | 44 |
| 計 | 56 | 986 |

9 介護保険料の過誤納付金の環付(No.5)

(1) 事業の概要

柏市の第1号被保険者に当該年度の保険料が賦課された後、年度途中で当該被保険者が柏市以外の市町村に転居する事により被保険者の資格を喪失したり、年度途中で当該被保険者が前年度の所得について修正申告又は、更正の請求を行ったことにより前年度の所得が増減額した場合等、納付に係る保険料に過誤納金が

発生した場合、これを還付しなければならない(介護保険法第 139 条第 2 項)。 保険料の還付が必要な場合、市は、還付すべき保険料を算出した上で還付対象者 に通知する。

相市においては、原則として還付は口座振替払いによっており、請求者は、通知書の振込先記入欄に振込先を記入し、これを柏市に提出して還付を受けることとなる。還付対象者が同人名義以外の口座を指定する場合は、還付金受領の委任欄への記名押印が必要となる。また、第1号被保険者が1年分の保険料を一括で納付した後、年度途中で死亡した場合には、死亡日から年度末までの期間に相当する保険料については過納していることになる。この場合、当該被保険者の死亡により生じた還付金を受領する権利は相続人が承継する(地方税法第9条)。相続人が複数の場合、各相続人は相続分に応じて還付金を受け取ることができる(民法第896条、第899条)。柏市においては、相続人が還付金を受け取る場合、通知書のほかに、自らが相続人である旨等を記載した申出書を提出させて、相続人名義の口座に送金する方法で還付している。なお、還付が生じる事例の多くは、年度途中の死亡によるものとのことであり、この理由による還付は頻繁に発生している。

○還付金の年度比較

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 第1号被保険者保険 | 55,489 千円 | 51,688 千円 | 67,072 千円 |
| 料還付金 | | | |

10 介護保険制度等の啓発パンフレット作成事業 (No.6)

利用者が適切に介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業等を利用することができるよう環境整備(利用者支援体制)を行うものである。

(1) 事業の概要

① 相談員の配置

介護保険制度利用に関する相談対応として、相談員2名を配置し、介護保険等サービスに関する相談を受ける。

② 介護保険情報の提供

「みんなでささえる介護保険」を作成し、窓口配布及び、ホームページに掲載し、 また年齢が 65 歳に到達した人に介護保険の手続き関係書類と共に送付する等 で、市民に介護保険事業に関する情報提供を行う。

介護保険制度等の啓発パンフレット作成

| 項目 | 説明 |
|---------|-----------------------------|
| 根拠法令条例等 | なし |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 介護保険制度の創設に伴う被保険者やその家族への制度の |
| | 周知及び柏市が実施している高齢者を対象とした保健福祉事 |
| | 業についての周知の必要がある。 |
| | ②事業目的 |
| | 介護保険制度をはじめとした高齢者福祉事業について、利 |
| | 用者やその家族に対して必要な情報を提供し、最適な事業の |
| | 利用をしてもらう。 |
| | ③事業内容 |
| | 1) 主なパンフレットの種類 |
| | 「みんなでささえる介護保険」 |
| | 介護保険制度の市民への普及啓発及び制度への理解 |
| | 「シニアはつらつガイドブック」 |
| | 柏市の保健福祉事業全般への理解 |
| | 「シニアはつらつガイドブック(概要版)」 |
| | 上記の簡易版 |
| | 2) 媒体 (広報の仕方) |
| | 特に高齢者への普及啓発であるため、紙媒体での情報 |
| | 提供が有効であり、紙面は制度改正内容に合わせて改定 |
| | をする。また、柏市のホームページにも掲載している。 |
| | 冊子の配布は、高齢者支援課及び地域包括支援センタ |
| | 一、近隣センター等で行うほか、65歳到達者には介護保 |
| | 険被保険者証に同封して送付をしている。 |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 高齢者いきいきガイド作成 | 1,499 千円 | 1,624 千円 | 1,440 千円 |
| 介護保険制度普及啓発パンフ | 1,259 千円 | 2,711 千円 | 1,420 千円 |
| レット作成 | | | |
| 合 計 | 2,758 千円 | 4,335 千円 | 2,861 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|------------|----|----------|----------|----------|
| 成果 | 作成・配布部数(みん | 計画 | 22,500 部 | 22,500 部 | 23,000 部 |
| 指標 | なでささえる介護保 | 実績 | 22,500 部 | 22,500 部 | 23,000 部 |
| | 険) | | | | |
| | 作成・配布(シニアは | 計画 | 53,000 部 | 53,000 部 | 55,000 部 |
| | つらつガイドブック・ | 実績 | 53,500 部 | 53,500 部 | 55,000 部 |
| | 概要版含む) | | | | |
| 活動 | 配布先(みんなでささ | 計画 | 44 件 | 46 件 | 46 件 |
| 指標 | える介護保険) | 実績 | 44 件 | 44 件 | 44 件 |
| | 配布先(シニアはつら | 計画 | 51 件 | 54 件 | 57件 |
| | つガイドブック) | 実績 | 51 件 | 50 件 | 51 件 |

11 柏市高齢者いきいきプラン21策定及び推進事業 (No.7)

(1) 事業の概要

| 根拠法令 | 老人福祉法、介護保険法、柏市健康福祉審議会条例 | | | |
|------|----------------------------------|--|--|--|
| 背景 | 老人福祉法第 20 条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第 | | | |
| | 117 条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定することにより、 | | | |
| | 柏市における高齢者の保健・医療・福祉に関する政策目標・重点施 | | | |
| | 策を定める。 | | | |
| 目的 | 計画に基づき各種事業を実施することにより、全ての高齢者がい | | | |
| | きいきと暮らせるまちづくりの推進 | | | |
| 事業内容 | 柏市高齢者いきいきプラン21に定める各種施策の実施・進捗管 | | | |
| | 理を行い、柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専門分科会において | | | |
| | 報告する。 | | | |
| | また、計画策定に向け、アンケート調査を実施し、実態を把握す | | | |
| | る。 | | | |
| | その上で、アンケート調査結果を精査するとともに、データ分析を | | | |
| | コンサルタント会社に委託して、地域毎の特徴やサービスのニーズ | | | |
| | を把握し、第8期プランに反映させていく。 | | | |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 高齢者いきいきプラン | 4,672 千円 | 1,088 千円 | 6,619 千円 |
| 21策定事業費 | | | |

12 介護保険システムによる管理 (No.8)

(1) 事業の概要

柏市においては、介護保険の被保険者資格、保険料の金額及び滞納管理、要介護 度認定、保険給付等について、被保険者別に、介護保険システムによる管理を行っ ている。

主要な介護保険システムは、株式会社DSKが設計・構築しており、柏市を含む 県内7市1町で共同利用しているパッケージシステムである。実際のコンピュー タはクラウドで運用されておりサーバーは株式会社DSKが運営しており、システムの保守・点検も同社が実施している。

介護保険料では、システム内の「納付原簿」により、納期限別の保険料額、賦課期日、収納額、収納日を確認する事が可能となっている。また、システム内の「保険料照会」により、介護保険料算定のための所得等の区分、普通徴収か特別徴収か、保険料の納付済み期間及び時効等により保険料徴収権が消滅した期間を確認することができる。

また、「滞納折衝」において、各債務者別の折衝状況を入力、確認することができるようになっている。このように、原則としてシステムによる管理が行われている結果、紙の資料等による管理は基本的にされていない。

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 電算処理業務委託費 | 1,059 千円 | 1,107 千円 | 1,122 千円 |
| オンライン業務委託費 | 23,671 千円 | 24,395 千円 | 25,231 千円 |
| 賃借料 | 1,801 千円 | 2,756 千円 | 2,766 千円 |
| その他 | 281 千円 | 193 千円 | 256 千円 |
| 合 計 | 26,812 千円 | 28,451 千円 | 29,375 千円 |

13 介護保険給付(No.9,10)

(1) 事業の概要

① 介護報酬の審査及び支払等に関する事務

65 歳以上の第1号被保険者保険料のほか、40歳~64歳の第2号被保険者保険料、国、千葉県、市町村負担金を財源として、要介護者等が利用した介護サービス費の原則9割(一定以上所得者は8割若しくは7割)を負担し、給付しているものである。

介護保険法に基づき保険者である市町村が行う事務のうち、共同して処理する

ことが効率的な業務に関し、千葉県内では、各市町村が保険者として行う介護保険 給付に係る審査支払事務等を、千葉県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」 という。)に処理を委託している。柏市でも、審査支払事務等につき、国保連に委 託している。

② 介護サービスの利用状況

【要介護認定者の介護保険サービス利用に係る給付金】

(単位:件、千円)

| 区 分 | 給付件数 | 支 出 額 |
|-----------------|---------|------------|
| 居宅介護サービス給付費 | 255,214 | 10,626,722 |
| 特例居宅介護サービス給付費 | 0 | 0 |
| 施設介護サービス給付費 | 27,744 | 7,314,602 |
| 居宅介護サービス計画給付費 | 89,177 | 1,237,628 |
| 特例居宅介護サービス計画給付費 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護サービス給付費 | 28,638 | 3,342,101 |
| 居宅介護福祉用具購入費 | 1,023 | 32,616 |
| 居宅介護住宅改修費 | 882 | 83,630 |
| 合 計 | 402,678 | 22,637,301 |

【負担金の過年度比較】

(単位:件・千円)

| 区 分 | 平成 25年度 | | 令 和 元 年 度 | |
|-----------|---------|-----------|-----------|------------|
| | 給付件数 | 支出額 | 給付件数 | 支出額 |
| 居宅介護サービス給 | 176,395 | 8,161,189 | 255,214 | 10,626,722 |
| 付費 | | | | |
| 特例居宅介護サービ | 10 | 297 | _ | _ |
| ス給付費 | | | | |
| 施設介護サービス給 | 22,071 | 5,606,361 | 27,744 | 7,314,602 |
| 付費 | | | | |
| 居宅介護サービス計 | 66,523 | 893,761 | 89,177 | 1,237,628 |
| 画給付費 | | | | |
| 特例居宅介護サービ | 86 | 1,053 | 0 | 0 |
| ス計画給付費 | | | | |
| 地域密着型介護サー | 6,543 | 1,321,861 | 28,638 | 3,342,101 |

| ビス給付費 | | | | |
|-----------|---------|------------|---------|------------|
| 居宅介護福祉用具購 | 986 | 29,382 | 1,023 | 32,616 |
| 入費 | | | | |
| 居宅介護住宅改修費 | 801 | 76,097 | 882 | 83,630 |
| 合 計 | 273,415 | 16,090,005 | 402,678 | 22,637,301 |

【要支援認定者の介護予防サービス利用に係る給付金】

(単位:件、千円)

| 区分 | 給付件数 | 支 出 額 |
|------------------|--------|---------|
| 介護予防サービス給付費 | 24,477 | 354,337 |
| 介護予防サービス計画給付費 | 16,752 | 77,111 |
| 地域密着型介護予防サービス給付費 | 184 | 11,568 |
| 介護予防福祉用具購入費 | 348 | 9,505 |
| 介護予防住宅改修費 | 528 | 58,365 |
| 合 計 | 42,289 | 510,888 |

【負担金の令和元年度と平成25年度との比較】

(単位:件、千円)

| 区分 | 平成 25 年度 | | 令和え | 元年度 |
|--------------|----------|---------|--------|---------|
| | 給付件数 | 支出額 | 給付件数 | 支出額 |
| 介護予防サービス給付費 | 25,825 | 614,354 | 24,477 | 354,337 |
| 介護予防サービス計画給付 | 17,979 | 79,844 | 16,752 | 77,111 |
| 費 | | | | |
| 地域密着型介護予防サービ | 138 | 11,413 | 184 | 11,568 |
| ス給付費 | | | | |
| 介護予防福祉用具購入費 | 200 | 5,207 | 348 | 9,505 |
| 介護予防住宅改修費 | 310 | 36,394 | 528 | 58,365 |
| 合 計 | 44,452 | 747,213 | 42,289 | 510,888 |

1 4 介護給付適正化 (No. 11)

(1) 事業の概要

① 適正化を目指した各種取組み

千葉県の策定する「千葉県第4期介護給付適正化計画」に基づき、介護給付の適 正化を目指した取り組みとして、次のとおり実施されている。

ア. 要介護認定の適正化

認定調査員研修や介護認定審査会委員研修を通じ、要介護(要支援)認定の平準化・迅速化の取り組みを継続して行っている。また、認定申請等の介護保険サービスに必要な制度について、市民へ分かりやすい情報提供を行う。

イ. ケアプランの点検実施

ケアプランが利用者にとって適正であるかという観点から、給付適正化システムやマニュアル等を活用して、ケアプランを確認するとともに、介護保険専門員へのアドバイス等を行うもので、令和元年度は、要介護 $1\sim3$ の認定で計画率が高く、訪問介護及び福祉用具を 60%以上利用しているケアプランについて実施した。

令和元年度 ケアプラン向上プロジェクト 27回

ウ. 住宅改修の適正化

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除する取り組みである。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------------|----------|----------|---------|
| 介護保険住宅改修の件数 | 1,263 件 | 1,242 件 | 1,371 件 |
| 専門職による現地確認件数 | 35 件 | 28 件 | 34 件 |

・工事前の点検への注力

工事前の点検に重点を置いた書類審査方式で事務を進め、工事前の書類審査の強化及び標準化を行う。

・専門職の関与の強化

介護予防や重度化防止の観点から、専門職による書類審査等を行うことに向けて、体制の整備を進めている。

エ. 医療情報との突合 (適正化システムの活用)

国保連合から提供される情報を基に、不適正又は不正な請求を発見し、是正を 促す。

才. 介護給付通知

介護保険サービスの利用状況を利用者に通知することで、利用状況のセルフ チェックを促す(自己負担額と給付額)とともに、事業者からの不正な請求の有 無を確認する。

カ. 介護サービス事業所への指導監督

「介護サービスの質の確保」と「保険給付の適正化」を目的に、事業所を定期 的に訪問して、実地において記録等を確認し指導を行う。また、苦情や通報によって基準違反や不正請求が疑われる場合は、より強制力の伴う立入検査(監査) を実施する。

| 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 全事業所数 | 888 | 925 | 955 | 985 | 989 |
| 実地指導実施事 | 60 | 112 | 138 | 175 | 261 |
| 業所数 | | | | | |
| 実施周期 (年) | 14.8 | 8.2 | 6.9 | 5.7 | 3.8 |

キ. 福祉用具購入、貸与調査

給付適正化システムを活用して、認定情報と給付情報を突合し、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進める。

ク. 適正化に係る取り組みに関する指標設定について

第7期柏市高齢者いきいきプラン21においては、適正化に係る取り組みに 関する「指標」として以下のとおり記載されている。

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------------------|----------|----------|----------|
| 30 日以内に要介護 (要支援) 認定をする | 60% | 61% | 62% |
| 割合 | | | |
| ケアプラン向上プロジェクト(ケアプラン | 30 件 | 36 件 | 36 件 |
| 点検)実施回数 | | | |
| 適正化システムの点検項目 | 1件 | 2 件 | 4件 |
| 再調査となる事業所の割合 ※1 | _ | _ | 減少 |
| 介護サービス事業所実地指導割合 ※2 | 14% | 15% | 16% |
| 「みんなでささえる介護保険」の配布数 | 22,500 部 | 20,000 部 | 20,000 部 |

- ※1 2019年度より事業を開始
- ※2 実地指導件数/事業所数

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 給付管理に関する経費 | 17,636 千円 | 18,446 千円 | 18,890 千円 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見6】 医療情報との突合(適正化システムの活用)の拡大について

柏市は、医療情報との突合(適正化システムの活用)について、国保連合が提供しているデータを株式会社DSKの介護保険システムに取り込み、突合している。

しかしながら、令和元年度については、業務繁多等の理由で実際の業務を開始できたのは令和2年1月からであり、本来チェックすべきデータについてその一部しか対応できていないのが実情である。

適正化システムの活用は、不適正な介護保険の利用や給付支払を発見し防止するために重要な作業であり、保険者としては介護保険制度の適正運用や介護保険給付の費用削減等を実現するために適切に実施すべきものである。今後、適切な業務の進行管理を行うとともに、より充実した適切な適正化システムの活用や要員体制の強化の検討が必要である。

15 高額介護サービス等の保険給付費支払事業 (No. 12. 13)

(1) 事業の概要

高額介護(予防)サービス費について、上限を超えた額が後から支給される。 具体的には、同じ月に利用したサービスの自己負担(施設サービスにおける食費・居住費・日常生活費を除く)が高額になった場合は、1か月の自己負担を合算(同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には、世帯合算)して、上限額を超えた時は、申請に基づいて支給される。(対象と思われる人には申請書が送付される)

○上限額

| 利用者負担段階区分 | 上限額 |
|--------------------|-------------|
| 市民税課税世帯の人(現役並み所得者) | 世帯 44,400 円 |
| 市民税課税世帯の人 (一般) | 世帯 44,400 円 |
| 世帯全員が市民税非課税の人 | 世帯 24,600 円 |
| ●合計所得金額及び課税年金収入 | 個人 15,000 円 |

| | 額の合計が80万円以下の人 | | |
|----|---------------|----|----------|
| | ●老齢福祉年金の受給者 | | |
| 生活 | R護の受給者 | 個人 | 15,000 円 |
| | | 世帯 | 15,000 円 |

○高額介護 (予防) サービス費比較

| | 平成 25 年度 | 令和元年度 |
|-------------|------------|------------|
| 高額介護サービス費 | 291,044 千円 | 654,615 千円 |
| 高額介護予防サービス費 | _ | 1,210 千円 |

16 高額医療合算介護サービス等支払い事業 (No. 14, 15)

(1) 事業の概要

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合は、介護保険と医療保険のそれぞれの月額の限度額を適用後、年間(8月~翌年7月)び自己負担額を合算して、上限額を超えた時は、申請を行うことで超えた分が後から支給される。(対象者には医療保険より申請書が送付される)

○上限額

| 所得区 | 分 | 70 歳未満の人 | 70 歳以上の人 |
|-----|---------------|----------|----------|
| 現役 | 課税所得 690 万円以上 | 212 万円 | 212 万円 |
| 並み | 課税所得 380 万円以上 | 141 万円 | 141 万円 |
| | 課税所得 145 万円以上 | 67 万円 | 67 万円 |
| 一般 | | 60 万円 | 56 万円 |
| 低所得 | :者Ⅱ | 34 万円 | 31 万円 |
| 低所得 | 者 I | | 19 万円 |

○高額医療合算介護予防サービス費比較

| | 平成 25 年度 | 令和元年度 |
|-------------|-----------|------------|
| 高額介護サービス費 | 50,286 千円 | 101,684 千円 |
| 高額介護予防サービス費 | _ | 1,210 千円 |

17 特定施設入所者介護サービス等支払事業 (No. 16)

(1) 事業の概要

次の要件をすべて満たす人は、申請により負担の軽減を受けることができる。

1) 介護認定を受けている人

2) 世帯全員が市民税非課税の人

預貯金額等の額が 1,000 万円以下(配偶者がいる場合は、夫婦合わせ 2,000 万円以下)の人

○特定入所者介護サービス費等の支払

| | 平成 25 年度 | 令和元年度 |
|---------------|------------|------------|
| 特定入所者介護サービス費等 | 574,012 千円 | 623,485 千円 |

18 介護保険居宅サービス利用者への負担軽減事業 (No. 17)

(1) 事業の概要

| 説明 |
|------------------------------|
| 柏市介護保険居宅サービス利用者負担金助成規則 |
| ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| 介護保険サービスの利用に伴う自己負担は応益負担制とな |
| っているが、低所得者には負担が重くなる傾向にある。そのた |
| め、経済的側面から介護保険サービスの利用が制約されない |
| よう負担額を軽減する。 |
| ②事業目的 |
| 低所得の高齢者が、利用者負担を理由にして介護保険サー |
| ビスの利用を制約されないように、利用者負担の一部を助成 |
| し、居宅介護の継続を支援する。 |
| ③事業内容 |
| 軽減措置を受けようとする者から申請を受け、審査後該当 |
| 者に「認定証」を交付する。認定を受けた者は、利用するサー |
| ビス事業者に認定証を提示して利用者負担額の軽減を受け |
| る。当該減額分については事業者の支払か、又は当該利用者か |
| らの申請を受け、当該利用者に助成する。 |
| |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 事業費 | 2,702 千円 | 4,043 千円 | 3,265 千円 |
| (内、介護保険利用者負担助 | 2,536 千円 | 3,047 千円 | 2,206千円 |
| 成金) | | | |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|-----------|----|----------|----------|----------|
| 成果指標 | 認定者数における生 | 計画 | 6% | 6% | 6% |
| | 活保護移行者の割合 | 実績 | 5.08% | 1.80% | 8.77% |
| 活動指数 | 認定者数 | 計画 | 90 人 | 90 人 | 90 人 |
| | | 実績 | 59 人 | 58 人 | 58 人 |
| | 助成金額 | 計画 | 4,932 千円 | 4,932 千円 | 4,932 千円 |
| | | 実績 | 2,536 千円 | 3,047 千円 | 2,206 千円 |

19 老人福祉センター管理運営等業務 (No. 18)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|-----------------------------|
| 根拠法令条例等 | 老人福祉法第20条の7、柏市老人福祉センター条例、柏市 |
| | 老人福祉センター条例施行規則 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 地域の高齢者に対して、各種の相談に応じると共に教養の |
| | 向上やレクレーションのための施設として総合的に供与し、 |
| | もって高齢者に健康で明るい生活を営ませること。 |
| | ②事業目的 |
| | 健康で生きがいを持って高齢者の社会参加を支援するた |
| | めの施設である。 |
| | ③事業内容 |
| | 1) 指定管理者(柏市社会福祉協議会)による事業計画に |
| | 基づいた施設の運営管理、介護予防事業の推進等。 |
| | 2) バス1台を賃借し、柏寿荘、南部老人福祉センター、 |
| | 沼南老人福祉センター間の送迎を委託で行う。 |

○コスト

(単位:千円)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------|----------|----------|--------|
| 指定管理料(柏市社協) | 109,400 | 109,400 | 97,715 |
| 改修工事費 | 15,967 | 27,375 | 43,307 |
| 修繕費 | 702 | 1,735 | 2,845 |
| 公有財産購入費 | _ | _ | 3,348 |

| その他 | 4,988 | 4,517 | 992 |
|-----|---------|---------|---------|
| 合 計 | 131,057 | 143,027 | 148,207 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|-------|----|-----------|------------|-----------|
| 成果指標 | 施設利用者 | 計画 | 169,000 人 | 169,000 人 | 144,000 人 |
| | 延べ人数 | 実績 | 149,000 人 | 143, 294 人 | 108,885 人 |
| 活動指標 | 講座参加者 | 計画 | 9,000 人 | 9,000 人 | 8,800人 |
| | 数 | 実績 | 9,100人 | 6,324 人 | 7,255 人 |

(2) 今年度の監査の対象ではない。 (参考情報)

〈参考情報〉

各センターの陶芸教室は陶芸愛好家の自主的な運営に一任されている。陶芸教室について利用者からの評判もあり市民の教養・文化活動として有意義なものと言える。しかしながら、実際の利用者の多くは当該運営グループのメンバーに限定されているのが実状とのことである。

今後、陶芸教室に興味を持っているより多くの市民が陶芸施設等を利用できるように運営方針及び運営方法の改善をする必要がある。なお、千葉県生涯大学等の公的な機関でも陶芸活動を行っており、運営方法等については参考になる面もあると思われる。

20 豊四季台老人いこいの家 (No. 19)

| 項目 | 説明 |
|---------|----------------------------|
| 根拠法令条例等 | 柏市豊四季台いこいの家条例、柏市豊四季台いこいの家条 |
| | 例施行規則 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 高齢者に対して教養の向上及びレクリエーション等の |
| | ための健全ないこいの場を与え、高齢者の心身の健康の増 |
| | 進を図る。 |
| | ②事業目的 |
| | 介護予防拠点の1つとして、また、話し合いや娯楽の場 |
| | として利用するもの。 |

③事業内容

事業計画に基づいた施設の運営を行い、利用者である高齢者に親睦やレクリエーション等の交流の場を提供する。 実際の運営は指定管理で「かやの会」が実施している。

④廃止予定

いこいの家の必要性を検討した結果に加え、利用者の減少、施設の老朽化や同敷地内にある豊四季台児童センターの移転の予定等もあり、いこいの家の運営を令和2年度末に廃止することになった。

今後、現利用者については、地元町会のふるさと会館で 活動を続けられることとなった。

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 事業費 | 1,300 千円 | 1,316千円 | 1,097 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|--------|----|----------|----------|---------|
| 成果指標 | 施設利用者延 | 計画 | 4,500 人 | 4,200 人 | 4,300 人 |
| | べ人数 | 実績 | 3,950 人 | 3,504 人 | 2,693 人 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

21 老人福祉センター送迎事業 (No. 20)

(1) 事業の概要

老人福祉センターへ高齢者を送迎するために、アビコ西武観光株式会社に送迎バスの運行管理を委託している。委託期間は1年間であり、毎年入札を行い、受託者を決定している。

| 曜日 | コース |
|-----|--------------------------|
| 月曜日 | 1回目 南部・沼南老人福祉センター行(市役所前→ |
| | 沼南老人福祉センター) |
| | 2回目 南部近隣センター→沼南老人福祉センター |
| 火曜日 | 1回目 市役所前→柏寿荘 |

| | 2 回目 | みどり台郵便局通り→柏寿荘 |
|-----|------|----------------------|
| 水曜日 | 1回目 | 沼南老人福祉センター→市役所前→柏寿荘→ |
| | | 沼南老人福祉センター |
| | 2 回目 | 沼南老人福祉センター→市役所前→柏寿荘 |
| 木曜日 | 1回目 | 柏市役所前→柏寿荘 |
| | 2 回目 | 柏寿荘→北柏北□→柏寿荘 |
| 金曜日 | 1回目 | 市役所前→沼南老人福祉センター |
| | 2回目 | さくら寿司前→逆井駅東口→沼南老人福祉セ |
| | ンター | |

※それぞれのコースが、日々、経路が異なる。上記コースは一部の停留所を抜粋したものである。

令和元年度の送迎バス稼働状況は、利用者数が年間 6,294 名であり、稼働日数は 221 日である。また、老人福祉センターの送迎バスの当初契約額は 4,933千円である。

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 事業費 | 6,043 千円 | 5,706 千円 | 5,131 千円 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見7】送迎バス事業の改善について

送迎バスは、コース、時間、本数など日々異なるため利用者にとっては制約が多い。そのため、各老人福祉センターに送迎バスで通うには不便となっている。 以前には、柏市は平成24年度までは市内にコミュニティ・バスを運行させていたが利用者が少ない等の理由により、現在では乗合ジャンボタクシーと予約型相乗りタクシーを運行させている。

松戸市・市川市・鎌ヶ谷市等の近隣市では、小型のコミュニティ・バスを複数路線で運行させて、高齢者の福祉サービスとして好評を博している。今後、近隣市町村の制度も参考に、高齢者の足として病院や買い物などに利便性の高い交通機関の整備をすることが望まれる。

22 ゲートボール場管理運営業務 (No. 21)

(1) 事業の概要

以前より高齢者の間ではゲートボールの愛好者が多く、柏市も数か所のゲートボール場を管理運営している。

| | 面積 | 所有者 | 賃借期間 | 現況 |
|-------------|---------------|--------|-------------|----------|
| 旭町ゲートボール場 | 3, 006. 83 m² | 個人 | H3. 12. 11∼ | 地元老人クラブが |
| | | | | 使用 |
| 関場町ゲートボール場 | ゲートボール場 | 柏市 | | 複数の地元老人ク |
| | 2, 083. 39 m² | | | ラブがグランドゴ |
| | 入口通路 | 個人 | H13. 11. 1∼ | ルフで使用 |
| | 102. 00 m² | | | |
| 増尾堂谷ゲートボール場 | 1,592.00 m² | 個人 | H7. ∼ | 地元老人クラブや |
| | | | | 地元クラブがグラ |
| | | | | ンドゴルフで使用 |
| 豊町ゲートボール場 | 423. 00 m² | 柏市(道路整 | | 地元クラブがゲー |
| | | 備課) | | トボールで使用 |
| 弥生町旧ゲートボール場 | 973. 58 m² | 柏市 | | 未利用地 |
| * | | | | |

※弥生町・・平成24年現地調査において使用していない。売却を予定していたが、排水管等の埋没が発覚し見送ることとなった。土地の活用を検討中である。

大部分が、仮設トイレ等の管理状況が悪い等もあり管理は利用者にまかせているのが実情である。

ゲートボール場の令和元年度の管理運営費は、総額 2,667 千円であり、大部分は弥生町物件の売却計画での測量費や土地評価の鑑定料である。実際には瑕疵ある土地のために売却はできず、無用な経費となっている。

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----|----------|--------|----------|
| 事業費 | 116 千円 | 330 千円 | 2,667 千円 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見8】遊休資産の管理について

弥生町の旧ゲートボール場については、平成24年時点で利用者がおらず、未利用地であることが判明していたことから、売却も含めた有効利用方法をもっと早くから検討すべきであった。ただ、令和元年度に測量や土地を調査した結果、地下に排水管が存在し、売却は困難であることが判明した。

柏市が管理しているゲートボール場や他の遊休資産について、臨時現況調査を 実施して適切な土地資産の管理を行っていく必要がある。

【意見9】土地の有効利用について

上記のゲートボール場は、大部分が本来のゲートボールではなくグランドゴルフ場として利用者が自由に利用しているようである。草刈り等は利用者が実施しているが、水道費や細砂目等の管理費の一部は高齢者支援課が負担している。

現状のゲートボール場について、柏市として利用目的等を変更し、新たな管理 規則を策定して適切に管理運営をすることが必要である。その際には老人クラブ や地域住民等の関係者にアンケート等で意見や希望事項の情報を入手する等で適 切なコミュニケーションを取り対応を図る必要がある。

また、設備面、特に仮設トイレの管理状況が悪いので早急に適切な修理・撤去・交換等を実施すべきである。合わせて、遊休土地という判断がされるものについてはできる限り売却も含めて当該資産の有効な活用方法を検討する必要がある。

23 特別養護老人ホーム (広域型及び地域密着型) ・認知症高齢者グルー プホーム等の整備事業 (No. 22)

| 項目 | 説明 |
|---------|---------------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 老人福祉法第 15 条、第 20 条の 8、介護保険法第 117 条 (市 |
| | 町村介護保険事業計画) |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 昭和 38 年の老人福祉法制定によって身体、精神上の障 |
| | 害のため常に介護が必要で、自宅での介護が困難な人を入 |
| | 所させる特別養護老人ホームが生まれた。長く市町村の措 |
| | 置により入所者を決定していたが、平成 12 年の介護保険 |
| | 法の施行により契約制度に移行した。 |
| | 市町村が定める介護保険事業計画(老人福祉計画)に基 |
| | づき整備を行っており、介護保険施設サービスの適正な供 |
| | 給量の確保は、行政の役割である。 |

②事業目的

自宅での介護が困難になった中重度の要介護者(要介護 3から要介護5)の市民等が入所により、食事、入浴、排 泄等のサービスを利用できるように柏市高齢者いきいき プラン21に基づき計画的に施設の整備を行う。

③事業内容

第7期柏市高齢者いきいきプラン21に基づき、特別養護老人ホームの整備を進める。また、市債の起債や千葉県の基金等を活用して整備費や開設準備費等の補助金を事業者へ交付することで整備・開設の支援を行う。

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|----------|----------|-------|
| 事業費 | 0千円 | 0 千円 | 0 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|--------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | 特別養護老人 | 計画 | 610名 | 660名 | 660名 |
| | ホームの待機 | 実績 | 660名 | 670名 | 720 名 |
| | 者数の削減 | | | | |
| 活動指標 | 特別養護老人 | 計画 | 50 床 | 0 | 0 |
| | ホームの新規 | 実績 | 50 床 | 0 | 0 |
| | の開所床数 | | | | |

○第7期柏市高齢者いきいきプラン21の概要は以下のとおりである。

●特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームの施設数・整備床数

| 単 位 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|----------|-------|-------|
| 施設数(か所) | 24 | 26~ | -27 |
| 整備床数 | 1, 515 | 1, 6 | 675 |

※参考 平成 28 年度 24 か所、1,462 床

●介護老人保健施設の施設数・整備床数

| 単位 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|----------|-------|-------|
| 施設数(か所) | 9 | 9 | 9 |
| 整備床数 | 920 | 920 | 920 |

※参考 平成28年度 8か所、820床

令和元年度の保健福祉部における具体的計画は以下のとおりであった。

- A. 公的介護施設等整備等補助金
 - a. 認知症高齢者グループホームの整備 1 施設 3,200 万円×2 施設=6,400 万円
 - b. 地域密着型特別養護老人ホームの整備450万円×58床(2施設)=26,100万円
 - c. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備 567万円×2施設=1,134万円
 - d. 看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備 3,200万円×1施設=3,200万円
- B. 公的介護施設等開設準備等補助金
 - a. 認知症高齢者グループホームの開設準備 80万円×36床(2施設)=2,880万円
 - b. 地域密着型特別養護老人ホームの整備80万円×58床(2施設)=4,640万円
 - c. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設準備 1,330万円×2施設=2,660万円
 - d. 看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備 80万円×9(宿泊定員数、1施設)=720万円

以上より、平成31年度(令和元年度)の当初予算総額は4億7,734万円(平成30年度は3億6,383万円)であった。当該事業は1年前より千葉県健康福祉部にも事業予算を申請して承認を受けており、全額が千葉県からの補助金を受領して実施される予定であった。

しかしながら、実際の令和元年度の公募は不調に終わり、概ね以下の理由により、各事務事業の今年度中の実現可能性がなくなったと判明したために、令和元年度の第4回補正予算により当初予算額の全額が減額された。千葉県に対しても申請を全て一旦取り消している。

- A. 実現しなかった主な理由
- a. 認知症高齢者グループホームの整備等なし 主たる理由は、対象となる土地の確保ができなかったためと言われている。
- b. 地域密着型特別養護老人ホームの整備等なし 主たる理由は、規模が29人以下と小規模で事業損益が低調なため応じる業者 が出てこなかったためであると言われている。
- c. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び看護小規模多機能型居宅介

護事業所の整備等なし

主たる理由は、柏市においてサービスの普及・定着が課題となっているためと 言われている。

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見 10】今後における老人福祉施設の更なる拡充の必要性について

介護保険法や老人福祉法等に定められているとおり、介護保険施設等の整備による高齢者の「すまい」の確保は高齢者福祉に係わる重要な施策の1つであり、地域高齢者の推移と施設利用希望者(待機者)の人数の推移を見て、その需給ギャップが拡大して適切な介護保険制度の維持が困難となることを回避するためにも、今後一定期間を定めて千葉県健康福祉部とも協議を行い、柏市における老人福祉施設の適切な拡充整備計画を策定・実行するべきである。

その中で、事業者がより公募に積極的に参加しようとするよう低廉な補助金 制度の改善を行う等の対応が必要と思われる。

2.4 介護老人福祉施設設置資金助成事業 (No. 23)

| 根拠法令 | 社会福祉法第 58 条第 1 項、柏市社会福祉法人の助成に |
|------|---------------------------------|
| | 関する条例、柏市老人福祉施設設置等資金助成要綱 |
| 背景 | 急速な高齢化により県や市のみでは老人福祉施設を |
| | 整備することが困難なため、社会福祉法人が老人福祉施 |
| | 設を整備するに際し、独立行政法人福祉医療機構の福祉 |
| | 貸付を利用した場合、その償還金等の一部を市が補助す |
| | ることにより老人福祉施設の整備を支援した。 |
| 目的 | 社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する際に受 |
| | けた融資の元金と利子の一部を助成し、安定的な施設運 |
| | 営を可能とする。 |
| | なお、平成 15 年 5 月 31 日以降に着手した費用につい |
| | ては補助対象外としており、現在補助を行っている事業 |
| | 者の対象経費の完済(最後の対象事業者は、令和6年度 |
| | に完済予定) をもって事務事業が終了となる見込みであ |
| | る。 |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 介護老人福祉施設設置資 | 9,950 千円 | 9,950 千円 | 6,250 千円 |
| 金助成金 (元金) | | | |
| 介護老人福祉施設設置資 | 3,714 千円 | 2,916 千円 | 2,149 千円 |
| 金助成金 (利子) | | | |

25 軽費老人ホームサービス提供費補助 (No. 24)

| 項目 | 説明 |
|---------|----------------------------|
| 根拠法令条例等 | 社会福祉法、老人福祉法第24条、軽費老人ホームの設備 |
| | 及び運営に関する基準、柏市軽費老人ホームサービス提 |
| | 供費補助金交付要綱 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 柏市が中核市となったことにより千葉県から移譲され |
| | た事業であり、移譲後の条件として千葉県、政令都市、中 |
| | 核市と同一の水準が求められた。 |
| | ②事業目的 |
| | 軽費老人ホームの入所者が施設に支払う利用料のうち |
| | サービス提供費について、入所者本人の所得に応じその |
| | 一部を減額した施設に対し助成金を交付することによ |
| | り、所得の少ない入居者が施設を利用しやすくする。 |
| | ③事業内容 |
| | 軽費老人ホームのサービス提供費本人負担額を減免し |
| | た場合には、施設の安定的な運営を図るため、減免した |
| | 額を軽費老人ホームの運営者に交付する。 |
| | なお、千葉県では軽費老人ホームサービス提供費補助 |
| | 金加算について、「民間施設給与等改善費加算」のうち |
| | 「管理費加算(2%)」を廃止する見直しを行っており、 |
| | 本市においても、平成30年度から段階的に1%ずつ廃止 |
| | し、令和元年度からは完全に廃止とした。地域間格差が |
| | 出ないように県と同様の対応をしている。 |

○コスト

(単位:千円)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------------|------------|------------|------------|
| 軽費老人ホームサービス提供 | 85,482 千円 | 89,414 千円 | 89,622 千円 |
| 費補助金 | | | |
| 民間老人福祉施設職員設置費 | 18,627 千円 | 21,408 千円 | 20,529 千円 |
| 補助金 | | | |
| 合 計 | 104,109 千円 | 110,822 千円 | 110,151 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|---------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | サービス提供費 | 計画 | 4施設 | 4 施設 | 4 施設 |
| | の軽減を行って | 実績 | 4施設 | 4 施設 | 4 施設 |
| | いる施設数 | | | | |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

26 デイサービスセンター管理事業 (No. 25)

| 項目 | 説明 |
|---------|--------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 老人福祉法、介護保険法 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 平成 12 年度の介護保険制度開始に伴い、4 施設(内 3 |
| | 施設は小学校の空き教室)を整備し、デイサービス事業 |
| | を実施する社会福祉法人に貸与することで、デイサービ |
| | ス事業の拡大を図る必要があった。 |
| | ②事業目的 |
| | 市が管理する施設においてデイサービスを行うこと |
| | で、民間が対応しづらい多様な状態の高齢者への支援を |
| | 可能にし、多くの高齢者の自立支援を促すと共に、家族 |
| | の介護負担軽減を図る。 |
| | ③事業内容 |
| | 事業開始時は学校の空き教室を利用したデイサービス |
| | センターが 3 か所あったが、平成 24 年度限りをもって全 |

て閉鎖し、平成25年度以降は市営住宅の敷地内に設置した北柏デイサービスセンターの1施設のみとなる。

現在は、民間によるデイサービス事業は増えたが、当センターが行う重度要介護者の受入が可能な施設は少ないことからその必要性は高く、その施設管理を行うことで事業の維持を図る。

なお、デイサービスの運営は柏市医療公社が行っており、市では土地や建物等を無償で貸与している。

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|------------|-------------|
| 事業費 | 26 千円 | 10,769 千円 | 11,273 千円 |
| (内、工事代金) | _ | (9,720 千円) | (10,194 千円) |
| | | *1 | *2 |

(注)*1 ウッドデッキ改修工事

*2 北柏デイサービスセンター外壁塗装改修工事

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

27 老人いきがい対策事業 (No. 26)

長寿社会において高齢者の社会参加に関して様々な施策が実施されている。地域 社会の中において、行政・地域住民グループ・NPO等のボランティア等々の社会 参加の機会と共に、セカンドライフとしての高齢者の就労機会の創出等も策定され ている。

その中で、柏市の「老人いきがい対策事業」としては従来より、

- 〈1〉地域活動団体借上バス利用費補助事業
- 〈2〉シルバー事業委託
- 〈3〉老人クラブ支援事業
- の3事業を実施している。

<参考> 老人いきがい対策事業全体の事業費

| 事業費 | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 地域活動団体借上バス利用費補助事業 | 20,242 千円 | 20,489 千円 | 19,279 千円 |

| (内、借上バス利用費補助金) | (18,818千円) | (19,305千円) | (18,311 千円) |
|----------------|------------|------------|-------------|
| シルバー委託関係事業 | 498 千円 | 509 千円 | 196 千円 |
| 老人クラブ支援事業 | 3,606 千円 | 12,008 千円 | 11,578 千円 |
| 合 計 | 34,347 千円 | 33,008 千円 | 31,055 千円 |

<1> 地域活動団体借上バス利用費補助事業

① 事業の概要

| 項目 | 説明 | | | | | |
|---------|-----------------------------|--|--|--|--|--|
| 根拠法令条例等 | 柏市地域活動団体借上バス利用費補助金交付要綱、柏市補 | | | | | |
| | 助金等交付規則 | | | | | |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) | | | | | |
| | 平成 27 年度まで実施していた福祉バス事業を再構築し | | | | | |
| | たものである。民間業者を活用することにより、利用者の | | | | | |
| | 使い勝手の向上と利用者に一定の負担をしてもらい、負担 | | | | | |
| | の公平性を確保する。 | | | | | |
| | ②事業目的 | | | | | |
| | 市内の地域活動に貢献している団体が視察、研修、ボラ | | | | | |
| | ンティア活動をするために借上バスを利用する場合に、当 | | | | | |
| | 該団体に対しバス借上料を補助することで団体活動維持 | | | | | |
| | の側面的な支援をする。 | | | | | |
| | ③事業内容 | | | | | |
| | 市内の地域活動団体に対して、研修や視察等を行うため | | | | | |
| | 民間バスを利用した際、バス借上料の一定割合を補助す | | | | | |
| | る。 | | | | | |
| | <手続きの流れ> | | | | | |
| | 補助申請 → 交付決定 → 実績報告 → 交付確 | | | | | |
| | 定 | | | | | |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 補助金額(千円) | 18,818 千円 | 19,305 千円 | 18,311 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|-------|----|----------|----------|--------|
| 成果指標 | 申請団体数 | 計画 | 360 団体 | 360 団体 | 300 団体 |
| | | 実績 | 263 団体 | 268 団体 | 254 団体 |

| 活動指標 | 利用者数 | 計画 | 13,000 人 | 13,000 人 | 10,800 人 |
|------|------|----|----------|----------|----------|
| | | 実績 | 8,675 人 | 8,670 人 | 8,186人 |

○平成29年度から令和元年度までの登録団体数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|-------|
| 登録団体 | 266 | 292 | 316 |

(市資料より)

毎年度、登録団体数は増加している事から、当該事業は周知されている。

② 監査の結果(指摘)及び意見

【意見 11】柏市地域活動団体借上バス利用費補助金交付要綱の適切な運用について

柏市地域活動団体借上バス利用費補助金交付要綱には、補助対象団体は「おおむね20人以上の団体」と規定している。利用した団体の中には利用人数が20名未満のケースも散見されているが、要綱で定める利用人数の解釈が明確に定めがない状況である。今後、制度の趣旨に則り、「おおむね20人以上」という記載も含めてより正確に何名以上とするのか、市民の公平な利用を確保するためにも、上記の要綱の見直しも含めた制度の改善が望まれる。

【意見 12】借上バス利用費補助金の対象事業について

地域活動団体は、柏市地域活動団体借上バス利用費補助金交付申請書に事業の目的を記載し、事業計画書等を添付して交付金の申請をしている。市は、 当該申請書の事業目的や事業報告書をみて、補助対象事業に該当するか否かを判断している。事業内容の妥当性は伺書で課内の承認を受けているところから、実質的な問題が生じる可能性は低いと考えられるが、今後、事務担当者の判断の基礎となるような対象事業に係るガイドライン等を作成し運用することが望まれる。

〈2〉シルバー事業委託

① 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|---------------------------|
| 根拠法令条例等 | なし |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 高齢者の生きがい施策の一種として趣味や学習活動 |
| | を通じて創作した作品を展示し、市民に広くその成果を |

披露する。介護予防の視点に基づき心身の健康づくりを 支援する。

②事業目的

高齢者の学習意欲・創造性・技術の向上、介護予防の 視点に基づき心身の健康づくりを支援する。高齢者作品 等を広く市民に発表する唯一の機会として現状維持し たい。

③事業内容

市内の高齢者が創作した作品を展示し、その成果を市 民に広く披露する。柏市が主催し、実際の事業運営(会 場許可申請、会場設営・撤去、作品設営・搬出)につい ては、柏市老人クラブ連合会に委託して実施している。

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|----------|----------|--------|
| 事業費 | 498 千円 | 509 千円 | 196 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|-------|----|----------|----------|--------|
| 成果指標 | 出典作品数 | 計画 | 300 点 | 300 点 | 300 点 |
| | | 実績 | 311 点 | 241 点 | _ |
| 活動指標 | シルバー作 | 計画 | 1,000人 | 1,000人 | 1,000人 |
| | 品展入場者 | 実績 | 1,024人 | 749 人 | _ |
| | 数 | | | | |

平成30年度は、入場者数、出展作品数ともに減少している。また、作品の出品者は、リピーター者が多く新規の出品者は3割程度とのことである。

令和元年度は、当該事業は、新型コロナウイルスの影響で中止となった。

<参考> 近隣他市の動向

近隣の松戸市、鎌ケ谷市、流山市、我孫子市で市が開催しているのは我孫子市の みである。また、同じ中核市である船橋市は、老人クラブや市民大学 OB の共催で 行っており市は、関与していない。

② 監査の結果(指摘)及び意見

【意見 13】シルバー事業の見直しについて

平成30年度は、入場者数、作品出品数ともに減少している。高齢者の介護予防としての心身の健康作りにつなげるためには、入場者数や作品の出品数を増やすことが必要である。本市では、広報やHPへの掲載等を行い、事業委託先でも高齢者施設への依頼連絡等を行って広く周知はしている。しかし、入場者や作品出品者からの当該事業に関する評価は調査していない。今後、入場者等からのアンケート等の実施を行い、当該事業に対する意見や要望等を、今後の当該事業の拡充や事業存続について検討し対策を講じることが望まれる。

なお、近隣市等でも市町村が主催しているのは当市のみであることを鑑み、今後は市の主催事業ではなく老人クラブ等の独自事業に切り替える等の選択肢もあるものと考えられる。

〈3〉老人クラブ支援事業

① 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|--------------------------------|
| | |
| 根拠法令条例等 | 老人福祉法第 13 条第 2 項、在宅福祉事業費補助金交付要 |
| | 綱(国)、柏市老人クラブ連合会活動補助金交付要綱 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 昭和 53 年から開始した老人福祉法に基づく老人クラブ |
| | への支援事業は老人の健康づくり、相互の生活支援活動 |
| | 等、老人の福祉増進に寄与してきたところである。 |
| | 高齢化率が 20%を超え地域の相互扶助機能が弱まった中 |
| | にあって、高齢者の自主的組織として、介護予防や生きが |
| | いづくり活動を展開する老人クラブは高齢者の孤立防止 |
| | と地域での支え合いを推進する地域資源として重要であ |
| | る。 |
| | ②事業目的 |
| | 人生経験を活かし健康増進や教養の向上、地域福祉活 |
| | 動・社会奉仕活動への参加に対し支援を行う。老人クラブ |
| | の運営活動支援を行うことにより「健康・友愛・奉仕」の |
| | 精神を理念に広く保健福祉の推進に寄与する。 |
| | ③事業内容 |
| | 老人クラブ連合会及び単位老人クラブが実施する各種 |
| | 社会奉仕活動、シルバー運動会、芸能大会、グランドゴル |

| フ等の事業等に対して補助金を交付する。 |
|----------------------------|
| ただ、高齢化の進展で、老人クラブの後継者不足等によ |
| り単位老人クラブ数が毎年減少する等、活動は縮小傾向に |
| ある。 |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 事業費 | 13,606 千円 | 12,008 千円 | 11,578 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|--------|----|----------|----------|---------|
| 成果指標 | 老人クラブ加 | 計画 | 6,000 人 | 5,800 人 | 5,800 人 |
| | 入者数 | 実績 | 5,803 人 | 5,653 人 | 5,402 人 |
| 活動指標 | 単位クラブ数 | 計画 | 100 クラブ | 97 クラブ | 97 クラブ |
| | | 実績 | 97 クラブ | 95 クラブ | 91 クラブ |

○老人クラブ支援事業の推移

(単位:団体数、人数、千円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 単位老人クラブ数 | 104 | 98 | 97 | 95 | 91 |
| 会員数 (a) | 6,218 人 | 5,875 人 | 5,803 人 | 5,653 人 | 5,402 人 |
| 60 歳以上の人口 | 123, 471 人 | 125,707 人 | 127, 248 人 | 128,849 人 | 130,585 人 |
| (b) | | | | | |
| 加入割合(a)/(b) | 5. 04% | 4.67% | 4.56% | 4.39% | 4. 14% |
| | | | | | |
| 市補助金額 | 12, 008 | 12, 008 | 13, 604 | 12,008 | 11, 578 |
| 国庫補助金 | 4, 002 | 4,002 | 4, 533 | 4,002 | 4, 002 |
| 国庫返還金 | 18 | _ | _ | _ | 144 |

(市資料より)

② 監査の結果(指摘)及び意見

【意見 14】老人クラブの会員数の増加に向けた施策の策定について

平成27年度以降、単位老人クラブ数は減少し、老人クラブの会員数も継続して減少している。これらの減少理由としては、会員の高齢化等で役員等の担い手の不足や、高齢者の生活が以前より多種多様になり老人クラブ以外の選択肢も

増加したこと等があると言われている。高齢化が進む中で、健康増進や地域福祉 活動・社会奉仕活動等を維持・増進するために単位老人クラブの維持や会員数の 維持を図り、老人クラブ活動の活性化を図る必要がある。

そのための方策の参考事例として、熊本県合志市における「老人クラブ活性化」 への提言がある。その中において、老人クラブの利点の確認、老人クラブの抱え る現状の課題・問題点の検討・把握、具体的な基本方針の策定を実施している。

今後このような事例を参考にして、柏市が柏市老人クラブ連合会等とより緊密なコミュニケーションの場(提言書検討委員会(前出の合志市の提言より))を設ける等して、独自の老人クラブ活性化に係わる施策の策定・実行をすることが望まれる。

【意見 15】柏市老人クラブが作成している実績報告書の記載方式等について

柏市老人クラブ連合会からの実績報告書に添付されている精算書において、 単位老人クラブや会員数で算定する項目は、交付金申請時の単位クラブ数や会 員数のままで算定しており、単位老人クラブの減少や会員数の減少は、反映され ていない。要綱には、そのような精算の記載がないので行っていない。当該補助 金は、毎年5月に概算払いをしており、年度中途で解散した単位老人クラブから は、解散以降年度末までの未使用分を返還させることが望ましい。

また、心身の健康づくり活動費は、当該活動に参加した人数で補助金の額が決定されており、柏市老人クラブ連合会から活動に実際に参加した者の人数を報告させる事が必要である。

柏市老人クラブ連合会からの実績報告書の正確性を担保して実績を適切に把握し事務事業の有効性等を検証をするために、実績報告書の記載方法や記載内容、並びに添付資料等につき必要な改善を図ると共に、柏市の担当課において実績報告書のより充実したモニタリング体制を整備するように努められたい。

【意見 16】老人クラブ活動補助金で取得した備品類について

要綱第10条によれば、補助金により取得した備品は柏市補助金交付規則第17条に規定する市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換等をしてはならない財産とするとなっている。これまでは、単位老人クラブや柏市老人クラブ連合会で補助金により備品を購入しているものについて柏市はすべての備品は把握できていない。今後は、実績報告書へ該当する備品の取得等があった場合の記載方法を決めて、毎年度において適切に把握すると共に、単位老人クラブに備品台帳の備え付けを行うようにすると共に、更には、年度ごとに備品台帳と現物の現物実査を行う等の資産管理を適切に実施できるようにすべきである。

28 敬老祝金事業 (No. 27)

(1) 事業の概要

| - / 4 //4 // | |
|--------------|----------------------------------|
| 項目 | 説明 |
| 根拠法令条例等 | 敬老祝金支給条例、敬老祝金条例施行規則 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 長寿者に対し柏市が祝うことにより敬老思想の啓発を |
| | 図り、地域社会として高齢者の福祉の増進に寄与するこ |
| | と。 |
| | ②事業目的 |
| | 長寿を祝福すると共に市民の敬老思想の高揚を図り福 |
| | 祉の増進に寄与する。市民の敬老思想を啓発する機会と |
| | して継続していく。 |
| | ③事業内容 |
| | 毎年4月1日に柏市に在住し、9月1日現在も居住し |
| | ており当該年度中に 100 歳となる者に対して現金 30,000 |
| | 円を支給する。 |

○コスト

| 事 業 費 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|------------|------------|------------|
| 事業費 | 2,319 千円 | 2,425 千円 | 2,651 千円 |
| (内、敬老祝金) | (1,860 千円) | (1,920 千円) | (2,130 千円) |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|---------------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | 敬老祝金の支給割合 | 計画 | 100% | 100% | 100% |
| | | 実績 | 100% | 100% | 100% |
| 活動指標 | 支給対象件数(平成24 | 計画 | 62 件 | 64 件 | 100 件 |
| | 年度から 100 歳のみ) | 実績 | 62 件 | 64 件 | 71 件 |

○メッセージカード

| | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|----|----------|----------|--------|
| 計画 | 人数 | 1,650人 | 1,750人 | 1,850人 |
| | 金額 | 282 千円 | 129 千円 | 140 千円 |
| 実績 | 人数 | 1,406人 | 1,556人 | 1,674人 |
| | 金額 | 97 千円 | 121 千円 | 139 千円 |

(市資料より)

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見 17】敬老祝金事業の内容の見直し等について

今後、柏市の高齢化は急速に進んでいくものと予測されている。現在、100歳となる者に対して一律30,000円を支給しているが、全国的に支給年齢や金額について公平性等の見地より見直している基礎自治体は多く、中にはこのような祝金制度を廃止している場合もある。

柏市も、近隣市町村の敬老祝金事業の動向や高齢者増加の推移等も考慮しなが ら同事業の見直しを行っていくべきである。

29 介護人材の確保・育成事業 (No. 28)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|------------------------------------|
| 根拠法令条例等 | なし |
| 事業概要 | ① 背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 厚生労働省が発表した「第7期介護保険事業計画に基 |
| | づく介護人材の推計」において、2020 年度末には全国で約 |
| | 216 万人、2025 年度には約 245 万人の介護人材が必要とな |
| | るとの推計値が出ており、この必要数を実現するために |
| | は、全国で年間6万人のペースで新たな介護人材を確保す |
| | る必要がある。 |
| | 本市でも、2025 年には高齢化率が 26.6%になると見込 |
| | まれており、これに対応していくためには、介護サービス |
| | の整備を進めるのみでなく、そこで働く介護人材の確保と |
| | 育成が大変重要である。 |
| | ② 事業目的 |
| | 介護職員の人材不足を解消するため、新たな介護人材 |
| | の確保、潜在有資格者の現場復帰、介護職としてすでに勤 |
| | 務している職員の育成や定着促進等、総合的な施策を展開 |
| | していくことで介護人材の確保と介護サービスの質の向上 |
| | を目指す。 |
| | ③ 事業内容 |
| | 千葉県介護人材確保対策事業費補助金を活用して、事 |
| | 業者や柏市社協との連携・協力を行いながら、介護職の仕 |
| | 事相談会の開催や初任者研修の受講料補助制度の実施等に |

より、介護人材の確保を進める。

また、先進市の事例を調査研究し、効果的な施策の取り組みの実施を検討していく。

令和元年7月に実施した合同入職式「柏の○(わ)」には、採用後間もない職員や介護職として働いている外国人37人の参加があった。業務上の悩みや理想の介護現場をテーマとしたグループトークは、実行委員会メンバーによる適切なファシリティーと外国人介護職員の出席により文化を超えての共通事項の発見があり、良い機会だったとの評価であった。

一方で、介護の仕事相談会については、参加者数が顕著に増加していたが台風等による影響により減少した。

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 事業費 | 1,707 千円 | 3,285 千円 | 4,468 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|---------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | 介護の仕事相談 | 計画 | 5 人 | 6 人 | 7人 |
| | 会参加者で市内 | 実績 | 6 人 | 16 人 | 6人 |
| | 施設への就職者 | | | | |
| | 数 | | | | |
| | 学生に向けた介 | 計画 | 60 人 | 65 人 | 65 人 |
| | 護人材の確保事 | 実績 | 41 人 | 20 人 | 37 人 |
| | 業「柏の○」来 | | | | |
| | 場者数 | | | | |
| 活動指標 | 介護の仕事相談 | 計画 | 40 人 | 45 人 | 50 人 |
| | 会への来場者数 | 実績 | 39 人 | 79 人 | 58 人 |

<事務事業の詳細説明>

- A. 在職介護職員に向けた介護人材就職促進事業「柏の〇(わ)」
 - ① 実施主体 柏市老人福祉施設連絡協議会と共同実施
 - ② 内容

市内にある介護施設で採用3年以内の職員及び介護職員として勤務する 外国人合わせて37名が参加して合同入職式を開催し、参加者によるグルー

プトーク等を実施

③ 目的

市内に所在する施設において、入職後間もない職員や介護職として働いている外国人の合同入職式を開催し、他施設で働く職員と交流する機会を作ることにより、参加者が離職することなく継続して就労していく事ができるよう他施設の職員とのつながりを形成すること。(介護人材の定着化を図る)

④ 事業の実績

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|--------|-------|
| 計画来場者数 (人) | 60 | 65 | 65 |
| 実績来場者数(人) | 41 | 20 | 37 |
| 事業費 (千円) | 71 | 965 | 167 |
| 県補助金(千円) | 53 | 724 | 125 |

(市資料より)

⑤ 根拠法令等

千葉県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱

B. 柏市介護職員初任者等受講料等助成事業

① 内容

平成30年度から柏市介護職員初任者等受講料等助成金交付要綱に基づき、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修を修了したもので、かつ市内の介護サービス事業所に就労する者が負担した研修の受講料及び教材費に対し、限度額を設けてその半額を補助すること。限度額は、初任者研修受講料等に関しては50,000円、実務者研修受講料等に関しては、100,000円である。

② 目的

市内の介護サービス事業所への就労を促進し、介護人材の確保を図ることにより、安定した介護サービスを提供するためである。

③ 事業の実績

受講料等の助成金申請・交付者数

| | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|--------|
| 初任者研修 | 8人 | 14人 |
| 実務者研修 | 一人 | 25人 |
| 事業費 (千円) | 282 | 1,535 |
| 県補助金 (千円) | 211 | 1, 151 |

(市資料より)

④ 根拠法令等

千葉県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱、柏市介護職員初任者研 修等受講料等助成金交付要綱、柏市補助金等交付規則

C. 柏市介護のしごと相談会

① 実施主体

柏市介護サービス事業者協議会と共同開催

② 内容

介護サービス事業者(法人)が会場にブースを設けて、来場者と仕事内容や 働き方等について個別相談を実施する。

③ 目的

若者、子育て世代、シニア世代、復職希望者等多様な世代において、介護人材の裾野の拡大や、人材層ごとの働き方の希望等へのマッチングを図ることにより、新たな介護人材の確保を目指すこと。また、介護の仕事への理解を深めて就職後短期間での離職を防止し、職員の定着化を促進し、介護サービスの質の向上に寄与すること。

④ 事業の実績

来場者数、就職者数

| | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|----|--------|--------|--------|--------|
| 市内施設への就 | 計画 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 |
| 職者数 | 実績 | 9人 | 6人 | 16人 | 6人 |
| しごと相談会へ | 計画 | 35人 | 40人 | 45人 | 50人 |
| の来場者数 | 実績 | 67人 | 39人 | 79人 | 58人 |
| 事業費 (千円) | | 959 | 866 | 1, 698 | 2, 392 |
| 県補助金 (千円) | | 719 | 649 | 750 | 750 |

(市資料より)

⑤ 根拠法令等

千葉県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱

D. 柏市介護職員喀痰吸引等受講料等助成金事業

内容

令和元年12月1日に施行された柏市介護職員喀痰吸引等研修受講料等交付金要綱に則り、登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業として登録されている市内の介護サービス事業所に対し喀痰吸引等研修受講料等の2分の1の額を交付するもの。但し、従業員1名分70,000円を限度とし、1事業所1年度2名分を限度とする。

② 目的

当該助成金を交付することにより、喀痰吸引等行為を行える介護職員の増加を促進し、喀痰吸引等行為を必要とする利用者の受入れ体制を整備することを目的とする。

③ 事業の実績

| | 令和元年度 |
|------|-------|
| 事業費 | 67千円 |
| 県補助金 | 50千円 |

(市資料より)

④ 根拠法令等

千葉県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱 柏市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成金交付要綱 柏市補助金等交付規則

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見 18】介護人材就職促進事業(柏の○(わ))の事業拡大について

当該事業の開催内容は、共同実施者である柏市老人福祉施設連絡協議会と協議して決めている。今後、柏市老人福祉施設連絡協議会とより密接に協議を重

ね、また、参加者アンケートに市や当該事業への改善要望を入れる等、参加者 の意見も十分に把握して、事業の充実を図るべきである。

【意見 19】柏市介護職員喀痰吸引等受講料等助成金の拡充について

当該事業に関しては、介護サービス事業者においても一定程度のニーズがあることは判明している。しかしながら、喀痰吸引行為は介護サービス事業の職員には経験機会等が不足している等もあり、介護サービス事業者側でも助成金の申請に消極的にならざるを得ない場合が少なくない。今後、高齢者における喀痰吸引へのニーズは高まるものと思われ、看護師等からの実地の指導機会の増加等により喀痰行為への理解を深める研修等を増加させることで、介護職員を含む介護サービス事業者がより積極的に事業に参加して助成金を申請するようにすべきである。

30 高齢者在宅福祉サービス事業 (No. 29)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|-------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 柏市ねたきり高齢者等寝具乾燥消毒等規則 |
| | 柏市ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者訪問理髪費助成 |
| | 規則 |
| | 柏市ねたきり高齢者送迎費助成規則 |
| | |
| | 柏市配食サービス費助成規則 |
| | 柏市緊急通報システム規則 |
| | 等 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 独居等高齢者及び介護を必要とする高齢者の増加に伴い、 |
| | 在宅での生活を続けるための様々なニーズに対応する必要が |
| | あった。 |
| | ②事業目的 |
| | 独居等高齢者が安心して暮らせる生活環境を整える。また、 |
| | 高齢者が要介護状態となってもできるだけ住み慣れた自宅で |
| | の生活を続けられるよう支援する。 |
| | ③事業内容 |
| | 平成 12 年度から介護保険制度が開始されたが、介護保険対 |
| | 象外のニーズに対して、それぞれに応じた支援を行っていく。 |
| | 実施事業: |

| <1>寝 | 且の | 的悒 | 消毒 |
|----------|------------------|-----------|---|
| / I / 44 | ブマ マノ | + / 1 / A | 1 |

- <2>寝具の丸洗い
- <3>緊急通報システムの貸与
- <4>住宅改装費の補助
- 〈5〉介護用品(紙おむつ)給付
- 〈6〉シルバーハウジング生活援助
- <7>ねたきり高齢者の通院時等の送迎費助成
- <8>ねたきり高齢者の訪問理髪費の助成
- 〈9〉福祉サービス利用援助事業費の助成
- <10>生活支援短期宿泊費の助成
- <11>配食サービス費の助成

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|------------|-----------|-----------|
| 事業費 | 73, 277 千円 | 62,571 千円 | 63,988 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|---------|----|----------|----------|---------|
| 成果指標 | 入所によりサー | 計画 | 4. 50% | 4. 25% | 4. 00% |
| | ビスを停止した | 実績 | 3. 60% | 4. 14% | 3. 84% |
| | 者の割合 | | | | |
| 活動指標 | 年間利用件数 | 計画 | 17,500件 | 18,000件 | 18,500件 |
| | | 実績 | 16,771件 | 16,221件 | 18,550件 |

<1> 寝具乾燥消毒委託事業

① 事業の概要

ア. 経緯、概要

対象者は、65歳以上の要支援要介護認定者又は事業対象者で、一人暮らし又は 65歳以上の者のみで構成され、世帯全員が布団を干すことができない、かつ対象 者及び同居親族の市民税所得割の額の合算が16万円未満の人である。

イ. 根拠法等

柏市寝具乾燥消毒規則

ウ. 事務事業の会計結果、指標(利用者数)等

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 予算額 | 4,127 千円 | 3,665 千円 | 3,437 千円 |
| 決算額 | 3,286 千円 | 3,008 千円 | 3,015 千円 |
| 登録者数 | 82 人 | 74 人 | 81 人 |

| 利用件数 | 872 件 | 778 件 | 758 件 |
|------|-------|-------|-------|
|------|-------|-------|-------|

② 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

<2> 寝具丸洗い委託

① 事業の概要

ア. 経緯、概要

柏市寝具乾燥消毒等規則により、ねたきり等の高齢者等、心身障害者その他の疾病、身体的又は精神的障害を有する者に対して寝具丸洗いを行うことにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

対象者は、65歳以上の要支援要介護認定者又は事業対象者で、ねたきり又は認知症状で失禁状況にあり、かつ対象者及び同居親族の市民税所得割の額の合算が16万円未満の者である。利用は年2回までである。

イ. 根拠法令等

柏市寝具乾燥消毒等規則

ウ. 事務事業の会計結果、指標(利用者数)等

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|--------|
| 予算額 | 491 千円 | 379 千円 | 389 千円 |
| 決算額 | 358 千円 | 262 千円 | 290 千円 |
| 登録者数 | 31 人 | 29 人 | 38 人 |
| 利用件数 | 51 件 | 36 件 | 38 件 |

② 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

〈3〉緊急通報装置業務委託

① 事業の概要

ア. 経緯、概要

この事業は、ペンダント型無線発信機及び緊急通報電話機による通信システム を利用して在宅の一人暮らしの高齢者、重度身体障害者等が疾病等の緊急時に外 部との連絡を行うことができるようにすること等により、当該高齢者、重度身体障 害者等が安心して暮らせる生活環境を作ることを目的としている。

また、徴収する手数料に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づく柏市介護支援サービス手数料条例により、柏市が実施する緊急通報システム事業に係るサービスにつき同法第227条の規定により、必要な事

項を定めている。

| 区 | 分 | 単 | 位 | 手数料の額 | (円) |
|----------------------|--------|-------|-----|-------|--------|
| 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 | | | | | 0 |
| 号)に基づく被保護世帯 | | 1月につき | | 0 | |
| 当該年度分の市町村民税の非課税世 | | | F10 | | |
| 帯(上記に該当する世 | 帯を除く。) | | | | 510 |
| 当該年度分の市町村民 | 税の課税世帯 | | | | 1, 220 |

イ. 根拠法令等

柏市緊急通報システム規則、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づく柏市緊急通報システムサービス手数料条例

ウ. 事務事業の会計結果、指標(利用者数)等

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 予算額 | 17,975 千円 | 17,680 千円 | 17,310 千円 |
| 決算額 | 16,965 千円 | 17,074 千円 | 16,840 千円 |
| 登録者数 | 693 人 | 692 人 | 667 人 |
| 通報·相談 | 1,581件 | 1,617件 | 1,513件 |

② 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

〈4〉柏市要介護高齢者等住宅改造費補助金事業

① 事業の概要

ア. 経緯、概要

柏市要介護高齢者等住宅改造費補助金交付要綱により、要支援要介護高齢者等に対し、要介護高齢者等住宅改造費補助金を交付することにより、要介護高齢者等が安心して在宅生活を送ることができる環境の整備を図り、もって要介護高齢者等の福祉の向上に資することを目的とする。

補助金の交付を受けることができる者は、要介護者等であって、本人及びその属する世帯のすべての世帯員の申請年度の分の市町村民税の(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に規定する市町村民税をいう。以下同じ。)所得割額の合計額が16万円未満であり、以上の者の申請年度の前年度及び前々年度の分の柏市の市町村民税を滞納しておらず、要介護者等が柏市に居住し、かつ、柏市の住民基本台帳に記録されていることが条件となっている。

補助金の額は、補助対象経費(上限 36 万円)に補助率を乗じ算出するが、介護保険の住宅改修を利用できる場合は、介護保険制度を優先し、対象工事の額か

ら住宅改修の利用額を差し引いた額を補助対象経費とする。補助率は、市町村民税の課税世帯であれば3分の1、市町村民税が均等割りのみ及び非課税世帯であれば100分の90である。

イ. 根拠法令等

柏市要介護高齢者等住宅改造費補助金交付要綱

ウ. 事務事業の会計結果、指標(利用者数)等

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 予算額 | 9,000 千円 | 8,640 千円 | 6,139 千円 |
| 決算額 | 6,332 千円 | 4,710 千円 | 4,809 千円 |
| 利用件数 | 35 件 | 28 件 | 34 件 |

② 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

〈5〉介護用品(おむつ)給付事業委託

① 事業の概要

ア. 経緯、概要

柏市介護用品給付規則により、ねたきり等の状態にある要介護高齢者及び重度身体障害者に対し、介護用品を給付することにより、その属する世帯の世帯員の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。

給付サービスは、AタイプとBタイプの2つに分かれている。Aタイプ(1セットずつ。毎月2セットの配達。)は介護度が4又は5で非課税世帯の者が対象となっている。(グループホーム、介護付有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅等へ入居している者はAタイプの対象外)

Bタイプ(1セット。毎月1セットの配達。)は介護度が2以上又は身体障害者手帳1,2級でいずれも常時紙おむつを使用しており、かつ対象者及び同居親族の市民税所得割額の合算が16万円未満の者が対象となる。

イ. 根拠法令等

柏市介護用品給付規則

ウ. 事務事業の会計結果、指標(利用者数)等

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 予算額(円) | 49,791 千円 | 46,393 千円 | 41,598 千円 |
| 決算額 (円) | 40,719 千円 | 41, 153 千円 | 42,936 千円 |
| 登録者数 (人) | 1051 人 | 1,160人 | 1,123人 |
| 配達件数 (件) | 12,844件 | 12,820件 | 13,200 件 |

② 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

〈6〉シルバーハウジング生活援助事業

①事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|----------------------------|
| 根拠法令条例等 | 柏市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助 |
| | 事業実施要領 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 高齢者の増加に伴い、高齢者の生活特性に配慮した生 |
| | 活環境を整備する必要があった。 |
| | ②事業目的 |
| | 高齢者が地域社会で自立して、安全かつ快適な生活を |
| | 営むことができる。 |
| | ③事業内容 |
| | 市営住宅の事業対象の入居高齢者に対し、生活援助員 |
| | (ライフサポートアドバイザー)が生活相談、安否確認、 |
| | 一時的な家事援助、緊急時の対応等を行う。 |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 事業費 | 466 千円 | 6,425 千円 | 6,485 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|--------|----|----------|----------|--------|
| 成果指標 | 生活援助員の | 計画 | 250 件 | 245 件 | 250 件 |
| | 派遣件数 | 実績 | 400 件 | 962 件 | 1,326件 |
| 活動指標 | 援助員の業務 | 計画 | 244 日 | 245 日 | 244 日 |
| | 日数 | 実績 | 244 日 | 244 日 | 240 日 |

② 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

〈7〉送迎費助成事業

① 事業の概要

ア. 事業の経緯、概要

柏市ねたきり高齢者等送迎費助成規則により、柏市に居住するねたきり高齢者等がストレッチャー装着のワゴン車により医療機関への通院や入退院の際に係る費用の一部を助成(利用券の交付)することにより、当該ねたきり高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。ただし、転院は対象外である。

対象者は、要介護 3 以上の寝たきりの 65 歳以上の者で、寝台車によらなければ移動することが困難で、対象者及び同居親族の市民税所得割額の合算が 16 万円未満である者である。

助成額は、1回の運行料金のうち 4,000 円を上限とし、年間最大 96,000 円まで助成する。利用券は1 枚あたり 1,000 円で、以下のように利用する。

- 1) 1,000 円以上 2,000 円未満の対象費用 1 枚
- 2) 2,000 円以上 3,000 円未満の対象費用 2枚
- 3) 3,000 円以上 4,000 円未満の対象費用 3枚
- 4) 4,000 円以上の対象費用 4枚

イ. 根拠法令等

柏市ねたきり高齢者等送迎費助成規則

ウ. 事務事業の会計結果、指標(利用者数)等

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|--------|
| 予算額 | 780 千円 | 756 千円 | 348 千円 |
| 決算額 | 280 千円 | 112 千円 | 240 千円 |
| 登録者数 | 35 人 | 18 人 | 17 人 |
| 利用件数 | 56 件 | 24 件 | 46 件 |

② 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

〈8〉理髮費助成事業

① 事業の概要

ア. 事業の経緯、概要

柏市ねたきり高齢者等及びねたきり身体障害者訪問理髪費助成規則により、 本市に居住するねたきり高齢者等に対して当該訪問理髪に係る費用の一部を助 成することにより、当該ねたきり高齢者等及びねたきり身体障害者の福祉の増 進を図ることを目的とする。

対象者は、65 歳以上で要介護認定を受けている又は身体障害者1,2級の寝たきりの者で、対象者及び同居親族の市民税所得割額の合算が、16 万円未満の者である。

自己負担額は、一回あたり3,200円以下である。

イ. 根拠法令等

柏市ねたきり高齢者等及びねたきり身体障害者訪問理髪費助成規則

ウ. 事務事業の会計結果、指標(利用者数)等

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 予算額(円) | 152 千円 | 124 千円 | 88 千円 |
| 決算額 (円) | 78 千円 | 56 千円 | 40 千円 |
| 登録者数 (人) | 49 人 | 32 人 | 31 人 |
| 利用件数(件) | 39 件 | 28 件 | 20 件 |

[※] 助成金の額は、訪問理髪1回につき2,000円である。

② 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

〈9〉福祉サービス利用援助事業費利用料金助成事業

① 事業の概要

ア. 経緯、概要

柏市福祉サービス利用援助事業利用料助成規則により、福祉サービス利用援助事業の利用者に対してその利用料の一部を助成することにより、当該利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

※助成額は、助成券1枚につき、以下のとおりである。

1) 市民税が非課税

250 円

2) 実収入の額が生活保護法による保護の基準に基づき算定された金 額以内の人 500 円

イ. 根拠法令等

柏市福祉サービス利用援助事業利用料助成規則

ウ. 事務事業の会計結果、指標(利用者数)等

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|--------|
| 予算額 | 132 千円 | 132 千円 | 216 千円 |
| 決算額 | 141 千円 | 279 千円 | 226 千円 |
| 登録者数 | 19 人 | 26 人 | 22 人 |
| 利用件数 | 283 件 | 1,093件 | 904 件 |

② 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

〈10〉生活支援短期宿泊助成事業

① 事業の概要

ア. 事業の経緯、概要

柏市生活支援短期助成規則により、一時的に養護する必要がある高齢者等に対し生活支援短期宿泊を行う者に対して当該生活支援短期宿泊に係る費用の一部を助成することにより、当該高齢者等の体調の調整を図り、もって要介護状態への進行を予防することを目的とする。

対象者は、原則として介護認定を受けていない 65 歳以上で、おおむね自立している者である。自己負担額は、1 日あたり 380 円及び食事代である。年 10 日間の利用が可能である。

助成対象事業者は、柏市内に養護老人ホーム等を設置する社会福祉法人とする。助成金支給額は、一人につき1日4,100円である。

イ. 根拠法令等

柏市生活支援短期助成規則並びに老人福祉法及び介護保険法

ウ. 事務事業の会計結果、指標(利用者数)等

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|--------|
| 予算額 | 205 千円 | 178 千円 | 159 千円 |
| 決算額 | 157 千円 | 85 千円 | 155 千円 |
| 登録者数 | 6人 | 3人 | 11 人 |
| 利用件数 | 46 件 | 25 件 | 38 件 |

② 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

<11>配食サービス費助成事業

① 事業の概要

ア. 事業の概要

この事業は、日常生活に支障のある高齢者等及び心身障害者で配食サービス を利用する者に対して当該配食サービスに係る費用の一部を助成する事により、 日常生活の自立の支援を図り、もって高齢者等及び心身障害者の福祉の増進に 資することを目的とする。

配食サービスとは、疾病等により嚥下又はそしゃくの機能に障害があり、通常の食事が困難な高齢者及び心身障害者の居宅に嚥下食(通常の食事が困難な者のために加工された食事)に相当する食事を届けてもらうことをいう。

対象者は、嚥下又はそしゃくの機能に障害があり嚥下食による食事が必要な 要支援、要介護認定及び事業対象者及び身体、知的、及び精神障害者でかつ本人 及び同一住所に住民登録のある親族の市民税所得割額の合算が 16 万円未満である者である。

利用者の自己負担額は1食あたり500円であり、500円を超えた部分を柏市が助成している。

イ. 根拠法令等

柏市配食サービス費助成規則(平成12年柏市規則第56号)

ウ. 事務事業の会計結果、指標(利用者数)等

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|--------|
| 予算額 | 200 千円 | 154 千円 | 180 千円 |
| 決算額 | 97 千円 | 166 千円 | 240 千円 |
| 登録者数 | 8人 | 7 人 | 6 人 |
| 提供食数 | 895 件 | 867 件 | 1,111件 |

② 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

(地域包括支援課の所管に係る事務事業)

3 1 柏市介護予防評価分析事業 (No. 30)

(1) 事業の概要

柏市は、一般社団法人日本老年学的評価研究機構(以下、「JAGES」という。)のJAGESプロジェクトに参加している。JAGESでは、地域包括システムの構築に向けて、日本全国の市町村から得られた高齢者のデータを基に

"健康なまち"の要因を調査・研究している。全国の自治体と連携して「健康とくらしの調査」、「JAGES データを活用したニーズ調査分析支援」、「健診・介護データ利活用支援」等を実施し、介護予防に取り組む地方自治体が、現状や課題を数値によって「見える化」して改善するプロセスを研究している。

また、ガイドブックや参考資料等各種ツールを制作し、JAGES に参加した自治体のみならず広く提供し、介護予防施策や地域医療連携をサポートしている。

令和元年度の介護予防事業の評価指標策定費用は5,524 千円である。柏市は入手したJAGESのレポートを介護予防事業評価に活用している。

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 事業費 | _ | _ | 5,524 千円 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

32 介護予防センター管理運営委託事業 (No.31)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|---------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 介護保険法第 115 条の 45、柏市高齢者いきいきプラン21 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 平成 18 年度介護保険法改正により介護予防に重点を置いた |
| | 地域支援事業が創設された。市内2カ所の介護予防センターを |
| | 介護予防拠点施設と位置付けた。 |
| | フレイル(介護)予防事業の普及促進のため、各種のフレイ |
| | ル予防講座を開催し、広く高齢者の健康づくりの拠点として情 |
| | 報発信の場となるとともに、フレイル予防に係る市民サポータ |
| | 一の育成等を行い、一時予防推進のための基礎作りを行う。 |

②事業目的

様々なフレイル予防講座を市民に提供し、高齢者が要介護認定を受けることなく住み慣れた地域において自分らしく生きがいを持って生活していく契機とすると共に、フレイル予防事業を普及啓発するために必要な人材(各種の市民サポーター及び通いの場ボランティア)の育成を行う。

③事業内容

- 1) フレイル予防の3つの柱(栄養・運動・社会参加)に基づいた介護予防普及啓発事業の開催
- 2) 地域におけるフレイル予防活動の担い手となる人材の育成
- 3) 市民主体の活動への支援(人材派遣)

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|--------|----|----------|----------|----------|
| 成果指標 | 事業参加実人 | 計画 | 1,400 人 | 1,500 人 | 1,500 人 |
| | 数 | 実績 | 1,232 人 | 924 人 | 1,199 人 |
| 活動指標 | 事業参加延べ | 計画 | 17,000 人 | 17,000 人 | 17,000 人 |
| | 人数 | 実績 | 12,362 人 | 13,960 人 | 12,937 人 |

○コスト

| | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 一般介護予 | | 38,180 千円 | 70,943 千円 | 68,546 千円 |
| 防事業費 | 内 介護予防センタ | 5,460 千円 | 39,904 千円 | 40,455 千円 |
| | ー(ほのぼのプラザ | | | |
| | ますお)管理運営委 | | | |
| | 託 ※1 | | | |
| 介護予防セ | | 12,112 千円 | 19,133 千円 | 19,632 千円 |
| ンター運営 | 内 いきいきプラザ | 2,708 千円 | 2,766 千円 | 3,427 千円 |
| 支援事業費 | 管理運営委託 ※2 | | | |
| | 内、GHP 工事費※2 | _ | 14,796 千円 | 15,840 千円 |
| | | | | |

- ※1 介護保険制度特別会計 4.4.1.1 (1) の一部
- ※2 一般会計 3.1.7.26の一部

なお、※1及び※2はそれぞれ、柏市社協に管理運営委託を行っている。

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

33 高齢者の総合相談支援事業 (No. 32)

(1) 事業の概要

高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を維持するための「地域包括ケア」の構築・推進が求められている。その中核を担う地域包括支援センターは、高齢者の総合相談支援業務を行う中で、医療・介護・福祉・地域の様々な関係機関との連携の中核となる役割を求められている。

本事業は、そのような中核的機関である地域包括支援センターにおいて、地域住民の 心身の健康の維持及び生活の安定のために必要な相談や援助を行うことにより、その保 健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的にしている。

ア. 事業の内容

地域包括支援センターの主任介護支援専門員、保健師(経験のある看護師)、社会福祉士等の専門職が高齢者の様々な相談を受け、対応や支援を行う。

また、地域包括支援センターは、行政の関係部署、医療機関、介護サービス事業所、 職能団体、地域の関係機関と連携して支援するために各種会議や研修、地域への啓発 活動等を実施する。

さらに、市は、地域包括支援センターの後方支援、定期的な会議での情報共有、センター職員のスキルアップを図るための研修等を実施する。

直近3年間の相談実績は次のとおりである。令和元年度に大きく増加している。

(単位:件)

| 区分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|----------|----------|--------|
| 実相談件数 | 8,278 | 9,823 | 14,736 |

(出典:令和元年度事務事業シート)

イ. 事業の根拠法令等

介護保険法第 115 条の 46、柏市高齢者いきいきプラン21

ウ. 事業の会計結果、指標

(単位:千円)

| 区分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|----------|----------|--------|
| 当初予算額 | 29,440 | 22,998 | 27,550 |
| 決算額 | 28,979 | 22,898 | 27,527 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見 20】 事業名と支出内訳について

本事業の令和元年度決算の内訳は次のとおりである。

(単位:千円)

| 節 | 細節 | 支出済額 | 支 出 内 訳 |
|-----|------------|--------|---|
| 1 = | 报 酬 | 16 | |
| | 非常勤職員報酬 | 16 | |
| 11 | 需用費 | 168 | |
| | 消耗品費 | 167 | |
| | 食糧費 | 0 | |
| 13 | 委託料 | 4,378 | ・高齢者名簿作成委託 771・オンライン業務委託 261・ネットワーク管理業務委託 3,345 |
| 14 | 使用料及び賃借料 | 22,963 | |
| | 賃借料 | 22,963 | ・電算システム・機器等借上料 22,963 |
| | 合 計 | 27,527 | |

(出典:令和元年度歳入歳出決算書)

「ア. 事業の内容」に記載したとおり、本事業は、市が業務委託している地域包括支援センターの主任介護支援専門員、保健師(経験のある看護師)及び社会福祉士等が高齢者やその周囲の方からの様々な相談を受け、対応・支援していく事業である。

しかし、表中の支出内訳にある委託料(オンライン業務委託 261 千円、ネットワーク管理業務委託 3,345 千円)及び賃借料(電算システム・機器等借上料 22,963 千円)に記載されている内容は、住民情報系システム及び地域包括支援センター支援システムに係る費用であり、これらのシステムは本事業のみに利用されるものではなく、地域包括支援センターの業務全体に関係するシステムであるため、地域包括支援センターの一業務である本事業に係る支出として分類することに分かりづらい印象を持つ。

確かに、本事業は高齢者の相談に対応するという地域包括支援センターの中核業務の一つであり、他方、地域包括支援センター支援システムも地域包括支援センターの業務を支える上で重要なシステムである。これより、このシステムにかかる費用を本事業の支出内訳として分類することに一定の理由付けができない訳ではないが、外見上のわかりやすさや金額的重要性も勘案すれば、新たな事業を設けてシステムにかかる費用を明示した方がより情報開示の質は上がると考える。相談業務とシステムにかかる費用をそれぞれ分離して、別の事業名を付すことを検討されたい。

【意見21】 委託業務にかかる契約金額の妥当性の検証

上述の委託料は、市全体のシステム保守委託事業である「各種行政事務電算委託」業務にかかる契約の一部である。市は、同委託業務について株式会社DSKとの間で令和元年度に834,285 千円の契約を交わしているが、地域包括支援課では、このうち地域包括支援センター支援システムに関係した4,378 千円が割り振られる形で執行している。

一方、地域包括支援センター支援システム自体も株式会社DSKから賃借しているシステムである。そのため、本事業にかかる委託契約は、同社との一者随意契約になっている。そして、本委託契約にかかる設計金額の見積については、株式会社DSKからの見積書の徴取しか実施しておらず、令和元年度の契約金額の妥当性については特に検証しているとは言えない状況である。

一者随意契約をする場合には、その後の保守管理等の委託業務を契約する際、市がその契約金額の妥当性を主体的かつ能動的に検証する必要がある。その方法としては、例えば、①他市の類似業務システム(他社製造のものを含む。)の保守管理に係わる委託業務の契約金額について情報収集を行う方法、②独立の専門家に対し金額の妥当性チェックを依頼しその結果を吟味する方法、あるいは、③事業者に日報等を提出してもらい作業工程から人件費の妥当性等を確認する方法、等が考えられる。

今後、このような方法の中から適切な方法を選定してシステムの評価を適時に実施 して業務の妥当性を検証して将来のシステム利用に活かすようにする事が望まれる。

3 4 総合保健医療福祉施設管理事業 (No. 33)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|----------------------------|
| 根拠法令条例等 | 柏市総合保健医療福祉施設条例第1条他、柏市総合保健医 |
| | 療福祉施設条例施行規則第1条他 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 市民のすべてが健やかで安心・快適な生活を維持し、生 |
| | 涯を通じて生活の質が向上するよう、保健・医療・福祉及 |
| | び健康文化の総合的施策を実施し、これらの連携統合を確 |
| | 保するための新しい地域社会の拠点づくりを実現する。 |
| | ②事業目的 |
| | 施設管理を通し、上記の基本理念を達成するための環境 |
| | づくりを行う。施設の設備、警備、清掃業務を包括的に管 |
| | 理し、省エネルギーに努めながらも館内を利用する市民及 |
| | び職員が快適に過ごす事ができる様にする。施設維持管理 |
| | については「総合的視野」や将来変化にも対応しうる「長 |
| | 期的視野」に立って、柏市版ファシリティマネジメントを |
| | 計画的に実施していく。 |
| | ③事業内容 |
| | 館内の省エネルギー対策を講じる。計画的な施設維持管 |
| | 理を実施する。 |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------------|------------|------------|------------|
| 事業費 | 109,214 千円 | 105,857 千円 | 100,954 千円 |
| 内、施設統括管理委託 料 | 58,444 千円 | 58,444 千円 | 58、950 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|--------|----|----------|----------|--------|
| 成果指標 | 館内の光熱水 | 計画 | 26,010 | 26,000 | 26,920 |
| | 費 | 実績 | 25,865 | 27,916 | 28,298 |
| 活動指標 | 施設維持管理 | 計画 | 48 回 | 48 回 | 50 回 |
| | 業者との打合 | 実績 | 48 回 | 48 回 | 50 回 |
| | せ | | | | |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

35 成年後見制度の活用促進事業 (No. 34)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|---------------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 4 号、高齢者虐待の防 |
| | 止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、老人福祉 |
| | 法第 10 条の 4 第 1 項第 3 号、同法第 32 条、柏市成年後見 |
| | 人等報酬費助成規則、成年後見制度の利用の促進に関する法 |
| | 律 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 認知症等により本人の判断能力の低下がみられ、成年後見 |
| | 制度の審判申し立てにあたり、本人及び4親等内の親族が申 |
| | し立てできない場合、本人の福祉を図るため必要に応じて市 |
| | 長が申し立てができるとされている。認知症高齢者の増加に |
| | 伴い、そのための権利擁護が必要とされている。 |
| | ②事業目的 |
| | 成年後見制度の利用を促進し、必要に応じて報酬助成を行 |
| | う。 |
| | 高齢者の権利擁護については、地域包括支援センターもそ |
| | の業務を担っている。制度の周知を行うと共に、適切に制度 |
| | を活用し、高齢者の権利が守られる様にしていく。 |
| | ③事業内容 |
| | 本人の福祉を図るため必要に応じて市長申し立てを行う。 |
| | また、成年後見制度についての啓発のためパンフレットを作 |
| | 成し配布する。市長申し立てや低所得等で報酬支払い能力が |
| | ない人に対し報酬助成を行う。 |

○ 成年後見制度利用支援事業(成年後見人等報酬費助成)

| 目的 | 成年被後見人等に対し、成年後見人等(監督人含む)に支払 | | | |
|-------|-----------------------------|--|--|--|
| | う報酬の全部又は一部に対する助成金を支給する事により | | | |
| | 制度実施の促進を図り、もって成年被後見人等の権利及び福 | | | |
| | 祉の向上に資する。 | | | |
| 支給対象者 | 高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち成年後見人・保佐 | | | |

| | 人・補助人(以下「成年後見人等」という)を付された人で | | | | | |
|------|------------------------------|--|--|--|--|--|
| | 以下に該当する人 | | | | | |
| | ①市長申立てにより成年後見人等を付された人 | | | | | |
| | <要件>1及び2の両方に該当する事 | | | | | |
| | 1 預貯金が 100 万円未満 | | | | | |
| | 2 市町村民税が非課税 | | | | | |
| | ②親族以外の第三者を成年後見人等とする人 | | | | | |
| | <要件>生活保護受給者 | | | | | |
| | (補足)居住地要件:柏市に居住し、かつ柏市の住民基本台帳 | | | | | |
| | に記録されている人 | | | | | |
| 助成額 | 助成額は、家庭裁判所の審判により決定した報酬とする。 | | | | | |
| | 対象者に複数の後見人等が付されている場合でも下記の限 | | | | | |
| | 度額の範囲となる。 | | | | | |
| | (区分) 限度額(月額) | | | | | |
| | 対象者が住宅で生活している場合 28,000円 | | | | | |
| | 本人が対象施設(補足)に入所している場合 18,000円 | | | | | |
| | (補足) 対象施設は、特別養護老人ホーム、軽費老人ホ | | | | | |
| | ーム等柏市が認める施設 | | | | | |
| 申請手続 | 助成金の申請は家庭裁判所の報酬付与の審判決定後 1 年 | | | | | |
| | 以内。「柏市成年後見人等報酬等助成申請書」に以下に掲げ | | | | | |
| | る書類を添付して申請する。 | | | | | |
| | (添付書類) | | | | | |
| | (1) 報酬付与審判の謄本の写し | | | | | |
| | (2) 財産目録の写し(報酬付与審判申立て時に提出) | | | | | |
| | (3) 登記事項証明書の謄本 | | | | | |
| | (補足) 発行日が報酬助成対象期間の開始日以降のもの | | | | | |
| | を添付する。 | | | | | |
| | 以下省略 | | | | | |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 成年後見人等報酬助成 | 8,107 千円 | 11,337 千円 | 12,727 千円 |
| 金 ※1 | | | |
| 成年後見事業 ※2 | 15,662 千円 | 11,358 千円 | 12,311 千円 |

注 ※1 特別会計 4款、2項、5目、4節(14,363千円)の一部

%2 一般会計 3款、1項、1目、45節(18,002千円)の一部

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|---------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | 市長申し立て審 | 計画 | 25 件 | 25 件 | 35 件 |
| | 判件数 | 実績 | 25 件 | 29 件 | 25 件 |
| 活動指標 | 市長申し立て相 | 計画 | 30 件 | 35 件 | 35 件 |
| | 談票受理件数 | 実績 | 34 件 | 36 件 | 40 件 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見 22】補助金の精査について

補助金の精査については、数枚の報告書の提出を受け、また、電話等で疑問点の確認等を行うことが主とのことであり、対面による打ち合わせでの事業についての総括や次年度の方向性の打ち合わせ等は行っていない。また、補助金の使途確認のため同協議会保管の簿冊の確認や伝票のサンプリングチェック等も行っていないとのことであり、補助金の使途の精査を十分に行っているかどうかよく検討する必要があると考える。

【意見23】報酬費助成金の支給条件について

柏市成年後見人等報酬費助成規則第3条1項では、助成の資力要件として「預貯金の額が100万円未満」と記載されている。しかし、少額の預貯金しかない場合でも他の資産を合わせると100万円を超え十分資力があると判断される場合でも預貯金だけをみると助成対象となってしまう。そのため、「預貯金等」という文言に変更する等して、預貯金以外の財産も要件該当性の対象にすべきであると考える。

3 6 市民後見推進事業 (No. 35)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|-------------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関す |
| | る法律第 27 条の 2 、同法第 28 条、老人福祉法第 32 条の |
| | 2、成年後見制度の利用の促進に関する法律第3条の2、 |
| | 柏市高齢者いきいきプラン |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 認知症高齢者が増加しており、それに伴い第三者が成年 |
| | 後見人となり財産管理等を受けている利用者が増加して |
| | きている。専門職の成年後見人以外に市民を含めた後見人 |
| | を養成し、支援体制を構築する必要が出てきている。 |
| | ②事業目的 |
| | 市民後見人の養成と利用促進を図る。市民後見人を養成 |
| | し、高齢者の財産管理や身上監護等の支援体制が構築され |
| | ていく。 |
| | ③事業内容 |
| | 柏市社協に委託し、市民後見人養成研修を開催し、研修 |
| | 後のフォローアップや実施指導まで行い、市民後見人とし |
| | て活動できる人材を増やし、今後の需要に対応できるよう |
| | にする。 |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 市民後見人養成事業委託 | 4,758 千円 | 5,248 千円 | 5,690 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | 市民後見人養成 | 計画 | 27 人 | 37 人 | 32 人 |
| | 講座受講者数(延 | 実績 | 26 人 | 32 人 | 32 人 |
| | べ人数) | | | | |
| 活動指標 | 市民後見人の活 | 計画 | 10 件 | 10 件 | 25 件 |
| | 動人数(法人後見 | 実績 | 8件 | 23 件 | 24 件 |
| | 支援員活動を含 | | | | |
| | む) | | | | |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【指摘 1】市民後見推進制度の運営に係わる事務書類等について

地域包括支援課で提出書類関係を監査したところ、仕様書記載の提出期限が守られていないものや市側の専門監の押印がないもの等の不備がある書類が散見された。今後はより適正な作成及び管理を行うべきである。

【意見 24】市民後見人養成講座について

市民後見人養成講座の受講者数は近年は毎年減少している状況である。そのため、開講できる環境を整備し、受講者の人数が増加する様な施策を検討すべきである。例えば、受講の応募が増加するように、応募方法について募集する媒体や回数の検討、講座の総時間数の削減、講座の開校日や時間帯を柔軟にして受講者を増やすなどの施策の検討が必要であると考えられる。

37 高齢者緊急一時保護事業 (No. 36)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|-----------------------------|
| 根拠法令条例等 | 老人福祉法第10条の4第1項第3号、同法第11条第1項 |
| | 第1号・第2号 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 高齢者の増加に伴い、認知症により徘徊して行方不明に |
| | なる高齢者や、家族等からの虐待により心身の安全確保を |
| | 必要とする高齢者が増えている。そのような高齢者を必要 |
| | に応じて保護し、生命の安全と自立生活の確保が必要とさ |
| | れている。 |
| | ②事業目的 |
| | 高齢者の生命の安全と自立生活の確保を図るため、老人 |
| | 福祉法に基づく措置によって緊急一時的に保護をする。高 |
| | 齢者の身体状況や保護となる背景等を地域包括支援セン |
| | ター等と共有し、保護した施設等と連携を図りながら高齢 |
| | 者が安全に生活できる環境を確保する。 |
| | ③事業内容 |
| | 老人福祉施設連絡協議会と連携し、高齢者を老人ホーム |
| | 等に円滑に保護できるように、月ごとの当番施設を決め高 |
| | 齢者を受け入れる。 |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 事業費 | 2,386 千円 | 7,351 千円 | 4,748 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|---------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | 虐待通報件数 | 計画 | 80 件 | 80 件 | 80 件 |
| | | 実績 | 84 件 | 77 件 | 94 件 |
| 活動指標 | 緊急一時保護件 | 計画 | 12 件 | 12 件 | 12 件 |
| | 数 | 実績 | 10 件 | 20 件 | 17件 |

(2)監査の結果(指摘)及び意見

【意見 25】緊急一時入所措置に係わる判断基準について

緊急一時保護は緊急性を要するため老人福祉法第11条に規定する措置と異なり、 入所判定委員会による判定がない。この点で、厚生労働省の通知にも入所措置等に ついて具体的な判断基準は示されてはいない。

柏市においてはその他に判断基準を定めた規則や要綱はない。また、費用の徴収 方法や未納者がいたときの具体的な対応についても規定がない。そのため、これら の点について基準の明確化や適切な費用請求を行うためにも規則や要綱等の規定 を定めるべきである。

【意見 26】緊急一時入所措置に係わる内部決裁書類の記載の不備について

内部決裁の調書の検印欄が事後の日付になっているものがあった。緊急性が高いものもあるため、事前の検印が難しい場合もあろうかと推察するが、決裁の運用や書類の様式についても改めて検討されたい。

【意見27】緊急一時保護を含む措置を行った場合の書類等の作成・保管について

緊急一時保護を含む措置を行った場合に、柏市老人福祉法施行細則第3条に基づき作成すべき書類の内、ケース番号登載簿及び措置費支給台帳が作成されていなかった。今後適切に作成され保管される必要がある。

38 権利擁護啓発活動事業 (No. 37)

(1) 事業の概要

| 1 が 事業が似安 | | | | | |
|-----------|---|--|--|--|--|
| 項目 | 説明 | | | | |
| 根拠法令条例等 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する | | | | |
| | 法律第 16 条、介護保険法第 115 条の 44 第 1 項第 4 号、老人 | | | | |
| | 福祉法第10条の4第1項第3号、同法第32条、柏市高齢者 | | | | |
| | いきいきプラン 21 | | | | |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) | | | | |
| | 高齢化の進展と共に、認知症や要介護高齢者が増加し、認知 | | | | |
| | 症等により自身の置かれている状況を正しい認識や適切な判 | | | | |
| | 断が困難、高齢者に対する虐待等、高齢者の権利が侵害される | | | | |
| | 現状が生じてきたことから、国では、2006 年(平成 18 年) | | | | |
| | 高齢者虐待防止法が施行された。 | | | | |
| | 柏市においても、対策の1つとして、同年、高齢者本人の在 | | | | |
| | 宅生活を支援する関係者に対して虐待の早期発見・防止、適切 | | | | |
| | な対応を目的とした研修会を開催した。また、権利擁護に関す | | | | |
| | る普及啓発を目的とした市民向け講座等を実施している。 | | | | |
| | ②事業目的 | | | | |
| | 1) 在宅での生活を支援する関係機関等による虐待(疑い | | | | |
| | を含む) の早期発見のために、ネットワークを活用した連 | | | | |
| | 携強化等により適切な支援ができる。 | | | | |
| | 2) 権利擁護に対する理解の促進、消費者被害の未然防止 | | | | |
| | や地域住民の見守りを進め、高齢者が住み慣れた地域で | | | | |
| | 安心、安全に生活できるようにする。 | | | | |
| | ③事業内容 | | | | |
| | 1) 高齢者施設、介護保険事業所等に従事する専門職等を | | | | |
| | 対象にスキルアップ研修会を実施する。 | | | | |
| | 2) 市内11カ所の地域包括支援センターによる市民向け権 | | | | |
| | 利擁護関係講座の実施、サロン、地域の団体等への出前講 | | | | |
| | 座の開催をする。 | | | | |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|----------|----------|--------|
| 事業費 | 593 千円 | 930 千円 | 804 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | (市民向け講座) | 計画 | | | 90% |
| | 理解できたと回 | 実績 | _ | _ | 90% |
| | 答した割合 | | | | |
| 活動指標 | 専門職向け研修 | 計画 | 200 人 | 220 人 | 240 人 |
| | 会参加人数 | 実績 | 160 人 | 147 人 | 183 人 |
| | 権利擁護に関す | 計画 | 350 件 | 500 件 | 550 件 |
| | る相談件数 | 実績 | 405 件 | 350 件 | 839 件 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

39 老人ホーム入所措置事務 (No. 38)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 老人福祉法、老人福祉法施行規則、老人福祉法施行令、柏市 |
| | 老人ホーム入所判定審査会規則 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 経済的事情、住居、家族関係、介護等の問題により、居宅 |
| | 生活が困難な高齢者を、市が養護老人ホームに入所措置する |
| | 制度である。また、高齢者虐待や認知症により契約能力がな |
| | い等やむを得ない事由により介護保険サービスの利用が困 |
| | 難な場合は特別養護老人ホームに入所措置を実施する。 |
| | ②事業目的 |
| | 環境上及び経済的理由により居宅生活が困難な者を老人 |
| | ホームで保護する。老人福祉法に則り適切な保護を実施す |
| | る。 |
| | ③事業内容 |
| | 施設入所の可否について老人ホーム入所判定審査会での |
| | 審査を経て、施設入所が必要な者については養護老人ホーム |
| | 及び特別養護老人ホームに入所措置(入所委託)を実施する。 |
| | 入所者及び扶養義務者に対しては所得に応じて費用徴収を |
| | 求める。 |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 事業費 | 46,995 千円 | 47,916 千円 | 49,388 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|-----------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | 養護老人ホーム | 計画 | 4 人 | 4 人 | 4 人 |
| | の入所者数(新 | 実績 | 3 人 | 2 人 | 3 人 |
| | 規) | | | | |
| | 特別養護老人ホ | 計画 | 0 人 | 5 人 | 5 人 |
| | ームの入所者数 | 実績 | 0人 | 5 人 | 2 人 |
| | (新規) | | | | |
| 活動指標 | 措置者総数 (延べ | 計画 | 20 人 | 20 人 | 20 人 |
| | 人数) | 実績 | 22 人 | 20 人 | 22 人 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見 28】老人ホーム入所措置に係わる判断基準について

老人ホーム入所措置が必要な場合は、入所判定委員会で措置の可否について判断する事になっている。この点で、厚生労働省の通知にも入所措置等について具体的な判断基準は示されてはいない。

柏市においてはその他に判断基準を定めた規則や要綱はない。また、費用の徴収方法や未納者がいたときの具体的な対応についても規定がない。

そのため、これらの点について入所判定委員会の判定基準の明確化や適切な費用請求を行うためにも規則や要綱等の規定を定めるべきである。

【意見29】措置による入所の継続の可否についての精査と文書管理について

入所期間に本人を取り巻く関係(経済的状況や家族状況など)は変化するため 入所措置の継続が適当であるか精査する必要があるとも記載されているが、精査 が十分になされているとは認められなかった。

そのため、事務マニュアルの作成や措置継続の有無に関して毎年精査してその 記録を残す等の対応をとる必要があると考える。

【意見30】老人ホーム入所措置の費用負担に係る規則の整備について

老人福祉法第28条で、措置に要する費用については、これを支弁した市長は、当該措置に係る者またはその扶養義務者(民法に定める扶養義務者をいう。

以下、同じ。)からその負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部または一部を徴収することができると規定されている。そして、民法 877 条第1項では、扶養義務者を直系血族及び兄弟姉妹としており、また第2項では家庭裁判所が特別の事情があるときは、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができるとされている。

一方、柏市は柏市施設入所等負担金徴収規則を定めており、扶養義務者(主たる扶養義務者)の定義を、原則として被措置者が入所の際、被措置者と同一生計にあった配偶者及び子のうち最多税額納付者としており、扶養義務者の範囲を老人福祉法28条の規定よりも限定している。

例えば、同一生計でないが扶養義務を負わせるのが適当な場合もありうると考えられる。規則では、原則が書かれているが、例外の例示等も記載がない。そのため、法律よりも規則で扶養義務者の範囲を限定することが妥当かどうか、また、規則が妥当だとしても規則が定める原則の例外についての例示等を作成・検討すべきと考える。

【意見31】老人ホーム入所の負担金の徴収について

柏市における負担金徴収については、柏市施設入所等負担金徴収規則第3条に基づき市は被措置者から収入申告書、扶養義務者からは世帯状況等申告書という収入状況の書類の提出を受ける。同規則第4条で、市は1か月ごとの金額を収入状況に応じて別表に基づき算定すると規定されており、別表に基づき負担金を計算する。そして、同規則第6条に基づき納期限を指定して納入通知書により請求する。

未納状況については、被措置者毎に負担金納付状況のリストを作り管理している。これまで未納が続き 100 万円以上の未納が発生したこともあるが、多くの人が自己破産をするとのことである。滞納者に対しては、督促1回、催告1回をした上で、それ以上訴訟や差押を行うことはないとのことである。

同規則には、未納が生じた時にどのような対応をするのか規程がなく、内部に はその様なマニュアル等はないが、私債権管理等の手引き(債権管理課所管)を 参考に債権管理課と連携し、取り組むべきと考える。

また、本事業について指標の設定については措置の人数をあげている。それ自体は現在、どれくらい措置がなされているのかを把握する面で有用ではあるが、目標指標としては設定が難しいところではある。そのため、目標指標としては、本措置についてはほぼ全額税金が投入されていることから、例えば、徴収すべき措置費総額のうち、何パーセントくらい未納額があるかを目標指標にするなど、徴収についての指標を設定することも検討されたい。

【意見32】措置に関する費用の算定基準について

柏市では、養護老人ホームへの入所先選定について、柏市内に1か所しかないため、ひかり隣保館に空きがない場合や盲目等により受入れが困難な場合に、他市の施設入所への措置をとっている。

また、特別養護老人ホームへの入所先選定については、緊急一時保護措置から 入所措置への変更が大半であり、緊急一時保護措置施設との調整や柏市老人福祉 施設連絡協議会への相談により入所措置をとっている。

措置に関する費用の算定基準については、平成18年1月24日付で厚生労働省老健局長から中核市市長等宛に出された「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」及び平成18年4月12日付で厚生労働省老健局長から中核市市長等宛に出された「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針についての一部改正について」において措置に要する費用の算定方法や基準について記載されており、その2つの資料の基づき算定している。そのため、施設によって算定の基準が異なるわけではなく、施設側が独自に費用を設定することはできない。

柏市では両指針以外に別途規則・要綱等は作成していないが、両通知はあくまでも参考にとどまるものであることからも、その他の市では、費用算定基準について独自に要綱を定めているところもある。費用算定基準を明確化するためにも、かつ市独自の事情がある場合はその点も反映することができることや、通知に記載のない細かい事情も反映できることからも、柏市においても規則や要綱を制定することも検討してもよいと考えられる。

40 地域包括支援センター業務委託 (No. 39) 高齢者の総合相談事業

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|---------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 介護保険法第 115条の 46、柏市高齢者いきいきプラン 21 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して尊厳ある |
| | その人らしい生活を維持するための「地域包括ケア」の構築・ |
| | 推進とその深化が求められている。その中核を担う機関であ |
| | る地域包括支援センターには、高齢者の総合相談支援業務を |
| | 行う中で、医療・介護・福祉・地域の様々な関係機関との連 |
| | 携の中核となる役割が求められている。 |
| | ②事業目的 |

地域住民の心身の健康の維持及び生活の安定のために必要な相談や援助を行う事により、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

③事業内容

市が業務委託している地域包括支援センターの主任介護 支援専門員、保健師(経験のある看護師)、社会福祉士等の 専門職が、高齢者の様々な相談を受け、対応や支援を行う。 地域包括支援センターは、行政の関係部署、医療機関、介 誰サービス事業所、聯能団体、地域の関係機関と連携して支

地域包括支援センターは、行政の関係部者、医療機関、介護サービス事業所、職能団体、地域の関係機関と連携して支援するために、各種会議や研修、地域への啓蒙活動を実施している。

市は地域包括支援センターの後方支援、定期的な会議での 情報共有、センター職員のスキルアップを図るための研修等 を実施している。

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|------------|------------|------------|
| 事業費 | 343,493 千円 | 378,913 千円 | 412,690 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|-------|----|----------|----------|----------|
| 成果指標 | 総合相談の | 計画 | | _ | 30% |
| | 利用率 | 実績 | _ | _ | 14.5% |
| 活動指標 | 相談件数 | 計画 | 9,000件 | 9,500 件 | 10,000 件 |
| | | 実績 | 8,278 件 | 9,823 件 | 14,736 件 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見33】 沼南地域包括支援センターの担当範囲について

監査実施時(令和2年11月時点)における柏市の地域包括支援センターは全部で12 か所であるが、沼南地域包括支援センターには高柳相談窓口という形で分室が設けられている。

この沼南地域包括支援センター高柳相談窓口は令和2年6月に開設したもので、この窓口ができる前までは、沼南地域の中でも風早地域の南部と手賀地域の東部が地域包括支援センターから遠く、身近な相談窓口としての役割が不十分であった。無論、そのような状況でも沼南地域包括支援センターの職員自らが移動して高齢者等を訪問す

ることで実質的な地域包括支援センターの役割を果たしてきたところである。しかし、こちらから訪問する方法より向こうから来てもらう方法の方が高齢者等の需要を幅広くすくい上げることが可能であることは自明である。また、それが地域包括支援センターを各地域に設置していくそもそもの理由でもある。したがって、できる限り地域包括支援センターは日常生活圏域(小圏域)ごとに設置することが望ましい。

この点、沼南地域包括支援センター高柳相談窓口の設置は、望ましい方向への第一歩であるが、沼南地域包括支援センターの担当地域には、まだ手賀地域東部等に最寄りの地域包括支援センターから遠い地域がある。こういった地域についても早急にアクセスを考えた地域包括支援センターの設置が急務である。現状の高柳相談窓口は2名体制の相談を受け付ける機能しか持っていない施設であるが、これを地域包括支援センター本体に格上げして、沼南地域包括支援センターの担当能力を向上させることで、手賀地域東部への地域包括支援センターの設置を検討されたい。

【意見34】プロポーザル方式による随意契約について

本項で対象としている8つの地域包括支援センターは、下記のような方法で事業者の 選定を行っている。

| 名 前 | 事業者選定力 | 式 |
|-----------------|-------------|--------|
| 名 前 | 初年度契約時 | 現在 |
| 柏西口地域包括支援センター | 指名型プロポーザル方式 | 一者随意契約 |
| 柏東口地域包括支援センター | 指名型プロポーザル方式 | 一者随意契約 |
| 柏北部地域包括支援センター | 指名型プロポーザル方式 | 一者随意契約 |
| 光ケ丘地域包括支援センター | 指名型プロポーザル方式 | 一者随意契約 |
| 柏南部地域包括支援センター | 指名型プロポーザル方式 | 一者随意契約 |
| 柏東口第2地域包括支援センター | 公募型プロポーザル方式 | 一者随意契約 |
| 柏南部第2地域包括支援センター | 公募型プロポーザル方式 | 一者随意契約 |
| 柏西口第2地域包括支援センター | 公募型プロポーザル方式 | 一者随意契約 |

(出典:市提出資料より監査人作成)(※北柏、北柏第2、沼南地域包括支援センターを除く)

このように柏市における地域包括支援センターは、初年度こそプロポーザル方式により事業者の選定を行うものの、その後の年度においては、原則として前年度の事業者と随意契約することで運営委託されている。つまり、この委託契約を随意契約としている理由は、初年度契約時におけるプロポーザルの結果を拠り所としていることになるが、一方で、プロポーザルの結果によってなされた判断がどのくらいの期間において持続するものなのかは明確に示されていない。

本来、事業者を選定するプロポーザルを開催する際には、「各年度末に行う事業評価において一定以上の評価を受けた事業者とは、向こう何年間にわたって随意契約を交わす事とする。」等の文を募集要項に記載し、当該プロポーザルの結果の有効期限を明示すべきである。そして、何年間かに一度は事業者選定のプロポーザルを開催するようにすることが適切である。

このようにすることで、事業者には将来的なプロポーザルの実施について目処が立つ。 そして、現事業者には施設運営に対する緊張感が生まれ、現事業者以外の事業者には 委託契約を受注する機会が周期的に与えられることになる。

地域包括支援センターの運営状況の評価は、自己評価や行政評価、柏市地域包括 支援センター運営協議会による評価等、様々な角度から行われているが、実際に事業 者が変わる可能性を担保することは、地域包括支援センターの運営の担い手を育てる上 でも重要である。

【意見35】時間外手当の処理について

柏南部第2地域包括支援センター及び柏東口第2地域包括支援センターが年度末に提出する「常勤職員精算明細書」には、この2つの地域包括支援センターにおける常勤職員の残業手当が毎月一定の金額で記載されている。これは、この2施設の運営を委託された法人がみなし労働時間制、いわゆる「みなし残業代」制を採用しているためと考えられる。

みなし残業代制とは、法人が一定時間(みなし残業時間)の残業を想定し、あらかじめ月 給に固定の残業代を加算し、残業時間を計算せずとも一定額の残業代を支払うという制度 である。

ただし、みなし残業代制は、いくら残業をしても一定額の残業代相当の加算分を給与として支払えば良いというものではなく、みなし残業時間が実労働時間より多い場合には固定残業代として定められた金額を全額支払う必要がある一方で、みなし残業時間が実労働時間より少ない場合、追加で残業代を支払う必要がある。

この点、上記の2施設では、固定残業代以上の残業代が支払われた事は全職員について一月もないため、みなし残業時間を超えた労働は一度も行われなかったということになる。しかし、本事業にかかる委託料は、契約上、残業代を含めた人件費について過不足額の精算を求めている。したがって、厳密に言えば、「みなし残業代」制の採用は、働いていないにもかかわらず支払われた残業代を市が委託先事業者に支払っていることになってしまう。反対に、みなし残業時間を超えた労働が行われていたにもかかわらず、一度も追加の残業代が支払われていないとすれば、これは労働関係の法規に抵触する可能性がある。いずれにせよ、市は人件費の精算に絡めて、上記2施設における職員の就労実態を把握し、みなし残業代制の採用が合理的であることについて確認しておく必要がある。

みなし残業代制は違法ではないものの、同制度の就業規則への記載やみなし残業時間 と固定残業代の従業員への明示等は、この制度を採用する際の必須条件とされている。こ ういった点も含め、市が実態をより把握して適切に対応することが望まれる。

【意見36】 光ケ丘地域包括支援センターの組織体制

下表は、本項で対象としている 8 つの地域包括支援センターにおける令和元年度の職員数をまとめたものである。12 か月在籍した場合に 1.0 人としているため、表中の数字には小数点がある。

(単位:人)

| 区 | 分 | 柏北部 | 柏西口 | 柏西口 第2 | 柏東口 | 柏東口 第2 | 光ケ丘 | 柏南部 | 柏南部第2 |
|-----|-----|------|-----|-----------|-----|-----------|------|------|-------|
| 実際 | 常勤 | 6.67 | 6 | 5 | 6 | 5 | 4.67 | 6.42 | 5 |
| 天际 | 非常勤 | 6 | 5 | 3 | 4 | 2 | 4 | 2 | 2 |
| 仕様書 | 常勤 | 7 | 6 | 5 | 6 | 5 | 6 | 7 | 5 |
| 江球青 | 非常勤 | 6 | 5 | 3 | 4 | 2 | 4 | 2 | 2 |

(出典:市提出資料より監査人作成)(※北柏、北柏第2、沼南地域包括支援センターを除く)

年度の途中で職員が退職した場合、新規職員を採用するまでの間、欠員が生じてしま うことがある。そのため、仕様書に定める人員数と実際の職員数に乖離があっても即契約 違反とはいえない。

しかし、上表の中で、光ケ丘地域包括支援センターだけは、年間を通して欠員を埋めることができず、仕様書に定める職員数を確保することが出来なかった。

地域包括支援センターによっては、地理的な条件等で求人しづらい場合が考えられるが、その他の条件を良くする等をして必要な人員を確保するように努めなければならない。 なお、令和 2 年度においては、光ケ丘地域包括支援センターの職員数は仕様書の定数を満たしている。

4 1 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (No. 40)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|----------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 介護保険法第 115 条の 45 第2項第3号、柏市高齢者いきい |
| | きプラン21 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 平成 18 年の介護保険法改正により地域支援事業 (包括的支 |
| | 援事業)として位置づけられた事業の一環であり、高齢者が住 |
| | み慣れた地域で暮らし続けるには、支援の領域においても、時 |
| | 間の経過においても、途切れる事なく一貫して高齢者や家族 |
| | が課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるよう |
| | に、包括的・継続的に支援を行うことが必要である。 |
| | ②事業目的 |
| | 高齢者の支援に専門的に係わる介護支援専門員(ケアマネ |
| | ジャー) の人材育成及び介護支援専門員が多職種・多機関と連 |
| | 携し、高齢者の自立支援・重度化防止を適切かつ効果的に実施 |
| | できるようにネットワークづくりを行い、要介護高齢者が安 |
| | 心して生活を送れるように支援する。 |
| | ③事業内容 |
| | 柏市介護支援専門員協議会と連携の上、日常生活圏域単位 |
| | の取組としての、地域包括支援センター単位の包括ケア地区 |
| | 別研修会及びネットワーク会議及び市内の主任介護支援専門 |
| | 員研修会等、全体的な取組みを実施する。また、地域のケアマ |
| | ネジャーが地域包括支援センターに相談しやすい関係づくり |
| | の一環となるよう、研修内容を検討する際は、地域のケアマネ |
| | ジャーの意見を取り入れ、より実践的で充実した内容となる |
| | ように努めていく。 |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 事業費 | 872 千円 | 1,433 千円 | 1,428 千円 |
| 内、地域ケア会議 | _ | 856 千円 | 850 千円 |
| 推進事業費 | | | |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----|----------|----------|---------|
| 成果指標 | アンケートで研修 | 計画 | 85% | 85% | 85% |
| | を通して資質の向 | 実績 | 98% | 92% | 95% |
| | 上が図れたと答え | | | | |
| | た割合 | | | | |
| 活動指標 | 研修会等への参加 | 計画 | 800 人 | 800 人 | 800 人 |
| | 人数 | 実績 | 1,589 人 | 1,145 人 | 1,397 人 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見なはい。

42 生活支援体制整備事業 (No. 41)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 | | | | |
|---------|---------------------------------|--|--|--|--|
| 根拠法令条例等 | 介護保険法第 115 条の 45 | | | | |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) | | | | |
| | 高齢化と核家族化の進展に伴い、日常生活の手助けを必要 | | | | |
| | とする高齢者が増加した。それに対し、担い手である生産年 | | | | |
| | 齢人口は減少していくための、従来どおりの専門的な医療・ | | | | |
| | 介護サービスは難しいと予想される。 | | | | |
| | 地域住民組織、ボランティア、NPO、介護サービス事業 | | | | |
| | 者、元気高齢者等、地域に根ざした多様な主体が協力し、多 | | | | |
| | 様な生活支援サービスを重層的に提供し、生活支援ニーズ拡 | | | | |
| | 大と人材不足解消が求められている。 | | | | |
| | ②事業目的 | | | | |
| | 地域の実情に応じた多様なサービスを構築することによ | | | | |
| | り、要支援者及びサービス事業対象者を始めとした地域住民 | | | | |
| | が自分らしく生き生きとした生活が送れるように支援する。 | | | | |
| | また、高齢者がサービス提供の担い手として活躍することに | | | | |
| | より、介護予防の推進と自立支援を目指す。 | | | | |
| | ③事業内容 | | | | |
| | 1) 地域支えあい推進協議会(市域協議体)の運営 | | | | |
| | 2) 地域支えあい会議 (20 コミュニティエリア) の運営支 | | | | |
| | 援 | | | | |
| | 3) 地域の支えあい活動に担い手となる人材の育成 | | | | |

| 4) 新たなサービスの開 | 発支 | 爰 |
|--------------|----|---|
|--------------|----|---|

- 5) 地域支えあい推進員の活動支援
- 6) 住民主体による生活支援サービスを実施する団体に 補助をする。
- 7) 高齢者の社会参加や、介護予防等を促進するための地域の居場所を運営する団体に対して補助をする。

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業費 | 28,467 千円 | 27,717 千円 | 34,680 千円 |
| 内、生活支援体制 | 28,445 千円 | 27,684 千円 | 34,662 千円 |
| 整備事業委託 | | | |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|---------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | サービスB実施 | 計画 | 35 | 55 | 67 |
| | 団体数(補助金 | 実績 | 40 | 51 | 60 |
| | 交付団体) | | | | |
| | 総合事業の通い | 計画 | 15 | 21 | 26 |
| | の場実施団体 | 実績 | 15 | 16 | 20 |
| | (補助金交付団 | | | | |
| | 体) | | | | |
| 活動指標 | コミュニティエ | 計画 | 20 | 20 | 20 |
| | リアで支えあい | 実績 | 19 | 19 | 19 |
| | 会議を開催 | | | | |
| | 地域支えあい推 | 計画 | 20 | 20 | 20 |
| | 進員の設置 | 実績 | 17 | 17 | 17 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

4 3 介護予防講座・教室(介護予防普及啓発事業) (No. 42)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項 |
| 事業概要 | ① 背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 平成 27 年度の介護保険法改正により、介護予防・日常生 |
| | 活支援総合事業が位置付けられ、市民主体の一次予防が一層 |
| | 重視されるようになった。 |
| | そのため、地域における高齢者の総合的な支援を行う地域 |
| | 包括支援センターの新たな役割として、地域ぐるみでのフレ |
| | イル予防活動を支援することが期待されるようになった。 |
| | ②事業目的 |
| | 地域において、高齢者が主体的に社会活動やフレイル予防 |
| | に取り組む事で、健康で自分らしい生活ができ、健康寿命の |
| | 延伸を目指す。 |
| | 地域包括支援センターが関与することで、市内全域でフレ |
| | イル予防活動への取り組みが図られ、健康長寿のまちづくり |
| | に繋がる。 |
| | ② 事業内容 |
| | 市民が主体的にフレイル予防に取り組めるように、フレイ |
| | ル予防の3つの柱(栄養・運動・社会参加)に基づく介護予 |
| | 防教室を開催するとともに、これらを通じた地域における |
| | 様々な自主活動支援を行う。 |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 事業費 | 1,938 千円 | 2,376 千円 | 1,956 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|-----------|----|----------|----------|----------|
| 成果指標 | 地域包括支援センタ | 計画 | 18,000 人 | 12,500 人 | 13,000 人 |
| | ーが取り組むフレイ | 実績 | 11,175 人 | 13,032 人 | 13,550 人 |
| | ル予防の参加延べ人 | | | | |
| | 数 | | | | |
| 活動指標 | 地域包括支援センタ | 計画 | 700 回 | 700 回 | 700 回 |
| | ーが取り組むフレイ | 実績 | 464 回 | 530 回 | 575 回 |
| | ル予防の実施回数 | | | | |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

4 4 認知症早期発見・早期対応事業 (No. 43)

(1) 事業の概要 「_{頃 目}

| 項目 | 説明 | | | | | | |
|---------|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 根拠法令条例等 | 介護保険法第 115 条、認知症施策推進総合戦略(新オレンジ | | | | | | |
| | プラン)、柏市高齢者いきいきプラン 21 | | | | | | |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) | | | | | | |
| | 高齢化の進展に伴い、認知症 (軽度認知障害含む) の人が増 | | | | | | |
| | え続けている。平成25年に国が策定した新オレンジプランで | | | | | | |
| | は、認知症の容態に応じた適切な医療、介護等の提供として、 | | | | | | |
| | 認知症初期集中支援チームを平成 30 年度までに全市町村に | | | | | | |
| | 設置するように目標づけられた。柏市では(千葉県より認知症 | | | | | | |
| | 疾患医療センターに指定されている)北柏リハビリ総合病院 | | | | | | |
| | に委託、平成29年1月より活動を開始している。 | | | | | | |
| | ②事業目的 | | | | | | |
| | 認知症が疑われる人や認知症の症状が見られるが、医療や | | | | | | |
| | 介護等のケアに繋がっていない人を専門職(医療職や介護職) | | | | | | |
| | により構成される支援チームの対応により、医療や介護サー | | | | | | |
| | ビスにつなげたり生活を整えることで、住み慣れた地域で暮 | | | | | | |
| | らし続けられるようにしていく。 | | | | | | |
| | ③事業内容 | | | | | | |
| | 柏市医師会等との連携により、医師会推薦の認知症サポー | | | | | | |
| | ト医と委託事業者の専門職による認知症初期集中支援チーム | | | | | | |
| | を設置して運営する。認知症が疑われる人や認知症の症状が | | | | | | |
| | 見られるが医療や介護に繋がっていない人及び家族から、地 | | | | | | |
| | 域包括支援センターが相談を受け、その後、認知症初期集中集 | | | | | | |
| | 中支援チームに繋げ、最長6か月支援し、関係機関に引き継 | | | | | | |
| | ぐ。医療機関や地域の支援機関との連携を図りながら、支援体 | | | | | | |
| | 制づくりを行う。 | | | | | | |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 事業費 | 10,332 千円 | 10,922 千円 | 10,715 千円 |
| 内、認知症初期集中支援チー | 8,747 千円 | 8,806 千円 | 8,978 千円 |
| ム業務委託費 | | | |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | 総合評価「改善」 | 計画 | 70% | 80% | 80% |
| | となった割合 | 実績 | 66.0% | 69.2% | 61.5% |
| 活動指標 | 新規支援件数 | 計画 | 12 件 | 20 件 | 25 件 |
| | | 実績 | 9件 | 23 件 | 8件 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

4 5 介護予防・生活支援サービス事業 (No. 44)

(1) 事業の概要

| 1 / 事未少例女 | |
|-----------|-------------------------------|
| 項目 | 説明 |
| 根拠法令条例等 | 介護保険法第 115 条、柏市高齢者いきいきプラン21 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 平成27年度からの介護保険法改正による要支援(介護予防 |
| | 訪問介護、介護予防通所介護に限る)及び介護予防事業の介護 |
| | 予防・日常生活支援総合事業の移行に伴い、要支援者及び総合 |
| | 事業対象者に係る新たなサービス体系として平成 28 年2月 |
| | から実施している。 |
| | 事業構成は、介護予防・生活支援サービス(①訪問型サービ |
| | ス、②通所型サービス、③その他の生活支援サービス、④介護 |
| | 予防ケアマネジメント)と一般介護予防事業からなる。 |
| | ②事業目的 |
| | 従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に加え、地 |
| | 域に応じた多様なサービスを構築することにより、要支援者 |
| | 及び事業対象者が自分らしくいきいきとした生活が送れるよ |
| | うに介護予防の推進と自立支援を目指す。 |

③対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた人
- ・65 歳以上の高齢者で、基本チェックリストで生活機能の 低下が認められ、事業対象者と判定された人 ※訪問型 サービス(基準緩和)

④事業内容

国通知の「地域支援事業実施要領」の「介護予防・生活支援サービス事業」の規定に基づき、現在実施しているサービスは、A訪問型サービス、B通所型サービス、Cその他の生活支援サービスである。

- ・地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントに基づき、以下のサービスが提供される。
- A 訪問介護相当サービス:指定事業者において、ホーム ヘルパーによる生活援助を行う。費用は、介護保険給付 の利用と同様に、利用者が費用の一部を指定事業者に支 い、残りを市が指定事業者に支払う。
 - B 訪問型サービス(基準緩和):指定事業者の従業員等が、利用者の居宅を訪問し、身体介護以外の生活介護以外の生活支援を行う。
 - C 通所介護相当サービス:指定事業者のデイサービス センター等の施設で、介護予防のため、食事等のサービ スや生活支援、機能訓練等を日帰りで行う。費用は①と 同様に介護保険給付の利用と同様の処理がされる

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|------------|------------|------------|
| 第1号事業支給費 | 627,400 千円 | 671,668 千円 | 724,310 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----|------------|------------|------------|
| 成果指標 | 訪問型サービス事 | 計画 | 163,200 千円 | 197,178 千円 | 227,355 千円 |
| | 業費 | 実績 | 109,220 千円 | 174,011 千円 | 179,033 千円 |
| | 通所型サービス事 | 計画 | 467,300 千円 | 580,273 千円 | 715,418 千円 |
| | 業費 | 実績 | 458,179 千円 | 497,657 千円 | 544,679 千円 |
| 活動指標 | 訪問型サービス利 | 計画 | 787 人 | 1,020 人 | 1,161 人 |
| | 用人数 | 実績 | 865 人 | 901 人 | 914 人 |

| 通所型サービス利 | 計画 | 1,182 人 | 1,908 人 | 2,324 人 |
|----------|----|---------|---------|---------|
| 用人数 | 実績 | 1,513 人 | 1,657 人 | 1,780 人 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

46 たすけあいサービス事業費補助金 (No. 45)

(1) 事業の概要

日常生活の中で起こるゴミ出しや庭の草取り、買い物等の困りごとを市民同士で助け合う、地域の支えあいやボランティアによる活動である。

実際の活動については、柏市社協が柏市より業務を委託されている。サービスを 受けるには、たすけあい団体一覧に記載されている連絡先か柏市社協に連絡する か、又は介護保険サービスを利用している人は担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)に連絡する。

柏市は、柏市社協への委託金の中からたすけあい活動を実施している団体へ活動費の支援を行っている。

○運営費に関する補助

| 活動エリア | 補助額 |
|---------------|------------------------|
| 町会等のエリア | 上限3万円 |
| コミュニティエリア | 上限 10 万円(エリア加算) |
| コミュニティを超えるエリア | 上限 30 万円(エリア加算+「提供時間数」 |
| | もしくは「対象利用者数」による加算) |

○立ち上げ準備補助金

| 活動エリア | 補助額 |
|---------------|-----------------|
| 町会等のエリア | 上限3万円 |
| コミュニティエリア | 上限 10 万円(エリア加算) |
| コミュニティを超えるエリア | 上限 10 万円(エリア加算) |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 柏市社協への補助金 | 3,553 千円 | 3,978 千円 | 4,773 千円 |

(2) 監査結果(指摘)及び意見

【指摘2】 たすけあいサービス事業費補助金の実績報告について

「① 事業の概要」に記載したとおり、本事業は、たすけあいサービス事業にかかる補助金を支給している。当該補助金は、市から柏市社協に支給された後、各補助対象団体(下表の1から3の団体)に支給される。

令和元年度たすけあいサービス事業補助金交付団体

| 1 市内全域・複数コミュニティエリアの団体 | 11団体 |
|-----------------------|------|
| 2 コミュニティエリアの団体 | 18団体 |
| 3 町会等エリアの団体 | 31団体 |

補助対象団体は、活動エリアの違いによって上記の3つのカテゴリーに分類されている。基本型は上記の「3 町会等エリアの団体」であり、主な活動エリアが町会や自治会等となっている団体である。更に、複数の町会や自治会等からなるコミュニティエリアで、そのうちの半数の町会や自治会等を主な活動エリアにしている「2 コミュニティエリアの団体」があり、その上に、複数のコミュニティエリアや市内全域を主な活動エリアとしている「1 市内全域・複数コミュニティエリアの団体」がある。

補助対象団体は、年度終了後に活動にかかる実績報告を社協に提出している。この 実績報告については、一義的には柏市社協にて確認・検討されているが、市ではそのコ ピーを入手し、支出内容の妥当性について検証している。

今般の監査では、この補助対象団体から提出された実績報告を閲覧したが、中には 内容の妥当性に疑義があるものが見受けられた。市としては、このような事業報告の内容 については、補助対象経費の周知徹底と適切な実績報告を行うよう指導する必要があ る。

(柏市たすけあいサービス事業費補助金交付要綱)

別表 補助対象経費及び上限額(第4条、第5条)

実施団体の運営費又は活動立ち上げ時等の一時的な費用に対する補助交付費用。 ただし、実施団体の運営費のうち次に掲げるものを除く。なお、補助申請年度の前年の6 月1日以前に発足した団体の場合は、1月1日時点で利用登録のある者が1名以上いる場合に限る。

- (1) 人件費(ただし、コーディネーターの人件費は除く。)
- (2) 施設整備費(ただし、10万円未満の改修費は除く。)
- (3) 従業員の募集、雇用に要する経費
- (4) 広告、宣伝に要する経費(ただし、柏市たすけあいサービス事業の周知に要する経費は除く。)

47 介護予防ケアマネジメント事業 (No. 46)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項 |
| 事業概要 | ①背景 |
| | 開始時の課題と社会情勢等(介護予防訪問介護・介護予防通 |
| | 所介護に限る)及び介護予防事業の介護予防・日常生活支援総 |
| | 合事業の移行に伴い、要支援者及び総合事業対象者に係る新 |
| | たなサービス体系として平成28年2月から実施している。 |
| | 介護予防事業の介護予防・日常生活支援サービス事業(①訪 |
| | 問型サービス、②通所型サービス、③その他の生活支援サービ |
| | ス、④介護予防ケアマネジメント)と一般介護予防事業からな |
| | る。 |
| | ②事業目的 |
| | 介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢 |
| | 者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」 |
| | 「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」 |
| | ために、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送れ |
| | るよう支援するものである。 |
| | ③事業内容 |
| | 介護予防ケアマネジメントは、要支援者及び基本チェック |
| | リストの記入内容が事業対象の基準に該当したものに対し |
| | て、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状 |
| | 況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基 |
| | づき、訪問型サービス、通所型サービス、一般介護予防事業や |
| | 生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切な |
| | サービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を |
| | 行う事業である。 |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 事業費 | 85,971 千円 | 91,092 千円 | 88,941 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|---------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | 主観的健康感の | 計画 | 80% | 80% | 80% |

| | 維持・改善割合 | 実績 | 80.87% | 79.11% | 73.53% |
|------|---------|----|---------|---------|---------|
| 活動指標 | 介護予防ケアマ | 計画 | 1,715 件 | 1,837 件 | 2,118 件 |
| | ネジメント依頼 | 実績 | 1,579 件 | 1,669 件 | 1,653 件 |
| | 書受理件数 | | | | |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見37】活動指標の設定について

介護予防ケアマネジメントを受けようとする高齢者は、地域包括支援センターと契約した後に、「介護予防ケアマネジメント(総合事業)依頼(変更)届出書」(以下、「介護予防ケアマネジメント依頼書」という。)を市に提出する。

この介護予防ケアマネジメント依頼書については、事務事業シートの「7 指標」においてその受理件数を本事業の活動指標と定義している。

(単位:件)

| 区分 | | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年 | 令和元年度 |
|------------|----|----------|----------|---------|-------|
| 介護予防ケアマネジメ | 計画 | 797 | 1,715 | 1,837 | 2,118 |
| ント依頼書受理件数 | 実績 | 402 | 1,579 | 1,669 | 1,653 |

※「介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数」の計画値は、第7期柏市高齢者いきいき プラン21の地域支援事業の「介護予防ケアマネジメント」の事業見込みを4,480円×12 か月分で割り返した値である。又、実績値は、介護予防ケアマネジメント費の年間実績 額を4,480円×12か月分で割り返した値である。(出典:令和元年度事務事業シート)

上表のとおり平成 28 年度からの4年間においては、一度も実績値が計画値に及ばず、 寧ろ伸び悩んでいる状況である。これは、介護予防ケアマネジメントを依頼する市民が想 定より少なかったということであり、また伸び悩んでいる状況は、何かしら利用をためらう事 情がある、あるいは介護予防ケアマネジメント以外のサービスを受けようとする誘因がある 可能性が高い。

市はその原因を究明し、介護予防ケアマネジメントの利用増に活かしてほしいが、仮に介護予防ケアマネジメント以外のサービスで、より要支援者の介護予防に資すると考えられるサービスがあるならば、上記の活動指標は速やかに改定すべきである。

48 介護支援サポーター事業 (地域介護予防活動支援事業) (No. 47)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|-----------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 介護保険法第 115 条の 45、柏市高齢者いきいきプラン 2 1 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 平成 21 年 5 月 28 日付け、厚生労働省通知「生活・介護 |
| | 支援サポート養成事業の実施について」に基づき、平成 21 |
| | 年度第2回柏市健康福祉審議会の答申を受けて、平成22年 |
| | 10月より高齢者福祉施策として開始した。 |
| | 事業目的 |
| | 65 歳以上の高齢者の地域福祉活動を通じた社会参加及び |
| | 地域貢献を奨励すると共に、高齢者自らのフレイル(介護) |
| | 予防活動、要介護状態になることを予防する。 |
| | ③事業内容 |
| | 高齢者施設や地域サロン等で定められた支援活動を行い、 |
| | 活動手帳にスタンプを押印する。年間の押印数に応じて奨励 |
| | 金を交付する。事業運営は柏市社協に委託している。 |
| | 市は介護支援サポーターの登録及び受入施設の登録、変更 |
| | 及び辞退手続きについて事務処理を行う。また、年度末の奨 |
| | 励金の交付事務を行う。 |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 介護支援サポーター | 6,270 千円 | 7,093 千円 | 7,714 千円 |
| 業務委託費 | | | |
| 介護支援サポーター | _ | _ | 3,328 千円 |
| 補助金 | | | |
| 介護支援サポーター | _ | 6,682 千円 | _ |
| 交付金 | | | |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|--------|----|----------|----------|----------|
| 成果指標 | 介護支援サー | 計画 | 1,450 人 | 1,500 人 | 1,600 人 |
| | ビス登録者数 | 実績 | 1,400 人 | 1,467 人 | 1,530 人 |
| 活動指標 | サポーターの | 計画 | 44,000 個 | 47,000 個 | 50,000 個 |
| | 活動数(スタ | 実績 | 47,623 個 | 50,743 個 | 46,725 個 |

| _ | | | |
|---|----------------------|--|--|
| 1 | | | |
| 1 |) (一つ。米仁) | | |
| | - 1 4 T) | | |
| | V / 5X) | | |
| | | | |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

49 介護予防サービス一次予防事業 (ロコモフィットかしわ) (No.48)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 高齢者の運動機能の維持・改善を目的として、平成 18 年 |
| | 度から介護予防二次予防事業「運動でからだ元気塾」を行っ |
| | ていたが、より効果的に介護予防施策の推進を図るため、「元 |
| | 気塾」のノウハウを継承しつつ、全ての高齢者を対象とする |
| | 一次予防事業として見直した。 |
| | 高齢化に伴う後期高齢者数の増加により、要介護者が増加 |
| | する見込みであり、介護保険制度の持続可能性と保険料額の |
| | 抑制のためには、フレイル(虚弱化)予防による要介護者増 |
| | の抑制が求められている。 |
| | ②事業目的 |
| | 高齢者のロコモティブシンドローム(運動器症候群)につ |
| | いて理解し、要介護状態に陥らずに高齢者が地域でいきいき |
| | と生活できるよう、ロコモ予防に取り組める環境づくりを進 |
| | める。 |
| | ③事業内容 |
| | 1) 近隣センター又はふるさと会館等において、ロコモテ |
| | ィブシンドロームの理解と予防に関する座学と実技を実施 |
| | (月2回、5か月、20会場で計155回実施)。 |
| | 2) 教室終了後にも地域ぐるみでロコモ予防に取り組め |
| | るよう自主グループに支援を行う。 |
| | |

○コスト

| | IS | |
|----------|--------------|-------------------|
| 平成 29 年度 | 工成 30 年度 | 会和元年度 |
| | 1 1/2 00 1/2 | 13 / 14 / 14 / 12 |

| 事業費 | 12,011 千円 | 9,727 千円 | 8,968 千円 |
|-----|-----------|----------|----------|
|-----|-----------|----------|----------|

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|---------|----|----------|----------|---------|
| 成果指標 | ロコモ予防に取 | 計画 | 1,000 人 | 2,050 人 | 2,950 人 |
| | り組む高齢者数 | 実績 | 1,340 人 | 1,402 人 | 1,701 人 |
| 活動指標 | 事業参加延べ人 | 計画 | 5,180 人 | 3,500 人 | 3,500 人 |
| | 数 | 実績 | 5,022 人 | 3,480 人 | 2,779 人 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

50 通いの場・ふれあいサロン・コミュニティカフェ事業 (No. 49)

(1) 事業の概要

| 目的 | 高齢者等 | が住んでいる地域 | で元気に生き生きと暮らせるよう | | | |
|--------|------------------------------|-----------|-----------------|--|--|--|
| | に、地域住 | 民を主体に活動し | ているサロンやコミュニティカフ | | | |
| | ェを「通い | の場」と呼ぶ。 | | | | |
| 内容 | 週1回開催するサロン・コミュニティカフェや、週4日以上 | | | | | |
| | 開催している常設型のコミュニティカフェがある。 | | | | | |
| 対象者 | 市内に 20 カ | か所開設運営されて | ている。 | | | |
| 実施方法 | 多くは地 | 域支えあい推進員 | と協力して活動をスタートさせて | | | |
| | いる。 | | | | | |
| | 柏市社協が作成している「支えあい活動の手引き」を活用し | | | | | |
| | ながら、地域支えあい支援員と協力して会議を開催し、話し合 | | | | | |
| | いを重ねる中で協力者を集め、団体として立ち上げたりもして | | | | | |
| | いる。 | | | | | |
| | また、これまで地域の防災活動として広げてきた繋がりを災 | | | | | |
| | 害時だけに活かすのではなく、日常の困りごとにも生かしたい | | | | | |
| | という考え | からたすけあい活 | 動に繋げた例もある。 | | | |
| 補助金の概要 | 補助区分 | 補助額 | 主な要件 | | | |
| | 週1型 | 上限 10 万円 | ・週1日以上(年45日程度)開 | | | |
| | | | 催している事 | | | |
| | | | ・1日あたり3時間以上開催して | | | |
| | | | いる事 | | | |

| | 常設型 | 上限 84 万円 (運 | ・週4日以上 (年180日以上) 開 | | |
|------|--|-------------|--------------------|--|--|
| | | 営費 24 万円+ | 催している事 | | |
| | | 家賃 60 万円) | ・1 日あたり 5 時間以上開催して | | |
| | | 家賃補助率 50 | いる事 | | |
| | | パーセント | | | |
| | 常設型の | 上限 100 万円 | 立上げ後、上記常設型補助要件 | | |
| | 新規立ち | 補助率 90 パー | を満たすこと | | |
| | 上げ | セント | | | |
| 運営場所 | 自宅等を活用、空き店舗等を活用、介護事業所の空き部屋や | | | | |
| | 町会の集会所を活用 | | | | |
| 根拠法令 | 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項 2 号(一般介護予防事業)、地 | | | | |
| | 域支援事業 | 実施要綱(国)、 | 柏市地域支援事業実施要綱(市) | | |

(出典:地域包括支援課作成の資料に基づき監査人作成)

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 通いの場事業費補助金 | 4,550 千円 | 3,934 千円 | 5,009 千円 |
| 認知症カフェ補助金 ※ | _ | _ | 622 千円 |

[※] 常設の認知症カフェに対する補助金(2団体のみ)

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|-------|----|----------|----------|--------|
| 成果指標 | 参加者の満 | 計画 | 85% | 85% | 85% |
| | 足度 | 実績 | 81.21% | 76.58% | 77,75% |
| 活動指標 | 介護者交流 | 計画 | 50 回 | 55 回 | 60 回 |
| | 会及び認知 | 実績 | 0 回 | 89 回 | 82 回 |
| | 症カフェの | | | | |
| | 開催回数 | | | | |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見38】常設の認知症カフェの充実について

柏市ではフレイル予防に早期より注力し認知症カフェへの補助金支給も実施してきている。しかしながら、大部分は開催日数や時間的に短期のカフェでありまだ常設の認知症カフェは2団体(2ヶ所)のみである。

今後、高齢者数の増加、認知症発症者等の増加が見込まれるので、常設の認知症 カフェ開設の要望は増加してくる。補助金制度等の改善策も含めて、認知症カフェの維持がしやすいように制度を改めて市内の認知症カフェ数の増加を図ること が必要である。

51 認知症の人と家族への支援 (No. 50)

(1) 事業の概要

| / 事术小院女 | |
|---------|-----------------------------|
| 項目 | 説明 |
| 根拠法令条例等 | 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号 |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 高齢者の増加に伴う認知症の人とその介護をされる家 |
| | 族の増加が予想される。介護保険法の円滑な実施のために |
| | 定められた「地域支援事業実施要綱」による認知症地域支 |
| | 援・ケア向上事業に基づき、認知症の人とその家族が住み |
| | 慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援を進める。 |
| | ②事業目的 |
| | 地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推 |
| | 進員を中心としながら、医療・介護等の連携強化等による、 |
| | 地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。 |
| | ③事業内容 |
| | 認知症地域支援推進員による認知症の人やその家族に |
| | 対して状態に応じたサービスが提供されるよう医療機関 |
| | や介護事業者、認知症サポーター、地域の認知症の人や家 |
| | 族を支援する関係者の連携をする。地域における認知症の |
| | 人とその家族を支援する相談支援や支援体制の整備する |
| | 取り組み。認知症介護者交流会の開催。認知症カフェの開 |
| | 催。認知症地域支援推進員と連携して実施する認知症カフ |
| | ェ実施団体への活動助成の実施。 |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 家族介護慰労金 | 3,104 千円 | 3,371 千円 | 2,646 千円 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

(福祉政策課の所管に係る事務事業)

5 2 豊四季台地域高齢社会総合研究会の運営 (No. 51)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 柏市第五次総合計画基本計画第2章健康サポート |
| 事業概要 | ① 背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 柏市では、超高齢化社会に対応していくために、東京大学高 |
| | 齢社会総合研究機構及び、都市開発機構の三者で「豊四季台地 |
| | 域高齢社会総合研究会」を設置し、いつでも元気でいられるま |
| | ち、いつまでも自宅で安心した生活が送れるまちの実現のた |
| | めの検討を行っている。 |
| | 柏市の中で豊四季台団地の高齢化率が特に高く、また豊四 |
| | 季台団地の再開発という時期を迎えて、平成22年より地域全 |
| | 体の高齢化社会への対応のモデルとなる様に多方面より「ま |
| | ちづくり」を考えた。 |
| | それらの成果として、特に医療・介護の連携や就労機会の整 |
| | 備に関しては厚生労働省等からも高い評価を得ている。 |
| | ② 事業目的 |
| | 高齢者社会への新たな対応のため、具体的には様々なサー |
| | ビスを組み合わせて高齢者の自立生活を支援し、可能な限り |
| | 住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続け |
| | ることができる様に、地域の包括的な支援・サービス供給体制 |
| | (地域包括ケアシステム)を実現する。 |
| | ③ 事業内容 |
| | 柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会でまとめた構想に基 |
| | づいて、各分野の事業実施を行う。 |
| | 福祉政策課の担当している分野は主として就労・社会参加 |
| | である。 |
| | ・就労・社会参加 |
| | 高齢者の就労機会確保等の促進を目的とした生涯現役 |
| | 促進地域連携事業(国・厚生労働省)について、柏市生涯 |
| | 現役促進協議会が受託し、高齢者の就労、ボランティア活 |
| | 動、趣味活動、学習、健康づくり等の施策を実施している。 |
| | 同協議会のホームページや、各種パンフレットの活用等に |

より普及啓発を図るとともに柏市シルバー人材センター や柏市社協等市内8団体と連携して事業を展開している。

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|---------|----|----------|----------|----------|
| 成果指標 | 着手する事業の | 計画 | 6 | 6 | 6 |
| | 数 | 実績 | 6 | 6 | 6 ※1 |
| 活動指標 | 豊四季台地域高 | 計画 | 56 回 | 49 回 | 26 回 |
| | 齢社会総合研究 | 実績 | 55 回 | 46 回 | 32 回 ※ 2 |
| | 所及び、各ワー | | | | |
| | キンググループ | | | | |
| | 開催回数 | | | | |

(参考)

※1 事業の数:

在宅医療、社会参加、生涯学習、住まい、生活支援、介護予防

※2 WG 開催回数:

全体会 4 回、在宅医療 7 回(研究部会 1 回、連携・ICT 部会 2 回、啓発・広報部会 2 回、多職種連携協議会 2 回)、地域包括ケア WG11 回、介護予防 1 回、布施新町 WG9 回

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

53 柏市健康福祉審議会運営事業 (No. 52)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 | | | | | | |
|---------|------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 根拠法令条例等 | 地方自治法第 138 条の4第3項、社会福祉法第7条第1 | | | | | | |
| | 項、柏市健康福祉審議会条例 | | | | | | |
| 事業概要 | ① 背景 (開始時の課題と社会情勢等) | | | | | | |
| | 少子高齢化の進展に伴い、保健福祉分野の役割や求め | | | | | | |
| | られる機能が高まりつつあることから、市民、社会福祉 | | | | | | |
| | 事業従事者及び学識経験者の意見を反映し施策実施す | | | | | | |
| | ることが求められている。 | | | | | | |
| | ② 事業目的 | | | | | | |
| | 1) 市民の健康福祉の向上及び増進のための施策推進 | | | | | | |
| | 2) 少子高齢化の急激な進展により、地域福祉の環境が | | | | | | |
| | 大きな変換点にきている中、本審議会に対し、「高齢 | | | | | | |
| | 者」「障害者」「児童」「地域」等それぞれの分野に | | | | | | |
| | おいて、委員の専門的な意見を求め、それらを活用し | | | | | | |
| | ながら健康福祉施策を推進していく。 | | | | | | |
| | ③ 事業内容 | | | | | | |
| | 1) 全体会及び各専門分科会の開催 | | | | | | |
| | 2) 健康福祉審議会への諮問 | | | | | | |
| | 3) 健康福祉に関する事業について意見等を求める事 | | | | | | |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 事業費 | 1,888 千円 | 1,478 千円 | 1,142 千円 |
| 内、委員報酬 | 1,792 千円 | 1,400 千円 | 1,104 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|-----------|----|----------|----------|-------|
| 活動指標 | 全体会及び、分科 | 計画 | 27 回 | 19 回 | 19 回 |
| | 会開催(検討)回数 | 実績 | 23 回 | 17 回 | 16 回 |

(注) 平成 29 年度は保健福祉総務課が主管。

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

5 4 セカンドライフ支援事業 (No. 53)

(1) 事業の概要

柏市の豊四季台から平成22年に開始した柏プロジェクトの重要な事業の1つである。

- ア. 平成 26 年厚生労働省「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就労環境の整備に関する検討会で、地域における多様な雇用・就業機会の確保、及びシルバー人材センターの機能強化が検討された。
- イ. すでに柏市においては、平成22年度より東大IOG、UR都市機構の三者協 定による「柏プロジェクト(長寿社会のまちづくり)」が始まり、生きがいあ ふれる豊かなセカンドライフ実現のための「生きがい就労事業」が開始された。
- ウ. その後、シルバー人材センターとセカンドライフ支援プラットフォームの機能 を整理・融合し年齢にかかわらずニーズに応じた活躍を可能とする生涯現役 社会を創造するための仕組み作りが行われた。

柏市は、平成28年6月に、柏市、柏市社協、シルバー人材センター、柏商工会議所、柏市沼南商工会、日本政策金融公庫、東京大学、一般社団法人セカンドライファクトリーの8関係団体で「柏市生涯現役促進協議会」を設置して、厚生労働省に事業構想を提出し採択を受けて事業展開をしている。

同協議会は、厚生労働省からこの事業を年間 2,000 万円で受託し、事業構想 に沿って柏市における雇用機会の開拓を行っている。

エ. 同協議会は、独自のホームページを立上げ情報提供や啓発活動を行い、就労の ためのセミナーの実施等を行いながら、事業者の開拓と就労者のスキルアッ プ並びに仕事のマッチングを行っている。

| 項目 | 説明 |
|---------|-------------------------------|
| 根拠法令条例等 | 東京大学高齢社会総合研究機構と独立行政法人都市再生機 |
| | 構と柏市との連携に関する協定書、高年齢者雇用安定法 |
| 事業概要 | ① 背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 長寿化の進展や団塊世代の退職に伴い、生涯にわたって地 |
| | 域で活躍できる環境づくりが求められるほか、生活支援・保 |
| | 育人材の不足等の影響により、高齢者も含めた支え手人材が |
| | 必要となっている。又、2025年問題を見据えた健康寿命の延 |
| | 伸が課題となっている。 |
| | ②事業目的 |
| | 現役をリタイヤしても能力や意欲に応じていつまでも地 |
| | 域の支え手として活躍できる環境を整え、社会参加の促進に |

より市民の健康維持・増進に資する事を目的とする。

③事業内容

高齢者の就労、関連団体とボランティア活動、趣味活動、 学習、健康づくり等の施策を関係団体と横断的に連携すると 共に、就労セミナーの開催、ウェブ上での情報提供等を行い、 高齢者の社会参加を促進する。

なお、柏市では同事業を平成29年4月より厚生労働省からの事業委託として開始し、令和2年3月で3年間の期間が終了している。その後、厚生労働省の継続委託事業(3年間)を令和2年4月より開始している。

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|-------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | 就業者数 | 計画 | 50 人 | 50 人 | 50 人 |
| | | 実績 | 61 人 | 41 人 | 72 人 |
| | セミナー参 | 計画 | 90 人 | 90 人 | 90 人 |
| | 加者の満足 | 実績 | 74 人 | 86 人 | 84 人 |
| | 度 | | | | |
| 活動指標 | 事業所訪問 | 計画 | 400 人 | 400 人 | 400 人 |
| | 数 | 実績 | 384 人 | 317 人 | 225 人 |
| | 就労セミナ | 計画 | 180 人 | 180 人 | 180 人 |
| | 一参加者数 | 実績 | 459 人 | 477 人 | 438 人 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見39】柏市生涯現役促進協議会の運営について

柏市生涯現役促進協議会は、柏市の高齢世代のいきがい、社会参加、あるいは生活など高齢者の多面的なニーズに適切に対応しており、各種セミナーの参加者数や就労に就く高齢者数も継続して増加している。当該事業は、高齢者のフレイル予防等にも有効であり、今後も拡大・発展させる事が重要である。

(社会福祉課の所管に係る事務事業)

5 5 民生・児童委員の活動支援・研修事業 (No. 54)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 | | | |
|---------|---------------------------------|--|--|--|
| 根拠法令条例等 | 民生委員法第 18 条、第 26 条、民生委員法施行令、児童福 | | | |
| | 祉法第 18 条の 2 、第 50 条 | | | |
| 事業概要 | ① 背景 | | | |
| | 民生委員・児童委員が行政と市民のパイプ役であるこ | | | |
| | と、地域住民の身近な相談役、福祉の担い手として、地 | | | |
| | 域福祉の推進に欠かせない存在である事から、行政とし | | | |
| | ての活動支援が必要なため始まった支援事業である。 | | | |
| | ② 事業目的 | | | |
| | 民生委員の円滑な地域活動支援及び質の向上を図る | | | |
| | ことを目的とする。 | | | |
| | ③ 事業内容 | | | |
| | 1) 民生委員推薦会及び民生委員審査専門分科会の円 | | | |
| | 滑・迅速な実施 | | | |
| | 2) 民生委員・児童委員活動の支援、協力(研修含む) | | | |
| | 3) 活動費支給事務 | | | |

○民生・児童委員の活動支援・研修事業のコスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 事業費 | 62,812 千円 | 63,512 千円 | 63,684 千円 |
| 内、報償金 | 56,977 千円 | 57,667 千円 | 57, 184 千円 |
| 内、民生委員協議会 | 4,933 千円 | 5,060 千円 | 5,060 千円 |
| 補助金 | | | |

【制度説明】

1 当事務事業の概要は、民生・児童委員を推薦・選出する事業と、選出後の民生・児童委員の活動を支援し研修を実施する事業である。

民生委員は地域市民の見守りや相談役、行政と市民との間の連絡役として地域住 民の身近な相談役として地域福祉の向上に取り組むボランティアである。児童福祉 法により児童委員も兼ねていることから、正式には民生委員・児童委員と呼ばれてい る。 それぞれの事業について具体的にどのような活動に支出されているのかを以下、 記載する。

2 民生・児童委員推薦・選出事業について

(1)事業としては、任期が3年である民生・児童委員について3年に一度、民生・児童委員の推薦・選出を行うものである。

事業における支出の主な内容は、民生委員推薦会の委員への報酬や、式典を行うための会場使用料・看板代、500 名以上の推薦がなされるので委嘱状や退任者への感謝状等の印刷費等である。なお、改選がない残りの2年は支出が大幅に減るものである。(2)同推薦・選出事業については、民生委員法第4条第1項に基づき柏市民生委員定数条例が制定され、民生委員の定数は170以上360以下の世帯につき1人の民生委員を置くことが基準とされている。そして、柏市民生委員定数条例施行規則にて定数は577名と規定されている。

(3) 民生・児童委員の選任基準

市町村の議会の議員に選挙権を有するもの、つまり柏市に住民登録がある人でかつ成年(18歳)に達した者とされている。

なお、①社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある人、②その地域で原則2年以上生活しており、地域の実情に明るく、住民が気軽に相談にいける人、③児童・母子福祉に関心があり、児童の心理を理解し、親しみをもたれる人、④守秘義務を守り、公正で中立な判断、行動のできる人、⑤生活が安定しており健康であって家族の理解と協力が得られる人、⑥民生委員活動に時間を割くことができ、各地区の定例会に出席できる人とされている。

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見 40】 民生委員・児童委員の欠員を減らし委嘱率を上げるための指標設定及び 具体的施策の必要性について

柏市のホームページで公開されている事務事業シートがあるが欠員補充等の具体的な目標値設定がなされていない。また、現在は、欠員が生じていることが常態化している。そのため、毎年の民生委員委嘱率等の目標値を指標として設定すべきである。

委嘱率をあげるために欠員の多い地区の民児協会長と三役との懇談会を通じて 欠員を埋めるべく、民生委員の役割について周知していく必要がある。

また、今後団塊の世代が退職し地域活動に参加意欲がある者も出てくると考えられるため、公募することを検討するなど具体的な欠員を埋める施策を検討・実施

すべきである。

【意見41】 民生委員へ支給する活動費の使途について

民生委員への活動費交付について、各民生委員一人当たり年間約 100,000 円の 使途について報告を受けていない。各民生委員から活動費の使途について報告す る形にするか、少なくとも活動費の使途について具体的に認められるものや認め られないものを定めて各民生委員へ周知徹底することは必要である。

【意見 42】 民生委員・児童委員及び主任児童委員活動費支給要領について

活動費の支給に関し、支給の流れや、委員活動費の使途や報告の要否等については基準を明確化すべきである。例えば、活動費について認められる使途や認められない使途について詳細に明示することも検討すべきである。

【意見43】 民生委員に係わる相談件数・訪問回数等の指標の設定について

相談件数は下降傾向である。そのため、相談窓口の周知を図るとともに初期相談体制の充実を図ることが求められる。また、民生委員についても住民の相談先としての認知度をあげる施策が十分でないことが伺われる。広報誌を含めて相談先としての周知を推進する必要がある。

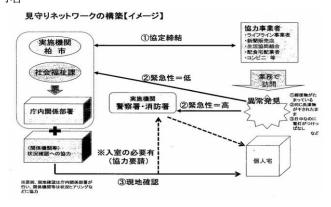
訪問についても、老々介護世帯もあり独居世帯に限定することが妥当かどうかも今後検討が必要である。民生委員の相談件数や高齢者声掛け訪問の件数についても、具体的な目標数値を年度ごとに設定し、その達成状況を精査していくべきである。

○柏市地域見守りネットワーク事業

(1) 趣旨

高齢者の見守りのためには声掛け訪問を増やす等をして、高齢者における心身の 異常を早期に発見して必要な対応をとるネットワークの構築の重要性が、高齢化社 会の進展に伴い年々増加している。

(2) 事業内容



高齢者のみの世帯は年々増加しつづけており、高齢者の孤立死等の防止のために、同課では平成27年から柏市地域見守りネットワーク事業実施要領に従い、個人宅に事業で頻繁に訪問する業者との間で見守りネットワークを構築している。

具体的には、まず市と各協力事業者と協定を締結する。協力事業者は、電力・ガスといったライフライン事業者、新聞販売店、生活協同組合、配食宅配業者、コンビニ等、事業において高齢者宅を相当の頻度で訪問する事業者を主な対象としている。その業者が業務で自宅を訪問して、異常を発見すると、市又は警察署・消防署に通報する。そして、通報を受けた各機関が個人宅等を現地確認して必要な対応を行うというものである。

(3) 通報実績

平成27年度から本事業が開始され、通報件数については、平成27年度は4件、平成28年度は13件、平成29年度は6件、平成30年度は7件、平成31年度は2件の計32件となっており、近年は若干の減少傾向である。この通報があった33件のうち、警察・消防への通報が10件で、その他柏市等への通報が22件となっている。また、32件の通報のうち救命に繋がったものが5件ある。

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見44】 柏市地域見守りネットワーク事業《連絡会議の開催》について

本事業を開始してからそれほど期間は経っていないが、近年は通報件数が減少傾向にある。協力事業者等が参加する連絡会議も開催されていないため、少なくとも年に1度は連絡会議を開催する等して、協定締結業者との情報交換や意識付けを図るべきである。

【意見 45】 柏市地域見守りネットワーク事業の拡充について

本事業の通報内容及び結果をみると、救命につながったものも複数件あり、非常に有用であると考えられる。しかし、協力事業者の募集はホームページで行うのみであり、新規の協力業者は柏市のホームページを見て応募している状況である。予算についても、現在、市において本事業について支出をほとんど建てておらず、数値目標も設定されていない。

今後の更なる高齢化社会の進展により、見守りが必要な高齢者が増えている。その一方で、民生委員は欠員が常態化している。そのため、協力事業者の数を増やすだけでなく、各業者による通報件数も増やす施策を検討すべきであるであると考える。

5 6 防災福祉K-Net事業 (No.55)

(1) 事業の概要

| (1) 事未以例女 | |
|-----------|--------------------------------|
| 項目 | 説明 |
| 根拠法令条例等 | 災害時要援護者の避難支援ガイドライン(H18.3改訂)、避 |
| | 難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(H25.8)、 |
| | 改正災害対策基本法(H25.6公布) |
| 事業概要 | ①背景 (開始時の課題と社会情勢等) |
| | 阪神淡路大震災での教訓 (自助・共助の重要性) を活かし、 |
| | 災害時要援護者支援計画を策定するよう国から指針が示さ |
| | れ、平成 18 年度モデル地区を設け当該事業を開始し、平成 |
| | 20年度から市内全域での活動へ拡大した。 |
| | 平成 25 年には災害対策基本法が改正され、市町村に避難 |
| | 行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。本市では、K- |
| | Net制度を活用し、避難行動要支援者名簿の作成を進めて |
| | いる。 |
| | ②事業目的 |
| | 災害時の避難に支援が必要な市民に対して支援体制を確 |
| | 立する。支援体制の構築については、町会等が地域の実情に |
| | 合わせた形で行うこととする。 |
| | ③事業内容 |
| | 避難行動要支援者が市に登録申請、市は取り纏めたK-N |
| | e t名簿を町会等へ提供し、町会等が主体となって支援者を |
| | 募りマッチングを行う。市は町会の支援体制づくりをサポー |
| | トする。 |

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 事業費 | 3,677 千円 | 3,981 千円 | 2,773 千円 |

[※] 令和元年度には、対象者名簿の管理システムを更新している。

○指標 (単位:件)

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|---------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | マッチング済み | 計画 | 269 | 269 | 272 |
| | 町会数 | 実績 | 102 | 158 | 185 |
| 活動指標 | 名簿提供町会数 | 計画 | 269 | 269 | 272 |
| | | 実績 | 246 | 252 | 255 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見 46】 町内会における要支援者の把握及び名簿作成の充実について

避難行動要支援者名簿の受け取りをしている町内会及び支援体制を構築している町会は少しずつではあるが、毎年増加しているとのことである。しかしながら、町内会等の地域組織が弱体化又は、地域による温度差等からくる不効率もある。町内会役員の高齢化等、地域が抱える課題があり、必ずしもすべての町内会で支援体制の構築には至っていない。

今後も高齢者特に要支援者の人数が増加すると予測されており、要支援者の 的確な把握と個人情報の入手管理を徹底し、それらの情報を緊急時に確実に活 用して災害時等により多くの市民の命・身体を守るようにするべきである。

5 7 柏市社会福祉協議会(柏市社協)支援事業(No. 56)

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 |
|---------|-----------------------------|
| 根拠法令条例等 | 柏市補助金等交付規則、柏市社会福祉協議会補助金交付要綱 |
| 事業概要 | ① 背景 (開始時の課題と社会情勢) |
| | 柏市社協は昭和 31 年に社会福祉法に基づき設立された |
| | 地域福祉の先駆けとなる社会福祉法人であり、今後もその |
| | ノウハウを生かし、市と協働で地域福祉の増進に資する事 |
| | 業を展開していく事を目的とする。 |
| | ② 事業目的 |
| | 柏市社協が実施する、地区社協の活動支援、ボランティ |
| | ア活動促進助成、福祉サービス利用援助事業、さわやかサ |
| | ービス事業等において、地域住民と共にネットワークづく |
| | りを行う。 |
| | ③ 事業内容 |
| | 柏市社協の運営及び事業に対し補助金を交付する。 |

○柏市社協への補助金

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|------------|-------------|------------|
| 運営事務 | 89, 371 千円 | 146, 120 千円 | 110,604 千円 |
| 地域福祉活動 | 98,976 千円 | 116,969 千円 | 119,567 千円 |
| 福祉サービス利用援助 | 16,324 千円 | 15,521 千円 | 17,658 千円 |

| さわやかサービス事業 | 33,542 千円 | 35, 284 千円 | 37,458 千円 |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 事業費補助金 | 238, 214 千円 | 313,896 千円 | 285, 289 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|---------|----|----------|----------|--------|
| 成果指標 | 柏市社協の会 | 計画 | 1,500人 | 1,300人 | 1,300人 |
| | 員数の増加 | 実績 | 1,302人 | 1,247 人 | 1,035人 |
| | (団体・個人) | | | | |
| 活動指標 | さわやかサー | 計画 | 900 人 | 700 人 | 700 人 |
| | ビス会員登録 | 実績 | 676 人 | 697 人 | 740 人 |
| | 者数 | | | | |
| | 地域いきいき | 計画 | 4,000件 | 6,000件 | 6,500件 |
| | センター利用 | 実績 | 6,565件 | 6,134件 | 6,589件 |
| | 件数 | | | | |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

(地域医療推進課の所管に係る事務事業)

5 8 公的介護施設等開設準備等補助金事業 (No. 57)

(1) 事業の概要

公的介護施設等開設準備等補助金の令和元年度の支出は総額 8,320 千円である。 内訳は、柏市内の訪問看護ステーションの大規模化に伴う交付金である。当該交付 金は千葉県介護施設等整備事業交付金を原資としている。

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------------|-----------|------------|----------|
| 在宅医療・介護連携推進事 | 17,750 千円 | 16, 191 千円 | 9,658 千円 |
| 業 | | | |
| 内、公的介護施設等開業準 | 16,517 千円 | 15,095 千円 | 8,320 千円 |
| 備金等補助金 | | | |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

59 在宅医療・介護連携推進事業 (No. 58)

(1) 事業の概要

| 目的 | 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らし |
|----|-----------------------------------|
| | い暮らしを人生の最後まで続けることができるように、在宅医療と介護 |
| | を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を |
| | 推進する。 |
| 内容 | ア. 地域の医療・介護の資源の把握(ホームページにおける地域資源の |
| | 周知等) |
| | イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討(医療・介護関係 |
| | 者と関係行政機関による柏市在宅医療・介護連携推進会議の開催等) |
| | ウ. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 |
| | エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援 |
| | ・情報共有システム(カシワニネット)の利活用 |
| | オ. 在宅医療・介護連携による相談支援(柏地域医療連携センターの設 |
| | 立運営) |

- ・非常勤職員である在宅医療・介護連携相談人による関係機関から の相談窓口の設置等
- カ. 医療・介護関係者の研修
 - ・顔の見える関係会議
 - ・在宅医療推進のための多職種連携研修会
- キ. 地域住民への普及啓発
 - ・在宅医療情報誌「わがや」の作成、頒布
 - ・在宅医療出前講座の開催
 - ・柏の在宅医療ステッカー作成、配布
- ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

在宅医療を支える人

医師、歯科医師・歯科衛生士、訪問看護師、薬剤師、理学療法士、管理 栄養士、病院(医師や相談員等)、地域包括支援センター、柏地域医療 連携センター、介護保険サービス事業者、地域の人々

総合特区に基づく特例措置

1 特例措置とは

柏市では、総合特別区域法に基づく総合特別区域計画の認定を受けたことにより、介護保険法の訪問リハビリテーション、歯科衛生士等居宅療養管理指導について、特例措置による事業を実施することができる。

① (介護予防) 訪問リハビリテーション

柏市内の指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院、診療所、介護老人保健施設でなくとも、病院、診療所、介護老人保健施設と密接な連携をとり、指定(介護予防)訪問リハビリテーションを適切に行うと市長が認めるものについて、指定訪問リハビリテーションを行うことを可能とする。

② 歯科衛生士等(介護予防)居宅療養管理指導

柏市内の指定(介護予防)居宅療養管理指導事業所から離れた場所であっても、指定(介護予防)居宅療養管理指導事業所の歯科医師と密接な連携を確保をとり、指定(介護予防)居宅療養管理指導を適切に行うと市長が認めるものについて、当該場所から歯科衛生士等が指定(介護予防)居宅療養管理指導を行うことを可能とする。

2 特例措置を受けるための要件

規制緩和による特例措置を受けるためには、介護保険法に基づく基準の他に「人員に関する基準」と「設備及び運営に関する基準」を満たすことが必要となる。

| | 3 特例措置を受けるための手続き 規制緩和による特例措置を受けるためには、介護保険法に基づく手 続の他に次の書類を法人指導課に提出し、審査後に文書により指定通 知を受ける。 |
|------|---|
| 根拠法令 | 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項 2 号 (一般介護予防事業)、地域支援事業実施要綱(国)、柏市地域支援事業実施要綱(市) |

(地域医療推進課作成の資料に基づき監査人作成)

○コスト

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|-----------|-----------|------------|
| 事業費 | 27,529 千円 | 26,120 千円 | 28, 485 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|--------|----|----------|----------|-------|
| 成果指標 | 利用者の生活 | 計画 | | 1 | 82.5% |
| | 満足度 | 実績 | _ | 82. 5% | 集計中 |
| | 家族の生活満 | 計画 | _ | | 83.3% |
| | 足度 | 実績 | _ | 83. 3% | _ |
| 活動指標 | 在宅医療研修 | 計画 | 1回 | 1 回 | 1 回 |
| | | 実績 | 1回 | 1 回 | 1 回 |
| | 顔の見える関 | 計画 | 4 回 | 4 回 | 3 回 |
| | 係会議 | 実績 | 3 回 | 3 回 | 2 回 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見47】カシワニネット利用者の拡大について

柏地域医療連携センターを中心に柏市の医師会等の多職種との連携により全 国的にも先進性のある事務事業を展開していることは特筆すべきであり、厚生 労働省においても医療・介護連携の好事例として紹介されている。

特にカシワニネットという情報システムは在宅医療に関連する医療・介護関係者からは好評であり、データベースによる様々な個人の健康等に係る情報が適時・適切に入手できるので、緊急時や看取り等のさまざまなステージで有効に使われている。ただ、現在のシステム登録している利用者数は約1千5百人となっているが、医師によってはシステム利用に積極的でない人もいるなど人数的な面で伸び悩んでいる。

当該システムと、その背景にある医療・介護情報の有用性、看取り等の重大局面での対応方法が適切であること、救急搬送の必要性の判断など、多面的な機能を持っている。

今後の柏市での高齢者特に独居世帯や高齢者のみ世帯の増加等を考慮すれば、当該システムの活用を更に拡大させることは急務であると思われる。柏市 医師会等の協力も得ながら、当該システムの広報活動を十分に行い、更に幅広 く利用者数を増加されたい。

(法人指導課の所管に係る事務事業)

60 社会福祉法人設立等の許可事業

(1) 事業の概要

| 項目 | 説明 | | | | | |
|---------|--------------------------------|--|--|--|--|--|
| 根拠法令条例等 | 社会福祉法第 32 条、第 45 条の 36 | | | | | |
| 事業概要 | ① 背景 (開始時の課題と社会情勢等) | | | | | |
| | 柏市の中核市移行に伴い、平成 20 年度本市に権限が千葉県 | | | | | |
| | より移譲された(平成 24 年度保健福祉総務課から法人指導課 | | | | | |
| | へ事務移管)。 | | | | | |
| | ②事業目的 | | | | | |
| | 社会福祉法人が適切な社会福祉事業を実践する事 | | | | | |
| | 福祉サービスの利用者の利益と保護及び地域における社会 | | | | | |
| | 福祉の推進を図り、社会福祉事業の公平かつ適正な実施の確保 | | | | | |
| | 及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図ることを目 | | | | | |
| | 的として、社会福祉事業の担い手としてふさわしい経営をす | | | | | |
| | る。 | | | | | |
| | ③事業内容 | | | | | |
| | 1) 社会福祉法等に基づき、社会福祉法人の設立について審 | | | | | |
| | 査し、許認可を与える。 | | | | | |
| | 2) 社会福祉法等に基づき、社会福祉法人が行う事業及び経 | | | | | |
| | 営に対する定款の変更や基本財産の処分等について審 | | | | | |
| | 査し、許認可を与える。 | | | | | |
| | 3) 社会福祉法人の運営に係わる各種届出書を受理する。 | | | | | |
| | 4) 登録免許税の非課税対象不動産、寄附金税額控除対象法 | | | | | |
| | 人等に該当する旨の証明書等の社会福祉法人の運営に | | | | | |
| | 必要な事務を執行する。 | | | | | |
| | 5) 平成29年度に導入された財務諸表等電子開示システム | | | | | |
| | の入力・作成方法を継続的に指導する。 | | | | | |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|---------|----|----------|----------|-------|
| 活動指標 | 社会福祉法人か | 計画 | 24 件 | 24 件 | 23 件 |
| | らの現況報告書 | 実績 | 24 件 | 24 件 | 23 件 |
| | の届出受理 | | | | |

61 介護保険事業所の指定・許可・各種届出事務事業

① 事業の概要

| 項目 | 説明 | | | |
|---------|-----------------------------------|--|--|--|
| 根拠法令条例等 | 介護保険法第 70 条、第 70 条の 2 | | | |
| 事業概要 | ① 背景 (開始時の課題と社会情勢等) | | | |
| | 平成 18 年 4 月 1 日の指定地域密着型(介護予防)サービス | | | |
| | の創設に伴い、同サービスの指定権限が市の事務とされた。ま | | | |
| | た、地方分権改革により、平成24年4月1日にすべての介護 | | | |
| | 保険事業所の指定・許可権限が都道府県から中核市に移譲さ | | | |
| | れた。 | | | |
| | ②事業目的 | | | |
| | 利用者が、介護保険法の基準に適合する事業所を選択でき、 | | | |
| | 状態に合った適切なサービスを受けることができる。また、市 | | | |
| | ら事業所への保険給付が適正に行われていることを確認す | | | |
| | る。 | | | |
| | ③事業内容 | | | |
| | 指定申請書類及び指定更新申請書が基準に適合しているか | | | |
| | 審査し、必要に応じて聞き取りや現場確認を行う。また各種届 | | | |
| | 出書が法令等の要件を満たしているか確認する。 | | | |
| | 申請及び届出事項については、介護報酬支払いに係るシス | | | |
| | テムへの情報を入力する。 | | | |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----|----------|----------|---------|
| 活動指標 | 柏市が指定許可 | 計画 | 112 事業所 | 112 事業所 | 112 事業所 |
| | を行った介護保 | 実績 | 130 事業所 | 70 事業所 | 69 事業所 |
| | 険事業所数(サー | | | | |
| | ビス別に集計) | | | | |

62 社会福祉法人等の指導・監査事業 (No. 59)

(1) 事業の概要

| 「「一」 | - ₩ 80 | | | |
|---------|--|--|--|--|
| 項目 | 説明 | | | |
| 根拠法令条例等 | 社会福祉法第 56 条、第 70 条、老人福祉法第 18 条、第 29 条第 | | | |
| | 11 項、介護保険法第 23 条、第 24 条、第 76 条第 1 項、第 76 条 | | | |
| | の 2 、第 77 条、第 115 条の 33 指導監査ガイドライン(国)、 | | | |
| | 社会福祉法人指導監査実施要綱 | | | |
| 事業概要 | ① 背景 (開始時の課題と社会情勢等) | | | |
| | 平成 18 年 4 月 1 日の指定地域密着型 (介護予防) サービスの | | | |
| | 創設に伴い、同サービスの指導・監査権限が市の事務とされた。 | | | |
| | 平成 20 年度には中核市移行に伴い、社会福祉法人の指導監査 | | | |
| | (法定受託業務)、社会福祉施設等の指導監査(自治事務)が | | | |
| | 千葉県から移譲され、平成 24 年4月1日に地方分権改革によ | | | |
| | りすべての介護保険事業所の指導・監査権限の一部が都道府県 | | | |
| | から中核市に移譲された。 | | | |
| | ②事業目的 | | | |
| | 適正かつ円滑な社会福祉法人及び老人福祉施設の運営等の | | | |
| | 確保を図る。 | | | |
| | リ用者が安心して適切なサービスを受けることができるよ | | | |
| | う、介護保険事業所の質を確保する。 | | | |
| | 保険給付を適切に行うため、介護保険事業所に介護保険法に | | | |
| | よる基準を浸透させる。 | | | |
| | ③事業内容 | | | |
| | <共通> | | | |
| | 1) 訪問による実地監査等(実地監査、実地指導、立入検査) | | | |
| | を実施し、関係法令等に違反する事項について改善結果報 | | | |
| | 告書を求める。 | | | |
| | 2) 改善が認められない場合は、改善が図られるまで継続的 | | | |
| | な指導を実施する。 | | | |
| | 3) 不正等の重大な事案発生時には特別監査を実施する。 | | | |
| | <老人福祉施設等> | | | |
| | 4) 老人福祉施設等(老人福祉施設、有料老人ホーム(有料 | | | |
| | 老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含 | | | |
| | む)及び介護サービス事業所)の苦情等に対しては、電話 | | | |
| | 又は訪問により事業所に事実確認を行い、案件によって | | | |
| | は監査権限を行使し、利用者の安全を確保する。 | | | |

5) 老人福祉施設及び介護サービス事業所に対し、集団指導を行う。

※集団指導:介護サービス事業所の管理者等を集め、講義 形式で行う指導

○コスト (ただし、一般事務経費等であり参考のために決算数値を記載する)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 一般事務経費 | 3,430 千円 | 3, 209 千円 | 3, 166 千円 |
| 指導·監督業務経費 | 3,461 千円 | 1,887 千円 | 1,597 千円 |

○指標

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|-----------|----|----------|----------|---------|
| 活動指標 | 有料老人ホーム | 計画 | 20% | 33% | 34. 48% |
| | 実地指導割合 (対 | 実績 | 25. 49% | 40.00% | 37. 93% |
| | 所管有料老人ホ | | | | |
| | ーム数) | | | | |
| | 介護サービス事 | 計画 | 14. 45% | 15% | 26. 69% |
| | 業所実地指導割 | 実績 | 14. 45% | 17. 59% | 26. 39% |
| | 合 (対介護サービ | | | | |
| | ス事業総数) | | | | |

○ 社会福祉法人等の指導・監査事業等

1. 社会福祉法人等の指導監査事業等の概要

① 社会福祉法人等の指導監査事業等の体制

社会福祉法人等の指導監査事業等は、保健福祉部法人指導課が担当している。主な事業は以下のとおりである。

- ア 社会福祉法人設立等の認可事業
- イ 介護保険事業所の指定等事務事業
- ウ 社会福祉法人等の指導・監査事業

② 社会福祉法人等の数

柏市所在の社会福祉法人の数は以下のとおりである(平成31年4月1日 現在)。

(単位:法人)

| 区分 | 社会福祉法人数 |
|----|---------|
|----|---------|

| 柏市が所轄庁である社会福祉法人 | 23 |
|--------------------|------|
| (うち高齢者福祉に係る社会福祉法人) | (10) |
| 柏市以外が所轄庁である社会福祉法人 | 24 |
| 合 計 | 47 |

柏市所在の社会福祉施設(老人福祉施設)の数は以下のとおりである(平成 31年4月1日現在)。

(単位:か所)

| 区分 | 社会福祉施設数 | |
|-----------|---------|--|
| 特別養護老人ホーム | 24 | |
| 養護老人ホーム | 1 | |
| ケアハウス | 4 | |
| 合 計 | 29 | |

柏市に所在する柏市指定の介護サービス事業所の数は以下のとおりである (平成31年4月1日現在、医療みなしは除く)。

(単位:か所)

| 区分 | 事業所数 |
|---------------|------|
| 居宅サービス | 297 |
| 介護予防サービス | 131 |
| 居宅介護支援 | 130 |
| 介護予防支援 | 11 |
| 地域密着型サービス | 121 |
| 地域密着型介護予防サービス | 37 |
| 施設サービス | 27 |
| 総合事業 | 235 |
| 合 計 | 989 |

柏市に所在する有料老人ホームの数は以下のとおりである(令和元年7月 1日現在)。

(単位:か所)

| 区 分 | | 施設数 |
|-------------------|-----|-----|
| 有料老人ホーム | 介護付 | 9 |
| (サービス付き高齢者向け住宅以外) | 住宅型 | 20 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | | 31 |

|--|

③ 社会福祉法人等の指導監査事業に要する支出

主なものは人件費であり、人件費以外の主な支出は、以下のとおりである(令和元年度)。

| 区分 | 項目 | 内 容 |
|-----|-------------|---------------------|
| 委託料 | 講座運営委託 | 介護サービス事業者の集団指導(集合研 |
| | 194 千円 | 修)の委託料 |
| 手数料 | ASPサービス利用料 | 千葉県内の全市町村が共通して使用して |
| | 1,115 千円 | いる介護サービス事業所のシステムの使 |
| | | 用料 |
| 委託料 | 電算システム開発委託料 | 制度改正に伴う上記のシステムの修正費 |
| | 216 千円 | 用であり、千葉県内の全市町村が共同で負 |
| | | 担したもの |

2. 社会福祉法人設立等の認可事業

(1) 社会福祉法人の設立認可

① 根拠法令

社会福祉法第30条により、その主たる事務所が柏市の区域内にある社会福祉 法人であって、その行う事業が柏市の区域内にのみあるものは、所轄庁は柏市長 である。

そして社会福祉法第31条により、所轄庁が柏市長となる社会福祉法人を設立 しようとするものは認可を受ける必要がある。

社会福祉法人の設立認可の基準となるのは、厚生労働省「社会福祉法人の認可について(通知)」及び社会福祉法人審査基準、社会福祉法人審査要領である。

② 目的

利用者の生活や地域の介護医療を担う社会福祉法人は、安定した経営基盤が必要であり、公金の拠出を受けるほか税制上の優遇を受けている。そのため設立時には、事業の内容や資産、組織運営等について、厳格な審査を行う事になっている。

③ 方法

ア. 柏市では社会福祉法人の設立認可にあたっては、「柏市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等に係る事前協議要綱」を制定して、事前協議を行うこととしている。社会福祉法人の設立等をしようとする者は、原則として社会福祉法人の設立をしようとする年の前年の7月末日又は2月末日までに事前協議書と必要資料を提出する。

- イ. 法人指導課法人担当が事前協議資料を検討し、「柏市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会運営要領」に従い、審査会の審査を受ける。
- **ウ**. 審査会における結果をもとに、申請者に事前協議結果通知書を発送する。改善点があればその内容を通知する。
- **エ.** 事前協議結果通知書で指摘がなければ、申請者は社会福祉法人の設立認可申 請書を提出する。
- オ. 法人指導課では、社会福祉法人の設立の認可書を発送する。

④ 実施状況

平成29年度から令和元年度において、社会福祉法人の設立認可はなかった。

(2) 社会福祉法人の現況報告

① 根拠法令

社会福祉法第59条により、社会福祉法人は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に計算書類等を所轄庁に届け出なければならない。

② 目的

上記の所轄庁への届出は、独立行政法人福祉医療機構が運営する財務諸表等電子開示システム(WAMネット)に記録することにより行われる。柏市では現況報告書の記載誤り等があれば当該社会福祉法人に修正を求めて、修正が行われたことを確認する。作業の完了後は千葉県へ報告する。

③ 方法

計算書類等、財産目録、現況報告書等の検証は、法人指導課法人担当により行われる。

④ 実施状況

社会福祉法人の現況報告書等の提出状況は、以下のとおりである。

| 区分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | |
|--------------|----------|----------|---------|--|
| 対象社会福祉法人数 | | | | |
| (うち高齢者福祉に係る社 | 24(11) | 23 (10) | 23 (10) | |
| 会福祉法人) | | | | |
| 提出社会福祉法人数 | | | | |
| (うち高齢者福祉に係る社 | 24(11) | 23 (10) | 23 (10) | |
| 会福祉法人) | | | | |

⑤ 監査の結果(指摘)及び意見

【意見 48】現況報告書等の提出期限の順守について

平成29年度~令和元年度の3年間において、現況報告書等を提出期限である6月30日の経過後に提出した社会福祉法人は以下のとおりである。

| 区 分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------------|----------|----------|-------|
| 期限後に提出した社会福祉法人 | 4 | 3 | 3 |
| (うち高齢者福祉に係る社会福祉 | (3) | (2) | (2) |
| 法人) | | | |

所轄庁への届出は、社会福祉法第59条により、毎会計年度終了後3か月以内に行うものとされているが、期限後の提出となっている社会福祉法人(高齢者福祉に係る法人)も見受けられる。現況報告書等の情報を適時に開示することにより、地域内における社会福祉法人の適切な内容を市民が把握できるという重要な制度であり、今後、柏市の法人指導課の適切な指導により期限後提出が根絶されることが望まれる。

【意見49】社会福祉法人の計算書類等の記載内容の訂正方法について

計算書類や現況報告書上の記載誤りがある場合、当該社会福祉法人に修正を依頼するのが原則であるが、10 月末までに千葉県に報告する必要があるため、急ぐ場合、法人指導課で修正しているとのことである。

しかし、財務諸表等電子開示システムで公表される計算書類等や現況報告書は、 社会福祉法人が作成の責任を負っているのであり、社会福祉法人では市に修正を 依存してしまう可能性がある。市としては、あくまでも計算書類等の作成者ではな く、その適正性を検証する立場である。修正は最後まで社会福祉法人が行い、市は その修正が正しいか、検証する立場を貫くことが望ましい。

3. 介護サービス事業所の指定等

① 根拠法令

介護サービス事業所の指定・許可に関する根拠法令は以下のとおりである。

| サービス種類 | 根拠法令 |
|-----------------------|------------------|
| 指定居宅サービス事業者の指定 | 介護保険法第70条 |
| 指定地域密着型サービス事業者の指定 | 介護保険法第 78 条の 2 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定 | 介護保険法第79条 |
| 指定介護予防支援事業者の指定 | 介護保険法第 115 条の 22 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定 | 介護保険法第 115 条の 2 |
| 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 | 介護保険法第 115 条の 12 |
| 地域支援事業第1号事業者の指定 | 介護保険法第 115 条の 45 |

| | の 5 |
|---------------|--------------|
| 指定介護老人福祉施設の指定 | 介護保険法第86条 |
| 介護老人保健施設の開設許可 | 介護保険法第94条 |
| 介護医療院の開設許可 | 介護保険法第 107 条 |

② 目的

都道府県知事(サービスを行う事業所の所在地が中核市の場合は市長)又は市町村 長の指定を受けた介護サービス事業所のサービスを受けた場合に介護保険の給付が 支給される。柏市は中核市のため、すべての介護サービス事業所は、柏市の指定・許 可を受ける必要がある。

介護サービス事業所の指定では、介護保険法の基準に従って適正な事業の運営を行うことができる事業所を指定することが目的である。

③ 実施内容

介護サービス事業所の指定に際して、施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 短期入所、特定施設入居者生活介護)や通所サービスの場合は現地調査を行っている。

④ 実施状況

平成29年度~令和元年度の指定の状況は、以下のとおりである。

| サービス種類 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------------------|----------|----------|-------|
| 指定居宅サービス事業者の指定 | 27 | 24 | 28 |
| 指定地域密着型サービス事業者の指定 | 13 | 9 | 2 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定 | 22 | 7 | 8 |
| 指定介護予防支援事業者の指定 | 2 | 0 | 0 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定 | 31 | 9 | 9 |
| 指定地域密着型介護予防サービス事業者の | 0 | 1 | 0 |
| 指定 | | | |
| 指定介護老人福祉施設の指定 | 0 | 0 | 0 |
| 介護老人保健施設の開設許可 | 1 | 0 | 0 |
| 介護医療院の開設許可 | 0 | 0 | 1 |
| 地域支援事業第1号事業の事業者指定 | 34 | 20 | 21 |
| 計 | 130 | 70 | 69 |

4. 社会福祉法人等の指導監査事業

(1) 社会福祉法人等の指導監査

① 根拠法令

社会福祉法人等の指導監査は、社会福祉法第 56 条及び老人福祉法第 18 条を根拠とする。厚生労働省では、平成 29 年 4 月 7 日で「社会福祉法人指導監査実

施要綱」を定め指導監査を求めている。柏市では、「柏市社会福祉法人等指導監査実施要領」を定めている。

② 目的

社会福祉法人等の指導監査は、社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に 実施するものとしている。

③ 種類

社会福祉法人等の指導監査には、一般監査と特別監査がある。

ア. 一般監査

a 実地監査

社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づく周期により、指導監査職員が社会福祉法人等に出向いて実施するものである。3年に1回実施する。

b 書面監査

書面のみで実施する指導監査である。柏市では、概ね適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設のうち特別養護老人ホームを対象に実施するものとしている。

イ. 特別監査

問題が発生した社会福祉法人等に対して実施する指導監査である。 以下のような場合に実施する。

- 一般監査によって重大な問題が認められた場合
- 不祥事が発生した場合
- ・死亡事故等の重大事故が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重 大な被害が生じるおそれが認められる場合

④ 方法

社会福祉法人に対する実地監査の計画は、毎年度4月~5月に策定され、柏 市社会福祉法人等指導監査委員会の承認を受ける。

また老人福祉、児童福祉、障害者福祉が偏らないように配慮するほか、担当者の経験が蓄積されるように考慮している。

なお、厚生労働省は、所轄庁が一般監査を行う場合に基づくものとして、「指導監査ガイドライン」を作成し、以下の項目について定めている。

| 監査事項 | 監査の対象とする事項 |
|----------|-------------------------|
| 根拠 | 監査事項の法令及び通知上の根拠 |
| チェックポイント | 監査事項の適法性に関する判断を行う際の確認事項 |
| 着眼点 | チェックポイントの確認を行う際に着目すべき点 |
| 指摘基準 | 法令又は通知等の違反がある場合に文書指摘を行う |

| | こととする基準 |
|------|-----------------------|
| 確認書類 | チェックポイントを確認するために用いる書類 |

法令又は通知等の違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わなくても 改善が見込まれる場合は、口頭指摘とすることができる。

⑤ 実施状況

社会福祉法人の実地監査の実施状況は、以下のとおりである。

| 区 分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | |
|-------------|----------|----------|-------|--|
| 柏市が所轄庁である社会 | 9.4 | 9.4 | 23 | |
| 福祉法人数 | 24 | 24 | | |
| 実地監査を実施した社会 | 9.4 | 0 | 0 | |
| 福祉法人数 | 24 | 9 | 8 | |
| うち高齢者福祉に係る社 | 11 | E | 2 | |
| 会福祉法人 | 11 | 5 | 3 | |

⁽注) 平成29年度は、制度改正があったため柏市が所轄庁である社会福祉法人 全件の実地監査を行っている。

各年度の文書指摘・口頭指摘の件数は以下のとおりである(高齢者福祉に係る社会福祉法人のみを記載している)。

| 区 | 分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | |
|----------------|------|----------|----------|-------|--|
| 実地監査を実施した老人福祉に | | 1.1 | _ | 0 | |
| 係る社会福祉法人数 | | 11 | 5 | 3 | |
| 会計管理に関す | 口頭指摘 | 24 | 16 | 16 | |
| る指摘事項 | 文書指摘 | 1 | 1 | 0 | |
| 法人運営に関す | 口頭指摘 | 79 | 12 | 7 | |
| る指摘事項 | 文書指摘 | 0 | 3 | 1 | |

社会福祉法人の特別監査の実施状況は、以下のとおりである。

| 区分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------------|----------|----------|-------|
| 特別監査を行った社会福祉法人数 | 1 | 1 | 0 |
| うち高齢者福祉に係る社会福祉法人数 | 1 | 0 | 0 |
| 特別監査を行った社会福祉施設数 | 1 | 0 | 0 |
| うち高齢者福祉に係る社会福祉施設数 | 1 | 0 | 0 |

老人福祉施設は実地監査及び、書面監査を実施しており、実施件数は以下のとお

りである。

| 区 分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------------|----------|----------|-------|
| 老人福祉施設数 | 29 | 29 | 29 |
| 実地監査を実施した老人福祉施設数 | 4 | 4 | 6 |
| 書面監査を実施した老人福祉施設数 | 25 | 25 | 23 |

老人福祉施設の指摘状況は、以下のとおりである。

| 区分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------------|----------|----------|-------|
| 実地監査及び書面監査を実施した | | 20 | |
| 老人福祉施設数 | 29 | 29 | 29 |
| 口頭指摘のあった老人福祉施設数 | 3 | 6 | 6 |
| 文書指摘のあった老人福祉施設数 | 1 | 0 | 0 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見50】 改善報告の提出期限の順守について

法人指導課によれば、改善報告は、60 日以内に提出することとされている。しかし、改善する旨の報告のみでは改善を確認したことにはならず長期にわたり改善が行われない可能性もある。そのため、実際に改善した結果となる資料の提出を求めるのが望ましい。

【意見51】 監査対象としての選考理由の開示について

監査対象となる社会福祉法人のリストでは、当該年度の監査対象となった理由(3年に1回の周期によるもの、前回の実地監査で問題があったため選定したもの等)は記載されていない。選定の理由により、実地監査の手順が異なってくる可能性があるため、実地監査が3年に1回の周期によるものか、法人の運営等に問題が認められることによるものか、または両方の理由によるものであるか、明確に区別する必要があると思われる。

【意見52】 社会福祉法人の指導監査における書類の整備について

社会福祉法人の実地監査の事前提出資料である指導監査調書において、会計伝票に関する複数の質問事項が記載されている。質問に対する回答のみで要点を確認することは可能である。しかし、参考資料として会計伝票のコピー等の証票の添付も依頼することが望ましい。

5. 介護サービス事業所の指導監査

(1) 事業の概要

① 根拠法令

介護サービス事業所の指導監査の根拠法令は以下のとおりである。

| サービスの種類 | 根 拠 法 令 |
|----------------|---------------|
| 指定居宅サービス | 介護保険法第76条 |
| 指定地域密着型サービス | 同第 78 条の 7 |
| 指定居宅介護支援 同第83条 | |
| 指定介護老人福祉施設 | 同第 90 条 |
| 指定介護老人保健施設 | 同第 100 条 |
| 指定介護予防サービス | 同第 115 条の 7 |
| 指定地域密着型予防サービス | 同第 115 条の 1 7 |

② 目的

介護保険施設等の指導監査は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、 介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び 保険給付の適正化を図る事を目的とする。

③ 種類

介護サービス事業所の指導監査の種類は、以下の様に分けられる。

ア.集団指導

集団指導は、講習等の方法で行うもので、柏市が指定又は許可の権限を持つ居宅 サービス事業者等を一定の場所に集めて実施する。

原則として、柏市が指定又は許可の権限を持つすべての居宅サービス実施者等が対象となるが、指導内容に応じて具体的な指導対象を選定する。

イ. 実地指導

実地指導は、指導の対象となる居宅サービス実施者等の事業所において実地に 行うものである。

厚生労働省の介護保険施設等実地指導マニュアルによれば、実地指導の主な内容には、運営指導と報酬請求指導がある。

運営指導は、政策上の重要課題である「高齢者虐待防止」、「身体拘束廃止」等に基づく運営上の指導を行う。

報酬請求指導では、不適切な報酬請求防止のため、特に加算・減算について重点 的な指導を行う。

ウ. 監査

監査は、行政上の措置(勧告、命令、指定の取消等)に該当する内容であると認

められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求において、不正若しくは著しい不当が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採るために実施される。監査は、通報・苦情・相談に基づく情報や国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情等を踏まえて実施される。

④ 方法

介護保険施設の実地指導は、厚生労働省の指導により指定期間である6年に1回 実施する事が基本とされている。柏市では、選定リストを作成して実地指導の選定対 象としている。

実地指導の結果は、実地指導後 1 ヵ月以内に文書によって介護サービス事業所へ通知される。介護サービス事業所に対する実地指導結果の通知は、文書指摘と口頭指摘がある。

実地指導結果の通知を受けた介護サービス事業所では、指定された期限までに要求された資料を添付して改善報告書を提出する。

介護報酬について、自主返還が必要な事項がある場合には過去分を含めた自主点 検を要求し、介護報酬返還等報告書の提出を求め、介護報酬の返還が必要な額の納付 を請求する。

⑤ 実施状況

集団指導及び実施指導、監査の実施状況は、以下のとおりである。

(単位:箇所)

| 区 | 分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|-------------|-------------|-------------|
| 全事業所数 | | 955 | 995 | 989 |
| 集団指導 | 対象事業所数 | 541 | 543 | 548 |
| | 山庄東紫泥粉 | 506 | 508 | 518 |
| | 出席事業所数 | (参加率 94.5%) | (参加率 93.6%) | (参加率 94.5%) |
| 中 小 | | 138 | 175 | 261 |
| 実地指導 | | (実施率 14.5%) | (実施率 17.6%) | (実施率 26.4%) |
| 監査 | | 29 | 7 | 5 |

実地指導の指摘状況は、以下のとおりである。

(単位:箇所)

| 区分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------|----------|----------|-------|
| 実地指導数 | 138 | 175 | 261 |
| 要改善事項(報告を | 59 | 66 | 81 |
| 要する文書指摘) | 59 | 00 | 01 |
| 通知事項(報告を要 | 289 | 398 | 349 |

| しない文書指摘) | | | |
|-----------|----|---|----------|
| 介護報酬の返還(自 | 11 | 4 | <u>د</u> |
| 主返還) | 11 | 4 | Э |
| 介護報酬の返還(返 | 0 | 0 | 9 |
| 還命令) | U | U | ۷ |

(注)令和元年度の介護報酬の返還(返還命令)は、同一の介護保険事業者であり、指定取消しになっている。

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

6. 有料老人ホームの立入検査

(1) 事業の概要

① 根拠法令

老人福祉法第29条第11項を根拠としている。

また、柏市では、「柏市有料老人ホーム設置運営指導要綱」を制定し、有料老人ホームの設備、運営等について、事業開始後に立入検査を行うとともに、継続して定期的及び臨時的に立入検査を行うとしている。そして、施設を運営する者が遵守すべき指針として、「柏市有料老人ホーム設置運営指導指針」を制定している。

更に、立入検査の実施要綱等について「柏市有料老人ホーム立入検査実施要領」 を制定し、「有料老人ホーム指導マニュアル」を作成している。

② 目的

「有料老人ホーム指導マニュアル」では、立入検査について、有料老人ホームに 立ち入り、資料の閲覧や職員への聞き取りを通じて、適切な運営が行われているか 確認するものとしている。

③ 方法

立入検査の対象となるのは、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅であり、3年に1回行われる定期の立入検査と虐待等が疑われる場合に行われる臨時の立入検査がある。

④ 実施状況

立入検査の実施状況は、以下のとおりである。

| 区 分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 有料老人ホーム数 | 51 | 55 | 58 |
| 立入検査実施数 | 13 | 22 | 22 |
| 要改善事項 | 3 | 1 | 5 |
| 通知事項 | 11 | 12 | 19 |

(注)上記には臨時の立入検査の実施数を含んでいる。

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見53】 有料老人ホームの集団指導の実施について

柏市においては、有料老人ホームを担当する法人指導課法人担当が2名であり人 手が不足している事もあり、有料老人ホームに対する集団指導は、現状では実施され ていない。

しかし集団指導は、同時に多数の施設に指導する機会ができ、指導方法として効率的である。講習の前後で有料老人ホームを運営する事業者から個別に相談を受け、質問に回答する機会を設けることも可能と思われる。

今後必要性を検討のうえ、有料老人ホームに対しても集団指導を実施することが 望まれる。

7. 有料老人ホームの経営状況報告

(1) 事業の概要

① 根拠法令

老人福祉法第29条第9項では、有料老人ホームの所在地の都道府県(中核市の場合は市)に対して報告しなければならないとされている。

柏市有料老人ホーム設置運営指導要綱第13条では、毎年7月1日現在の有料 老人ホームの経営状況について、有料老人ホーム経営状況等報告書により、毎年 7月31日までに市長に報告するものとしている。

② 目的

有料老人ホーム情報は、有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及 び有料老人ホームの運営状況に関する情報であり、入居しようとする者が有料 老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとしている。

3 方法

法人指導課法人担当では、前年度の書類と比較し、重要な変更がないか確認する。重要事項説明書について、入居契約書、管理規程等と照合し、整合しているか確認する。重要事項説明書の修正が必要な場合は、有料老人ホームに修正を求め、修正後の重要事項説明書を入手して修正を確認する。

④ 実施状況

有料老人ホームの経営状況等報告書の受理状況は、以下のとおりである。

| 区 | 分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------|-----|----------|----------|-------|
| 有料老人ホーム | 対象数 | 27 | 28 | 29 |

| (サービス付き高 | 経営状況等報告 | | | |
|----------|---------|----|----|----|
| 齢者向け住宅を除 | 書受理数 | 27 | 28 | 29 |
| <) | | | | |
| サービス付き高齢 | 対象数 | 27 | 28 | 31 |
| 者向け住宅 | 経営状況等報告 | 27 | 28 | 31 |
| | 書受理数 | | | |

(2) 監査の結果

【指摘3】 有料老人ホームの経営状況の報告の迅速化について

有料老人ホームの経営状況の報告は、毎年7月31日までに柏市に提出するものとしている。

しかし、有料老人ホームの経営状況が期限後の報告となっている施設があり、また 3カ月以上を経過した後に報告を行っている施設も存在する。

期限後でも報告さえすれば良いと認識している可能性があり、今後は期限までに 必ず提出するよう指導を強化する必要がある。

(柏市社会福祉協議会が実施している委託事業及び補助金事業)

(1) 柏市社会福祉協議会の概要

① 名称

社会福祉法人 柏市社会福祉協議会(以下、「柏市社協」という。) ※社会福祉法第109条に規定された民間団体である。

② 所在地

千葉県柏市柏五丁目11番8号 介護予防センターいきいきプラザ内

③ 組織

令和2年4月1日現在の組織概要は下表のとおりである。

| 項目 | 内訳 | | |
|-----|----------|--------------------------------|--|
| 役員 | 19名:会長1名 | 、副会長2名、常務理事1名、理事13名、監事2名 | |
| 評議員 | 36 名 | 36 名 | |
| | 総務課 | 52 名: 専任 8 名、専従1 名、契約等 43 名 | |
| 啦早 | 地域福祉課 | 32 名: 専任 11 名、専従 0 名、契約等 21 名 | |
| 職員 | 相談支援課 | 40 名: 専任 16 名、専従 0 名、契約等 24 名 | |
| | 合計 | 124 名: 専任 35 名、専従 1 名、契約等 88 名 | |

④ 基本財産

令和2年3月31日現在の基本財産は下表のとおりである。

| 科目 | 金額 | 内容 |
|------------|-----------|------------------------------------|
| 建物 | 004 77 77 | 柏市風早一丁目2番地2号(沼南社会福祉センター) |
| 建 初 | 334 百万円 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階事務所 1 棟 1,836.98 ㎡ |
| 定期預金 | 4 百万円 | 定期預金 |
| 合 計 | 338 百万円 | |

⑤ 目的

柏市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及 び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とし ている。

⑥ 事業

定款に記載されている事業は下表のとおりである。

項目

- a. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- b. 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- c. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- d. a. から c. のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- e. 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- f. 共同募金事業への協力
- g. ボランティア活動の進興及び推進
- h. 地域福祉推進事業
- i. 福祉資金貸付事業
- j. 生活福祉資金貸付事業
- k. 基金運営事業
- 1. 福祉サービス利用援助事業
- m. ファミリー・サポート・センター事業
- n. 地域子育て支援拠点事業
- o. 利用者支援事業
- p. 介護予防センターの管理及び経営
- q. 老人福祉センターの管理及び経営
- r. 成年後見事業
- s. 沼南社会福祉センターの設置経営
- t. 地域福祉センターの管理及び経営
- u. 在宅福祉サービス事業
- v. 移動サービス事業
- w. 地域包括支援センター事業
- x. 生活支援体制整備事業
- y. 生活支援人材無料職業紹介事業
- z. その他法人の目的達成のため必要な事業

⑦ 事業年度

4月1日から翌年3月31日の1年間

⑧ 沿革

| 年 月 | 内容 |
|-------------|---|
| 昭和31年7月 | 柏市及び柏市民の協力のもと任意団体として発足 |
| 昭和47年2月 | 社会福祉法人として認可 |
| 平成 17 年 3 月 | 柏市と旧沼南町の合併(平成 17 年 3 月)に伴い、社会福祉法人 沼南町社会 |
| | 福祉協議会(解散)を編入合併 |

⑨ 地区社会福祉協議会

令和2年3月31日現在、市内22地区に地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という。)が設置され、住民が主体となり住民同士の支えあい助けあいの仕組みづくりが行われている。

| 区域 | 地区社協名 | | |
|----|--------------------------------------|--|--|
| 北部 | 5 か所:田中、西原、富勢、松葉、高田・松ヶ崎 | | |
| 中央 | 8 か所:豊四季台西、豊四季台、柏中央、新富、旭町、新田原、冨里、永楽台 | | |
| 南部 | 5 か所:光ヶ丘、土(増尾)、南部、藤心、酒井根 | | |
| 東部 | 4 か所:手賀、風早南部、大津ヶ丘・塚崎、風早北部 | | |

⑩ 財政状態

a. 資金収支

柏市社協の令和元年度資金収支(法人全体)の状況は下表のとおりである。

事業活動収入(決算)は701百万円であり、補助金及び受託金収入が89.3%を占めており、そのうち97.5%は市からのものである。事業活動支出(決算)は696百万円であり、人件費支出が63.0%、事業費支出が7.4%、事務費支出が21.3%を占めている。

| 勘定科目 | 予算(A) | 決算(B) | 差異(A-B) |
|-----------|----------|----------|---------|
| 会費収入 | 36, 820 | 36, 465 | 354 |
| 寄付金収入 | 4, 113 | 3, 836 | 276 |
| 補助金収入 | 389, 205 | 331, 967 | 57, 237 |
| 受託金収入 | 316, 245 | 294, 986 | 21, 258 |
| 事業収入 | 34, 516 | 26, 753 | 7, 762 |
| 助成金収入 | _ | 461 | △461 |
| 介護保険事業収入 | 4, 061 | 3, 933 | 127 |
| 受取利息配当金収入 | 500 | 144 | 355 |
| その他の収入 | 2, 836 | 3, 257 | △421 |

| | 事業活動収入 計 | 788, 296 | 701, 807 | 86, 489 |
|-------------|-------------|----------|----------|----------|
| | 人件費支出 | 485, 958 | 438, 434 | 47, 523 |
| | 事業費支出 | 82, 624 | 51, 304 | 31, 319 |
| | 事務費支出 | 179, 238 | 148, 553 | 30, 685 |
| | 貸付事業支出 | 11, 916 | 10, 702 | 1, 213 |
| | 助成金支出 | 47, 594 | 43, 471 | 4, 122 |
| | その他の支出 | 3, 890 | 3, 889 | 0 |
| | 事業活動支出 計 | 811, 221 | 696, 355 | 114, 865 |
| 事業 | 活動資金収支差額 | △22, 924 | 5, 451 | △28, 376 |
| 設備: | 投資等資金収支差額 | △4, 647 | △3, 962 | △684 |
| | 積立資産取崩収入 | 37, 297 | 36, 059 | 1, 237 |
| | その他の活動収入 計 | 37, 297 | 36, 059 | 1, 237 |
| | 積立資産支出 | 44, 792 | 40, 743 | 4, 049 |
| | その他の活動による支出 | 476 | 476 | _ |
| | その他の活動支出 計 | 45, 268 | 41, 219 | 4, 049 |
| その | 他の活動資金収支差額 | △7, 971 | △5, 159 | △2, 811 |
| 予備? | 費支出 | 38, 117 | _ | 38, 117 |
| 当期資金収支差額 合計 | | △73, 660 | △3, 671 | △69, 988 |
| 前期 | 末支払資金残高 | 73, 660 | 73, 655 | 4 |
| 当期: | 末支払資金残高 | _ | 69, 984 | △69, 984 |

b. 貸借対照表

柏市社協の令和元年度貸借対照表 (法人全体) の状況は下表のとおりである。 総資産は1,066 百万円、総負債は246 百万円、純資産は820 百万円である。総資 産のうち、退職給付引当資産が112 百万円 (同額を負債に計上)、諸積立資産が 391 百万円 (同額を純資産に計上)であり、これら合計は総資産の47.3%である。

| 勘定科目 | 平成 30 年度末 | 令和元年度末 | 勘定科目 | 平成 30 年度末 | 令和元年度末 |
|-------|-----------|----------|---------|-----------|----------|
| 現金預金 | 160, 669 | 179, 404 | 事業未払金 | 76, 554 | 117, 515 |
| 事業未収金 | 14, 024 | 24, 307 | 未払費用 | 23, 077 | 16, 076 |
| 立替金 | 114 | 205 | 預り金 | 1, 641 | 523 |
| 前払費用 | 114 | 201 | 職員預り金 | 36 | 39 |
| 仮払金 | 43 | 30 | 前受金 | _ | 11 |
| 流動資産 | 174, 965 | 204, 150 | 流動負債 | 101, 309 | 134, 165 |
| 建物 | 347, 430 | 334, 926 | 退職給付引当金 | 105, 628 | 112, 395 |

| 定期預金 | 4, 000 | 4,000 | 固定負債 | 105, 628 | 112, 395 |
|-----------------|-------------|-------------|----------------|-------------|-------------|
| 基本財産 | 351, 430 | 338, 926 | 負債の部 合計 | 206, 938 | 246, 561 |
| 建物・構築物 | 2, 483 | 2, 253 | 基本金 | 24, 534 | 24, 534 |
| 車両運搬具 | 7, 260 | 7, 080 | 国庫補助金等特別積立金 | 206, 086 | 196, 282 |
| その他の有形固定資産 | 6, 274 | 5, 144 | 災害対策基金積立金 | 22, 609 | 22, 859 |
| 無形固定資産 | 1, 229 | 1, 005 | セーフティーネット基金積立金 | 24, 895 | 24, 910 |
| 長期貸付金 | 3, 707 | 4, 272 | 修繕積立金 | 114, 341 | 114, 388 |
| 退職給付引当資産 | 105, 628 | 112, 395 | 車両設備購入資金積立金 | 25, 678 | 22, 126 |
| 災害対策基金積立資産 | 22, 609 | 22, 859 | 事業運営基金積立金 | 180, 923 | 181, 017 |
| セーフティーネット基金積立資産 | 24, 895 | 24, 910 | 交通遺児等援護金積立金 | 8, 727 | 8, 262 |
| 修繕積立資産 | 114, 341 | 114, 388 | 柏こども未来基金積立金 | 16, 567 | 16, 796 |
| 車両設備購入資金積立資産 | 25, 678 | 22, 126 | 支えあい推進基金積立金 | _ | 1, 300 |
| 事業運営基金積立資産 | 180, 923 | 181, 017 | 次期繰越活動増減差額 | 214, 251 | 207, 627 |
| 交通遺児等援護金積立資産 | 8, 727 | 8, 262 | 純資産の部 合計 | 838, 616 | 820, 105 |
| 柏こども未来基金積立資産 | 16, 567 | 16, 796 | | | |
| 支えあい推進基金積立資産 | _ | 1, 300 | | | |
| その他の固定資産 | 236 | 700 | | | |
| 徴収不能引当金 | △1, 404 | △924 | | | |
| その他の固定資産 | 519, 159 | 523, 589 | | | |
| 資産の部 合計 | 1, 045, 555 | 1, 066, 666 | 負債及び資産の部 合計 | 1, 045, 555 | 1, 066, 666 |

(2) 監査範囲と、監査結果についての記述方法

① 監査範囲

柏市社協においては、「⑥ 事業」に記載のとおり、地域福祉に関する様々な事業を実施していることより、本監査のテーマ(高齢者福祉)に関連する事業を監査範囲とした。また、指定管理料については、本市における平成30年度の包括外部監査で検討されたテーマであり、柏市社協が実施している老人福祉センター管理経営事業については、今年度の監査の対象とはしていない。

今年度の監査対象とした柏市社協の事務事業は下表のとおりである。

【令和元年度 柏市社協に係わる監査対象事務事業】

| 事 務 事 業 名 | うち市補助金 | うち市委託金 | 事業活動収入 |
|-----------|----------|--------|----------|
| a. 法人運営事業 | 100, 640 | - | 121, 888 |

| 1 | | 1 | | | |
|----|----|-------------------|----------|--------------|----------|
| | | (1) 地域福祉活動推進事業 | 122, 811 | 34, 662 | 175, 240 |
| | | (2)健康予防支援事業 | - | 7, 714 | 7, 714 |
| | | (3)福祉サービス利用援助事業 | 17, 658 | ※ 1 - | 27, 735 |
| | b. | 地域福祉推進事業 | 140, 470 | 42, 376 | 210, 690 |
| | | (1)介護予防センター受託運営事業 | - | 43, 883 | 43, 883 |
| | с. | 施設管理運営事業 | - | 43, 883 | 43, 883 |
| A. | 社会 | 会福祉事業 | 241, 111 | 86, 259 | 376, 462 |
| | | (1)社会福祉センター施設経営事業 | 9, 963 | _ | 10, 853 |
| | а. | 施設管理運営事業 | 9, 963 | _ | 10, 853 |
| | | (1) さわやかサービス事業 | 37, 458 | - | 46, 939 |
| | | (2)成年後見事業 | 12, 311 | 5, 690 | 22, 593 |
| | | (3)地域包括支援センター受託運営 | _ | 49, 226 | 53, 159 |
| | b. | 在宅福祉サービス事業 | 49, 769 | 54, 917 | 122, 693 |
| В. | 公益 | 注事 業 | 59, 733 | 54, 917 | 133, 546 |
| | | 合 計 | 300, 845 | 141, 177 | 510, 008 |

※1 千葉県からの「日常生活自立支援事業受託金」9,044 千円は除外

② 監査の結果(指摘)及び意見(監査対象事業に限る)

以下において、監査対象とした事務事業について、個々の事務事業の概要説明と 監査の結果(指摘)及び意見について記述する。

<社会福祉事業>

63 法人運営事業

(1) 事業の概要

本事業では、法人全体運営、地域健康福祉活動計画関連及び広報・啓発活動等を 実施している。

① 資金収支

事業活動収入のうち82.6%が市補助金(運営事務費補助金)であり、人件支出に充てられている。事業活動支出のうち77.8%が人件費支出であり、内訳は役員2名、正職員9名、契約社員8.5名及び派遣職員1名である。なお、その他の支出3,889千円は、平成30年度の包括外部監査で指摘を受けた老人福祉センター指定管理事務に関する人件費に係る平成24年度から平成30年度の補助金返還分である。

(単位:千円)

| | 項目 | 法人管理運営事業 | 企画・広報事業 | 合計 |
|----|--------|----------|---------|----------|
| | 市補助金収入 | 100, 640 | _ | 100, 640 |
| | 市委託金収入 | _ | _ | _ |
| | その他の収入 | 16, 175 | 5, 071 | 21, 247 |
| 事業 | 活動収入 | 116, 816 | 5, 071 | 121, 888 |
| | 人件費支出 | 103, 627 | _ | 103, 627 |
| | 事業費支出 | 255 | 509 | 764 |
| | 事務費支出 | 20, 026 | 4, 922 | 24, 948 |
| | その他の支出 | 3, 889 | _ | 3, 889 |
| 事業 | 活動支出 | 127, 798 | 5, 431 | 133, 230 |

② 主な事務事業及び実施実績

ア. 役員会議等の開催

柏市社協の主な会議体は下表のとおりであり、開催状況及び出欠状況 は下表のとおりである。

| 会 議 名 | 開催日 | 出席数 | 欠席数 | 監事出席数 (参考) |
|-------|------------|-----|-----|---------------|
| 正副会長会 | R 1. 5. 21 | 3 | - | - |
| 理事会 | R 1. 6. 3 | 14 | 3 | 1 |
| | R 1. 6. 24 | 15 | 2 | 1 |

| | R 2. 1. 16 | 16 | 1 | 1 |
|------------|-----------------------|----|----|---|
| | R 2. 3. 12 ※ 1 | _ | _ | _ |
| 評議員会 | R1.6.21 | 26 | 10 | 1 |
| | R 2. 1. 24 | 21 | 15 | _ |
| | R 2. 3. 18 ※ 1 | _ | _ | _ |
| 理事部会:地域・生活 | R 1. 11. 21 | 8 | 1 | _ |
| 理事部会:企画・財政 | R 1. 11. 22 | 5 | 3 | _ |

※1 新型コロナウイルス感染症に伴い書面決議で実施

イ. 地域健康福祉活動計画関連

地域健康福祉活動計画は、市が策定した地域健康福祉計画(行政計画)の方向性を踏まえ、市と連携を図りながら市民や各種団体が主体的に取り組む健康福祉活動の民間計画であり、柏市社協が策定・推進を進めている。令和元年度は、第4期柏市地域健康福祉活動計画(令和元年度から令和6年度までの6か年計画)における初年度であり、本活動計画の推進を図り、定期的なグループリーダー会議において進捗状況の管理を実施している。また、本活動計画に基づき、令和元年6月に、分野を問わない地域福祉の初期相談窓口として、市内6か所目となる「田中地域いきいきセンター」を近隣センター内に設置している。この地域いきいきセンターは、市が策定する福祉計画においても、地域における包括的な相談支援体制の構築上、重要な拠点と位置付けられており、柏市社協では毎年1か所の増設を目指しており、令和6年度には市内11か所の設置を目標としている。

ウ. 広報・啓発活動

情報紙として「紙ひこうき」を年3回作成し、行政連絡員を通じて市内 全戸に回覧している。情報紙のデザインについては、柏市社協の福祉施策 を分かりやすく理解してもらい、多くの市民に利用してもらうためのツ ールである点を重視し、プロポーザル方式により業者を選定している。

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見54】評議員会の出欠状況について

令和元年度に開催された評議員会は3回であり、新型コロナウイルス感染症に伴う書面決議の1回を除き、2回が会議形式で開催されている。この会議形式の評議員会における評議員別の出欠状況を確かめたところ、6名

の評議員がどちらの評議員会にも欠席であった。評議員会は、柏市社協における意思決定機関であり、地域福祉に携わる様々な分野の代表による議論の場である点を考慮すれば、評議員の選定に際しては、評議員会への出席可能性を慎重に考慮することが望まれる。

【指摘4】産業医との業務委託契約について

産業医の業務委託契約を締結して、当該委託業務の平成元年分の報酬を 支出しているが、当初の振込先が産業医の別法人の名義となっていた。令和 元年9月から契約当事者(B医師)個人の口座に振込先を変更しており、こ の点は既に是正されているが、当該産業医が個人開業医であるにも関わら ず、給与所得に対する源泉徴収を行うべきであった。

(地域福祉推進事業-地域福祉活動推進事業)

本事業では、主に下記4事業を実施している。

64 地域いきいきセンター(地域活動拠点強化事業)

(1) 事業の概要

地域づくり・子育で・障害者・高齢者支援等の充実を図るため、身近な福祉の相談窓口として、「地域いきいきセンター」を市内近隣センター内に6か所開設し、週3回の窓口運営を中心に、福祉相談、ボランティア育成、地域づくり等多様な活動を実施している。

令和元年8月に田中地域いきいきセンターが新規開設され、市内6つのコミュニティエリアに拠点を設置している。各拠点の活動実績は下表のとおりである。1日あたりの利用件数は、拠点別に比較すると差異がある。これは、地域いきいきセンターの業務範囲が、高齢者・障害者・児童等に関する福祉相談のみならず、地域づくりに関する相談・調整等多岐に渡っており、地域によりニーズが異なることによるものである。なお、平成30年度より利用件数の集計方法を統一し、効果測定の精度向上を図るようにしている。

(単位:日、件)

| | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|----------------------------|----------|----------|--------|
| | 開設日数 | 148 | 143 | 144 |
| | 利用件数 | 1, 247 | 1, 378 | 1, 383 |
| 風早 | - - -南部(H21 年 4 月開設) | | | |
| 1 目 | あたり利用件数 | 8.4 | 9.6 | 9.6 |
| | 開設日数 | 143 | 123 | 141 |
| | 利用件数 | 1, 537 | 1, 130 | 972 |
| 松葉 | 一 町(H22 年 11 月開設) | | | |
| 1 日 | あたり利用件数 | 10.7 | 9. 2 | 6.9 |
| | 開設日数 | 149 | 150 | 147 |
| | 利用件数 | 1, 242 | 1, 225 | 1, 307 |
| 光ケ | - 丘 (H25 年 5 月開設) | | | |
| 1 日 | あたり利用件数 | 8.3 | 8. 2 | 8.9 |
| | 開設日数 | 148 | 150 | 151 |
| | 利用件数 | 1, 717 | 1, 434 | 1, 300 |
| 豊匹 | | | | |
| 1 目 | あたり利用件数 | 11.6 | 9. 6 | 8.6 |
| | 開設日数 | 126 | 152 | 148 |

| | 利用件数 | 822 | 967 | 970 |
|-----|---------------|------|------|-----|
| 富勢 | H29年5月開設) | | | |
| 1 日 | あたり利用件数 | 6. 5 | 6. 4 | 6.6 |
| | 開設日数 | _ | _ | 87 |
| | 利用件数 | _ | _ | 657 |
| 田中 | 「(R1 年 8 月開設) | | | |
| 1日 | あたり利用件数 | _ | _ | 7.6 |

65 地区社会福祉協議会の支援

(1) 事業の概要

市内 22 地区の地区社協に対して、柏市社協と地区社協が相互に連携が図られる 様に地区担当職員を配置すると共に、継続的な活動展開を可能にするため、活動助 成金の交付等を実施している。

地区社会福祉協議会活動助成金交付要綱を根拠規定として、地区社協が作成する活動計画の申請に基づき、交付要件に従い算出した金額を地区社会福祉協議会活動助成金として交付する事業である。交付実績(総額)は下表のとおりである。

| | 令和元年度 |
|--------------|---------|
| 基本事業費 ※1 | 17, 370 |
| 地区別計画推進費 | 1, 100 |
| 広報・PR 活動費 | 3, 200 |
| 相談・見守り活動費 | 140 |
| 人材育成費 | 2, 910 |
| 新規活動費 | 120 |
| サロン等活動費 | 1,960 |
| 町会等サロン費 | 3, 470 |
| ボランティア団体サロン費 | 860 |
| 交付決定総額 | 31, 130 |
| 調整額 | △210 |
| 交付決定額 | 30, 920 |

※1 基本事業費は地区人口数を基準に算出している。

66 生活支援体制整備事業

(1) 事業の概要

地域支えあい推進協議会、支えあい会議、シンポジウム等を開催・運営すると共 に、地域における支えあい活動の人材養成等を実施している。

主に下記会議体の開催・運営を実施している。

- ・地域支えあい推進協議会(令和元年度:3回開催)
 - …市の全体構想との連携を含め、つながりと支えあいのある地域の実現に向け、モニタリングや評価検証を行う会議体であり、関連団体からの委員 15 名で構成されており、地域支えあい社会実現に向けての第 1 層組織である。
 - …当該会議体の運営は、柏市社協の第1層コーディネーター(職員3名)が 実施しており、同職員は後述の地域支えあい推進員の育成・支援も併せて 実施している。

人材育成については、柏市訪問型生活支援サポーター(かじサポ:介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業のヘルパーとして、市が行う研修を終了することにより取得できる市独自の資格)に係る養成講座を令和元年度に3回開催し、39名が当該資格を取得している。

- ・支えあい会議(令和元年度:20地区中18地区で延べ34回開催)
 - …柏市社協が委嘱した地域支えあい推進員(第2層コーディネーター)が 各地区で運営する会議体であり、市の全体構想に基づき、地域特性に根差 した支えあい社会を実現するための第2層組織としての位置付けである。 柏市社協では、Q&Aや普及啓発活動に使用できる資料・パンフレット等の 作成・配布や研修等の開催を通じて、地域支えあい推進員をサポートして いる。
- …地域支えあい推進員の各地区における活動状況 (総計) は下表のとおりである。なお、地区内での理解が得られていない3地区には支えあい推進員は配置されておらず、柏市社協の地区担当職員や第1層コーディネーターが地域支えあい推進員の不在を補っているため、下表には集計されていない。

(単位:回)

| 支えあい | 関係者の | 調査・研究 | 担い手育成 | 定例会議 | その他 | 合計 |
|------|---------|-------|--------|------|-------|-------|
| 会議運営 | ネットワーク化 | 普及啓発 | サービス開発 | 研修 | CANIE | |
| 129 | 656 | 181 | 130 | 368 | 56 | 1,520 |

| 交付団体 | 団体数 | 補助金額 | 開設回数 | 利用者数 | 1団体1回あたり 平均利用者数 |
|-------|-----|----------|---------|-----------|--------------------|
| 週一型 | 12 | 1,157 千円 | 980 回 | 18,458 人 | 18.8人 |
| 常設型 7 | | 3,852 千円 | 1,551 回 | 38, 791 人 | 25.0 人 |
| 合 計 | 19 | 5,009 千円 | 2,531 回 | 57,249 人 | 22.6 人 |

67 たすけあいサービス及び通いの場事業費補助金交付

(1) 事業の概要

生活支援体制整備事業の一環として、市内においてたすけあい事業を実施する団体及び通いの場事業を実施する団体に対し、柏市社協における審査を経て補助金の交付を実施している。

ゴミ出しや買い物等の日常の困りごとを地域で支えあう活動を実施する民間団体に対して、運営経費の一部を補助する「たすけあいサービス事業費補助金交付」について、令和元年度の実績は下表のとおりである。また、同年度において、支えあいサービス推進基金(同年度末 1,300 千円)を財源に、たすけあいサービス立ち上げ団体を対象に、支えあい推進活動支援金を交付している。

| /1574- | | 7th A 1044 | 活動実績 | | |
|-------------|-----|------------|--------|----------|--|
| 交付団体 | 団体数 | 補助金額 | 利用者数 | 提供件数 | |
| 町会 | 31 | 867 千円 | 827 人 | 4,943件 | |
| コミュニティ | 18 | 1,691 千円 | 608 人 | 8,927 件 | |
| 複数コミュニティ | 11 | 2,020 千円 | 216 人 | 7,587件 | |
| 合計 | 60 | 4,578 千円 | 1,651人 | 21,457 件 | |
| 支えあい推進活動支援金 | 19 | 450 千円 | _ | _ | |

高齢者をはじめ、広く地域住民を対象とした、住民主体によるふれあいサロンやコミュニティカフェ等を運営する民間団体に対して、運営経費の一部を補助する「通いの場事業費補助金交付」について、令和元年度の実績は下表のとおりである。通いの場は、開店頻度により「週一型」と「常設型」に分類され、補助金の額が異なっている。なお、「常設型」については、市内にある7つの圏域において、1圏域2か所の開設を目標としている。

1) 資金収支

事業活動収入のうち70.1%が市補助金(地域福祉活動補助金113,029千円、たすけあいサービス及び通いの場事業費補助金9,782千円)、19.8%が市委託金(生活支援体制整備事業受託金34,662千円)であり、89.9%が市からの収入に拠っている。事業活動支出のうち67.6%が人件費支出であり、事業費支出のうち9,587千円はたすけあいサービス及び通いの場に係る補助金である。また、助成金支出は、すべて地区社協に対する活動助成金である。

(単位:千円)

| 項 | 目 | 地域福祉活動推進事業 |
|--------|--------|------------|
| | 市補助金収入 | 122, 811 |
| | 市委託金収入 | 34, 662 |
| | その他の収入 | 17, 766 |
| 事業活動収入 | | 175, 240 |
| | 人件費支出 | 118, 822 |
| | 事業費支出 | 13, 802 |
| | 事務費支出 | 16, 697 |
| | 助成金支出 | 26, 577 |
| 事業活動支出 | | 175, 900 |

(2) 監査の結果(指摘)及び意見

【意見55】人員の確保

柏市社協では、市の福祉計画と連携を図りながら、福祉の総合相談窓口である「地域いきいきセンター」の設置を進めており、専門分野を設けずに地域課題を幅広く取り扱い、地域ボランティアや専門家と共に課題解決を行っている。令和元年度において同センターは市内6か所設置されており、これを11名(うち契約社員8名)で運営している。柏市社協においては、第4期柏市地域健康福祉活動計画において、同センターを令和6年度までに11か所設置する目標を掲げているところではあるが、人員確保に対する実効性のある対策が十分に検討されていないのが現状である。福祉分野においては、専門的な知識のほか、関連領域との人的ネットワークの構築が必要不可欠であり、新人が一定水準の業務を実施できるまでに要する期間が長い職種であることを考慮すれば、長期的視点での人材確保ならびに育成の方針が必要と考える。

【指摘 5】地区社会福祉協議会活動助成金の交付について

当該助成金は、地区毎に作成する活動計画書に基づく申請によって、柏市 社協が交付するものである(交付要綱第4条)。令和元年度の当該助成金交 付において、申請に含まれていない活動費を調整額として上乗せして交付 している事例が1件発見された。これは、A地区が前年度に実施済みの活動 費を当年度に申請するべきところ、当年度での申請を失念していたが、柏市 社協において当該事情を考慮し、申請には拠らない調整額として交付を行ったものである。当該交付金は地区社協からの申請に基づき交付する旨が 決められており、地区社協からの申請の再提出を経ない当該交付行為は交 付要綱違反である。

(地域福祉推進事業—健康予防支援事業)

ア. 事務事業の概要

65 歳以上の高齢者が、自ら社会参加・介護予防を図るため、市内の登録施設(高齢者施設等)でボランティア活動を行い、その活動を通じて得たスタンプ数に応じて奨励金が交付される市の介護支援サポーター事業に関して、市の委託により柏市社協が当該事業の運営を実施している。なお、当該事業は市において令和元年度で終了となっている。

① 資金収支

事業活動収入は、市委託金(介護支援サポーター制度事業受託金)のみである。 事業活動支出のうち 66.8%が人件費支出(契約社員 2.5名)である。

(単位:千円)

| | 項目 | 健康予防支援事業 |
|------|--------|----------|
| | 市補助金収入 | _ |
| | 市委託金収入 | 7, 714 |
| | その他の収入 | _ |
| 事業活動 | 収入 | 7, 714 |
| | 人件費支出 | 4, 611 |
| | 事業費支出 | 209 |
| | 事務費支出 | 2, 078 |
| | 助成金支出 | _ |
| 事業活動 | 支出 | 6, 898 |

68 サポーターに関する事務

① 事業の概要

柏市社協では、将来のサポーター向けに説明会・研修会を開催し、新規登録者を開拓している。既登録者に対しては、研修会を開催し、継続的な活動を促している。サポーターは、後述する受入施設でボランティア活動を行うと、活動内容に応じてスタンプが貰え、年度末に申請書とスタンプが押印されたスタンプ帳をセットにして柏市社協に提出し、柏市社協が申請内容を確認後、市に申請書を提出し、市がサポータ

ーに奨励金を直接支払っている。直近3年間の説明会、研修会等の開催状況及び交付 申請状況は下表のとおりである。

| 項目 | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------------|------|---------------|---------------|------------|
| 新規登録者向け説明・研修会 | | 10 回 193 名 | 10 回 160 名 | 8回 131名 |
| 既登録者向け研修会 | | 5回 188名 | 6回 266名 | 6回 271名 |
| 登録サポーター数 | 登録者数 | 1,400名 | 1,463名 | 1,530名 |
| | 入会数 | 234 名 | 137 名 | 172 名 |
| | 再登録数 | -名 | -名 | 1名 |
| | 退会数 | 42 名 | 74 名 | 106 名 |
| 交付申請者数 | | 928 名 | 978 名 | 912 名 |
| 交付申請割合 | | 66. 3% | 66.8% | 59.6% |

69 受入施設に関する事務

① 事業の概要

柏市社協では、サポーターがボランティア活動を実施するための施設を確保する 必要があり、受入施設向け説明会を通じて当該事業に対する理解ならびに協力を求 めている。令和元年度末における受入施設登録数は 282 か所となっている。

② 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

(地域福祉推進事業―福祉サービス利用援助事業)

① 事務事業の概要

本事業では、軽度の認知症状程度の、契約能力は有するが判断能力が十分でないために、適切な福祉サービスを受けることができない者を対象に、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、財産管理、財産保全サービスを実施している。

ア. 資金収支

事業活動収入のうち 63.7%が市補助金(福祉サービス利用援助事業補助金 17,658 千円)であり、その他の収入のうち 89.7%が県委託金(日常生活自立支援事業受託金9,044 千円)であり、事業活動収入の96.3%を市及び県からの財源に拠っている。事業活動支出のうち 88.4%が人件費支出であり、内訳は正職員 1 名、契約社員 5 名及び生活支援員 31 名である。生活支援員は、支援計画に基づき利用者の援助を行う者であり、柏市社協と雇用契約を結んでいるため人件費に計上されている。

(単位:千円)

| | 項目 | 福祉サービス利用援助事業 |
|-------|--------|--------------|
| | 市補助金収入 | 17, 658 |
| | 市委託金収入 | _ |
| | その他の収入 | 10,077 |
| 事業活動収 | 7人 | 27, 735 |
| | 人件費支出 | 24, 467 |
| | 事業費支出 | 1, 272 |
| | 事務費支出 | 1, 927 |
| | 助成金支出 | _ |
| 事業活動支 | 7出 | 27, 667 |

70 相談業務

① 事業の概要

当該事業の利用を検討している者及び関係者からの相談を受け、当該事業の利用 可否判断や別サービスへの橋渡しを行っている。直近3年間の相談件数は下表のと おりであり、ケアマネジャー等(介護支援専門員、地域包括支援センター、行政等専 門機関)からの相談が多い。これは、ケアマネジャー等では利用者の財産管理ができ ないため、財産管理が可能な当該事業の利用を検討するケアマネジャーが多いこと による。

| | 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|-------|----------|----------|-------|
| | 本人 | 16 件 | 9件 | 3 件 |
| | 家族親類 | 10 件 | 11 件 | 7 件 |
| | ケアマネ等 | 135 件 | 156 件 | 163 件 |
| 相談 | 件数 | 161 件 | 176 件 | 173 件 |
| | 高齢者 | 118 件 | 133 件 | 114 件 |
| | 知的障害者 | 7 件 | 5 件 | 6 件 |
| | 精神障害者 | 22 件 | 26 件 | 28 件 |
| | その他 | 14 件 | 12 件 | 25 件 |
| 対象 | 者 | 161 件 | 176 件 | 173 件 |

71 訪問調査業務

① 事業の概要

当該サービスの利用に際して柏市社協と利用者の間で「福祉サービス利用援助契約」を締結するため、初回訪問時に本人の判断能力や生活状況の確認、サービス内容や利用料金の十分な説明を行い、利用者の現状に即した支援計画のイメージを掴むようにしている。その後の具体的調査において、利用意思を再確認すると共に、利用者から利用申込書を受領し、最終的に利用契約を締結する。直近3年間の訪問調査件数の推移は下表のとおりである。

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------|----------|----------|-------|
| 訪問調査回数 | 277 旦 | 250 旦 | 189 回 |

72 支援業務

① 事業の概要

主なサービスメニューは下表のとおりである。利用料等は、会費が年間 3,600 円、財産保全サービスが年間 3,000 円、福祉サービス利用援助及び財産管理サービスが 90 分未満 1,000 円、以降 30 分ごとに 500 円加算となっている。なお、生活保護世帯の利用

料等は無料となっている。

| サービス名 | 主なサービス内容 |
|------------|-------------------------|
| 福祉サービス利用援助 | ・福祉サービスの利用/停止のために必要な手続き |
| | ・日常生活に必要な事務に関する手続き |
| | ・その他支援計画に基づく利用援助 |
| 財産管理サービス | ・年金及び福祉手当の受領に必要な手続き |
| | ・医療費、社会保険料、家賃等を支払う手続き |
| | ・福祉サービス利用料を支払う手続き |
| | ・日用品等の代金を支払う手続き |
| | ・上記に伴う預金関連の手続き |
| 財産保全サービス | ・年金証書、預金通帳等の管理 |
| | ・実印、銀行印等の管理 |

契約件数及び支援回数の直近 3 年間の推移は下表のとおりであり、令和元年度の解 約理由は主に利用者死亡、成年後見制度への移行によるものである

| | 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|---------|----------|----------|---------|
| | うち新規契約 | 28 件 | 33 件 | 18 件 |
| | うち解約 | 26 件 | 26 件 | 29 件 |
| 年度 | 末契約件数 | 116 件 | 123 件 | 112 件 |
| | うち専門員 | 553 回 | 757 回 | 595 回 |
| | うち生活支援員 | 768 回 | 652 回 | 788 回 |
| 支援 | 回数 | 1,321 回 | 1,409 回 | 1,383 回 |

73 生活支援員研修会の実施

① 事業の概要

支援計画に基づき利用者の援助を行う生活支援員は、県社協開催の日常生活自立支援事業に係る生活支援員養成研修又は柏市社協開催の生活支援員養成研修を受講した後に生活支援員の資格を取得する。柏市社協においては、生活支援員の資質向上を目的に、令和元年度において研修会を1回開催している。

② 監査の結果(指摘)及び意見

【指摘6】利用料金等の未収金に係る会計処理について

利用者の死亡又は解約により、利用料金等の回収が行われていない債権(平成27、28、29年度発生)について、令和元年度に損失処理(直接償却処理)を行っている。しかしながら、当該損失処理に係る稟議は存在するものの、柏市社協において回収不能債権に対するルールが存在していない。当該事業は市及び県からの多くの財源に拠っており、安易な債権放棄を行うべきではなく、未収金の発生態様に応じた債権回収に係るルールを整備し、必要な徴収活動を行うと共に、最終的に徴収不能となった場合の会計処理を規定すべきである。

(施設管理運営事業—介護予防センター受託運営事業)

① 事務事業の概要

市内の介護予防センター2か所(「いきいきプラザ」及び「ほのぼのプラザますお」)を拠点として、介護予防の普及啓発、介護予防支援者の人材育成を目的に介護予防講座を実施すると共に、地域におけるサロン活動の支援を実施している。また、2センターの施設管理も併せて実施している。

ア. 資金収支

事業活動収入は、すべて市委託金(介護予防センター管理運営事業受託金)である。事業活動支出のうち55.9%が人件費支出であり、内訳は常勤職員4名(正職員1名、契約職員3名)、非常勤職員4名(契約職員)である。なお、ほのぼのプラザの事業規模がいきいきプラザと比較して大きいのは、いきいきプラザは施設管理のみが受託範囲であるのに対し、ほのぼのプラザは施設管理に加え、介護予防事業も併せて実施していることによる。

(単位:千円)

| | 項目 | いきいきプラザ | ほのぼのプラザ | 合計 |
|-----|-----------|---------|---------|---------|
| | 市補助金収入 | _ | _ | _ |
| | 市委託金収入 | 3, 427 | 40, 455 | 43, 883 |
| | その他の収入 | _ | _ | _ |
| 事業活 | - 舌動収入 | 3, 427 | 40, 455 | 43, 883 |
| | 人件費支出 | _ | 22, 804 | 22, 804 |
| | 事業費支出 | _ | 4, 191 | 4, 191 |

| | 事務費支出 | 4, 731 | 9, 034 | 13, 765 |
|-----|-------|--------|---------|---------|
| 事業活 | 舌動支出 | 4, 731 | 36, 029 | 40, 761 |

イ. 主な事務事業及び実施実績

74 施設管理(いきいきプラザ)

① 事業の概要

柏市社協の本部があるいきいきプラザに係る施設管理及び施設利用者への対応を実施している。施設概要及び令和元年度における使用実績は下表のとおりである。なお、デイサービス室の使用実績がないのは、市中央公民館の耐震工事に伴い、中央公民館にあったボランティアセンター事務室がデイサービス室に移動したためである。

| TT 16-1- | 人举中 | ベノル バッウ | 七九九本水ウ | 共用部 | 延床面積 |
|------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 研修室 | 会議室 | デイサービス室 | 市社協事務室 | | |
| 120. 10 m² | 20. 14 m² | 55. 70 m² | 174. 16 m² | 370. 10 m² | 579. 41 m² |
| 906 時間 | 536 時間 | -時間 | _ | 1,442 時間 | _ |

75 施設管理(ほのぼのプラザ)

① 事業の概要

ほのぼのプラザ(柏市加賀 3-16-8)に係る施設管理及び施設利用者への対応を 実施している。施設概要及び令和元年度における利用者数は下表のとおりである。く つろぎ館においては、開館日にまいにち体操(243日開催)を実施し、多くの市民が 利用している。

| くつろぎ館 | まなび館 | ものしり館 | ふれあい館 | 共用部 | 延床面積 |
|----------|--------|--------|--------|---------|--------|
| | | | | | 588 m² |
| 6, 383 名 | 2,849名 | 1,151名 | 1,396名 | 11,779名 | _ |

76 介護予防講座の開催

① 事業の概要

介護予防活動を地域で担う人材を育成するための講座(人材育成)や、高齢者自身の健康維持・介護予防につながる各種講座(一般)を開催している。また、多くの市民が参加できるように、市内2か所の介護予防センターだけでなく、近隣センター等の公共施設や民間施設を積極的に活用し、身近な場所での開催を進めている。更に、地域に根差した介護予防講座の展開を意識し、地域における自主グループの立ち上げを促進するため、地域包括支援センターや地域いきいきセンターと連携した講座を実施している。講座の種類は、運動、栄養・口腔、社会参加、人材育成等、多岐に渡っている。令和元年度の開催実績は下表のとおりである。

| | | 講 | 座 数 | 7.7 \ 1 */- | 1回当り |
|------|------|-------|---------|-------------|--------|
| | 区 分 | 種類 | 回 数 | 延べ人数 | 参加人数 |
| 人 | 人材育成 | 11 | 11 回 | 271 人 | 24.6 人 |
| | 一般 | 7 | 12 回 | 244 人 | 20.3 人 |
| いきいき | プラザ | 18 | 23 回 | 515 人 | 22.4 人 |
| 人 | 人材育成 | 1 | 1回 | 16 人 | 16.0人 |
| 一般 | 22 | 103 回 | 2,504 人 | 24.3 人 | |
| ほのぼの |)プラザ | 23 | 104 回 | 2,520 人 | 24.2 人 |
| 人 | 人材育成 | 5 | 5 回 | 110 人 | 22.0 人 |
| 一般 | 22 | 63 回 | 1,509 人 | 24.0 人 | |
| その他の | 施設 | 27 | 68 回 | 1,619人 | 23.8 人 |
| 合計 | | 68 | 195 回 | 4,654 人 | 23.9 人 |

77 パソコンルーム事業

① 事業の概要

ほのぼのプラザにおいて、パソコンの利用活用を通じた高齢者の社会参加と認 知症予防を目的として、令和元年度において下表の事業を実施している。

| 区分 | 内容 | 実施日数 | 延べ参加人数 |
|---------------|-----------------------|-------|--------|
| パソコンふれあいサポート | 利用者の希望や能力・レベルに応じ、暮らしの | | |
| | 中でのパソコンの活用方法等を具体的に支援 | 243 日 | 1,401名 |
| 誰でも楽しめるパソコン講座 | ワード、エクセル及びインターネット等の基本 | | |

| | 操作に関する初級から中級者向けの講座 | |
|------------|-----------------------|--|
| パソコンふれあい講座 | パソコンとプロジェクターを利用し、幅広い分 | |
| | 野について講義を行い、受講者間の交流を促す | |
| | 講座 | |

78 フレイル予防出前講座

① 事業の概要

介護予防講座とは別に、市内の高齢者サロン等へ講師を派遣し、フレイルチェック等の介護予防活動の普及啓発を、令和元年度において 105 回開催し、2,275 名が参加している。

79 市民サポーター支援

① 事業の概要

市が実施するフレイルチェック事業に従事する登録サポーターの調整、ウォーキング活動を企画・実施するかしわウォーキングサポーターの支援、推定歩行年齢が分かるロコモチェック(てんとう虫テスト)を実施するサポーターの活動支援を実施している。令和元年度の活動実績は下表のとおりである。

| 区 分 | 活動回数 | 延べ活動者数 |
|----------------|------|--------|
| かしわフレイル予防サポーター | 66 回 | 587 人 |
| かしわウォーキングサポーター | 34 回 | 94名 |
| チームてんとう虫 | 13 回 | 76 名 |

② 監査の結果(指摘)及び意見

特に指摘及び意見はない。

<公益事業>

a. 施設管理運営事業

(1) 社会福祉センター設置経営事業

① 事務事業の概要

こどもから高齢者、ボランティア等が利用する沼南社会福祉センターの管理運営を実施している。沼南社会福祉センターの概要は下表のとおりである。

| 項目 | 内容 |
|------------------|--|
| 施設名 | 沼南社会福祉センター |
| 所 在 地 | 柏市風早1丁目2番地2 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 |
| 敷地面積 | 3, 352. 86 m² |
| 延床面積 | 1, 849. 38 m² |
| 開所 | 平成 11 年 5 月 |
| 利用時間 | 午前9時~午後5時 休館日:日曜日、祝日、年末年始 |
| 使用内容 (★):有料貸出 | 1 階 ・事務室 ・オープンラウンジ(無料開放) ・ベビールーム(オムツ交換・授乳室) ・相談室 ・レクリエーション室(★) ・介護予防・福祉教育室 ・地域活動推進室 ・印刷室 2 階 ・ボランティア室 ・視聴覚室 ・こども室(未就学児対象/無料開放) ・料理実習室(★) 3 階 ・会議室 1、2、3(★) |

1) 資金収支

事業活動収入のうち 91.8%が市補助金(運営事務補助金社会福祉センター 9,963 千円)であり、その他の収入は当該センターの有料利用料 757 千円等である。事業活動支出のうち人件費支出は土曜開所に係るシルバー人材センターへの支出であり、事務費支出のうち 1,989 千円は主に 3 階廊下照明の LED 化による修繕費である。

(単位:千円)

| 項 | 目 | 社会福祉センター施設経営事業 |
|--------|---|----------------|
| 市補助金収入 | | 9, 963 |
| 市委託金収入 | | _ |
| その他の収入 | | 889 |

| 事業活動収 | 入 | 10, 853 |
|--------|-------|---------|
| 人件費支出 | | 348 |
| | 事業費支出 | 3, 219 |
| | 事務費支出 | 7, 195 |
| 事業活動支出 | | 10,764 |

2) 主な事務事業及び実施実績

有料貸出の直近3年間の推移は下表のとおりである。

| | 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|-------------|------------|------------|-----------|
| ν | クリエーション室 | 146 件 | 156 件 | 185 件 |
| | ボランティア活動室 | 296 件 | 315 件 | 313 件 |
| | 臨時ボランティア活動室 | -件 | -件 | 106 件 |
| ボ | ランティア室 | 296 件 | 315 件 | 419 件 |
| 録 | 音室(視聴覚室) | 118 件 | 129 件 | 107 件 |
| 調 | 理実習室 | 66 件 | 66 件 | 60 件 |
| 会 | 議室 | 449 件 | 440 件 | 404 件 |
| 合 | 計 | 1,075件 | 1,106件 | 1, 175 件 |
| 事 | 業収入 | 694, 100 円 | 780, 300 円 | 757,800 円 |
| 単 | 価 | 646 円 | 706 円 | 645 円 |

② 監査の結果

【意見56】修繕計画について

当該センターは平成 11 年度に利用開始され、令和元年度で 20 年が経過している。実際に現地を視察したが、目に見える形での老朽化は窺えなかったものの、今後の施設の老朽化に備えた計画的な修繕積立は必要であり、また、建設当初と現在の社会情勢の変化に伴い、市民が求める利用形態も変化しており、将来のリニューアル等の検討も望まれる。下表は、当該センターの修繕保全計画の概要である。当該保全計画は平成 27 年 3 月に実施した建物劣化度調査ならびに業者見積り、過年度実績等に基づき策定されたものである。令和元年度末において 114 百万円の修繕積立金があるが、令和 30 年度までに 334 百万円の修繕が必要になる計画であり、今後 220 百万円の積立が必要になる。当該保全計画については、毎年見直しを行った上、市と協議を行っているが、今後も協議を継続し、修繕費の負担に対する考え方等についても整理を進めていく事が望まれる。

(単位:百万円)

| 項目 | 直近3年 | R2~6 年度 | R7~11 年度 | R12~16 年度 | R17~21 年度 | R22~26 年度 | R27~30 年度 |
|----------|---------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 建物 | 4 | - | 50 | - | 53 | - | 50 |
| 電気設備 | _ | 2 | - | 1 | - | 2 | 1 |
| LED 化 | 2 | 19 | - | - | - | - | - |
| 消防設備 | _ | 1 | 0 | _ | _ | 0 | _ |
| エレベーター | 0 | 12 | 0 | 1 | 0 | 1 | 12 |
| 冷暖房設備 | 51 | - | - | _ | 80 | _ | _ |
| その他 | 2 | - | 41 | _ | _ | _ | _ |
| 期間修繕費合計 | 61 | 36 | 92 | 3 | 134 | 4 | 63 |
| 積立/修繕費累計 | (積立)114 | 36 | 128 | 131 | 266 | 271 | 334 |
| 積立不足額 | _ | _ | 14 | 17 | 152 | 157 | 220 |

(在宅福祉サービス事業―さわやかサービス事業)

① 事務事業の概要

日常生活に支障のある地域住民に対し、住民参加による市民相互の支えあいを基本とした会員制の有償在宅福祉サービス事業(さわやかサービス)を実施している。当該事業は大きく3つのサービスに区分され、日常生活の支援が必要な方(利用会員)に対し、協力会員による入院中の支援を含めた生活援助サービス、介護サービス、産前産後支援を行う「在宅福祉サービス」、車いすを使用する等、公共交通機関を利用することが困難な利用会員について、福祉車両による移動支援を行う「移動サービス」、及び移動サービスの新たな提供者の育成を目的とした「福祉有償運送運転者講習会」の開催を実施している。

なお、「在宅福祉サービス」は、規程改正に伴い、令和2年度より年会費及び利用 券制度を廃止し、利用の都度、利用料を徴求する方法に変更されている。この背景に は、老老家族や独居老人の増加に伴い、家族機能や地域との繋がりが希薄化している 中で、利用者が事前に利用券を購入すること自体に困難性が生じており、当該事業の 持続可能性を確保する目的で、当該変更を決定している。制度変更に際しては、利用 者及び協力会員への周知徹底を図っている。

1) 資金収支

事業活動収入のうち79.8%が市補助金(さわやかサービス事業補助金37,458千円)

である。その他の収入は、利用会員からの利用料及び年会費、福祉有償運送運転者講習会への参加者からの受講料である。事業活動支出のうち 62.5%が人件費支出(契約社員 18名)であり、事業費支出のうち 5,499 千円は在宅福祉サービスに係る協力会員への謝金である。また、事務費支出のうち 5,115 千円は当該事業に係る専用システムの更新料である。

(単位:千円)

| | 項目 | 在宅福祉サービス | 移動サービス | 福祉有償運送運転者講習会 | さわやかサービス事業 |
|----|--------|----------|---------|--------------|------------|
| | 市補助金収入 | 16, 292 | 21, 165 | _ | 37, 458 |
| | 市委託金収入 | _ | _ | _ | _ |
| | その他の収入 | 6, 402 | 2, 959 | 120 | 9, 481 |
| 事業 | 活動収入 | 22, 694 | 24, 124 | 120 | 46, 939 |
| | 人件費支出 | 9, 253 | 19, 453 | - | 28, 706 |
| | 事業費支出 | 6, 398 | 2, 152 | 67 | 8, 618 |
| | 事務費支出 | 6, 402 | 2, 223 | 5 | 8, 631 |
| 事業 | 活動支出 | 22, 054 | 23, 828 | 72 | 45, 956 |

80 在宅福祉サービス

① 事業の概要

各種サービスの概要、利用会員及び協力会員の直近3年間における推移、各種サービス実施状況の同推移は下表のとおりである。

| サービス名 | 具体的なサービス内容 | 利用料金 | 活動費 |
|----------|------------------|-------------------|---------|
| 生活援助サービス | 調理、洗濯、掃除(屋内・屋外)、 | 880 円/時間 | 同左 |
| | 買い物、草むしり、産前産後支援等 | 333 37 3 13 | 1. 4.21 |
| 介護サービス | 食事介助、排泄介助、更衣介助、外 | 1,100円/時間 | 同左 |
| | 出介助、見守り、清拭、入浴補助等 | 1,100 円/时间 | 刊生 |
| 緊急通報サービス | 通報システムの斡旋 | 3,990円/月 | |
| 相談事業 | 各種在宅福祉相談、訪問相談 | 無料 | _ |

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|----------|----------|-------|
| 利用会員数 | 514名 | 558 名 | 591 名 |

| 協力会員数 | | 162 名 | 139 名 | 149 名 |
|----------|---------------|----------|-----------|----------|
| 生活援助サービス | | 6,990 時間 | 5,778 時間 | 5,098 時間 |
| うち産前産後支援 | | 424.5 時間 | 725. 5 時間 | 887.5 時間 |
| 介護サービス | | 630 時間 | 751 時間 | 888 時間 |
| 緊急 | !通報サービス(加入世帯) | 10 世帯 | 10 世帯 | 10 世帯 |
| 相談 | (事業 | 1,199件 | 2,850件 | 4,549件 |
| 会員からの相談 | | 813 件 | 2,429件 | 4, 164 件 |
| | 会員外からの相談 | 386 件 | 421 件 | 385 件 |

また、前述のとおり、利用券制度が令和元年度末に廃止される関係で、廃止後に未使用の利用券が利用者の手元に残る問題が生じるが、これについては利用券の発行・回収をシステム(さわやかサービス支援システム)で管理しており、会計上も利用券預り金として個別に管理されている。令和元年度末における未使用利用券の状況は下表のとおりであり、令和2年度において、保有者からの申し出により返金に応じる予定である。

| 項目 | | 枚数 | 金額 | |
|----------|----------|---------|--------|--|
| 生活援助サービス | | 172 枚 | 75 千円 | |
| | 介護サービス | 7枚 | 3 千円 | |
| 平成 3 | 0 年度発行 | 179 枚 | 79 千円 | |
| | 生活援助サービス | 612 枚 | 269 千円 | |
| | 介護サービス | 317 枚 | 174 千円 | |
| 令和元年度発行 | | 929 枚 | 443 千円 | |
| 合計 | | 1,108 枚 | 523 千円 | |

81 移動サービス

① 事業の概要

駐車スペースの確保から、当該サービスの拠点は沼南社会福祉センター内に設けられており、稼働車両6台の他(調査及び緊急用に1台あり)と運転手12名及びコーディネーター1名(いずれも契約社員)で運営している。サービスの概要、利用会員の直近3年間における推移、各種サービス実施状況の同推移は下表のとおりである。

| 項目 | 内容 |
|--------|-------------------------------|
| サービス内容 | 柏市社協職員が運転する車両による車椅子使用者等の運送 |
| 利用対象者 | 車椅子を使用し、単独では公共交通機関の利用が困難であっ |
| | て、次のいずれかに該当する市民 |
| | ・身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の者 |
| | ・要介護認定を受けている |
| | ・要支援認定を受けている |
| | ・その他の障害を有している |
| 利用目的 | 医療機関への通院、社会福祉施設への入退所、社会参加等を目 |
| | 的とした移動 |
| サービス時間 | 午前9時(車庫発)から午後5時(車庫着) |
| | 休業日:日曜日、祝日、年末年始 |
| 運行範囲 | (1) 市内:柏市 |
| | (2) 市外:野田市、松戸市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、 |
| | 白井市、印西市 |
| | ※市外の場合、発着地のいずれかが柏市内の必要あり |
| 介助者 | 介助者1名の同上を要する |
| 利用料金 | 市内 500円/回、市外 600円/回 |

| 項目 | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|----------------|------------|------------|------------|
| 登録者数 (年度末) | | 345 名 | 369 名 | 390 名 |
| 月平 | 均利用者数 | 152 名 | 157 名 | 141 名 |
| 利用 | 件数 | 6,383件 | 6, 498 件 | 5,681件 |
| | 市内 | 5,020件 | 5, 152 件 | 4, 495 件 |
| | 市外 | 1,362件 | 1,346件 | 1, 186 件 |
| 予約 |]できなかった件数 | 116 件 | 106 件 | 175 件 |
| 稼働 | 日数 | 293 日 | 292 日 | 289 日 |
| | 1日平均利用件数 | 21.8件 | 22.3 件 | 19.7件 |
| | 車両1台当り1日平均利用件数 | 3.6件 | 3.7件 | 3.3件 |
| 走行 | 距離 | 106, 333km | 109, 508km | 100, 136km |

82 福祉有償運送運転者講習会

① 事業の概要

福祉有償運送の運転手になるためには、国土交通省が認定した講習会(2日間) を受講する必要があり、柏市社協において開催した直近3年間の実績は下表のと おりである。

| | 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|-------------|----------|----------|-------|
| 開作 | 崔数 | 1回 | 1回 | 1回 |
| | 福祉有償運送運転者講習 | 1名 | -名 | -名 |
| | セダン等運転者講習 | 2名 | -名 | -名 |
| | セット講習 | 25 名 | 9名 | 8名 |
| 受講 | - 構者計 | 28 名 | 9名 | 8名 |
| | うち市内 | 17 名 | 7名 | 1名 |
| | うち市外 | 11 名 | 2名 | 7名 |

② 監査の結果(指摘)及び意見

【意見57】 緊急通報サービスについて

緊急通報サービスは、提携する民間事業者が、緊急援助が必要な場合に提携のタクシー会社を利用者の下に急行させ、状況に応じ消防署等に出動依頼を行うサービスであり、柏市社協は、当該サービスの利用を希望する会員に対し、当該民間事業者を無報酬で紹介している。現状、当該サービスに類似するサービスを提供する民間事業者が多数存在する中で、公共性の高い柏市社協が特定事業者のみを斡旋する行為は、公平性の観点から問題があると考えられるため適切な改善が必要である。。

【意見58】 移動サービスのサービス時間について

移動サービス事業は、送迎車両(6台)の駐車スペースの関係から、拠点を沼南社会福祉センターに設けている。同センターは市の南東部に位置しており、そこから最も離れている田中地区(市・北西部)において利用状況が低くなっている。これは、多くの利用者の移動目的が午前中における通院であり、例えば、田中地区の利用者が9時半に病院へ行くために当該サービスを利用しようとした場合、利用者の所在地と拠点との距離を考慮した上で拠点を出発する必要があるが、柏市社協において拠点(車庫)を発車する時間を午前9時以降と定めているため、この利用者は当該サービスを利用できないこととなる。当該サービスは事業活動支出の多くを市補助金から賄われており、市民による利用機会の公平性を確保するための方策を検討する必要がある。

【意見59】 福祉有償運送運転者講習会を柏市社協が開催することについて

福祉有償運送の新たなサービス提供者の育成を目的に、福祉有償運送運転者講習会を年1回、柏市社協において開催している。直近2年間の受講者は10名を下回っている。これは、近年、民間事業者(近隣市)が同講習会を年複数回開催しており、多くの受講者が当該民間事業者開催の講習会に参加しているためである。柏市社協が当該講習会を開催する目的は、新たなサービス提供者の育成であるが、当該目的は既に民間事業者に引き継がれており、柏市社協が今後も開催する意義は乏しくなっていると考えられるため、柏市社協による当該講習会の開催は廃止し、経営資源を本業である移動サービスに集中させることが市民サービスにとって有益と考える。

【指摘 7】 生活援助券の未了分を過払返金した際の未収金に係る会計処理について

平成29年度以前に発行した生活援助券については、発行年度の翌年度末を期限に、利用者の申請により返金を受け付けている。このうち、平成29年5月に利用者からの申請に応じて返金を行った際、誤って過大な返金を行ってしまい、同年度中に返金依頼を行ったものの、利用者が返金に応じず、当該過払返金額を未収金として処理していた債権について、令和元年度に損失処理(直接償却処理)を行っている。しかしながら、当該損失処理に係る稟議は存在するものの、柏市社協において回収不能債権に対するルールが存在していない。当該事業は市からの多くの財源に拠っており、安易な債権放棄を行うべきではなく、未収金の発生態様に応じた債権回収に係るルールを整備し、必要な徴収活動を行うと共に、最終的に徴収不能となった場合の会計処理を規定すべきである。

(在宅福祉サービス事業―地域包括支援センター受託運営)

① 事業の概要

市が市内 11 か所に設置している地域包括支援センターの 1 か所である「沼南地域包括支援センター」における地域包括支援センター業務を市から受託している。

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括 的に支援することを目的に、地域支援事業を一体的に実施する役割を担う中核 的機関とされており、高齢者の総合相談・権利擁護、介護予防プランの作成、地 域の介護予防活動支援、介護支援専門員の支援を実施している。また、認知症者 やその介護者への支援として認知症カフェの設置や家族会への支援、地域包括 ケアシステムの構築に向けたネットワークづくり等を実施している。

柏市社協が受託している沼南地域包括支援センターの所管圏域(沼南圏域)は 下表のとおりである。

| | 項目 | 面積 | 人口 | 高齢者人口 | 高齢化率 | 要介護認定率 |
|---|--------|-----------|------------|-----------|--------|--------|
| | 風早北部 | 9. 9 km² | 26, 152 人 | 7,450 人 | 28. 5% | 13. 1% |
| | 風早南部 | 10.5 km² | 22, 858 人 | 5, 461 人 | 23. 9% | 14. 3% |
| | 手賀 | 21.4 km² | 3, 589 人 | 1, 324 人 | 36. 9% | 18. 8% |
| 沼 | 南圏域 | 41.7 km² | 52, 599 人 | 14, 235 人 | 27. 1% | 14. 0% |
| 市 | | 114.7 km² | 426, 128 人 | 109,672 人 | 25. 7% | 15. 8% |
| 市 | に対する割合 | 36. 4% | 12.3% | 13.0% | _ | _ |

※人口及び高齢者人口は令和元年10月1日現在の日常生活圏域データ(柏市高齢者支援課作成) の数字である

1) 資金収支

事業活動収入のうち 92.6%が市委託金(沼南地域包括受託金 49,226 千円)である。その他の収入は、介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成に係る介護保険事業収入である。事業活動支出のうち 93.2%が人件費支出であり、内訳は正職員 7名、契約社員 3名である。地域包括支援センターの人員配置は介護保険法施行規則第 140条の 52 第1項第2号に基づく市との当該業務委託に係る仕様書に規定されており、令和元年度末における人員体制は下表のとおりである。なお、令和元年度末において欠員は生じていない。

(単位:千円)

| 項目 | | 地域包括支援センター受託運営 |
|-------|--------|----------------|
| | 市補助金収入 | _ |
| | 市委託金収入 | 49, 226 |
| | その他の収入 | 3, 933 |
| 事業活動収 | 汉入 | 53, 159 |
| | 人件費支出 | 48, 098 |
| | 事業費支出 | 1, 419 |
| | 事務費支出 | 2, 095 |
| 事業活動支 | 芝出 | 51, 612 |

| 職種 | 正職員 | 契約社員等 | 備考 |
|-----------|-----|-------|----|
| 主任介護支援専門員 | 1名 | -名 | |

| 社会福祉士 | 3名 | -名 | |
|---------|----|----|--------------|
| 保健師 | 2名 | -名 | センター長を兼務 |
| 看護師 | 1名 | -名 | |
| 介護支援専門員 | -名 | 2名 | 専らケアプラン作成に従事 |
| 事務補助員 | -名 | 1名 | |
| 合計 | 7名 | 3名 | |

83 介護予防・生活支援サービス事業

① 事務の概要

事業対象者を、基本チェックリストを利用して把握すると共に、要支援認定者及び事業対象者のケアプラン作成の支援を行っている。ただし、すべての利用者のケアプランを地域包括支援センターが作成することは人的リソースからも不可能であり、主に近隣のケアマネジャーと連携を図りながら、対象者の状態や将来を勘案し、外部のケアマネジャーを選定している。直近3年間のケアプラン作成に係る実績は下表のとおりである。

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 要支援ケアプラン作成請求件数 | 943 件 | 767 件 | 888 件 |
| (介護予防ケアマネジメント含む) | (うち新規 16件) | (うち新規 26件) | (うち新規 30件) |
| 要支援ケアプラン作成委託請求件数 | 2,201件 | 2,706 件 | 2,922件 |
| (介護予防ケアマネジメント含む) | (うち新規 110件) | (うち新規 103件) | (うち新規 74件) |
| 合計 | 3,144件 | 3,473件 | 3,810件 |
| | (うち新規 126件) | (うち新規 129件) | (うち新規 104件) |

84 一般介護予防事業

① 事業の概要

フレイルチェック講座や地域イベント等において、フレイル予防に関する普及 啓発を行う「介護予防普及啓発事業」と、フレイル予防に資する多様な地域活動組 織に対して、住民主体の取組みが継続できるよう、効果的かつ効率的に育成及び支 援を行う「地域介護予防活動支援事業」を主に行っている。直近3年間の講座開催 状況及び地域活動組織への支援、出前講座等の開催状況は下表のとおりである。

| | 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | | |
|----|--------------|----------|----------|--------|--|--|
| 介護 | 介護予防普及啓発事業 | | | | | |
| | 開催数 | 16 回 | 16 回 | 9 回 | | |
| | 延参加者数 | 769 名 | 377 名 | 164 名 | | |
| 地域 | 地域介護予防活動支援事業 | | | | | |
| | 開催数 | 48 回 | 51 回 | 100 回 | | |
| | 延参加者数 | 1,176名 | 1, 237 名 | 2,675名 | | |

85 総合相談支援事業

① 事務の概要

本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受け、的確な状況把握等を行い、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関等を紹介すると共に、必要に応じた専門的・継続的支援を行っている。また、地域ネットワークの構築を図るため、地域内関係者の会議への参加やチラシの設置等を行っている。チラシの設置については、高齢者やその家族の目に触れる機会を意識し、圏域内の医療機関に設置させてもらっている。直近3年間の相談対応実績は下表のとおりである。なお、令和元年度の実績が減少しているのは、新たにシステムによる実績管理を開始し、原則、新規案件のみをカウント対象にしたことによる。

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------------|----------|----------|--------|
| 介護予防等の相談支援等 | 67 件 | 153 件 | 15 件 |
| 介護予防ケアマネジメント総合事業 | 196 件 | 562 件 | 312 件 |
| 権利擁護(虐待・成年後見等) | 65 件 | 46 件 | 75 件 |
| 包括的・継続的ケアマネジメント | 136 件 | 194 件 | 127 件 |
| 認知症に関する相談 | 144 件 | 129 件 | 112 件 |
| 介護保険等の福祉制度に関する相談 | 1,091件 | 1,814件 | 976 件 |
| 在宅医療・介護連携推進(新規) | -件 | -件 | 34 件 |
| 生活支援体制整備(新規) | -件 | -件 | 29 件 |
| その他 | 363 件 | 808 件 | 322 件 |
| 合計 | 2,062件 | 3,706件 | 2,002件 |

86 権利擁護事業

① 事業の概要

成年後見制度、消費者被害及び高齢者虐待等の予防に係る普及啓発を進めると 共に、高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用につながる支援を実施している。 直近3年間の実績は下表のとおりである。

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------------|----------|----------|-------|
| 高齢者虐待への対応 | 6件 | 4件 | 3件 |
| 老人福祉施設等への措置の支援 | -件 | 1件 | 1件 |
| 成年後見制度市長申立相談支援 | 4件 | 3 件 | 3件 |
| 合計 | 10 件 | 8件 | 7件 |

87 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

① 事業の概要

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するためのネットワーク構築を目的に、地区の介護支援専門員を中心に「けあまねかふぇ」等を開催している。また、地域の介護支援専門員に対する専門的な見地からの日常的な指導、相談支援、事例検討会、研修等を通じて、介護支援専門員のスキルアップを常時行っている。直近3年間の公式な研修会等の開催実績は下表のとおりである。

| | 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|-----------|----------|----------|-------|
| 包 | 括ケア地区別研修 | 2 回 | 3 回 | 6 回 |
| | 内 けあまねかふぇ | -□ | -□ | 4 回 |
| 事 | 例検討会 | 1回 | 1回 | 1回 |

88 生活支援体制整備事業

① 事業の概要

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、地域支えあい推進協議会及び 地域支えあい推進員と連携し、地域の実情に応じた生活支援体制の構築を進めて いる。令和元年度は、風早北部地区の「支えあい会議」において、介護支援専門員 と地域福祉活動者との間での交流会を開催している。

89 認知症総合支援事業

① 事業の概要

認知症者に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療・介護の関係機関や認知症サポーター等の認知症者を支援する関係者の連携体制を構築すると共に、認知症者とその家族等からの相談に応じ、医療機関への受診等、状況に応じた適切なサービスが提供されるように認知症相談会を開催している。また、認知症者の家族の介護負担を軽減するため、認知症カフェ(圏域内で4ヶ所)を通じた支援を行っている。直近3年間の実績は下表のとおりである。

| | 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|--------------|----------|----------|-------|
| 認知 | 症相談会、認知症家族の会 | | | |
| | 実施回数 | 12 回 | 24 回 | 11 回 |
| | 参加人数 | 78 名 | 88 名 | 85 名 |
| 認知 | 症カフェへの支援 | | | |
| | 実施回数 | 12 回 | 30 回 | 26 回 |
| | 参加人数 | 83 名 | 224 名 | 192 名 |

90 地域ケア会議推進事業

① 事業の概要

地域組織や地元住民等との協力と連携により、地域包括ケアシステムの構築 に向けた検討会議を実施している。当該会議は個別課題を検討する一層と、個別 会議の検討内容から圏域全体を検討対象とする二層に区分される。各会議の概 要及び直近3年間の実績は下表のとおりである。

| 階層 | 会議名 | 概要 | | | |
|----|----------|--|-----------|-----------|--|
| | | 沼南圏域の医療、 | 介護等の専門職をは | はじめ、民生委員、 | |
| | | ボランティア等の多様な関係者が協同し、介護支援専 | | | |
| | | 門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要 な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的 な支援方策を検討し、個別課題の解決を図る。 | | | |
| 一層 | 地域ケア個別会議 | | | | |
| | | | | | |
| | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | |
| | | 4 回 | 4 回 | 4 回 | |

| | | 介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者 | | | |
|----|----------------------|--------------------------|------------|----------|--|
| | | の自立の促進及び | QOL 向上のため、 | 市が開催する介護 | |
| | A 3# → R4 /m R1 A 34 | 予防個別会議に出 | 出席し、専門家のフ | アドバイスを受け | |
| | 介護予防個別会議 | る。 | | | |
| | | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | |
| | | 2 回 | 5 回 | 5 回 | |
| | | 沼南圏域の関係機関を招集し、地域ケア個別会議を通 | | | |
| | | して見えてきた地 | 域課題を報告し、 | 地域課題の解決の | |
| | | ために関係機関が | i連携してできるこ | と、施策として提 | |
| 二層 | 沼南地域ケア推進 | 案すべきことを検 | 討する。 | | |
| | 圏域会議 | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | |
| | | 2 回 | 2 旦 | ※ -回 | |
| | | ※新型コロナウイルス感染症に伴い未開催 | | | |

※沼南地域ケア推進圏域会議には、平成30年度以前に開催した地域ネットワーク会議を含む

91 認知症高齢者見守り事業

① 事業の概要

かしわオレンジ SOS ネットワークによる徘徊高齢者の早期発見への協力及び町会等の地域関係者との連携による地域における認知症高齢者見守り体制を構築するため、徘徊模擬訓練を年に1回実施している。

92 認知症サポーター等養成事業

① 事業の概要

認知症への理解を深め、認知症者やその家族を支える認知症サポーターを要請する目的で認知症サポーター養成講座を開催すると共に、当該養成講座を受講した後にサポーター登録を行ったオレンジフレンズに対し、情報提供を行っている。直近3年間の実績は下表のとおりである。

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------------|----------|----------|-------|
| 認知症サポーター養成講座 | | | |
| 実施回数 | 29 回 | 24 回 | 27 回 |

| | 参加人数 | 705 名 | 614名 | 720 名 | |
|-------------|------|-------|------|-------|--|
| オレンジフレンズ交流会 | | | | | |
| | 実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 | |
| | 参加人数 | 13 名 | 26 名 | 26 名 | |

② 監査の結果(指摘)及び意見

【意見 60】地域ケア個別会議及び沼南地域ケア推進圏域会議における検討内容の 有効活用ついて

沼南地域包括支援センターを中核とした沼南圏域における地域ケアの取組みについては、日常的な指導・相談や地域ケア会議を通じて個別課題の具体的な解決を関係機関が協力しながら図り、個々の課題解決施策を沼南地域ケア推進圏域会議の場において、様々な関係者からの意見を反映させながら、市への提言に繋げている。しかしながら、柏市地域包括支援センター運営協議会の開催は年3回に限られており、協議内容も実績報告に留まっている。確かに、ケアマネジメントは個別性が強く、一般化することは困難かもしれないが、地域包括支援センターにおける具体的な解決策を整理・検証し、データベース化する等により、今後の地域ケアの高度化に繋がるヒントが生まれるのではないかと考える。

【意見61】 沼南地域包括支援センターにおける取り組み事例の横展開について

市では地域包括支援センターを並列的に11か所設置しており、柏市社協を含め8法人(社会福祉法人:4法人、公益財団法人:1法人、医療法人社団:1法人、株式会社:2法人)に業務委託を行っている。前述のとおり、地域包括支援センターの業務は高齢者福祉に特化しているとは言え非常に多岐に渡っており、地域住民団体や民生委員等との連携によるネットワーク構築の成否が、当該地区における地域包括ケアシステムの成否に強く結びつく。この点、柏市社協は、地区社協の支援や民生委員との連携、地区社協担当者の配置を通じて、日頃から市内の全地域と接点を有しており、他の受託者と比較して地域住民とのネットワーク構築において強みを有している。市(地域包括支援課)においては、沼南地域包括支援センターにおける柏市社協の取り組み事例やノウハウ(特に地域住民とのネットワーク構築について)を他の受託者に横展開し、各地域包括支援センターのスキルアップを図っていくべきであると考える。また、地域包括支援センターで行う業務内容と柏市社協が行っている様々な業務との親和性が強く、相対的に高いレベルで事業を遂行していると

考えられるため、現在、全ての地域包括支援センターが並列的な位置付けとされているが、これを、柏市社協が運営する沼南地域包括支援センターを市の中核的機能を有する存在に改め、柏市社協が他の受託者に対して助言・指導等ができる体制を検討してはどうかと考える。

b. その他

各事業には特定されない発見事項は以下のとおりである。

【意見62】研修講師等の謝金に係る源泉所得税について

柏市社協では多くの事業で研修会等を実施し、当該研修会の講師を第三者に委託しており、当該講師に対して謝金を支払っている。当該謝金の支出に係る簿冊を確認したところ、講師が個人の場合、当該謝金に係る源泉所得税(10.21%)を徴収しているが、事業によっては当該源泉所得税を柏市社協が負担していると考えることができる事例が散見された。例えば、謝金が10,000円であった場合の金額例は下表のとおりである。

| 項目 | 諸謝金計上額 | 源泉所得税 | 支払額 |
|-----------------|-----------|----------|----------|
| 次日 | 1) | 2 | 1)-2 |
| ①源泉所所得税を柏市社協が負担 | 11, 137 円 | 1, 137 円 | 10,000円 |
| ②源泉所得税を講師が負担 | 10,000円 | 1,021 円 | 8, 979 円 |
| 差額 | 1,137円 | 116 円 | 1,021円 |
| 【参考】法人が講師の場合 | 10,000円 | -円 | 10,000円 |

ここでまず問題となるのは、柏市社協において謝金を支出する際、上表の①と② が混在している点である。これは、柏市社協において、謝金の金額を上表の例でいうと 10,000 円としか決めておらず、当該金額が源泉所得税控除後なのか控除前なのかが明確に決められていないため、事業によって対応にばらつきが生じてしまっている点である。次に、同一の内容の講習を個人に委託した場合と法人に委託した場合に、講師が法人においては、柏市社協に源泉徴収義務がないため、柏市社協における諸謝金計上額は 10,000 円であるのに対し、講師が個人で上表①の場合には、諸謝金は 11,137 円計上されることとなり、同一内容の講習であるにも関わらず、講師の委託先によって柏市社協の諸謝金計上額に差が生じてしまうことになる。したがって、柏市社協においては、まず、講師報酬が源泉所得税控除前なのか控除後なのかについて統一した考えを整理する必要があり、その際、同一内容の講習において、講師の属性(個人と法人)で謝金計上額が異なることの是非について検討する必要がある。

監査人が確認した事務事業の範囲において、当該源泉所得税の取扱いについて 下表のとおり整理したので、今後の検討に際し参考にされたい。

| 事務事業 | 謝金に係る源泉所得税の状況 | | |
|----------------|---------------|--|--|
| 法人運営事業 | 上表①の形態あり | | |
| 地域福祉活動推進事業 | 上表①と②の形態が混在 | | |
| 健康予防支援事業 | 上表①の形態あり | | |
| 福祉サービス利用援助事業 | 上表①の形態あり | | |
| 介護予防センター受託運営事業 | 上表②の形態のみ | | |
| 社会福祉センター設置経営事業 | 該当なし | | |
| さわやかサービス事業 | 上表①と②の形態が混在 | | |
| 成年後見事業 | 上表①の形態あり | | |
| 地域包括支援センター受託運営 | 上表①の形態あり | | |

【指摘8】請求書等の不備について

監査対象事務事業に係る事業費及び事務費支出に関連する簿冊を確認したところ、取引先からの請求書等に日付が記載されていない取引が散見された。請求書等の日付は当該取引の計上日付を確認する上で重要な証跡であり、特に年度末において未払計上する際には当該取引の期間帰属を決定する上での重要な拠り所となるため、取引先から請求書等を受領する際には、請求日等が正しく記載されていることを確認した上で受領する必要がある。

【指摘9】退職給付引当金について

柏市社協における退職給付引当金については、経理規程において、「職員に対して将来支給する退職金のうち、期末退職金要支給額(約定給付額から被共済職員個人が拠出した掛金累計額を控除した金額)を退職給付引当金に計上する。」と規定されており、計算書類に対する注記においても、「職員の退職給付に備える為、期末退職金要支給額を計上している」と注記している。

一方、実際の退職給付引当金は、全ての退職金制度対象職員が定年(60歳)まで勤務した場合の将来における退職金要支給額(A)を試算し、対象職員の定年までの期間(B)で除した金額(A/B)を毎期の退職給付引当金積み増しの目安としている。

当該方法は、毎年の引当額を平準化するという意味では理解できる点もあるが、 全ての職員が定年まで勤務することを前提としている点で過度に保守的であり、 経理規程で規定した処理内容とも異なっている点で問題がある。退職給付引当金において、過大計上となっているため、適切な会計処理を行っていく必要がある。

【意見63】人件費の予算と実績の乖離について

柏市社協では、次年度の予算策定を7月頃から開始し、9月に市へ提出している。 職員の人件費(職員給料)については、職員毎に次年度の昇給や諸手当を考慮して 試算し、当該職員の次年度における配属も考慮した上で、職員給料予算を策定して いる。契約社員等の人件費(非常勤職員給与)については、事業別に定員を定めて おり、それに単価を考慮して、非常勤職員給与予算を策定している。

令和元年度における人件費に係る予算と実績、及びその差額は下表のとおりである。まず、職員給料における差額の発生理由は、①予算策定時においては社会人採用を予定していたところ、実際には新卒採用になったもの、②時間外手当が想定より少なかった等の単価要因が主な理由である。一方、非常勤職員給与については、予算策定時の定員数を満たすまでの採用ができておらず、人数要因が主な理由である。柏市社協における人件費予算の策定については、不合理な前提条件を設定していることはなく、また、当該差額は不用額として市に精算・返金されるものの、結果として予算と実績に 10%近くの乖離が生じている点は深く考慮する必要がある。当該差額要因は前述のとおり分析されていることより、人件費に係る予算策定の精度を高めていくことが望まれる。なお、令和3年度の予算策定においては、職員を3つのグループに分け、各グループに標準単価を設けることで、差額の発生を抑える試みを行っていると伺っている。

(単位:千円)

| 項目 | | 令和元年度予算 | 令和元年度実績 | 差額 | 乖離率 |
|-------|-----------|----------|----------|---------|--------|
| 人件費支出 | | 485, 958 | 438, 434 | 47, 523 | 9. 7% |
| | うち職員給料 | 201, 675 | 189, 861 | 11, 853 | 5. 8% |
| | うち非常勤職員給与 | 205, 658 | 178, 783 | 27, 175 | 13. 2% |

第4 小括

以下では、国の介護保険制度の 2021 年度(令和 3 年度)の改正動向も考慮しながら、柏市の今後の高齢者福祉の施策全体に関する感想を述べる事とする。

1 少子高齢化と高齢福祉に対する国の対応について

「第2 1.少子高齢化社会の現状」で述べた様に、日本は少子高齢化が進み地方だけではなく都市部においても確実に高齢化率が高まり、今後も2025年(令和7年)に団塊世代が後期高齢者(75歳以上)になる等、高齢者福祉制度の維持ないし継続は重要な社会的課題であり、そのためには行政の財政基盤や介護人材の確保等への適切な対策を計画し実行することが重要である。

厚生労働省は、高齢者や要介護者・要支援者の増加に伴う介護保険給付費の増加に対する財源不足、及び介護現場における労働力の不足という「2つの不足」が制約条件となる中で、国も県も市町村もすべての行政機関が、多様化・複雑化するニーズに適切な対応を行う必要に迫られていると考えている。

そのために、介護保険料の国民負担の増額や介護保険料納付年齢の若年化等も含めてさまざまな方法で高齢者福祉の財源確保を図るとともに、介護保険制度自体の適切なサービス提供や利用者の公平性を保ち、より適切かつ効率的な制度設計と運用を今後も図っていくものである。

今後、国は具体的に以下の5つの課題につき制度改正を図っていると言われている。

- (1) 介護予防・健康づくりの推進
 - ・高齢者が気軽に通える「通いの場」の数を増やす。
 - ・多様な主体との連携、ボランティアへのポイント付与の活用
- (2)保険者(市町村)の機能強化
 - ・総合事業の充実(特に多様な主体の参加による多様なサービスの充実)
 - ・ボランティア等の生活支援の充実
 - ・要介護度の改善等の効果を数字で分析する「科学的介護」の導入
 - ・地域包括支援センターの機能強化(特に、業務量の増加に対応する人員体制の 強化等)
- (3) 地域包括ケアシステムの推進
 - ・在宅医療・介護連携事業の推進

- ・医師会等の多職種団体との連携
- ・地域ケア会議等の活用
- ・ケアマネジメントの充実 (ケアマネジャーや多職種との研修等)
- (4) 認知症「共生」「予防」の推進
 - ・「共生」認知症の人が社会の中で認知症でない人も含め共に生きる。
 - 「予防」認知症になるのを遅らせる。認知症になっても進行を穏やかにする。
 - (通いの場(再掲)の整備等)
- (5) 持続可能な介護保険制度の再構築・介護現場の革新
 - ・介護保険職員の給与引き上げを含めた待遇改善の実施
 - ・介護士修学資金貸付等の支援
 - ・介護ロボットや ICT の活用
 - ・介護現場の魅力向上や情報発信
 - ・外国人の受け入れ拡大

2 柏市における高齢者福祉の現状について

柏市も平成 20 年に中核市となり、千葉県より移管された業務を遂行するとともに、 高齢化に適切に対応するために、介護保険法等の法令や厚生労働省等の事務連絡等に 従った適切な制度運営を実施するだけに止まらず、医療・介護・福祉の連携や、認知症 対策等に柏市独自の真摯な研究を活かしながら密度の濃い高齢者福祉のための施策を 策定し実施してきている。

特に、平成 23 年度より開始した市と都市再生機構及び東京大学高齢社会研究機構の 三者での共同研究により

- ・在宅医療と介護の連携システム
- ・高齢者の就労機会の創出・提供システム
- ・介護施設を含めたまちづくり

を立上げ、高齢者福祉施策として充実、確立してきていることと、

・認知症対策としての様々なフレイル事業

に関しては厚生労働省のホームページ等でも好事例として紹介されている事はいずれ も特筆すべき点である。

柏市は、全体としては高齢者福祉制度に関しては先進的で充実した施策を計画的に 実施している基礎自治体であると認められる。

3 柏市における今後の高齢者福祉に関する検討課題について

この様に高齢者福祉施策に関して特異な利点を数多く持っている柏市ではあるが、他の地方自治体と同様に課題が全くない訳ではない。

ここで、日本政府の高齢社会対策会議が平成30年2月に見直しを発表した「高齢社会対策大綱」の基本方針を見てみよう。

高齢期に健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、 長寿を全うできるよう、個人間の健康格差をもたらす地域・社会 的要因にも留意しつつ、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進 する。

今後の高齢化の進展等を踏まえ、<u>地域包括ケアシステムの一層</u> <u>の推進</u>を図るとともに、<u>認知症を有する人々が地域において自立</u> した生活を継続できるよう支援体制の整備を更に推進する。

また、家族の介護を行う現役世代にとっても働きやすい社会づくりのため、<u>介護の受け皿整備や介護人材の処遇改善等の「介護</u> 離職ゼロ」に向けた取組を推進する。

高齢化の進展に伴い医療費・介護費の増加が見込まれる中、国 民のニーズに適合した効果的なサービスを効率的に提供し、人口 構造の変化に対応できる<u>持続可能な医療・介護保険制度を構築</u>す る。また、<u>人生の最終段階における医療</u>について国民全体で議論 を深める。

そもそも、介護保険制度は平成 12 年4月より施行されて約 20 年の間日本国民の 高齢者及びその家族にとって有効な施策として維持されてきたが、半面、高齢者数の 増加や保険給付サービスの充実・拡大等で大変に複雑で運営は大変で、かつ、運営に 多大なコストがかかる制度になっている。

一方で、介護保険サービス事業の従事者は給与水準が他の職種に比較して相対的 に低水準で、人材確保が困難である等、事業経営は厳しいものとなっているのが現状 である。

住民サービスの充実と、コスト負担の仕組み、今後における制度の維持・継続等、 介護保険制度に関する課題も多い。以上の課題は、柏市についても例外ではなく、高 い行政サービスの制度の維持を図り、増大していく高齢者数や介護認定者数と保険 給付コストの増大について、市としても次の第8期高齢者福祉計画や、第五次総合計 画(後期)等の計画策定も含めて、高齢者福祉に関して十分な検討・策定が必要である。

柏市は、中核市になって以降財政規律を重視し、経常収支比率等を抑制しながら 債務の縮減に努める等を実行する中で、増え続ける高齢者福祉に関する一般会計の 民生費、社会福祉費の増加、及び介護保険制度特別会計への繰出金の増加に対応す るために、特に人件費に関して、社会福祉施設の運営や介護保険全般の窓口業務等 に指定管理制度や委託契約等で人件費の削減を図ってきた。

また、柏市は高齢者福祉に関してさまざまなコンピュータ・システムを構築して 業務の効率化・有効化に活用しており、個々のシステムの内容や管理状況について は今年度の監査で事務事業のヒアリングをした中で確認した範囲では概ね適切に整 備され運用されていると認められた。

今後、第8期柏市高齢者いきいきプラン21等の計画策定においても、高齢者福祉に関わる各システムについての環境整備と必要な見直しを考慮する等、高齢者福祉の向上に向けた取組みを十分に検討すべきものと思われる。

少子高齢化等の柏市内の情勢、地域ごとの特性等も十分に考慮しながら、柏市独 自の施策の更なる充実を図るとともに、制度の適切な維持・運用に努められ、適切 なPDCAサイクルを回して財政を含む市政の円滑な運営を行っていただきたい。

以上